

# 添付書類

## 目 次

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書
  
- (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
  
- (3) 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書
  - 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
  - I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書
  - II 放射線による被ばくの防止に関する説明書
  - III 火災及び爆発の防止に関する説明書
  - IV 耐震性に関する説明書
  - V 強度及び耐食性に関する説明書
  - VI その他の説明書
    - VI-1 説明書
    - VI-2 再処理施設に関する図面



(1) 再処理施設の事業変更許可  
申請書との整合性に関する  
説明書

## 目 次

- (1) - 1 再処理施設の事業変更許可申請書（本文四号）との整合性に関する説明書
- (1) - 2 再処理施設の事業変更許可申請書（本文九号）との整合性に関する説明書

(1) - 1

再処理施設の事業変更許可申請書  
(本文四号) との整合性に関する  
説明書

## 目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 説明書の構成	1
4. 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性	2
四、再処理施設の位置，構造及び設備並びに再処理の方法	
A. 再処理施設の位置，構造及び設備	
イ. 再処理施設の位置	イ-1
(1) 敷地の面積及び形状	イ-1
(2) 敷地内における主要な再処理施設の位置	イ-6
ロ. 再処理施設の一般構造	ロ-1
(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造	ロ-2
(2) 放射線の遮蔽に関する構造	ロ-6
(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	ロ-23
(4) 火災及び爆発の防止に関する構造	ロ-33
(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止	ロ-33
(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止	ロ-71
(5) 耐震構造	ロ-96
(i) 安全機能を有する施設の耐震設計	ロ-96
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	ロ-109
(6) 耐津波構造	ロ-121
(7) その他の主要な構造	ロ-123
(i) 安全機能を有する施設	ロ-124
(a) 外部からの衝撃による損傷の防止	ロ-127
(b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	ロ-172
(c) 溢水による損傷の防止	ロ-174
(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	ロ-186
(e) 誤操作の防止	ロ-201
(f) 安全避難通路等	ロ-203
(g) 安全機能を有する施設	ロ-205
(h) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	ロ-210
(i) 使用済燃料の貯蔵施設等	ロ-211

(j)	計測制御系統施設	ロ-213
(k)	安全保護回路	ロ-213
(l)	制御室等	ロ-214
(m)	廃棄施設	ロ-217
(n)	保管廃棄施設	ロ-219
(o)	放射線管理施設	ロ-220
(p)	監視設備	ロ-221
(q)	保安電源設備	ロ-226
(r)	緊急時対策所	ロ-228
(s)	通信連絡設備	ロ-231
(ii)	重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止，安全避難通路等，制御室，監視測定設備，緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載）	ロ-233
(a)	重大事故等の拡大の防止等	ロ-234
(b)	重大事故等対処設備	ロ-273
(c)	臨界事故の拡大を防止するための設備	ロ-321
(d)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	ロ-324
(e)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	ロ-327
(f)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	ロ-329
(g)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	ロ-332
(h)	放射性物質の漏えいに対処するための設備	ロ-335
(i)	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	ロ-336
(j)	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備	ロ-337
(k)	電源設備	ロ-338
(l)	計装設備	ロ-341
(iii)	その他	ロ-342
ハ.	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備	ハ-1
(1)	構造	ハ-1
(2)	主要な設備及び機器の種類	ハ-21
(3)	受け入れ，又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力	ハ-61
(4)	主要な核的制限値	ハ-64
ニ.	再処理設備本体の構造及び設備	ニ-1

(1) せん断処理施設	ニ-1
(2) 溶解施設	ニ-7
(3) 分離施設	ニ-47
(4) 精製施設	ニ-96
(5) 脱硝施設	ニ-173
(6) 酸及び溶媒の回収施設	ニ-198
ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備	ホ-1
(1) 構造	ホ-1
(2) 主要な設備及び機器の種類	ホ-6
(3) 貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	ホ-9
(4) 主要な核的制限値	ホ-10
ヘ. 計測制御系統施設の設備	ヘ-1
(1) 核計装設備の種類	ヘ-1
(2) 主要な安全保護回路の種類	ヘ-2
(3) 主要な工程計装設備の種類	ヘ-25
(4) その他の主要な事項	ヘ-43
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	ト-1
(1) 気体廃棄物の廃棄施設	ト-1
(2) 液体廃棄物の廃棄施設	ト-209
(3) 固体廃棄物の廃棄施設	ト-238
チ. 放射線管理施設の設備	チ-1
(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	チ-5
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類	チ-8
リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	リ-1
(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	リ-1
(i) 電気設備	リ-1
(ii) 圧縮空気設備	リ-51
(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備	リ-117
(i) 給水施設	リ-117
(ii) 蒸気供給施設 (蒸気供給設備)	リ-207

(3) 主要な試験施設の構造及び設備	リ-207
(4) その他の主要な事項	リ-208
(i) 分析設備	リ-208
(ii) 化学薬品貯蔵供給設備	リ-212
(iii) 火災防護設備	リ-213
(iv) 竜巻防護対策設備	リ-221
(v) 溢水防護設備	リ-237
(vi) 化学薬品防護設備	リ-240
(vii) 補機駆動用燃料補給設備	リ-243
(viii) 放出抑制設備	リ-252
(ix) 緊急時対策所	リ-284
(x) 通信連絡設備	リ-346

## 1. 概要

本説明書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第44条の4第1項の許可を受けたところによる再処理施設の設計及び工事の計画であることが、法第45条の第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が再処理事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文（四号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「仕様表」という。）」について示すとともに、事業変更許可申請書「本文（八号）」に記載する解析条件についても整合性を示す。

また、事業変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文（四号）」に係る設備設計を記載している箇所については、事業変更許可申請書「本文（四号）」の関連情報として記載する。

なお、設計及び工事の計画において、事業変更許可申請書の基本方針の記載を具体的な設計方針として展開した場合は、当該記載が事業変更許可申請書の記載内容を超えるものではないため、本資料で整合性を示す対象としない。

## 3. 説明書の構成

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書（本文）」、「事業変更許可申請書（添付書類六）」、「設工認申請書」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書「本文（四号）」に記載する順とする。なお、「本文（八号）」については、「本文（四号）」内の該当箇所に挿入する。
- (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 事業変更許可申請書「本文（八号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。事業変更許可申請書「本文（四号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。
- (5) 事業変更許可申請書「添付書類六」については、上記（3）において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載箇所が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。



4. 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ. 再処理施設の位置</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の弥栄平と呼ばれる台地であり、北東部が尾駁沼に面している。</p> <p>敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。</p> <p>敷地に近い主な都市は、三沢市（南約30km）、むつ市（北北西約40km）、十和田市（南南西約40km）、八戸市（南南東約50km）及び青森市（西南西約50km）である。</p> <p>敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二股に分かれている。総面積は、帯状の部分約30万m<sup>2</sup>を含めて約390万m<sup>2</sup>である。</p> <p>安全機能を有する施設イ(1)-①のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を</p>	<p>1.6 耐震設計</p> <p>再処理施設の耐震設計は、事業指定基準規則に適合するように、「1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。</p> <p>1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>1.6.1.3 基礎地盤の支持性能</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2. 地盤」では以下同様。）に設置する。</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>2.1 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>イ(1)-①地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号イ項において、設工認の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「再処理施設の位置」及び「敷地の面積及び形状」は、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認のイ(1)-①は、事業変更許可申請書（本文）のイ(1)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、<u>接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②</u>ことも含め、<u>基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設以外のイ(1)-③安全機能を有する施設については、<u>耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設は、<u>地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設は、<u>将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p>		<p>及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動 S<sub>s</sub>」という。）による地震力が作用した場合においても、<u>接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設以外のイ(1)-③施設については、<u>自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設は、<u>地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設は、<u>将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、<u>妥当な余裕を有するよう設計する。</u></p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物の地盤にあつては、自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設の地盤において</p>	<p>設工認のイ(1)-②は、当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。</p> <p>設工認のイ(1)-③は、事業変更許可申請書（本文）のイ(1)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>耐震重要施設 <u>イ(1)-④</u> は、<u>基準地震動による地震力によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、<u>基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない <u>イ(1)-⑤</u> ことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>1.6.1.7 耐震重要施設の周辺斜面 耐震重要施設の周辺斜面は、<u>基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u> なお、耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こす恐れのある斜面はない。</p> <p>1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計 1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (5) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、<u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する</u></p>	<p>は、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 <u>イ(1)-④</u> については、<u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</u> なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p> <p>2.2 重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、<u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない <u>イ(1)-⑤</u> 地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、<u>代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する</u></p>	<p>設工認の <u>イ(1)-④</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>イ(1)-④</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>イ(1)-⑤</u> は、当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物イ(1)-⑥は、基準地震動による地震力によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対</u></p>	<p><u>地盤に設置する。</u></p> <p>(6) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に</u></p>	<p><u>十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組み合わせにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3. 自然現象等  3.1 地震による損傷の防止  3.1.1 耐震設計  (7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針  <u>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設イ(1)-⑥については、基準地震動<math>S_s</math>に</u></p>	<p>設工認のイ(1)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のイ(1)-⑥</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p data-bbox="320 289 863 384"><u>して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p data-bbox="350 594 730 625">敷地付近概要図を第1図に示す。</p> <p data-bbox="320 835 863 898">また、再処理施設一般配置図（その1）を第2図に示す。</p>	<p data-bbox="943 289 1507 352"><u>必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u></p>	<p data-bbox="1635 289 2148 352"><u>よる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</u></p> <p data-bbox="1635 359 2148 552">なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p>	<p data-bbox="2178 289 2430 352">と同義であり整合している。</p> <p data-bbox="2178 594 2430 787">事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「敷地付近概要図」は、本設工認の対象外である。</p> <p data-bbox="2178 835 2430 993">再処理施設構内配置図については、添付書類「VI-2-1 構内配置図」に記載している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 敷地内における主要な再処理施設の位置            主要な再処理施設を収納する建物及び構築物は、敷地の西側部分を標高約55mに整地造成して、設置する。</p> <p>敷地のほぼ中央に主排気筒を設置し、その西側に前処理建屋、分離建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋を、主排気筒の北西側には使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及びハル・エンドピース貯蔵建屋を、主排気筒の北側には第1低レベル廃棄物貯蔵建屋を、主排気筒の北東側には第4低レベル廃棄物貯蔵建屋を、南東側には緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所を設置する。主排気筒の南西側には制御建屋、分析建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋及び第2低レベル廃棄物貯蔵建屋を、主排気筒の南側には精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋及び主排気筒管理建屋を設置する。建物間には、放射性物質の移送等のため洞道を設置する。</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は、地下階において、その南側に隣接する形で設置される加工事業に係るウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX燃料加工施設」という。）の貯蔵容器搬送用洞道（以下「貯蔵容器搬送用洞道」という。）と接続する。</p> <p>海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、敷地南側にて合流後概ね運搬専用道路に沿い、汀線部から沖合約3kmまで敷設する。</p> <p>なお、主排気筒から敷地境界までの最短距離は、北東方向で約600mである。</p> <p>再処理施設一般配置図（その2）及び再処理施設一般配置図（その3）を第3図及び第4図に示す。</p>			<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「敷地内における主要な再処理施設の位置」は、本設工認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>再処理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <p>再処理施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>さらに、再処理施設は、重大事故等が発生した場合において、重大事故等の発生を防止し、その拡大を防止し、並びに、その影響を緩和するための必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、再処理施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>			<p>事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり詳細は後段に示す。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造 再処理施設の運転中及び停止中において想定される、系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含み、以下「機器」という。）の単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするとともに、臨界管理上重要な施設に対しては、臨界が発生した場合にも、その影響を緩和できるよう、核燃料物質の臨界防止に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>(i) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。設計に当たり、これらの管理に対して適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状、<u>□(1)(i)-①</u>カドミウム、ほう素等の中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度等の減速条件及び構造材の反射条件に関し、工程及びユニットの設置環境、使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。</p>	<p>1. 安全設計 1.2 核燃料物質の臨界防止に関する設計 安全機能を有する施設は、再処理施設の運転中及び停止中において想定される系統及び機器の単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達することがないようにするため、核的に安全な形状にすることその他の適切な措置を講ずる。 また、臨界管理上重要な施設に対しては、臨界が発生した場合にも、その影響を緩和できるよう、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設けるとともに、中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。臨界防止に対する設計方針は、以下のとおり。</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止する設計とする。設計に当たり、これらの管理に対して適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。  核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状並びにカドミウム、ほう素及びガドリニウム等の中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度、溶解槽中のペレット間隔、エンドピース酸洗浄槽中のペレット間隔及び水の密度による減速条件並びにセル壁構造材及び機器構造材の反射条件に関し、工程、ユニットの設置環境及び使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 安全機能を有する施設は、再処理施設の運転中及び停止中において想定される、系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含み、以下「機器」という。）の単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするとともに、臨界管理上重要な施設に対しては、臨界が発生した場合にも、その影響を緩和できる設計とする。</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止する設計とする。単一ユニットの臨界安全設計に当たり、これらの管理に対して適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。 核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状、<u>□(1)(i)-①</u>カドミウムとほう素及びガドリニウム等の中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度、溶解槽中のペレット間隔、エンドピース酸洗浄槽中のペレット間隔及び水の密度による減速条件並びにセル壁構造材及び機器構造材の反射条件に関し、工程、ユニットの設置環境及び使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。</p> <p>核的制限値は、未臨界であることを保証できる値以下に設定し、その設定に当たっては、核的制限値に対応する単一ユニットとしての実効増倍率が、十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p> <p>設工認の<u>□(1)(i)-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(1)(i)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>濃度管理，質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は，その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても，臨界にならない設計とするとともに，臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって，臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないように設計する。</u></p> <p>(ii) <u>複数ユニットの臨界安全設計</u>  <u>二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下「複数ユニット」という。）については，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。また，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">□</span>(1)(ii)-①中性子遮蔽材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。</u></p> <p><u>核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。</u></p>	<p><u>濃度管理，質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は，その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても，臨界にならない設計とするとともに，臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって，臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないように設計する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) <u>複数ユニットの臨界安全設計</u>  <u>二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下，「複数ユニット」という。）については，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。また，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。</u></p> <p><u>核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p><u>濃度管理，質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は，その単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一誤操作を想定しても，臨界にならない設計とするとともに，臨界管理されている系統及び機器から単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一誤操作によって，臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないように設計とする。</u></p> <p>なお，原則として，プルトニウム溶液を内包する機器は，液体の核燃料物質を内包する機器において濃度に制限値を設定する必要がないように設計する形状寸法管理（以下「全濃度安全形状寸法管理」という。）及び必要に応じて中性子吸収材を併用した設計とする。</p> <p>(2) <u>複数ユニットの臨界安全設計</u>  <u>二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下「複数ユニット」という。）については，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。</u>  <u>複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">□</span>(1)(ii)-①中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。</u></p> <p><u>核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。</u></p> <p>核的制限値に対応する複数ユニットとしての実効増倍率が，十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となる設計とする。</p>	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">□</span>(1)(ii)-①は，事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">□</span>(1)(ii)-①と同義であり，整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用する等適切な対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(iii) その他の臨界安全設計  <u>臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送については、誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とするが、<input type="checkbox"/> (1) (iii)-①連続液移送を行う場合は、放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。</u></p> <p><u>設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する。</u></p>	<p><u>複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用する等適切な対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(3) その他の臨界安全設計  <u>臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送については、誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とするが、連続液移送を行う場合は、放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。</u>分析を伴う回分操作で臨界安全管理を行う場合のウラン及びプルトニウムの同位体分析並びにウラン及びプルトニウムの濃度分析は、標準試料と逐次並行分析を行い、複数回の測定を実施する分析管理とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する。</u></p>	<p><u>複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用する等適切な対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(3) その他の臨界安全設計  <u>臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送については、溶液の移送に係る誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。</u>  <input type="checkbox"/> (1) (iii)-①<u>臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合は、計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。</u></p> <p>安全機能を有する施設は、臨界事故を防止するため技術的に見て想定されるいかなる場合でも臨界とならない設計とする。また、臨界が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、臨界事故を想定しても、公衆及び従事者の被ばくの影響を最小限に抑えるため、必要に応じて臨界警報装置及び可溶性中性子吸収材を注入する設備を設置する設計とする。</p> <p><u>設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。</u>          なお、臨界警報装置に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」に示す。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (1) (iii)-①は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (1) (iii)-①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は、<u>□(1)(iii)-②形状管理、濃度管理、質量管理等の管理方法の組合せで臨界を防止する設計とし、万一、臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。</u></p>	<p>多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより、<u>臨界管理上重要な施設としている溶解施設の溶解槽では、万一臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。</u></p>	<p>臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は、<u>万一、臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。</u></p> <p>なお、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系に係る設計方針については、第2章 個別項目の「2.2 溶解施設」の「2.2.1 溶解設備」、 「4.1 計測制御設備」及び「4.2 安全保護回路」に示す。</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、<u>□(1)(iii)-②形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止する設計とする。</u></p>	<p>設工認の□(1)(iii)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(1)(iii)-②を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p><u>□(2)-①</u> 周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) <u>□(2)-②</u> 平常時の直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、<u>□(2)-③</u> 取り扱う放射性物質の種類、量及びその移動を考慮し、放射線の遮蔽効果のある機器、洞道、セル及び建屋の内部に放射性物質を収納し、これらを組み合わせる設計とする。</p>	<p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p>再処理施設の遮蔽設計に当たっては、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針</p> <p>(1) 再処理施設は、通常運転時、定期検査時等において、放射線業務従事者の受ける線量が、「線量告示」に定められた線量限度を超えないようにすることはもちろん、放射線業務従事者の立ち入り場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>(2) 再処理施設からの平常時の直接線及びスカイシャイン線による公衆の受ける線量が合理的に達成できる限り低くなるよう遮蔽等を行う。</p> <p>(3) 再処理施設の主要設備は、取り扱う放射性物質の種類、量及びその移動を考慮し、放射線の低減効果のある機器、洞道、セル及び建屋の内部に放射性物質を収納する設計とする。</p> <p>(4) &lt;中略&gt;</p> <p>また、放射線業務従事者の立ち入る場所の線量率は、放射性物質を内包する機器の遮蔽及びこれらの機器を収納するセル又は室の遮蔽を適切に組み合わせることによって低減する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.3.3 遮蔽の分類</p> <p>再処理施設には、敷地周辺の公衆及び放射線業務従事者等の被ばくを低減するため以下の遮蔽を設ける。</p> <p>(1) セル遮蔽</p> <p>セル遮蔽は、セル、貯蔵室等を構成する構築物であり、セル内、貯蔵室内等の放射性物質を内包する機器等からの放射線を低減するためのもので、主要部はコンクリート壁等の遮蔽体で構成する。</p> <p>(2) 補助遮蔽</p> <p>補助遮蔽は、設備、機器周りの遮蔽で放射性物</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>8. 遮蔽</p> <p><u>□(2)-①</u> 安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) <u>□(2)-②</u> 安全機能を有する施設は、通常時の再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>(2) <u>□(2)-②</u> 安全機能を有する施設は、管理区域その他再処理施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. <u>□(2)-③</u> 安全機能を有する施設は、取り扱う放射性物質の種類、量及びその移動を考慮し、放射線の遮蔽効果のある機器、洞道、セル及び建屋の内部に放射性物質を収納し、これらを遮蔽設備として組み合わせる設計とする。</p> <p>遮蔽設備はセル遮蔽、補助遮蔽及び外部遮蔽から構成する。</p>	<p>設工認の <u>□(2)-①</u> は、変更許可申請書（本文）の <u>□(2)-①</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>□(2)-②</u> は、変更許可申請書（本文）の <u>□(2)-②</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>□(2)-③</u> は、変更許可申請書（本文）の <u>□(2)-③</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																
<p>(ii) <u>ロ(2)-④</u>遮蔽構造材としては、主としてコンクリートを用いるが、その他必要に応じて鉛、鉄、水等を用いる設計とする。</p>	<p>質を内包する機器等からの放射線を低減するための<u>もので、コンクリート壁、水、鉛板、鉄板等の遮蔽体で構成する。</u></p> <p>(3) <u>外部遮蔽</u> 外部遮蔽は、建物外壁等を構成する構築物であり、建物又は施設の<u>外側及び周辺監視区域外への放射線を低減するためのもので、主要部はコンクリート壁等の遮蔽体で構成する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>第 1.3-1 表 遮蔽の主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>使用済燃料輸送容器管理建屋*</u> セル遮蔽(除染室) 厚さ 約 0.9m 以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m 以上 材料 コンクリート</p> <p>(2) <u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋*</u> セル遮蔽(燃料貯蔵プール) 厚さ 約 1.5m 以上 材料 コンクリート 補助遮蔽(燃料貯蔵プール) 水深 約 6.9m 材料 水 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m 以上 材料 コンクリート</p> <p>(3) <u>前処理建屋</u> セル遮蔽(清澄機セル) 厚さ 約 1.4m 以上 材料 コンクリート セル遮蔽(溶解槽セル) 厚さ 約 1.1m 以上 材料 重量コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m 以上 材料 コンクリート</p> <p>(4) <u>分離建屋</u> セル遮蔽(高レベル廃液濃縮缶セル) 厚さ 約 1.6m 以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m 以上 材料 コンクリート</p> <p>(5) <u>精製建屋</u> セル遮蔽(第 2 酸回収蒸発缶セル) 厚さ 約 0.9m 以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m 以上</p>	<p><u>ロ(2)-④</u>前処理建屋の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">セル遮蔽 (前処理建屋)</td> <td>前処理建屋 地下4階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">セル遮蔽 (前処理建屋)</td> <td>前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■)n</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p>	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (前処理建屋)	前処理建屋 地下4階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (前処理建屋)	前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	前処理建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	前処理建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし	<p>設工認の <u>ロ(2)-④</u> は、変更許可申請書(本文)の <u>ロ(2)-④</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	
名 称 類	変更前			変更後																																																
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																
セル遮蔽 (前処理建屋)	前処理建屋 地下4階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
	前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
	前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
名 称 類	変更前		変更後																																																	
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																
セル遮蔽 (前処理建屋)	前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
	前処理建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
	前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																
	前処理建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■)n			変更なし																																																

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																			
	<p>材料 コンクリート</p> <p>(6) ウラン脱硝建屋 セル遮蔽(硝酸ウラニル貯蔵室) 厚さ 約0.3m以上</p> <p>材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>(7) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 セル遮蔽(硝酸プルトニウム貯槽セル) 厚さ 約0.8m以上</p> <p>材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>(8) ウラン酸化物貯蔵建屋 セル遮蔽(貯蔵室)厚さ 約0.5m以上</p> <p>材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>(9) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 セル遮蔽(貯蔵室)厚さ 約0.5m以上</p> <p>材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>(10) 高レベル廃液ガラス固化建屋 セル遮蔽(高レベル濃縮廃液貯槽セル) 厚さ 約1.5m以上</p> <p>材料 コンクリート セル遮蔽(固化セル)厚さ 約1.3m以上</p> <p>材料 コンクリート セル遮蔽(貯蔵区域) 厚さ コンクリート約1.4m以上 土鉄板約4cm(天井及び床)</p> <p>材料 コンクリート, 鉄 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>(11) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 セル遮蔽(貯蔵区域) 厚さ コンクリート約1.7m以上 土鉄板約4cm(天井及び床)</p> <p>材料 コンクリート, 鉄 外部遮蔽 厚さ 約0.2m以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>(2) 補助遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th rowspan="3">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更前</th> <th rowspan="3">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">取付箇所</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽窓 (前処理 建屋)</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td>T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th rowspan="3">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更前</th> <th rowspan="3">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">取付箇所</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽窓 (前処理 建屋)</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td>T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th rowspan="3">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更前</th> <th rowspan="3">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">取付箇所</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽扉 (前処理 建屋)</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮蔽 スラブ (前処理 建屋)</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td>T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前		主要寸法 (mm)	材 料	変更後		取付箇所		取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽窓 (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前		主要寸法 (mm)	材 料	変更後		取付箇所		取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽窓 (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前		主要寸法 (mm)	材 料	変更後		取付箇所		取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽扉 (前処理 建屋)			-	-	変更なし			遮蔽 スラブ (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上		
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料				変更前				主要寸法 (mm)	材 料	変更後																																																																											
						取付箇所						取付箇所																																																																											
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																	
遮蔽窓 (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上																																																																																
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前		主要寸法 (mm)	材 料	変更後																																																																																
			取付箇所				取付箇所																																																																																
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																															
遮蔽窓 (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上																																																																																
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前		主要寸法 (mm)	材 料	変更後																																																																																
			取付箇所				取付箇所																																																																																
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																															
遮蔽扉 (前処理 建屋)			-	-	変更なし																																																																																		
遮蔽 スラブ (前処理 建屋)			-	-	変更なし		T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上 T.M.S.L.以上																																																																																



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																								
	<p>(12) 低レベル廃液処理建屋 セル遮蔽(第1低レベル第2廃液受槽室) 厚さ 約0.6m以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>(13) 低レベル廃棄物処理建屋 セル遮蔽(第1廃棄物取扱室) 厚さ 約0.9m以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>(14) チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン 処理建屋 セル遮蔽(貯蔵室) 厚さ 約1.4m以上 材料 コンクリート 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>(15) ハル・エンド ピース貯蔵建屋 セル遮蔽(貯蔵プール) 厚さ 約1.5m以上 材料 コンクリート 補助遮蔽(貯蔵プール) 水深 約1.5m以上 材料 水 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>(16) 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋* 外部遮蔽 厚さ 約0.5m以上(天井) 約0.5m以上及び約0.7m以上(側壁) 材料 コンクリート</p> <p>(17) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋* 外部遮蔽 (廃棄物管理施設と共用) 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>(18) 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋* 外部遮蔽 厚さ 約0.5m以上(天井) 約0.5m以上及び約0.7m以上(側壁) 材料 コンクリート</p> <p>(19) 分析建屋 セル遮蔽(回収槽セル) 厚さ コンクリート約0.7m以上 ±鉄板約19cm(天井) コンクリート約1.0m以上(側壁) 材料 コンクリート、鉄 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th></th> <th></th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遮蔽 スラブ (前処理 建屋)</td> <td>前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td></td> <td>[ ]以上</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td></td> <td>T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th></th> <th></th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽 スラブ (前処理 建屋)</td> <td>前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td></td> <td>T.M.S.L. [ ]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4: [ ] *5: [ ] *6: [ ] *7: [ ]</p> <p>□(2)-④ 分離建屋の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セル遮蔽 (分離建屋)</td> <td>分離建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>分離建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所					化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 スラブ (前処理 建屋)	前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし				前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			[ ]以上	前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上	名 称 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所					化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 スラブ (前処理 建屋)	前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			T.M.S.L. [ ]以上	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])			変更なし	分離建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])			変更なし		
名 称 類	変更前				変更後																																																																																																							
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																																																																																					
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																																				
遮蔽 スラブ (前処理 建屋)	前処理建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし																																																																																																							
	前処理建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			[ ]以上																																																																																																				
	前処理建屋 地下1階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上 T.M.S.L. [ ]以上																																																																																																				
名 称 類	変更前				変更後																																																																																																							
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																																																																																					
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																																				
遮蔽 スラブ (前処理 建屋)	前処理建屋 地上2階 (T.M.S.L. [ ])		-	-	変更なし			T.M.S.L. [ ]以上																																																																																																				
名 称 類	変更前		変更後																																																																																																									
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																								
セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地下3階 (T.M.S.L. [ ])			変更なし																																																																																																								
	分離建屋 地下2階 (T.M.S.L. [ ])			変更なし																																																																																																								



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																							
	<p>注) *印の建物の遮蔽は、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備である。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 種 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル遮蔽 (分離建屋)</td> <td>分離建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 種 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">セル遮蔽 (分離建屋)</td> <td>分離建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>分離建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3：設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p> <p>(2)補助遮蔽</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 種 類</th> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遮蔽 ハッチ (分離建 屋)</td> <td rowspan="2">分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td rowspan="2" style="background-color: black;"></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 種 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし					変更なし	名 称 種 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし				変更なし	分離建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし	分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし	名 称 種 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 ハッチ (分離建 屋)	分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)		-	-	変更なし	-	-	-	-	変更なし	-	-		
名 称 種 類	変更前			変更後																																																																							
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																																							
セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし																																																																							
				変更なし																																																																							
名 称 種 類	変更前		変更後																																																																								
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																																							
セル遮蔽 (分離建屋)	分離建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし																																																																							
				変更なし																																																																							
	分離建屋 地上2階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし																																																																							
	分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)			変更なし																																																																							
名 称 種 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																																																				
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																			
遮蔽 ハッチ (分離建 屋)	分離建屋 地上3階 (T.M.S.L. ■■■■)		-	-	変更なし	-	-																																																																				
			-	-	変更なし	-	-																																																																				

事業変更許可申請書 (本文)		事業変更許可申請書 (添付書類六)		設工認申請書 該当事項				整合性		備考																																																																																																																								
				<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 種 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遮蔽 スラブ (分離建 屋)</td> <td rowspan="3">[Redacted]</td> <td rowspan="3">[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 種 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遮蔽 スラブ (分離建 屋)</td> <td rowspan="4">[Redacted]</td> <td rowspan="4">[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>T.M.S.L. [Redacted]以上</td> <td>[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。  *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。  *4: [Redacted]  *5: [Redacted]</p> <p>□(2)-④精製建屋の遮蔽設備(仕様表_(材料)_)</p> <p>(1)補助遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 種 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽 スラブ (精製建 屋)</td> <td>[Redacted]</td> <td>[Redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[Redacted]</td> <td>T.M.S.L. [Redacted]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。  *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。  *4: [Redacted]  *5: [Redacted]</p>								名 称 種 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 スラブ (分離建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	名 称 種 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 スラブ (分離建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	-	-	変更なし	[Redacted]	T.M.S.L. [Redacted]以上	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-	名 称 種 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 スラブ (精製建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	T.M.S.L. [Redacted]以上
名 称 種 類	変更前				変更後																																																																																																																													
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																																																																											
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																																																										
遮蔽 スラブ (分離建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
			-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
			-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
名 称 種 類	変更前				変更後																																																																																																																													
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																																																																											
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護 上の配慮が必 要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																																																										
遮蔽 スラブ (分離建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
			-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
			-	-	変更なし	[Redacted]	T.M.S.L. [Redacted]以上	[Redacted]																																																																																																																										
			-	-	変更なし	[Redacted]	-	-																																																																																																																										
名 称 種 類	変更前				変更後																																																																																																																													
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																																																																											
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																																																																										
遮蔽 スラブ (精製建 屋)	[Redacted]	[Redacted]	-	-	変更なし	[Redacted]	T.M.S.L. [Redacted]以上																																																																																																																											

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																									
		<p>ロ(2)-④ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)補助遮蔽</p> <table border="1" data-bbox="1537 394 2715 646"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th rowspan="3">主要寸法**<sup>3</sup> (mm)</th> <th rowspan="3">材 料</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">取付箇所</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>主要 寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽扉 (ウラ ン・プ ルト ニウ ム混 合脱 硝建 屋)</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td>T. M. S. L. [ ] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4: [ ] *5: [ ]</p>	名 称 類	主要寸法** <sup>3</sup> (mm)	材 料	変更前		変更後		取付箇所		取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	主要 寸法 (mm)	材 料	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽扉 (ウラ ン・プ ルト ニウ ム混 合脱 硝建 屋)			-	-	変更なし		T. M. S. L. [ ] 以上		
名 称 類	主要寸法** <sup>3</sup> (mm)	材 料				変更前		変更後																					
						取付箇所		取付箇所																					
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	主要 寸法 (mm)	材 料	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																					
遮蔽扉 (ウラ ン・プ ルト ニウ ム混 合脱 硝建 屋)			-	-	変更なし		T. M. S. L. [ ] 以上																						
		<p>ロ(2)-④高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1" data-bbox="1537 1003 2715 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法**<sup>3</sup> (mm)</th> <th>材 料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル遮蔽 (高レベル廃 液ガラス固 化建屋)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法** <sup>3</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料	セル遮蔽 (高レベル廃 液ガラス固 化建屋)				変更なし					変更なし					変更なし			
名 称 類	変更前			変更後																									
	主要寸法** <sup>3</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料																									
セル遮蔽 (高レベル廃 液ガラス固 化建屋)				変更なし																									
				変更なし																									
				変更なし																									

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																											
		<p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">セル遮蔽 (高レベル廃液 ガラス固化建屋)</td> <td>高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液 ガラス固化建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p> <p>(2)補助遮蔽</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽窓 (高レベル 廃液ガ ラス固 化建屋)</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>[redacted]</td> <td>T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (高レベル廃液 ガラス固化建屋)	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽窓 (高レベル 廃液ガ ラス固 化建屋)	[redacted]	[redacted]	-	-	変更なし	[redacted]	T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上		
名 称 類	変更前			変更後																																											
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																											
セル遮蔽 (高レベル廃液 ガラス固化建屋)	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし																																											
	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし																																											
	高レベル廃液 ガラス固化建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]		変更なし																																											
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																								
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																							
遮蔽窓 (高レベル 廃液ガ ラス固 化建屋)	[redacted]	[redacted]	-	-	変更なし	[redacted]	T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上 T.M.S.L. [redacted]以上																																								

事業変更許可申請書 (本文)		事業変更許可申請書 (添付書類六)		設工認申請書 該当事項				整合性		備考	
				(つづき)							
名 称 類		主要寸法*2*3 (mm)		材 料		変更前		変更後		取付箇所	
						化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	主要 寸法 (mm)	材 料		
遮蔽窓 (高レベル 廃液ガラ ス固化 建屋)		高レベル廃 液ガラス固 化建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■ ■)		■		-	-	変更なし	■	T.M.S.L. ■以上	
				(つづき)							
名 称 類		主要寸法*2*3 (mm)		材 料		変更前		変更後		取付箇所	
						化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	主要 寸法 (mm)	材 料		
遮蔽扉 (高レベル 廃液ガラ ス固化 建屋)		高レベル廃 液ガラス固 化建屋 地下4階 (T.M.S.L. ■ ■)		■		-	-	変更なし	■	T.M.S.L. ■以上	
		高レベル廃 液ガラス固 化建屋 地下3階 (T.M.S.L. ■ ■)		■		-	-	変更なし	■	T.M.S.L. ■以上	
		■		■		-	-	変更なし	-	-	

事業変更許可申請書（本文）		事業変更許可申請書（添付書類六）		設工認申請書 該当事項				整合性		備考					
				(つづき)											
				名 称 種 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前 取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	変更後 取付箇所				
化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ												
		遮蔽扉 (高レベル廃液ガラス固化建屋) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■ mm)		■	-	-	変更なし	■	T.M.S.L. ■ mm以上						
					-	-	変更なし		-	-					
				(つづき)											
				名 称 種 類	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	変更前 取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	変更後 取付箇所				
化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ												
		遮蔽ハッチ (高レベル廃液ガラス固化建屋)		高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階 (T.M.S.L. ■ mm)		■	-	-	変更なし	-	-				
							-	-	変更なし	-	-				
							高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階 (T.M.S.L. ■ mm)		-	-	変更なし	-	-		
									高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■ mm)		-	-	変更なし	-	-
											-	-	変更なし	-	-
注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さを示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4: ■ *5: ■															

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																										
		<p>ロ(2)-④第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の遮蔽設備 (仕様表 (材料) )</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">セル遮蔽 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)</td> <td>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)</td> <td>2090 (2100*1) 1840 (1850*1)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)</td> <td>2090 (2100*1) 1840 (1850*1) 1590 (1600*1) 1490 (1500*1)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)</td> <td>1890 (1900*1)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p> <p>(2)補助遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品防護上の区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品防護上の区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">遮蔽扉 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)</td> <td>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="3">変更なし</td> <td rowspan="3"></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>200 (200*1)</td> <td>ポリエチレン*5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>150 (150*1)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="3">変更なし</td> <td rowspan="3"></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>200 (200*1)</td> <td>ポリエチレン*5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>330 (330*1)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品防護上の区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品防護上の区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">遮蔽窓 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)</td> <td>250 (250*1)</td> <td>ほうけい酸ガラス (密度2.52×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="5">変更なし</td> <td rowspan="5"></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>250 (250*1)</td> <td>鉛ガラス (密度3.22×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>250 (250*1)</td> <td>鉛ガラス (密度3.22×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>300 (300*1)</td> <td>ほうけい酸ガラス (密度2.50×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>250 (250*11)</td> <td>鉛ガラス (密度5.18×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料	セル遮蔽 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)	2090 (2100*1) 1840 (1850*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	2090 (2100*1) 1840 (1850*1) 1590 (1600*1) 1490 (1500*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)	1890 (1900*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所		化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	遮蔽扉 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)	鋼材*4	-	-	変更なし		-	-	200 (200*1)	ポリエチレン*5	-	-	-	-	150 (150*1)	鋼材*4	-	-	-	-	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	鋼材*4	-	-	変更なし		-	-	200 (200*1)	ポリエチレン*5	-	-	-	-	330 (330*1)	鋼材*4	-	-	-	-	名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所		化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	遮蔽窓 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	250 (250*1)	ほうけい酸ガラス (密度2.52×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	変更なし		-	-	250 (250*1)	鉛ガラス (密度3.22×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	-	-	250 (250*1)	鉛ガラス (密度3.22×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	-	-	300 (300*1)	ほうけい酸ガラス (密度2.50×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	-	-	250 (250*11)	鉛ガラス (密度5.18×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	-	-		
名 称 類	変更前			変更後																																																																																																																										
	主要寸法*2*3 (mm)	材料	主要寸法 (mm)	材料																																																																																																																										
セル遮蔽 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)	2090 (2100*1) 1840 (1850*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																										
	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	2090 (2100*1) 1840 (1850*1) 1590 (1600*1) 1490 (1500*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																										
	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)	1890 (1900*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																																																																										
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																																																																																																							
			化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																						
遮蔽扉 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下2階 (T.M.S.L. 38.20m)	鋼材*4	-	-	変更なし		-	-																																																																																																																						
	200 (200*1)	ポリエチレン*5	-	-			-	-																																																																																																																						
	150 (150*1)	鋼材*4	-	-			-	-																																																																																																																						
	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	鋼材*4	-	-	変更なし		-	-																																																																																																																						
	200 (200*1)	ポリエチレン*5	-	-			-	-																																																																																																																						
	330 (330*1)	鋼材*4	-	-			-	-																																																																																																																						
名 称 類	主要寸法*2*3 (mm)	材料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材料	取付箇所																																																																																																																							
			化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																						
遮蔽窓 (第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	250 (250*1)	ほうけい酸ガラス (密度2.52×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	変更なし		-	-																																																																																																																						
	250 (250*1)	鉛ガラス (密度3.22×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-			-	-																																																																																																																						
	250 (250*1)	鉛ガラス (密度3.22×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-			-	-																																																																																																																						
	300 (300*1)	ほうけい酸ガラス (密度2.50×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-			-	-																																																																																																																						
	250 (250*11)	鉛ガラス (密度5.18×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-			-	-																																																																																																																						

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																							
		<p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">主要寸法*1 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遮蔽扉 (第1ガラ ス固化体 貯蔵建屋 東棟)</td> <td>第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)</td> <td>180 (180*1)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="3">変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120 (120*1)</td> <td>ポリエチレン *5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 (60*1)</td> <td>鋼材*4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 38.20m)</td> <td>1190 (1200* 1)</td> <td>重量コンクリ ート (密度3.3×10<sup>3</sup> kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：遮蔽設計上考慮する厚さを示す。 *3：設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4：JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に定めるSS400 *5：JIS K 6922-1(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料)の規定によるポリエチレン成形材料</p> <p>ロ(2)-④チャンネルボックス・バーナブルポイズン 処理建屋の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材 料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セル遮蔽 (チャンネル ボックス・ バーナブル ポイズン処 理建屋)</td> <td>チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地下1階 (T.M.S.L.48.30m)</td> <td>1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地上1階 (T.M.S.L.55.30m)</td> <td>1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3：設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p>	名 称 類	変更前				変更後				主要寸法*1 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽扉 (第1ガラ ス固化体 貯蔵建屋 東棟)	第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	180 (180*1)	鋼材*4	-	-	変更なし	-	-		120 (120*1)	ポリエチレン *5	-	-	-	-		60 (60*1)	鋼材*4	-	-	-	-		第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 38.20m)	1190 (1200* 1)	重量コンクリ ート (密度3.3×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	変更なし	-	-	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料	セル遮蔽 (チャンネル ボックス・ バーナブル ポイズン処 理建屋)	チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地下1階 (T.M.S.L.48.30m)	1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地上1階 (T.M.S.L.55.30m)	1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし		
名 称 類	変更前				変更後																																																																						
	主要寸法*1 (mm)	材 料		取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																			
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号			化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																			
遮蔽扉 (第1ガラ ス固化体 貯蔵建屋 東棟)	第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地下1階 (T.M.S.L. 47.20m)	180 (180*1)	鋼材*4	-	-	変更なし	-	-																																																																			
		120 (120*1)	ポリエチレン *5	-	-		-	-																																																																			
		60 (60*1)	鋼材*4	-	-		-	-																																																																			
	第1ガラス固 体化貯蔵建 屋東棟 地上1階 (T.M.S.L. 38.20m)	1190 (1200* 1)	重量コンクリ ート (密度3.3×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	-	-	変更なし	-	-																																																																			
名 称 類	変更前		変更後																																																																								
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料																																																																							
セル遮蔽 (チャンネル ボックス・ バーナブル ポイズン処 理建屋)	チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地下1階 (T.M.S.L.48.30m)	1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																							
	チャンネルボク ス・バーナブルポイ ズン処理建屋 地上1階 (T.M.S.L.55.30m)	1590(1600*1) 1690(1700*1) 1790(1800*1)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																							



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																					
		<p>(2)補助遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">主要寸法*2*3 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th rowspan="2">主要寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽扉 (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)</td> <td>チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地下1階 (T.M.S.L. 48.30m)</td> <td>450(450*1)</td> <td>鋼材*4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>遮蔽 ハッチ (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)</td> <td>チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)</td> <td>1590(1600*1)</td> <td>普通コンク リート (密度 2.15×10<sup>3</sup> kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4: JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)に定める SS400</p> <p>ロ(2)-④ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備 (仕様表(材料))</p> <p>(1)セル遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法*2*3 (mm)</th> <th>材 料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">セル遮蔽 (ハル・エン ドピース貯 蔵建屋)</td> <td>ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下4階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下3階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])</td> <td>[redacted]</td> <td>[redacted]</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p>	名 称 類	変更前				変更後				主要寸法*2*3 (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所		化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽扉 (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)	チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地下1階 (T.M.S.L. 48.30m)	450(450*1)	鋼材*4	—	—	—	—	変更なし	遮蔽 ハッチ (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)	チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)	1590(1600*1)	普通コンク リート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	—	—	—	変更なし	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法*2*3 (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料	セル遮蔽 (ハル・エン ドピース貯 蔵建屋)	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下4階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下3階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし		
名 称 類	変更前				変更後																																																																				
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料		取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																	
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	化学薬品 防護上の 区画番号			化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																	
遮蔽扉 (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)	チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地下1階 (T.M.S.L. 48.30m)	450(450*1)	鋼材*4	—	—	—	—	変更なし																																																																	
遮蔽 ハッチ (チャン ネルボッ クス・パ ーナブル ポイズン 処理建 屋)	チャンネル ボックス・ パーナブル ポイズン処 理建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55.30m)	1590(1600*1)	普通コンク リート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	—	—	—	—	変更なし																																																																	
名 称 類	変更前		変更後																																																																						
	主要寸法*2*3 (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料																																																																					
セル遮蔽 (ハル・エン ドピース貯 蔵建屋)	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下4階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし																																																																					
	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下3階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし																																																																					
	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下2階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし																																																																					
	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地下1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし																																																																					
	ハル・エンドピース 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. [redacted])	[redacted]	[redacted]	変更なし																																																																					

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																							
		<p>(2)補助遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法<sup>*2*</sup> (mm)</th> <th>材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> <td></td> <td></td> <th>化学薬品 防護上の 区画番号</th> <th>化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽 プラグ<sup>**</sup> (ハル・ エンドピ ース貯蔵 建屋)</td> <td>ハル・エン ドピース貯 蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。 *4: ■■■■</p> <p>ロ(2)-④第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備(仕 様表(材料))</p> <p>(1)外部遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法<sup>*3*</sup> (mm)</th> <th>材 料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部遮蔽 (第2低レ ベル廃棄物貯 蔵建屋) (再処理施 設、廃棄物 管理施設と 共用)<sup>*1</sup></td> <td>第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55. 30m)</td> <td>1140(1150<sup>*2</sup>) 1240(1250<sup>*2</sup>) 1340(1350<sup>*2</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上2階 (T.M.S.L. 60. 80m)</td> <td>1140(1150<sup>*2</sup>) 1190(1200<sup>*2</sup>) 1240(1250<sup>*2</sup>) 1340(1350<sup>*2</sup>) 1890(1900<sup>*2</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 屋上階 (T.M.S.L. 67. 30m)</td> <td>1190(1200<sup>*2</sup>)</td> <td>普通コンクリート (密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上)</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の外部遮蔽は、再処理施設にて設備登録を行っている。 *2: 公称値を示す。 *3: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *4: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p> <p>ロ(2)-④分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間 洞道の遮蔽設備(仕様表(材料))</p> <p>(1)外部遮蔽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 類</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>主要寸法<sup>*2*</sup> (mm)</th> <th>材 料</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部遮蔽 (分離建屋/ 高レベル廃 液ガラス固 化建屋間洞 道)</td> <td>分離建屋/高レベル廃 液ガラス固化建屋間 洞道 (T.M.S.L. ■■■■)</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 遮蔽設計上考慮する厚さ(設計確認値)を示す。 *3: 設計確認値は既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。</p>	名 称 類	変更前				変更後				主要寸法 <sup>*2*</sup> (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所					化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ	遮蔽 プラグ <sup>**</sup> (ハル・ エンドピ ース貯蔵 建屋)	ハル・エン ドピース貯 蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)	■■■■		-	変更なし		-	-	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法 <sup>*3*</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料	外部遮蔽 (第2低レ ベル廃棄物貯 蔵建屋) (再処理施 設、廃棄物 管理施設と 共用) <sup>*1</sup>	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55. 30m)	1140(1150 <sup>*2</sup> ) 1240(1250 <sup>*2</sup> ) 1340(1350 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上2階 (T.M.S.L. 60. 80m)	1140(1150 <sup>*2</sup> ) 1190(1200 <sup>*2</sup> ) 1240(1250 <sup>*2</sup> ) 1340(1350 <sup>*2</sup> ) 1890(1900 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 屋上階 (T.M.S.L. 67. 30m)	1190(1200 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	名 称 類	変更前		変更後		主要寸法 <sup>*2*</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料	外部遮蔽 (分離建屋/ 高レベル廃 液ガラス固 化建屋間洞 道)	分離建屋/高レベル廃 液ガラス固化建屋間 洞道 (T.M.S.L. ■■■■)	■■■■		変更なし		
名 称 類	変更前				変更後																																																																						
	主要寸法 <sup>*2*</sup> (mm)	材 料	取付箇所		主要寸法 (mm)	材 料	取付箇所																																																																				
			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ			化学薬品 防護上の 区画番号	化学薬品防護上の配 慮が必要な高さ																																																																			
遮蔽 プラグ <sup>**</sup> (ハル・ エンドピ ース貯蔵 建屋)	ハル・エン ドピース貯 蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. ■■■■)	■■■■		-	変更なし		-	-																																																																			
名 称 類	変更前		変更後																																																																								
	主要寸法 <sup>*3*</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料																																																																							
外部遮蔽 (第2低レ ベル廃棄物貯 蔵建屋) (再処理施 設、廃棄物 管理施設と 共用) <sup>*1</sup>	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上1階 (T.M.S.L. 55. 30m)	1140(1150 <sup>*2</sup> ) 1240(1250 <sup>*2</sup> ) 1340(1350 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																							
	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 地上2階 (T.M.S.L. 60. 80m)	1140(1150 <sup>*2</sup> ) 1190(1200 <sup>*2</sup> ) 1240(1250 <sup>*2</sup> ) 1340(1350 <sup>*2</sup> ) 1890(1900 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																							
	第2低レベル廃棄物 貯蔵建屋 屋上階 (T.M.S.L. 67. 30m)	1190(1200 <sup>*2</sup> )	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし																																																																							
名 称 類	変更前		変更後																																																																								
	主要寸法 <sup>*2*</sup> (mm)	材 料	主要寸法 (mm)	材 料																																																																							
外部遮蔽 (分離建屋/ 高レベル廃 液ガラス固 化建屋間洞 道)	分離建屋/高レベル廃 液ガラス固化建屋間 洞道 (T.M.S.L. ■■■■)	■■■■		変更なし																																																																							

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) <u>開口部又は□(2)-⑤配管、ダクト等の壁貫通部は、迷路構造、遮蔽材を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。</u></p> <p>(iv) <u>□(2)-⑥放射線業務従事者の作業場所への立ち入り頻度及び立ち入り時間を考慮した遮蔽設計区分を設け、区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。</u></p> <p>(v) <u>□(2)-⑦遮蔽設計に用いる線源は、最大処理能力、最大貯蔵量、工程内で核種の組成や濃度が変化するといった再処理施設の特徴を考慮し、遮蔽設計上厳しい条件を設定する。</u>  <u>□(2)-⑧また、遮蔽計算においては、信頼性のある計算コードを用いて計算するとともに、遮蔽材の形状及び材質並びに計算誤差等を考慮し、十分な安全余裕を見込む設計とする。</u></p>	<p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(5) <u>開口部又は配管、ダクト等の壁貫通部は、迷路構造、遮蔽材を設置する等処理をして放射線を遮蔽する設計とする。</u></p> <p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(4) <u>放射線業務従事者の作業場所への立ち入り頻度及び立ち入り時間を考慮した遮蔽設計区分を設け、区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(6) <u>遮蔽設計に用いる線源は、最大再処理能力、最大貯蔵量、工程内で核種の組成や濃度が変化するといった再処理施設の特徴を考慮し、遮蔽設計上厳しい条件を設定する。</u>  <u>また、遮蔽計算においては、信頼性のある計算コードを用いて計算するとともに、遮蔽材の形状及び材質並びに計算誤差等を考慮し、十分な安全余裕を見込む設計とする。</u></p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>8. 遮蔽</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>d. <u>□(2)-⑤セル遮蔽及び外部遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により基準線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、基準線量率を満足する設計とする。</u></p> <p>(a) <u>□(2)-⑤セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さないような場所に設置する措置</u></p> <p>(b) <u>□(2)-⑤セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部には、迷路構造、遮蔽材を設置する等の措置</u></p> <p>8. 遮蔽</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>c. <u>□(2)-⑥再処理施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入り頻度及び立入り時間を考慮した遮蔽設計区分を設け、区分ごとに基準線量率を設定するとともに、管理区域を適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>e. <u>□(2)-⑦、⑧遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽材の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全余裕を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する。</u></p>	<p>設工認の□(2)-⑤は、変更許可申請書（本文）の□(2)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(2)-⑥は、変更許可申請書（本文）の□(2)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(2)-⑦は、変更許可申請書（本文）の□(2)-⑦の記載と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(2)-⑧は、変更許可申請書（本文）の□(2)-⑧の記載と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(vi) <u>□(2)-⑨放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を合理的に達成可能な限り講ずる。</u></p>	<p>1.9.3 遮蔽等 適合のための設計方針 ＜中略＞ 第2項について 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次の方針に基づき遮蔽設計を行う。 第一号について 安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の外部放射線による放射線障害を防止できるように、以下のような放射線防護上の措置を講ずる。 (1) 遮 蔽 安全機能を有する施設は、外部放射線による放射線障害を防止するため、遮蔽設計区分を設け、各区分に定める基準線量率を満足するよう遮蔽設計を行う。また、開口部又は配管、ダクト等の壁貫通部に対しては、迷路構造、遮蔽材を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる遮蔽材の形状、材質等を考慮し、最も厳しい評価結果となるよう計算する。 管理区域は、外部放射線に係る線量率の高低、空気中の放射性物質の濃度又は床、壁及び天井の表面の放射性物質の密度に起因する汚染の高低等を勘案して区分する。 (2) 換気設備 換気設備は、汚染のおそれのある区域を、清浄区域より負圧に維持できるようにするとともに、汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流し、汚染の拡大を防止する設計とする。 (3) 放射性物質の漏えい防止 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定した区域に閉じ込め、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。 (4) その他 せん断機、溶解槽等の機器は、セル内に収納し、放射性物質を限定した区域に閉じ込めるとともに、セル遮蔽により機器等からの放射線を低減する設計とする。 再処理施設の運転の監視及び制御に必要な表示及び操作装置は、中央制御室に配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等の運転の監視及び制御に必要な表示及び操作装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室に設置することにより、集中的に監視及び制御ができる設計とする。</p>	<p>8. 遮蔽 ＜中略＞ a. <u>□(2)-⑨遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止対策、換気等、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</u></p>	<p>設工認の□(2)-⑨、変更許可申請書（本文）の□(2)-⑨を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(vii) <u>ロ(2)-⑩</u> 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の状態の監視及び必要な操作を行う制御室は、運転員がその場にとどまっても過度の被ばくを受けない設計とする。</p>	<p>1.3 放射線の遮蔽に関する設計</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>1.3.1 遮蔽設計の基本方針</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>(8) 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の状態の監視及び必要な操作を行う制御室は、運転員がその場にとどまっても過度の被ばくを受けない設計とする。</u></p>	<p>4. 計測制御系統施設</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>4.3 制御室</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>c. 居住性の確保</p> <p><u>ロ(2)-⑩</u> 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ(2)-⑩</u>、変更許可申請書（本文）の <u>ロ(2)-⑩</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造  <u>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</u></p>	<p>1.4 使用済燃料等の閉じ込めに関する設計  <u>安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるために、放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難く、漏えいし難い構造とするとともに、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）又は室に収納する設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>（基本設計方針）            第1章 共通項目            4. 閉じ込めの機能            4.1 閉じ込め  <u>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>（基本設計方針）            第1章 共通項目            9 設備に対する要求            9.4 搬送設備            使用済燃料等の放射性物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして低レベル放射性物質等を搬送する設備を除く。以下、「搬送設備」という。）は、使用済燃料等の放射性物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。            搬送設備による再処理施設における使用済燃料等の放射性物質の工程内及び工程間の移動において、容器等を取り扱うことを考慮し、放射性物質の閉じ込めの措置等の適切な設計を行う。            搬送設備は、放射性物質を収納する容器等の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、逸走防止、落下防止又は転倒防止のための構造又は機構を設ける設計とする。            放射性物質を収納する容器等は、仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。            搬送設備は、放射性物質を収納する容器等を搬送するための動力の供給が停止した場合、放射性物質を収納する容器等の落下及び脱落を防止する機構により、搬送中の放射性物質を収納する容器等を安全に保持する設計とする。            なお、搬送設備に係る個別設備の設計方針については、第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」、「2.1 せん断処理施設」、「2.5 脱硝施設」、「3. 製品貯蔵施設」及び「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>(i) <u>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い</u> <input type="checkbox"/> (3) (i)-① <u>構造とする。また、使用する化学薬品</u> <input type="checkbox"/> (3) (i)-② <u>等を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</u></p>	<p>(1) <u>放射性物質を内包する系統及び機器は、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、ステンレス鋼、ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.2 放射性物質による汚染の防止 放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を設けることで、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。</p> <p>4.1.1 系統及び機器への放射性物質の閉じ込め <u>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い</u> <input type="checkbox"/> (3) (i)-① <u>設計とする。また、使用する化学薬品</u> <input type="checkbox"/> (3) (i)-② <u>、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、ステンレス鋼、ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</u> なお、使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽の水の漏えいし難い設計については、第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。 &lt;中略&gt;</p> <p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.3 材料及び構造 9.3.1 材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における材料及び構造にあつては、安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備に属するもののうち以下のいずれかに該当するものを再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下、安全機能を有する施設にあつては「安全機能を有する施設の容器等」、重大事故等対処設備にあつては「重大事故等対処設備の容器等」という。)として材料及び構造の対象とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり詳細は後段に示す。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (3) (i)-① は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (3) (i)-① と同義であり整合している。 設工認の <input type="checkbox"/> (3) (i)-② は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (3) (i)-② を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>a. その機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある機器区分(再処理第1種機器から再処理第5種機器)に属する容器及び管</p> <p>b. 公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する容器及び管</p> <p>c. 上記 a 又は b に接続するポンプ及び弁(安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。)</p> <p>d. 上記 a, b 又は c に直接溶接される支持構造物であり, その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの</p> <p>e. 安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する内燃機関</p> <p>安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は, 施設時において, 以下の通りとし, その際, 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠し設計する。</p> <p>9.3.1.1 材料</p> <p>安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)は, 第1章 共通項目の「9.1 安全機能を有する施設」及び「9.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ, その使用される圧力, 温度, 荷重, 腐食環境その他の使用条件に対して, 適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)は, 第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ, その使用される圧力, 温度, 荷重その他の使用条件に対して, 日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>9.3.1.2 構造</p> <p>9.3.1.2.1 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等</p> <p>(1) 容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管（ダクトは除く。）は、第1章 共通項目の「9.1 安全機能を有する施設」及び「9.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故等対処設備の容器等のうち水素爆発等の影響を受ける容器及び管（形状管理による臨界防止が必要な容器は除く。）は、「9.2 重大事故等対処設備」の要求事項を踏まえ、設計上定めた水素爆発等の瞬間的な荷重が負荷される状態（以下「設計過渡条件」という。）において、経路の破断や開口に至る塑性変形が生じない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の容器等のうち水素爆発等の影響を受ける容器及び管であって形状管理による臨界防止が必要な容器は、設計過渡条件において、全体的な塑性変形が生じない又は塑性変形が生じたとしても臨界が発生しない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは、設計条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は、設計条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。</p> <p>(2) ポンプ及び弁並びに内燃機関 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関は、設計条件において、全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。</p> <p>(3) 支持構造物 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の支持構造物</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>は、設計条件において、延性破断及び座屈が生じない設計とする。</p> <p>9.3.1.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等 可搬型重大事故等対処設備の容器等（完成品は除く。）は、設計条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は、消防法に基づく技術上の規格等一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。</p> <p>ただし、可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち内燃機関は、完成品として一般産業用工業品の規格及び基準で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において、要求される強度を確保できる設計とする。</p> <p>9.3.1.3 主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不連続で特異な形状でない設計とする。</li> <li>・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</li> <li>・適切な強度を有する設計とする。</li> <li>・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</li> </ul> <p>なお、上記の主要な溶接部は、使用前事業者検査により再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。</p> <p>常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法及び同じ試験圧力にて実施する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) <u>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は、<span style="border: 1px solid black;">ロ(3)(ii)-①</span>原則として、セル等に収納する設計とする。液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</u></p>	<p>(2) <u>放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物（<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>、以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。</u></p> <p><u>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</u></p>	<p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.1 系統及び機器への放射性物質の閉じ込め     &lt;中略&gt;</p> <p>    ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p> <p>4.1.2 放射性物質の逆流防止     流体状の放射性物質を取り扱う設備は、放射性物質を含まない流体を取り扱う設備への放射性物質の逆流により放射性物質を拡散しない設計とする。     なお、放射性物質により汚染された空気を取り扱う換気設備の逆流防止に関する設計については、第2章 個別項目の「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4 換気設備」に示す。</p> <p>4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止 (1) セル等又は室への放射性物質を内包する設備の収納     放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。     <u>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は、<span style="border: 1px solid black;">ロ(3)(ii)-①</span>分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物（<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>、以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。</u></p> <p>(2) 漏えい液の回収     液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</p>	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black;">ロ(3)(ii)-①</span>は、事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black;">ロ(3)(ii)-①</span>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から水が漏えいした場合でも水の漏えいを検知し安全に処置できる設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から漏えいした水を検知し安全に処置できる設計については、第 2 章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」に示す。</p> <p>a. 沸騰するおそれのある又はn-ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収</p> <p>漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又は TBP, n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液が n-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から供給し、ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。</p> <p>なお、安全蒸気系の設計については、第 2 章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3 蒸気供給設備」に示す。</p> <p>b. 臨界のおそれのある漏えい液の回収</p> <p>通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。</p> <p>なお、漏えい液受皿の臨界管理に関する</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設計については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」の「1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。</p> <p>連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。</p> <p>通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。</p> <p>(3) 熱媒へ漏えいした流体状の放射性物質の回収</p> <p>管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計とする。</p> <p>熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p> <p>万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に□(3)(iii)-①気圧が低くなる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒□(3)(iii)-②等から放出する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持□(3)(iii)-③、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p>	<p>(3) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器は、運転切替えに伴う変動時を除き、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それらの系統及び機器からの廃ガスは、洗浄、凝縮、吸着及びろ過により放射性物質を合理的に達成できる限り除去した後、主排気筒から放出する設計とする。</p> <p>また、セル等及びこれらを収納する建屋並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器を収納する建屋は、運転切替えに伴う変動時を除き、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、排気は、ろ過した後、主排気筒から放出する設計とする。</p> <p>さらに、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とするとともに、気体廃棄物の廃棄施設は、漏えい及び逆流を防止する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体としては、その機能が維持され、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、気体の閉じ込めの機能を確保する設計とする。</p>	<p>4.1.4 放射性物質を取り扱う設備、セル等及び室の負圧維持</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に□(3)(iii)-①低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>また、上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒□(3)(iii)-②、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。</p> <p>なお、放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については、第2章 個別項目の「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持□(3)(iii)-③並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の「ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器」は再処理施設に設置しないため、事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器」に係る設計方針は、本設工認の対象外である。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の「原則として」は、記載を省略しても設工認の基本設計方針と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(3)(iii)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(3)(iii)-①の目的を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(3)(iii)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(3)(iii)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(3)(iii)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(3)(iii)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>4.1.5 グローブボックス及びフード            プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。            フードは、気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>4.1.7 液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止            液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。</p> <p>漏えい液受皿を設置しない場合は、液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置することにより、液体状の放射性物質を内包する機器からの漏えい量のうち、最大の漏えい量をもってしても、施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分の床面、適切な高さまでの壁面、堰及びこれらの接合部は、耐水性を有する設計とし、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。また、床面、壁面及び堰に貫通部を設ける場合は、床面、壁面及び堰の耐水性が損なわれない設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) 基本事項</p> <p>(i) 安全上重要な施設</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-①再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-②適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-③具体的には、</p> <p>安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-④（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し、</p>	<p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 安全上重要な施設</p> <p>再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、</p> <p>適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>（基本設計方針）</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-①安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-②火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-③以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-④ <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (v)-③ 火災及び爆発による影響から防護する設備（以下「火災防護上重要な機器等」という。）として、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する建物・構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建物・構築物、系統及び機器のうち、安全上重要</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において、設工認の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-①は、事業変更許可申請書（本文） <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-②は、事業変更許可申請書（本文） <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-③は、事業変更許可申請書（本文） <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-④及び <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (v)-③は、事業変更許可申請書（本文） <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (i)-④及び <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (v)-③と同義であり整合している。</p> <p>以下同じものは <input type="checkbox"/> 火災 1 とし省略する。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器 安全機能を有する施設 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-①のうち，再処理施設において火災又は爆発が発生した場合，...</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-②，「(イ) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-③「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し...</p>	<p>(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器 安全機能を有する施設のうち，再処理施設において火災及び爆発が発生した場合，</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，「(1) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する...</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>な施設を除いたものを抽出する。</p> <p>再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-①は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう...</p> <p>火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備（以下「火災防護上重要な機器等」という。）として，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する建物・構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建物・構築物，系統及び機器のうち，<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-②安全上重要な施設を除いたものを抽出する...</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-①は，事業変更許可申請書（本文）<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-①と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-②は，事業変更許可申請書（本文）の記載場所の読み込みのため，記載しない。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）<input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ロ)-③は，設工認では火災-1を定義として使用するため，記載しない。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ハ) その他の安全機能を有する施設  <u>「火災1」「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(ニ) 火災区域及び火災区画の設定  <u>「火災1」安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。</u></p> <p>建屋の火災区域は、<u>「火災1」「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</u></p> <p><u>「火災1」火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する。</u></p>	<p>(3) その他の安全機能を有する施設  <u>「(1) 安全上重要な施設」及び「(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(4) 火災区域及び火災区画の設定  <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。</u></p> <p>建屋の火災区域は、<u>「(1) 安全上重要な施設」及び「(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</u></p> <p><u>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</u></p>	<p>再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえ、<u>火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>なお、<u>「火災1」火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>「火災1」火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。</u></p> <p>建屋の火災区域は、<u>「火災1」火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</u></p> <p><u>「火災1」火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋外の□(4)(i)(a)(ニ)-①安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて□(4)(i)(a)(ニ)-②分割して設定する。</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.3 火災防護設備 (1) 火災区域構造物及び火災区画構造物 &lt;中略&gt;</p> <p>このうち、<u>火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</u> &lt;中略&gt;</p> <p>第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1 安全機能を有する施設 &lt;中略&gt;</p> <p>屋外の□(4)(i)(a)(ニ)-①火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて□(4)(i)(a)(ニ)-②細分化して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域構造物及び火災区画構造物の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.3 火災防護設備」に示す。</p>	<p>設工認の□(4)(i)(a)(ニ)-①は、火災区域設定の基本的な考え方を示すために放射性物質貯蔵等の機器等も考慮した記載としていることから事業変更許可申請書（本文）□(4)(i)(a)(ニ)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(i)(a)(ニ)-②は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(i)(a)(ニ)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>再処理施設における火災防護対策に当たっては、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」</u>を参考として再処理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ホ) 火災防護上の最重要設備 安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ホ)-① とし、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p> <p>2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</p> <p>3) 安全圧縮空気系</p> <p>4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</p> <p>(ハ) 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ハ)-① 火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<input type="checkbox"/> 火災 1 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生</p>	<p>再処理施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」</u>（以下「火災防護審査基準」という。）及び<u>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」</u>（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(5) 火災防護上の最重要設備 安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し、火災時においても継続的に機能が必要となる設備である以下の設備を火災防護上の最重要設備（以下「最重要設備」という。）とし、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>a. プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p> <p>b. 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系のうち重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</p> <p>c. 安全圧縮空気系</p> <p>d. 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</p> <p>(6) 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<input type="checkbox"/> 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p>	<p>再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」</u>（以下「火災防護審査基準」という。）及び<u>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」</u>（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し、最も重要な以下の設備 <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ホ)-①（以下「火災防護上の最重要設備」という。）に対し、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p> <p>2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの（崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの）、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</p> <p>3) 安全圧縮空気系</p> <p>4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</p> <p>5.1.3 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p><input type="checkbox"/> 火災 1 火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ハ)-① き、必要</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ホ)-① は、事業変更許可申請書（本文） <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ホ)-① と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (a) (ハ)-① は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-①</math>火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-②</math>を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-③</math>火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-④</math>定める。</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止 (イ) 再処理施設内の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1.5.1.2 火災及び爆発の発生防止 1.5.1.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生防止については、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-②</math>に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-③</math>火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-④</math>の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を使用するとともに、漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とす</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-②</math>は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-③</math>は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の<math>\square(4)(i)(a)(\wedge)-④</math>は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>る。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は、化学的制限値（n-ドデカンの引火点 74℃）を設定し、化学的制限値を超えて加温することがないように、溶液の温度を監視して、温度高により警報を発するとともに、自動で加温を停止する設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は、静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし、これらの機器を収納するセルには、着火源を有する機器は設置しない設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル、グローブボックス及び室については、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。</p> <p>使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は、有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに、廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とし、蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>溶媒蒸留塔の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）を処理する熱分解装置は、不活性ガス（窒素）を供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視し、温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>熱分解ガスを燃焼する装置は、その内部温度を測定し、燃焼状態を監視し、温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。</p> <p>また、可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</p> <p>リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル、リン酸ブチル(以下「TBP 等」という。)と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP 等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため、硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)では TBP の混入防止対策として n-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し、TBP を除去する設計とする。</p> <p>また、濃縮缶等での TBP 等の錯体の急激な分解反応を防止するため、TBP の混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに、溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。</p> <p>TBP 等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には、熱的制限値(加熱蒸気の最高温度 135℃)を設定し、濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し、温度計により監視し、温度高により警報を発するとともに、加熱蒸気の温度が設定値を超えないように、蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は、塔槽類廃ガス処理設</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>備等の排風機による排気を行う設計とする。</p> <p>また、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給(水素掃気)する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。</p> <p>また、運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は、水素の可燃領域外で運転する設計とする。</p> <p>洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し、廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに、洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。</p> <p>第2気液分離槽は、窒素ガスを供給し、4価のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに、廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに、第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設計とする。</p> <p>ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とし、万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため、水素漏えい検知器を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は、化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算 6.4vol%)を設定し、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、空気と</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>いかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一、水素濃度が設定値を超える場合には、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は、窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし、窒素ガスは、気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。</p> <p>また、ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は、ドラム又はガラス固化体に収納し、そのうちドラムについては、水中で取り扱うことにより、火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。</p> <p>硝酸ヒドラジンは、自己反応性物質であることから、爆発の発生を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>再処理施設で取り扱う特有の可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する設備の火災及び爆発の発生防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「2.1 せん断処理施設」、「2.2 溶解施設」、「2.3 分離施設」、「2.4 精製施設」、「2.5 脱硝施設」、「2.6 酸及び溶媒の回収施設」、「4.1 計測制御設備」、「4.2 安全保護回路」、「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」、「5.2 液体廃棄物の廃棄施設」、「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」、「7.1.2 圧縮空気設備」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(4)(i)(b)(イ)-①</u>また、...上記に加え発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>1.5.1.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生防止については、<u>発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 <u>□(4)(i)(b)(イ)-①</u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、再処理施設で取り扱う物質として、TBP、n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)、硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素、プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油、燃料油、有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち、セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合には、漏えい検知装置により漏えいを検知し、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により移送することによって、漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油等内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□(4)(i)(b)(イ)-①</u>は、火災防護対策について項を分割したため、事業変更許可申請書（本文）<u>□(4)(i)(b)(イ)-①</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により、可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計又は火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を保温材若しくは耐火材で覆うことにより、可燃性物質との接触を防止する設計又は計測制御系統施設による温度パラメータを監視し、加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 不燃性材料又は難燃性材料の使用  <u>火災1</u> 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、...</p> <p>主要な構造材、</p> <p>ケーブル、</p> <p>換気設備のフィルタ、</p>	<p>1.5.1.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用            安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、...</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用  <u>火災1</u> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の<u>主要な構造材</u>は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、<u>換気設備のフィルタ</u>は、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>保温材及び</u></p> <p><u>建屋内装材は、</u></p> <p>可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、<u>不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災に起因して、<b>火災1</b>他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p>	<p>可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、<u>不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。</u></p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、<u>当該機器等における火災に起因して、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する<u>保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</u></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の<u>建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、<u>難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>また、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、<u>可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、<b>火災1</b>他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし...</u></p> <p><u>パネルに可燃性材料を使用する場合は、難燃性材料を設置することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>火災1 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</u></p>	<p>(1) <u>主要な構造材に対する不燃性材料の使用</u>  <u>放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。</u></p> <p><u>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう、難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて、UL94 垂直燃焼試験及びJIS 酸素指数試験における燃焼試験により確認するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（U L 1581 (F. o. u. r. t. h. E. d. i. t. i. o. n). 1080 V W-1 U. L. 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</u></p>	<p><u>また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能を損なわないよう、パネル外表面に難燃性材料を設置することで、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし、その難燃性能を UL94 垂直燃焼試験及び JIS 酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p><u>火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 IEEE 383 又は IEEE 1202 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（UL1581 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ(4)(i)(b)(ロ)-②安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からロ(4)(i)(b)(ロ)-③やむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし、ロ(4)(i)(b)(ロ)-③当該ケーブルの火災に起因して火災1他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するロ(4)(i)(b)(ロ)-③ための措置を講ずる設計とする。</p> <p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油ロ(4)(i)(b)(ロ)-④等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>(ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設にロ(4)(i)(b)(ハ)-①において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響ロ(4)(i)(b)(ハ)-②(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>ロ(4)(i)(b)(ハ)-③これらの自然現象のうち、ロ(4)(i)(b)(ハ)-③再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>1.5.1.2.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)(以下「火山の影響」という。)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>したがって、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>ロ(4)(i)(b)(ロ)-②ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、ロ(4)(i)(b)(ロ)-③金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とロ(4)(i)(b)(ロ)-③すること、火災1他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油ロ(4)(i)(b)(ロ)-④を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設にロ(4)(i)(b)(ハ)-①に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>ロ(4)(i)(b)(ハ)-③火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認のロ(4)(i)(b)(ロ)-②は、前段文章の続きとしていることから、事業変更許可申請書(本文)のロ(4)(i)(b)(ロ)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ(4)(i)(b)(ロ)-③は、35条における対策を含めて、事業変更許可申請書(本文)のロ(4)(i)(b)(ロ)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ(4)(i)(b)(ロ)-④は、事業変更許可申請書(本文)のロ(4)(i)(b)(ロ)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ(4)(i)(b)(ハ)-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ(4)(i)(b)(ハ)-①と同義であり整合している。</p> <p>ロ(4)(i)(b)(ハ)-②は事業変更許可申請書(本文)「ロ(7)(i)(a)(ホ)火山の影響」に示す。</p> <p>設工認のロ(4)(i)(b)(ハ)-③は、事業変更許可申請書(本文)のロ(4)(i)(b)(ハ)-③と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、<u>避雷設備を設置する設計とする。</u>  <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-④ <u>重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。</u></p> <p>各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、<u>接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 火災 1 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、</u> <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-⑤ <u>事業指定基準規則第七条に示す要求を満足するよう、「事業指定基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>(c) 火災の感知，消火            (イ) 早期の火災感知及び消火  <u>火災の感知及び消火は、</u> <input type="checkbox"/> 火災 1 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止  <u>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」（J E A G 4608），建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。</u></p> <p>各防護対象施設に設置する避雷設備は、<u>構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p>(2) 地震による火災及び爆発の発生防止  <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。</u>  <u>耐震については事業指定基準規則の第七条に示す要求を満足するよう、事業指定基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>1.5.1.3 火災の感知，消火  <u>火災の感知及び消火については、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、<u>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき、避雷設備を設置する設計とする。</u> <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-④ <u>安全上重要な施設は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とし、</u>  <u>各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 火災 1 <u>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、</u> <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-⑤ <u>再処理施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>なお、屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある竜巻については、「3.3.2 竜巻」に基づく竜巻防護対策を行うことにより、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。            また、屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある森林火災については、「3.3.3 外部火災」の「(3) 外部火災に対する防護対策」，「(a) 森林火災に対する防護対策」に基づく防火帯による防護等により火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>5.3 火災の感知，消火  <u>火災の感知及び消火は、</u> <input type="checkbox"/> 火災 1 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-④ は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-④ を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-⑤ は、技術基準規則の名称に変更したもののため、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (b) (ハ)-⑤ の区分と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(4)(i)(c)(イ)-①</u>ただし、火災感知設備は、他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<u>□(4)(i)(c)(イ)-②</u>「(b)(ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した<u>火災1</u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、地震による火災を想定する場合は耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>	<p>1.5.1.3.1 火災感知設備 (1) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 ＜中略＞</p> <p>ただし、以下の火災のおそれがない区域又は他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は除く。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知、消火 このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.3 火災防護設備 (2) 火災感知設備 ＜中略＞</p> <p>また、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域、通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は<u>□(4)(i)(c)(イ)-①</u>可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により検出方法の多様性を確保し、火災発生の前後において有効に火災等を検出できる区域は、<u>火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>5.3 火災の感知、消火 火災感知設備及び消火設備は、<u>□(4)(i)(c)(イ)-②</u>「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、<u>火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</u></p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の感知及び消火に係る運用の措置について、以下に示す。</p> <p>火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画は、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理及び人の立ち入り管理又は火災感知器によらない設備により火災発生の前後において火災等を有効に検出できる設備により監視することについて保安規定に定め、管理する。</p> <p>火災発生時の煙又は放射線の影響により消火</p>	<p>設工認の<u>□(4)(i)(c)(イ)-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(4)(i)(c)(イ)-①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>□(4)(i)(c)(イ)-②</u>は、設工認内の項目の引き当てを行っているため、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(4)(i)(b)(ハ)-②</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作 <u>□(4)(i)(c)(イ)-③</u> が起きた場合においても、<u>火災1安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>1) 火災感知設備  <u>火災感知器 <u>□(4)(i)(c)(イ)1)-①</u> は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせる設計とする。</u></p>	<p>1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響  <u>消火設備の破損、誤動作又は誤操作により、安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</u>          &lt;中略&gt;</p> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備          (1) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化  <u>安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。</u>  <u>また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>活動が困難とならない箇所については、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を保安規定に定め、管理する。</p> <p>消火活動時においては、煙の影響を軽減するため、可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて、管理する。          火災感知設備及び消火設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.3 火災防護設備」に示す。</p> <p>第2章 個別項目          7. その他再処理設備の附属施設          7.3 その他の主要な事項          7.3.3 火災防護設備          (3) 消火設備  <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤動作又は誤操作 <u>□(4)(i)(c)(イ)-③</u> により、<u>火災1火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></u></p> <p>(2) 火災感知設備  <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器 <u>□(4)(i)(c)(イ)1)-①</u> の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、<u>火災を早期に感知できるように固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。</u>  <u>屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は、アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナログ式の炎感知器を組み合わせる設計とする。屋外構築物の監視に当たっては、アナログ式の感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせる設計とする。</u></u></p>	<p>設工認の <u>□(4)(i)(c)(イ)-③</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(i)(c)(イ)-③</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>□(4)(i)(c)(イ)1)-①</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(i)(c)(イ)1)-①</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え、防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は、誤動作防止対策のため、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は、屋外型を採用するとともに、必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。</p> <p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-②</u> に電源を確保し、...</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-③</u> にて常時監視できる設計とする。</p>	<p>(3) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>(4) 火災受信器盤 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発すること、適切に監視できる設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>消防法に基づいた設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-②</u>、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて、非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-③</u> 若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発すること、常時監視できる設計とするとともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は、設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-②</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-②</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-③</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(イ)1-③</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) 消火設備</p> <p><u>火災1再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる</u>□(4)(i)(c)(i)2-①<u>ところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。</u></p>	<p>1.5.1.3.2 消火設備</p> <p>(8) 安重機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備  <u>火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(9) 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動  <u>放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うに当たり、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。</u></p>	<p>(3) 消火設備          ＜中略＞</p> <p><u>火災1火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる</u>□  <u>(4)(i)(c)(i)2-①箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の対策本部室の床下及び一般共同溝)、等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の建屋管理室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</u></p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、再処理施設は動的閉じ込め設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p> <p>消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。          ＜中略＞</p>	<p>設工認の□(4)(i)(c)(i)2-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(c)(i)2-①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-②</u> を発する設計とする。</p> <p>また、再処理施設の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-③</u> 安全上重要な施設を系統間で分離して設置する火災区域又は火災区画の消火 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-④</u> に用いる消火設備は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設備とする。</p> <p>消火用水供給系は、2時間の最大放水量 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-⑤</u> を確保するとともに...</p>	<p>(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報  <u>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</u>                      &lt;中略&gt;</p> <p>(7) 系統分離に応じた独立性の考慮  <u>再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えるものとする。</u>                      &lt;中略&gt;</p> <p>(12) 消火用水の最大放水量の確保  <u>消火剤に水を使用する消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓）の必要水量を考慮し、水源は消防法施行令及び危険物の規制に関する規則に基づくとともに、2時間の最大放水量（426m<sup>3</sup>）を確保する設計とする。</u>                      &lt;中略&gt;</p>	<p>e. 消火設備の警報                      (b) 固定式ガス消火設備の退避警報  <u>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等が退出できるよう警報 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-②</u> 又は音声警報を吹鳴する設計とする。</u>                      ハロゲン化物消火設備(局所)は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。                      なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の管体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成                      (b) 系統分離に応じた独立性の考慮  <u>再処理施設の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-③</u> 火災防護上の最重要設備の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画の消火 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-④</u> を行うガス系消火設備は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しないよう独立性を備えた設計とする。</u>                      なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量  <u>消火用水供給系の水源は、消防法施行令、危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量 <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-⑤</u> に対し十分な容量を有する設計とする。</u></p>	<p>設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-②</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-②</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-③</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-③</u> と同義であり整合している。                      設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-④</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-④</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-⑤</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(i)(c)(i)2)-⑤</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、...</p> <p>水源 <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑥</u> 及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p><u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑦</u> また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、</p> <p><u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑧</u> 移動式消火設備を配備する設計とする。</p>	<p>(13) 水消火設備の優先供給 消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>(11) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動時間2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>(3) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動（セルを除く）に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）、第十九条及び都市計画法施行令第二十五条（屋外消火栓設備に関する基準、開発許可の基準を適用するに於いて必要な技術的細目）に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画（セルを除く）における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>(4) 移動式消火設備の配備 火災時の消火活動のため、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）第十二条に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。</p>	<p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源 <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑥</u> として、ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。 ＜中略＞ <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑥</u> 消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。 ＜中略＞</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画（セルを除く）に設置する <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑦</u> 屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、<u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑧</u> 消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。</p>	<p>設工認の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑥</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑥</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑦</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑦</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑧</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(i)(c)(イ)2-⑧</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備 <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑨ し...</p> <p>管理区域で放出した <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑩ 場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑪ 消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、<input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑫ 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑬ 悪影響を及ぼさないよう設置し...</p>	<p>(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(14) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し、処理する設計とする。 また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。</p> <p>(1) 火災に対する二次的影響の考慮 再処理施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量 <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑨ として、消防法施行規則又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑩ 消火水は、管理区域外への流出を防止する <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑩ ため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。</p> <p>(a) 火災による二次的影響の考慮 <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑪ 消火栓、消火器等を適切に配置することにより、<input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑫ 火災1火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑬ 火災の二次的影響が及ばない設計とする。 消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑨ は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑨ を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑩ は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑩ を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑪ は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (1) (2) - ⑪ と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部電源喪失時<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑫</sup>の電源を確保するとともに、...</p> <p>中央制御室<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑬</sup>又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑭</sup>安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>消火設備<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑮</sup>を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>(5) 消火設備の電源確保 消火設備のうち、消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>(6) 消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域）、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは、電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室に吹鳴する設計とする。</p> <p>(1) 火災に対する二次的影響の考慮 ＜中略＞ また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設計とする。 ＜中略＞</p> <p>(10) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間約 10 分～40 分及び消防法の消火継続時間 20 分を考慮し、2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>c. 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑫</sup>においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 また、火災防護上重要な機器等を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用母線から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ＜中略＞ 地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。 ケーブルトレイに対する局所消火設備は、消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 <sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑬</sup>固定式消火設備、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは、電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 また、煙の二次的影響が<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑭</sup>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>g. その他 (b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑮</sup>の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路、消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間に加え、消防法の消火継</p>	<p>設工認の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑫</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑫</sup>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑬</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑬</sup>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑮</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□(4)(i)(c)(1)2-⑮</sup>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) 火災及び爆発の影響軽減  <u>□(4)(i)(d)-①火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</u></p>	<p>1.5.1.4 火災及び爆発の影響軽減  1.5.1.4.1 火災及び爆発の影響軽減  <u>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。</u></p>	<p><u>続時間20分を考慮し、2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</u></p> <p>f. 消火設備に対する自然現象の考慮  (a) 凍結防止対策  屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とし、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。  (b) 風水害対策  消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう、各建屋内に設置する設計とする。  (c) 地盤変位対策  屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.4 火災及び爆発の影響軽減  5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策  <u>□(4)(i)(d)-①再処理施設の火災防護上、重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</u></p>	<p>設工認の□(4)(i)(d)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災1再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等□ (4) (i) (d)-②を設置する。</p> <p>火災区域は、□(4) (i) (d)-②他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。</p> <p>□(4) (i) (d)-③また、再処理施設における火災防護上の最重要機能である。</p> <p>プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レ</p>	<p>(1) 安全上重要な施設の火災区域の分離 再処理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。</p> <p>(2) 最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離 再処理施設における安全上重要な施設の中でも、最重要設備（機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル）に対し、以下に示すいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p>	<p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設 火災1火災防護上重要な機器等□(4) (i) (d)-②を収納する建屋に、耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.3 火災防護設備</p> <p>(1) 火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。 このうち、火災区域は、□(4) (i) (d)-②3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設 &lt;中略&gt; □(4) (i) (d)-③安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し、最も重要な以下の設備（以下「火災防護上の最重要設備」という。）に対し、系統分離対策を講ずる設計とする。 1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び</p>	<p>設工認の□(4) (i) (d)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(4) (i) (d)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4) (i) (d)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(4) (i) (d)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4) (i) (d)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(4) (i) (d)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>ベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機，</u></p> <p><u>崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系，</u></p> <p><u>安全圧縮空気系及び</u></p> <p><u>□(4)(i)(d)-④これらの機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統については、</u></p> <p><u>互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは、</u></p> <p><u>□(4)(i)(d)-⑤「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」...</u></p> <p><u>□(4)(i)(d)-⑥「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は</u></p>	<p>また、<u>最重要設備のケーブルの系統分離においては、最重要設備のケーブルと同じトレイ等に敷設するなどにより、最重要設備のケーブルの系統と関連することとなる最重要設備のケーブル以外のケーブルも当該系統に含め、他系統との分離を行うため、以下の設計とする。</u></p> <p>a. <u>3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</u>  <u>系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。</u></p> <p>b. <u>水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</u>  <u>互いに相違する系列の最重要設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</u></p>	<p><u>高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</u></p> <p>2) <u>崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</u></p> <p>3) <u>安全圧縮空気系</u></p> <p>4) <u>□(4)(i)(d)-④上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</u></p> <p>5.4 火災及び爆発の影響軽減  5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策  &lt;中略&gt;  (1) 火災防護上の最重要設備に対する影響軽減対策  火災防護上の最重要設備のうち、<u>互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>a. <u>□(4)(i)(d)-⑤3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</u>  <u>火災防護上の最重要設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</u></p> <p>b. <u>水平距離6m以上□(4)(i)(d)-⑥の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</u>  <u>火災防護上の最重要設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</u></p>	<p>設工認の□(4)(i)(d)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(i)(d)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(i)(d)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ(4)(i)(d)-⑦「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p> <p>ロ(4)(i)(d)-⑧ただし、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央制御室等の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、</p> <p>高感度煙感知器の設置、</p>	<p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の最重要設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(3) 中央制御室に対する火災及び爆発の影響軽減 a. 制御盤の分離 (a) 中央制御室においては、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。盤の筐体は1.5mm以上の鉄板で構成することにより、1時間以上の耐火能力を有する設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>b. 制御盤内の火災感知器 制御室には異なる種類の火災感知器を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに感知・消火を行い、安全機能への影響を防止できるよう、高感度煙感知器を設置する設計とする。</p>	<p>c. ロ(4)(i)(d)-⑦1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 制御室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 制御室制御盤内の火災影響軽減対策 ロ(4)(i)(d)-⑧中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、離隔距離等による分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。</p> <p>なお、火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。</p> <p>制御室の制御盤は、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに、異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また、操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。</p> <p>制御室には、異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう、高感度煙感知器を設置する設計とする。</p>	<p>設工認のロ(4)(i)(d)-⑦は、事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ(4)(i)(d)-⑧は、事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(d)-⑧を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(4)(i)(d)-⑨常駐する当直（運転員）による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室の制御室床下コンクリートピットに関しては、1時間の耐火能力を有する□(4)(i)(d)-⑩コンクリートピット構造による分離、</u></p> <p><u>□(4)(i)(d)-⑪火災感知設備並びに中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>□(4)(i)(d)-⑫再処理施設のセルは、放射線物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災及び爆発の影響を軽減できる設計とする。</u> <u>□(4)(i)(d)-⑫一方、耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては、3時間以上の耐火境界となるように厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトとする設計とする。</u></p>	<p>c. 制御盤内の消火活動 制御盤内の火災において、高感度煙感知器が煙又は制御室内の火災感知器により火災を感知した場合、<u>当直（運転員）は、制御盤周辺に設置する二酸化炭素消火器を用いて早期に消火を行う。消火時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィを配備する。</u></p> <p>d. 制御室床下の系統分離対策 (a) <u>制御室の床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列のケーブルについては、1時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。</u> ＜中略＞</p> <p>(c) <u>制御室床下フリーアクセスフロアは、制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を各制御室に発する設計とする。</u> ＜中略＞</p> <p>(5) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 <u>火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</u> <u>ただし、セルについては、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。</u> <u>一方、セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火</u></p>	<p>制御室内の火災感知器により火災を感知した場合、<u>□(4)(i)(d)-⑨運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</u> <u>消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィを配備する設計とする。</u></p> <p>b. 制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 <u>中央制御室の制御室床下コンクリートピットに□(4)(i)(d)-⑩敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。</u></p> <p>また、<u>□(4)(i)(d)-⑪固有の信号を発生する異なる原理の火災感知器を組み合わせる設計とし、火災の発生場所が特定できる設計とする。</u> <u>さらに、中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。</u> なお、火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 <u>火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。</u> <u>□(4)(i)(d)-⑫ただし、セルについては、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。</u><u>□(4)(i)(d)-⑫とともに、耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては、3時間以上の耐火</u></p>	<p>設工認の□(4)(i)(d)-⑨及び事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑨は、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認の□(4)(i)(d)-⑩は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑩を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(i)(d)-⑪は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑪を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(i)(d)-⑫は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(i)(d)-⑫と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) 火災影響評価</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される再処理施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-① 損なわれることにより、再処理施設の<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-① 安全機能が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>災区画に対する遮炎性能を担保することができる。</p> <p>1.5.1.4.2 火災影響評価</p> <p>再処理施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に、再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</p>	<p>境界となるように必要な厚さを確保した鋼板ダクトとする設計とする。</p> <p>5.4.2 再処理施設の安全確保</p> <p>(1) 再処理施設の安全機能の確保対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>再処理施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、再処理施設の安全性が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される建物・構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-① 損なわれず、再処理施設の<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-① 安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-①は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-①と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の最重要設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール（以下「FDTs」という。）を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の最重要設備の安全機能のうち、少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。</p> <p>また、火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域（区画）において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② 場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② 設計とし、火災影響評価にて確認する。</p> <p>(f) その他 <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① 「(b) 火災及び爆発の発生防止」～「(e) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>1.5.1.4.2 火災影響評価</p> <p>再処理施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に、再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</p> <p>1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① &lt;中略&gt;</p>	<p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価          火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② 可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、異常状態を収束できる <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② ことを火災影響評価にて確認する。</p> <p>5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G.0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。          &lt;中略&gt;  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① 放射性廃棄物の廃棄施設は、火災の発生防止を考慮し、放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気で除去する設計とする。  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① また、放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは、廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。  <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① さらに、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (e)-② と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (4) (i) (f)-① を具体的に記載しており整合している。（以下同じ）</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.3 火災防護設備</p> <p>(3) 消火設備</p> <p>g. その他</p> <p>(c) ポンプ室</p> <p>ロ(4)(i)(f)-①火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p>ロ(4)(i)(f)-①上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。</p> <p>(d) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>ロ(4)(i)(f)-①使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料を水中に貯蔵するための設備であり、未臨界となるよう間隔を設けたラックに使用済燃料を貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>ロ(4)(i)(f)-①運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>ロ(4)(i)(f)-①また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下、引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>設工認のロ(4)(i)(f)-①は、事業変更許可申請書（本文）のロ(4)(i)(f)-①を具体的に記載しており整合している。（以下同じ）</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策            □(4)(i)(f)-①火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策            □(4)(i)(f)-①安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは、IEEE 384 に準じて、異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平 900mm 以上又は垂直 1,500mm 以上、ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は、水平 25mm 以上又は垂直 25mm 以上とすることにより、互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>第 2 章 個別項目            7.3 その他の主要な事項            7.3.3 火災防護設備            (4) 火災及び爆発の影響軽減設備            a. 火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備            再処理施設における火災防護上の最重要設備の系統分離は、第 1 章 共通項目「5.4.1 (1) 火災防護上の最重要設備の系統分離による影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。            このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成し、以下に示す設計とする。</p> <p>(a) 3 時間耐火隔壁            3 時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、3 時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。</p> <p>(b) 6m 以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備            互いに相違する系列は、火災及び爆発の影響を軽減するために、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を 6m 以上の離隔距離により分離する設計とする。            また、火災感知設備及び自動消火設備を</p>	<p>設工認の □(4)(i)(f)-①は、事業変更許可申請書（本文）の □(4)(i)(f)-①を具体的に記載しており整合している。(以下同じ)</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設置する設計とする。</p> <p>なお、火災感知設備及び自動消火設備については、「(2) 火災感知設備」及び「(3) 消火設備」に基づく設計とする。</p> <p>(c) 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>1時間耐火隔壁は、互いに相違する系列を分離し、火災及び爆発の影響を軽減するために、1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。</p> <p>なお、火災感知設備及び自動消火設備については、「(2) 火災感知設備」及び「(3) 消火設備」に基づく設計とする。</p> <p>b. 中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備</p> <p>中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し、以下に示す設計とする。</p> <p>(a) 高感度煙感知器</p> <p>高感度煙感知器は、火災及び爆発の影響軽減のため、盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として、火災防護上の最重要設備の系統分離対策を講ずる制御盤内に設置する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同等の設計とする。</p> <p>c. 中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備</p> <p>中央制御室床下コンクリートピットの火災防護上の最重要設備(ケーブル)の系統分離は、第1章 共通項目「5.4.1 (2)b. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策」に示す耐火隔壁、火災感知設備及び消火設備により行う設計とする。</p> <p>このうち、火災及び爆発の影響軽減設備については、耐火隔壁により構成する設計とする。</p> <p>なお、耐火隔壁、火災感知設備及び消火設備については、「本項 a.」、「(2) 火災感知設備」及び「(3) 消火設備」に基づく設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同等の設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止  <u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(a) 基本事項            (i) 火災区域及び火災区画の設定  <u>重大事故等対処施設を□(4)(ii)(a)(i)-①設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して□(4)(ii)(a)(i)-①火災区域及び火災区画を設定する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が□(4)(ii)(a)(i)-②を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>火災防護対策を講ずる設計□(4)(ii)(a)(i)-③を行うに当たり...</u></p>	<p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計            1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計            1.5.2.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針  <u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(1) 火災区域及び火災区画の設定  <u>重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり...</u></p>	<p>(基本設計方針)            第1章 共通項目            5. 火災等による損傷の防止            5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針            5.1.2 重大事故等対処施設  <u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設を□(4)(ii)(a)(i)-①収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</u></p> <p><u>火災区画□(4)(ii)(a)(i)-①は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が□(4)(ii)(a)(i)-②が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計□(4)(ii)(a)(i)-③とする。</u></p>	<p>設工認の□(4)(ii)(a)(i)-①は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(a)(i)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(a)(i)-②は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(a)(i)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(a)(i)-③は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(a)(i)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等対処施設を</u>□(4)(ii)(a)(i)-④<u>設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</u></p> <p><u>火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</u></p> <p><u>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて設定する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</u></p> <p><u>火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</u></p> <p><u>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて設定する。</u></p> <p><u>具体的には、重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等対処施設を</u>□(4)(ii)(a)(i)-④<u>収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</u></p> <p><u>火災区画</u>□(4)(ii)(a)(i)-④<u>は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</u></p> <p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.3 火災防護設備 (1) 火災区域構造物及び火災区画構造物 ＜中略＞ また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.2 重大事故等対処施設 <u>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</u></p> <p><u>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれ</u></p>	<p>設工認の□(4)(ii)(a)(i)-④は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(a)(i)-④と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>(ロ) 火災防護計画  <input type="checkbox"/> (4) (ii) (a) (ロ)-①火災防護計画は、  <input type="checkbox"/> (i) (a) (ハ) 火災防護計画」に定める。</p>	<p>重大事故等対処設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備」という。）のうち、外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>(2) 火災防護計画            火災防護計画は、「1.5.1.1(6) 火災防護計画」に示す。</p>	<p>それを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>5.1.3 火災防護計画  <input type="checkbox"/> (4) (ii) (a) (ロ)-①再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。            火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。            重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。            その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。            重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。            敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (4) (ii) (a) (ロ)-①は、事業変更許可申請書（本文）<input type="checkbox"/> (4) (ii) (a) (ロ)-①を具体的に記載しており整合している。            なお、火災防護計画については保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 火災及び爆発の発生防止  <u>火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</u></p>	<p>1.5.2.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止  <u>1.5.2.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</u></p>	<p>能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止  <u>再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</u></p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を使用するとともに、漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は、化学的制限値(n-ドデカンの引火点 74℃)を設定し、化学的制限値を超えて加温することがないように、溶液の温度を監視して、温度高により警報を発するとともに、自動で加温を停止する設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は、静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし、これらの機器を収納するセルには、着火源を有する機器は設置しない設計とする。</p> <p>放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル、グローブボックス及び室については、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。</p> <p>使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は、有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とす</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>るとともに、廃ガスには不活性ガス(窒素)を注入して排気する設計とし、蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>溶媒蒸留塔の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は、不活性ガス(窒素)を供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視し、温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。</p> <p>熱分解ガスを燃焼する装置は、その内部温度を測定し、燃焼状態を監視し、温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。</p> <p>また、可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</p> <p>リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル、リン酸ブチル(以下「TBP 等」という。)と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP 等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため、硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)では TBP の混入防止対策として n-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し、TBP を除去する設計とする。</p> <p>また、濃縮缶等での TBP 等の錯体の急激な分解反応を防止するため、TBP の混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>有機溶媒を分離することができる設計とするとともに、溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。</p> <p>TBP 等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には、熱的制限値(加熱蒸気の最高温度 135℃)を設定し、濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し、温度計により監視し、温度高により警報を発するとともに、加熱蒸気の温度が設定値を超えないように、蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は、塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。</p> <p>また、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給(水素掃気)する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏れ出した場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。</p> <p>また、運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は、水素の可燃領域外で運転する設計とする。</p> <p>洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し、廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに、洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>第2気液分離槽は、窒素ガスを供給し、4価のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに、廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに、第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設計とする。</p> <p>ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とし、万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため、水素漏えい検知器を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は、化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算 6.4vol%)を設定し、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一、水素濃度が設定値を超える場合には、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は、窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし、窒素ガスは、気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。</p> <p>また、ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は、ドラム又はガラス固化体に収納し、そのうちドラムについては、水中で取り扱うことにより、火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。</p> <p>硝酸ヒドラジンは、自己反応性物質であることから、爆発の発生を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(4)(ii)(b)-①</u>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>1.5.2.2.2 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、<u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>再処理施設で取り扱う特有の可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する設備の火災及び爆発の発生防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「2.1 せん断処理施設」、 「2.2 溶解施設」、 「2.3 分離施設」、 「2.4 精製施設」、 「2.5 脱硝施設」、 「2.6 酸及び溶媒の回収施設」、 「4.1 計測制御設備」、 「4.2 安全保護回路」、 「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」、 「5.2 液体廃棄物の廃棄施設」、 「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」、 「7.1.2 圧縮空気設備」に示す。</p> <p>5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p><u>□(4)(ii)(b)-①</u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、再処理施設で取り扱う物質として、TBP、n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)、硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素、プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(b)-①は、火災防護対策について項を分割したため、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(b)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油等内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度で</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>ある 4vol% の 4 分の 1 以下で中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計又は火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を保温</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(イ) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><u>重大事故等対処施設の機器等のうち、</u> <u>主要な構造材、</u></p> <p><u>ケーブル、</u></p>	<p>1. 5. 2. 2. 3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><u>重大事故等対処施設は、</u></p>	<p>材若しくは耐火材で覆うことにより、可燃性物質との接触を防止する設計又は計測制御システム施設による温度パラメータを監視し、加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>5. 2. 3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</u></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する<u>ケーブル</u>には、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。 ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>換気設備のフィルタ,</p> <p>保温材及び</p> <p>建屋内装材は,</p>		<p>置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該□(4)(ii)(b)(i)-①重大事故等対処施設における火災及び爆発に起因して、他の重大事故等対処施設の火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、</p> <p>パネルに可燃性材料を使用する場合は、難燃性材料を設置することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p>	<p>可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該重大事故等対処施設における火災に起因して、他の重大事故等対処施設の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用          &lt;中略&gt;</p> <p>また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう、難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて、UL94 垂直燃焼試験及びJIS 酸素指数試験における燃焼試験により確認するものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該□(4)(ii)(b)(i)-①機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能を損なわないよう、パネル外表面に難燃性材料を設置することで、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし、その難燃性能をUL94 垂直燃焼試験及びJIS 酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(b)(i)-①は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(b)(i)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、延焼性及び自己消火性を実証試験により確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>□(4)(ii)(b)(i)-②重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、金属製の筐体等に収納する、延焼防止材により保護する、専用の電線管に敷設する等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設□(4)(ii)(b)(i)-③及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油□(4)(ii)(b)(i)-④等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>(n) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>□(4)(ii)(b)(n)-①重大事故時における再処理施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>(3) 難燃ケーブルの使用</p> <p>重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（U L 1581 (F o u r t h E d i t i o n) 1080 V W - 1 U L 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包</p> <p>重大事故等対処施設の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、可燃物である絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>1.5.2.2.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故時における再処理施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 I E E E 383 又は I E E E 1202 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（U L 1581 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>□(4)(ii)(b)(i)-②ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の□(4)(ii)(b)(i)-③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油□(4)(ii)(b)(i)-④を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>再処理施設に□(4)(ii)(b)(n)-①に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(b)(i)-②は、前段文章の続きとしていることから、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(b)(i)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(b)(i)-③は、事業変更許可申請書（本文）□(4)(ii)(b)(i)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(b)(i)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(b)(i)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(b)(n)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(b)(n)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-②これらの自然現象のうち、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震及び竜巻（風（台風）を含む。）について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-③重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、ロ(4)(ii)(b)(㊦)-④耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、「事業指定基準規則」第三十一条に示す要求を満足するよう、「事業指定基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-⑤竜巻（風（台風）を含む。）について、重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p>	<p>したがって、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について考慮することとし、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止</p> <p><u>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」（J E A G 4608）、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備で防護された建屋内又は範囲内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>各々の防護対象施設に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p>(2) 地震による火災及び爆発の発生防止</p> <p><u>重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。</u></p> <p><u>耐震については事業指定基準規則の第三十一条に示す要求を満足するよう、事業指定基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>(3) 竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止</p> <p><u>重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p>	<p>重大事故等対処施設は、<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-②考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、<u>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき、避雷設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-③重大事故等対処施設を収納する建屋は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても、避雷設備を設置する設計とし、</u></p> <p><u>各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p>重大事故等対処施設は、<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-④重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-⑤重大事故等対処施設は、竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-②</u>は、事業変更許可申請書（本文）<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-③</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-④</u>は、技術基準規則の名称に変更したもののため、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-④</u>の区分と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-⑤</u>は、事業変更許可申請書（本文）<u>ロ(4)(ii)(b)(㊦)-⑤</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>なお、森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(c) 火災の感知，消火 (i) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (ii) (c) (i)-①「(ii)(b)(v)落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-②耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-③が起きた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(4) 森林火災による火災及び爆発の発生防止 森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>1.5.2.3 火災の感知，消火</p> <p>火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設の耐震設計上の重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.2.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p> <p>1.5.2.3.3 自然現象の考慮 (4) 想定すべき地震に対する対応 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合においては、重大事故等対処施設が維持すべき耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</p> <p>1.5.2.3.4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への影響 「1.5.1.3.4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作による安全機能への影響」の基本方針を適用する。</p>	<p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>5.3 火災の感知，消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-①「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-②重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.3 火災防護設備 (3) 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作<input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (i)-③により、火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-①は、設工認内の項目の引き当てを行っているため、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (4) (ii) (c) (i)-②は、技術基準規則の名称に変更したもののため、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (4) (ii) (b) (v)-④の区分と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (i)-③は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (4) (i) (c) (i)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>1) 火災感知設備  <u>火災感知器</u>ロ(4)(ii)(c)(i)1-①は、...  <u>環境条件や火災の性質を考慮して型式を</u>  <u>選定し、固有の信号を発する異なる種類</u>  <u>を組み合わせて設置する設計とする。</u></p>	<p>1.5.2.3.1 火災感知設備  (1) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化  「1.5.1.3.1(1) 火災感知設備」の基本方針  を適用する。</p>	<p>(2) 火災感知設備  火災防護上重要な機器等及び重大事故等  対処施設を設置する火災区域又は火災区画  の<u>火災感知器</u>ロ(4)(ii)(c)(i)1-①の型式  は、<u>放射線、取付面高さ、温度、湿度、空</u>  <u>気流等の環境条件及び予想される火災の性</u>  <u>質を考慮して選定するとともに、火災を早</u>  <u>期に感知できるように固有の信号を発する異</u>  <u>なる種類の火災感知器として、アナログ式</u>  <u>煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せ</u>  <u>を基本として設置する設計とする。</u>  屋内において取り付け面高さが熱感知器  又は煙感知器の上限を超える場合及び外気  取入口など気流の影響等を受ける場合は、  アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナロ  グ式の炎感知器を組み合わせて設置する設  計とする。屋外構築物の監視に当たって  は、アナログ式の感知器の設置が適さない  ことから、非アナログ式の炎感知器及び非  アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて  設置する設計とする。   また、発火性又は引火性の雰囲気を形成  するおそれのある場所については、防爆型  のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え、  防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置す  る設計とする。  非アナログ式の火災感知器は、環境条件  等を考慮することにより誤作動を防止する  設計とする。  非アナログ式の炎感知器及び非アナログ  式の熱感知カメラを設置する場合は、それ  ぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼ  す死角がないように設置する設計とする。  非アナログ式の炎感知器を屋内に設置す  る場合は、誤動作防止対策のため、外光が  当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設  置する設計とする。  非アナログ式の炎感知器及び非アナログ  式の熱感知カメラを屋外に設置する場合  は、屋外型を採用するとともに、必要に応  じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する  設計とする。  消防法施行令及び消防法施行規則におい  て火災感知器の設置が除外される区域につ  いても、火災防護上重要な機器等及び重大  事故等対処施設が火災による影響を考慮す</p>	<p>設工認のロ(4)(ii)(c)  (i)1-①は、事業変更  許可申請書（本文）の  ロ(4)(ii)(c)(i)1-①  を具体的に記載してお  り整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時 <u>□(4)(ii)(c)(i)1-②</u> においても火災の感知が可能なるように電源を確保し...</p>	<p>(3) 火災感知設備の電源確保  <u>火災感知設備は、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下「全交流動力電源喪失」という。）時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。</u></p>	<p>べき場合には火災感知器を設置する設計とする。          火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。          また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。          ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。          また、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域、通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により検出方法の多様性を確保し、火災発生の前において有効に火災等を検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とする。          &lt;中略&gt;          重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、<u>□(4)(ii)(c)(i)1-②</u>外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失」という。)時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。          また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策</p>	<p>設工認の <u>□(4)(ii)(c)(i)1-②</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(ii)(c)(i)1-②</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の建屋管理室 <u>□(4)(ii)(c)(i)1-③</u>にて常時監視できる設計とする。</p> <p>2) 消火設備</p> <p><u>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 <u>□(4)(ii)(c)(i)2-①</u>で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。</u></p>	<p>(4) 火災受信器盤</p> <p>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。</p> <p>1.5.2.3.2 消火設備</p> <p>(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p><u>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。</u></p>	<p>建屋用発電機から給電する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室 <u>□(4)(ii)(c)(i)1-③</u>に設置する火災受信器盤（火災監視盤）に火災信号を表示するとともに警報を発することで、常時監視できる設計とするとともに、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は、設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p> <p>(3) 消火設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 <u>□(4)(ii)(c)(i)2-①</u>のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画（危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル）、可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画</p>	<p>設工認の <u>□(4)(ii)(c)(i)1-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(ii)(c)(i)1-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>□(4)(ii)(c)(i)2-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の <u>□(4)(ii)(c)(i)2-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報 <u>ロ(4)(ii)</u> <u>(c)(1)2)-②</u> を発する設計とする。</p>	<p>(13) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報 「1.5.1.3.2(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報」の基本方針を適用する。</p>	<p>(中央制御室床下、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の対策本部室の床下及び一般共同溝)、等価火災時間が 3 時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については、自動又は中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、緊急時対策建屋の建屋管理室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なること、再処理施設は動的閉じ込め設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p> <p>消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (b) 固定式ガス消火設備の退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等が退出できるよう警報 <u>ロ(4)(ii)(c)(1)2)-②</u> 又は音声警報を吹鳴する設計とする。</p> <p>ハロゲン化物消火設備(局所)は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。</p> <p>なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の管体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退</p>	<p>設工認の <u>ロ(4)(ii)(c)(1)2)-②</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(ii)(c)(1)2)-②</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>消火用水供給系は、2時間の最大放水量 <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-③</u> を確保するとともに...</p> <p>給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし...</p> <p>水源 <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> 及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p>	<p>(10) 消火用水の最大放水量の確保 「1.5.1.3.2(12) 消火用水の最大放水量の確保」の基本方針を適用する。</p> <p>(11) 水消火設備の優先供給 消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。</p> <p>(9) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動2時間に対し十分な容量を有する過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。また、消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 避警報を発しない設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火用水供給系の水源は、消防法施行令、危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量 <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-③</u> に対し十分な容量を有する設計とする。 また、緊急時対策建屋の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し、消火水の供給を優先する設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことと消火水の供給を優先する設計とする。</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源 <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> として、過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、多重性を有する設計とする。 緊急時対策建屋の水源は、<u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> 同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>消火用水系の消火ポンプは、<u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> 必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火ポンプは <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> 電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有</p>	<p>設工認の <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-③</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-③</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(4)(ii)(c)(i)2-④</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(4)(ii)(c)(i)2)-⑤また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、</p> <p>□(4)(ii)(c)(i)2)-⑥移動式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備□(4)(ii)(c)(i)2)-⑦し、</p> <p>管理区域で放出した□(4)(ii)(c)(i)2)-⑧場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p>	<p>(3) 消火栓の配置 「1.5.1.3.2(3) 消火栓の配置」の基本方針を適用する。</p> <p>(4) 移動式消火設備の配備 「1.5.1.3.2(4) 移動式消火設備の配備」の基本方針を適用する。</p> <p>(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量 「1.5.1.3.2(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量」の基本方針を適用する。</p> <p>(12) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 「1.5.1.3.2(14) 管理区域からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。</p>	<p>する設計とする。 なお、上記に加えて、消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設けることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画(セルを除く)に設置する□(4)(ii)(c)(i)2)-⑤屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、□(4)(ii)(c)(i)2)-⑥消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量□(4)(ii)(c)(i)2)-⑦として、消防法施行規則又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した□(4)(ii)(c)(i)2)-⑧消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 また、管理区域□(4)(ii)(c)(i)2)-⑧においてガス系消火剤による消火を行っ</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑦は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑧は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑧を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(4)(ii)(c)(i)2-⑨消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう設置し、</p> <p>全交流動力電源喪失時□(4)(ii)(c)(i)2)-⑩の電源を確保するとともに、</p>	<p>(1) 火災に対する二次的影響の考慮          消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処施設に及ばないよう適切に配置する設計とする。          消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。          &lt;中略&gt;</p> <p>(5) 消火設備の電源確保          消火設備のうち、消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。</p>	<p>た場合においても、換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。</p> <p>(a) 火災による二次的影響の考慮          □(4)(ii)(c)(i)2)-⑨消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。          消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。          消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域、火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p> <p>c. 消火設備の電源確保          ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。          また、火災防護上重要な機器等を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用母線から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。          重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは、全交流動力電源喪失時□(4)(ii)(c)(i)2)-⑩においても消火が可能となるよう、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設け</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑨は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑨と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑩は、事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2)-⑩を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に故障警報を□(4)(ii)(c)(i)2-⑪発する設計とする。</p> <p>また，煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>消火設備□(4)(ii)(c)(i)2-⑫を設置した場所への移動及び操作を行うため，蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>(d) その他 □(4)(ii)(d)-①「(b) 火災及び爆発の発生防止」～「(c) 火災の感知，消火」のほか，重大事故等対処施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>なお，地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とすることとし，作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。</p> <p>(6) 消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域），電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。</p> <p>1.5.1.3.2 消火設備 (1) 火災に対する二次的影響の考慮 &lt;中略&gt; また，煙の二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>1.5.2.3.2 消火設備 (8) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 「1.5.1.3.2(10) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具」の基本方針を適用する。</p> <p>1.5.2.4 個別の火災区域又は火災区画における留意事項</p>	<p>る設計とする。 地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。 ケーブルトレイに対する局所消火設備は，消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。</p> <p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 □(4)(ii)(c)(i)2-⑪固定式消火設備，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>g. その他 (b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備□(4)(ii)(c)(i)2-⑫の現場盤操作等に必要の照明器具として，移動経路，消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間 20 分を考慮し，2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 □(4)(ii)(d)-①通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設</p>	<p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2-⑪は，事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2-⑪を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(c)(i)2-⑫は，事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(c)(i)2-⑫を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(4)(ii)(d)-①は，事業変更許可申請書（本文）の□(4)(ii)(d)-①を具体的に記載しており整合している。（以下同じ）</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□(4)(ii)(d)-①放射性廃棄物の廃棄施設は、火災の発生防止を考慮し、放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気て除去する設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは、廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。</p> <p>さらに、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.3 火災防護設備</p> <p>(3) 消火設備</p> <p>g. その他</p> <p>(c) ポンプ室</p> <p>□(4)(ii)(d)-①火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には、固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p>上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能な設計とする。</p> <p>(d) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>□(4)(ii)(d)-①使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料を水中に貯蔵するための設備であり、未臨界となるよう間隔を設けたラックに使用済燃料を貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(5) 耐震構造 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行<sup>□</sup>(5)い、事業指定基準規則に適合するように設計する。</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の耐震設計 (a) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐え<sup>□</sup>(5)(i)(a)ることができる構造とする。</p> <p>(b) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能<sup>□</sup>(5)(i)(b)を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.6 耐震設計 再処理施設の耐震設計は、事業指定基準規則に適合するように、「1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。</p> <p>1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計 1.6.1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針 (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行<sup>□</sup>(5)う。 &lt;中略&gt;</p> <p>a. 安全機能を有する施設 (a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐え<sup>□</sup>(5)(i)(a)られる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能<sup>□</sup>(5)(i)(b)の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐え<sup>□</sup>(5)(i)(b)られる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p>	<p>設工認の<sup>□</sup>(5)は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□</sup>(5)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>□</sup>(5)(i)(a)は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□</sup>(5)(i)(a)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>□</sup>(5)(i)(b)は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□</sup>(5)(i)(b)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>Sクラスの施設：<u>自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。</u></p> <p>Bクラスの施設：<u>安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</u></p> <p>Cクラスの施設：<u>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</u></p> <p>(c) <u>安全機能を有する施設</u> <input type="checkbox"/> (5) (i) (c) は，耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(d) <u>Sクラスの施設は，基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない</u> <input type="checkbox"/> (5) (i) (d) <u>ように設計する。</u></p>	<p>1. 6. 1. 2 耐震設計上の重要度分類</p> <p>(1) 耐震重要度による分類</p> <p>a. Sクラスの施設 <u>自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。</u></p> <p>b. Bクラスの施設 <u>安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</u></p> <p>c. Cクラスの施設 <u>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</u></p> <p>1. 6. 1. 3 基礎地盤の支持性能</p> <p>(1) <u>安全機能を有する施設は，耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても，当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</u></p> <p>1. 6. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(3) <u>Sクラスの安全機能を有する施設は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u> &lt;中略&gt;</p>	<p>(a) <u>Sクラスの施設</u> <u>自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。</u></p> <p>(b) <u>Bクラスの施設</u> <u>安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</u></p> <p>(c) <u>Cクラスの施設</u> <u>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</u></p> <p>2. 地盤 <u>安全機能を有する施設は，</u> <input type="checkbox"/> (5) (i) (c) <u>地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</u> &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(c) <u>Sクラスの施設は，基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない</u> <input type="checkbox"/> (5) (i) (d) <u>設計とする。</u> &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (5) (i) (c) は，事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (i) (c) と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (5) (i) (d) は，事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (i) (d) と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) <input type="checkbox"/> (5) (i) (e) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第5図(1)及び第5図(2)に、加速度時刻歴波形を第6図(1)～第6図(10)に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な広がりを持ち、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね0.7km/s以上となる標高-70mとする。</p> <p>また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。</p> <p>(1) 地震動設定の条件</p> <p>基準地震動との応答スペクトルの比率は、工学的判断として以下を考慮し、<math>S_s - B1 \sim B5</math>、<math>S_s - C1 \sim C4</math>に対して0.5、<math>S_s - A</math>に対して0.52と設定する。</p> <p>1) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。</p> <p>2) 弾性設計用地震動は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づく平成4年12月24日付け4安(核規)第844号をもって事業の指定を受け、その後、平成9年7月29日付け9安(核規)第468号、平成14年4月18日付け平成14・04・03原第13号、平成17年9月29日付け平成17・09・13原第5号及び平成23年2月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類(以下「旧申請書」という。)における基準地震動S1の応答スペクトルをおおむね下回らないようにする。</p>			<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「基準地震動」の策定及び「弾性設計用地震動」の設定は、本設工認の対象外である。なお、設工認に適用する基準地震動及び弾性設計用地震動は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (5) (i) (e)を用いており整合している。基準地震動及び弾性設計用地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形等については、添付書類「IV-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」に記載している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針</p> <p>(イ) 地震応答解析による地震力 以下の□(5)(i)(f)(イ)とおおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。</p> <p>1) Sクラスの施設の地震力の算定方針 基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を□(5)(i)(f)(イ1)①用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>□(5)(i)(f)(イ1)②なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。</p> <p>2) Bクラスの施設の地震力の算定方針 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設□(5)(i)(f)(イ2)①の影響検討に当たって、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、</p> <p>□(5)(i)(f)(イ2)②加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。</p>	<p>1.6.1.4.2 動的地震力 Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 動的解析法 a. 建物・構築物 &lt;中略&gt; 動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。 &lt;中略&gt;</p> <p>1.6.1.4.2 動的地震力 &lt;中略&gt; Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 &lt;中略&gt;</p>	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の□(5)(i)(f)(イ)方法で算定される静的地震力及び動的な地震力とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>b. 動的な地震力 安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的な地震力は、基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>から定める入力地震動を□(5)(i)(f)(イ1)①適用する。 &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 &lt;中略&gt; □(5)(i)(f)(イ1)②動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。 &lt;中略&gt;</p> <p>b. 動的な地震力 &lt;中略&gt; Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設□(5)(i)(f)(イ2)①については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 a. 安全機能を有する施設 &lt;中略&gt; □(5)(i)(f)(イ2)②当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>設工認の□(5)(i)(f)(イ)は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(イ)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(5)(i)(f)(イ1)①は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(イ1)①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(5)(i)(f)(イ1)②は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(イ1)②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(5)(i)(f)(イ2)①は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(イ2)①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(5)(i)(f)(イ2)②は、事業変更許可申請書</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>3) 入力地震動の設定方針            建物・構築物の地震応答解析<sup>ロ</sup>  <u>(5) (i) (f) (i) 3)における入力地震動について、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</u></p> <p>4) 地震応答解析方法  <sup>ロ</sup> (5) (i) (f) (i) 4)地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性及び振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象施設の形状及び構造特性等を踏まえたモデル化を行う。</p>	<p>(1) 入力地震動            &lt;中略&gt;  <u>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 動的解析法            a. 建物・構築物  <u>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</u></p> <p><u>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>(a) 入力地震動  <u>建物・構築物の地震応答解析<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 3)モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。</u></p> <p>b. 動的地震力            (b) 動的解析法            イ. 建物・構築物  <sup>ロ</sup> (5) (i) (f) (i) 4)動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。  <u>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</u>  <u>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系            機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。            また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等</p>	<p>(本文)の<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 2)②と 同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 3)は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 3)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 4)は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ</sup>(5) (i) (f) (i) 4)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考												
<p>(ロ) 静的地震力  <u>□(5)(i)(f)(ロ)以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。</u></p> <p>1) 建物・構築物の水平地震力  <u>水平地震力は、地震層せん断力係数に、□(5)(i)(f)(ロ)1)再処理施設の耐震重要度に応じた係数（Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0）を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。</u>  <u>ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</u></p>	<p>1.6.1.4.1 静的地震力  <u>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</u>  <u>耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第1.6-2表に示す。</u></p> <p>(1) 建物・構築物  <u>水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p><u>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物</u></p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<p>のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。          配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトルモーダル解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。          また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。          なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。          動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>a. 静的地震力  <u>□(5)(i)(f)(ロ)安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(a) 建物・構築物  <u>水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、□(5)(i)(f)(ロ)1)次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</u></p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p><u>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建</u></p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<p>設工認の□(5)(i)(f)(ロ)は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(ロ)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(5)(i)(f)(ロ)1)は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(f)(ロ)1)を具体的に記載しており整合している。</p>	
Sクラス	3.0															
Bクラス	1.5															
Cクラス	1.0															
Sクラス	3.0															
Bクラス	1.5															
Cクラス	1.0															

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) 建物・構築物の保有水平耐力  <input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 2) 保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力は、地震層せん断力係数に乘じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。</p> <p>3) 機器・配管系の地震力  <input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 3) 機器・配管系の地震力は、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。</p> <p>4) 鉛直地震力            Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p>	<p><u>の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。</u></p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 機器・配管系  <u>耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>1.6.1.4.1 静的地震力            (1) 建物・構築物            &lt;中略&gt;  <u>Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</u></p>	<p>物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 2) また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乘じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 機器・配管系  <input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 3) 耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。            &lt;中略&gt;</p> <p>a. 静的地震力            (a) 建物・構築物            &lt;中略&gt;  <u>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</u></p> <p>(b) 機器・配管系            &lt;中略&gt;            Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 2) は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 2) と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 3) は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (5) (i) (f) (p) 3) と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>5) 標準せん断力係数の割増し係数  <u>標準せん断力係数の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</u></p> <p>(g) 荷重の組合せと許容限界の設定方針            (イ) 建物・構築物  <u>□(5)(i)(g)(イ)以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。</u></p> <p>1) 荷重の組合せ  <u>常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。</u></p>	<p><u>上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C<sub>0</sub>等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</u></p> <p>1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界  <u>安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</u></p> <p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ            (1) 建物・構築物  <u>Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</u></p>	<p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C<sub>0</sub>等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界  <u>□(5)(i)(g)(イ)耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</u></p> <p>c. 荷重の組合せ            (a) 安全機能を有する施設            イ. 建物・構築物            (イ) Sクラスの建物・構築物については、<u>常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S<sub>s</sub>による地震力とを組み合わせる。</u>            (ロ) Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、<u>常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S<sub>s</sub>以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u>            この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力又は弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>	<p>設工認の□  <u>□(5)(i)(g)(イ)は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(g)(イ)と同義であり整合している。</u></p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) 許容限界  <u>Sクラスの建物・構築物</u> <input type="checkbox"/></p> <p><u>(5) (i) (g) (イ) 2)</u> について、<u>基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し適切な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>(ロ) 機器・配管系  <input type="checkbox"/> (5) (i) (g) (ロ) 以下のとおり、<u>機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。</u></p>	<p>1.6.1.5.4 許容限界            (1) 建物・構築物            a. <u>Sクラスの建物・構築物</u>            (a) <u>基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を持たせることとする。</u>  <u>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</u>            (b) <u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u>            b. <u>Bクラス及びCクラスの建物・構築物</u>  <u>上記 a. (b) による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界  <u>安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</u></p>	<p>d. 許容限界            (a) 安全機能を有する施設            イ. 建物・構築物            (イ) <u>Sクラスの建物・構築物</u> <input type="checkbox"/>  <u>(5) (i) (g) (イ) 2) (土木構造物を除く。)</u>            i. <u>基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有することとする。</u>  <u>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</u>            ii. <u>弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界  <input type="checkbox"/> (5) (i) (g) (ロ) <u>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</u></p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/>  <u>(5) (i) (g) (イ) 2)</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> <u>(5) (i) (g) (イ) 2)</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> (5) (i) (g) (ロ) は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (i) (g) (ロ) と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>1) 荷重の組合せ  <u>運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。</u></p> <p>2) 許容限界  <u>Sクラスの機器・配管系</u>  <u>(5)(i)(g)(p)2)について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。</u></p>	<p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ                  (2) 機器・配管系  <u>Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重とする。Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</u></p> <p>1.6.1.5.4 許容限界                  (2) 機器・配管系                  a. Sクラスの機器・配管系                  (a) <u>基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p>	<p>c. 荷重の組合せ                  (b) 機器・配管系                  (イ) <u>Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動 S s による地震力、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(ロ) <u>Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(ハ) <u>Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 許容限界                  (a) 安全機能を有する施設                  ロ. 機器・配管系                  (イ) <u>Sクラスの機器・配管系</u>                  i. <u> (5)(i)(g)(p)2)基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界</u>  <u>塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p>	<p>設工認の (5)(i)(g)(p)2) は、事業変更許可申請書（本文）の (5)(i)(g)(p)2) と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(h) 波及的影響に係る設計方針 耐震重要施設は、<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) 以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(イ) <input type="checkbox"/> (5) (i) (h) (イ) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p>	<p>(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>1.6.1.6.2 波及的影響 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>ii. 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記(イ) ii. による応力を許容限界とする。</p> <p>(5) 設計における留意事項 b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) 耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわれないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) (i) (h) (イ) 評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) (イ) は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (5) (i) (h) (イ) を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) <u>耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</u></p> <p>3) <u>建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</u></p> <p>4) <u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</u></p> <p>(ロ) <u>各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</u></p> <p>(ハ) <u>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</u></p> <p>(ニ) <u>□(5)(i)(h)(ニ)これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</u></p>	<p>1.6.1.6.2 波及的影響 ＜中略＞</p> <p><u>各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p><u>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</u> ＜中略＞</p> <p><u>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</u></p>	<p>(b) <u>耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u> 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(c) <u>建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</u> 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(d) <u>建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</u> 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮 ＜中略＞</p> <p><u>各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p><u>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</u> ＜中略＞</p> <p><u>□(5)(i)(h)(ニ)なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</u></p>	<p>設工認の□(5)(i)(h)(ニ)は、事業変更許可申請書（本文）の□(5)(i)(h)(ニ)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i) <u>耐震重要施設</u> <input type="checkbox"/> (5) (i) (i) の周辺斜面は、<u>基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u></p>	<p>1.6.1.7 耐震重要施設の周辺斜面  <u>耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針          耐震重要施設については、基準地震動 S s による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。          なお、耐震重要施設 <input type="checkbox"/> (5) (i) (i) 周辺において、<u>基準地震動 S s による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</u></p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (5) (i) (i) は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (i) (i) と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計  <u>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない</u><input type="checkbox"/> (5)(ii)ことを目的として、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、<input type="checkbox"/> (5)(ii)(a)以下の設備分類に応じて設計する。</p>	<p>1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針  <u>重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</u></p> <p>(1) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p>	<p>(基本設計方針)  第1章 共通項目  3. 自然現象等  3.1 地震による損傷の防止  3.1.1 耐震設計  (1) 耐震設計の基本方針  &lt;中略&gt;  b. 重大事故等対処施設  (a) <u>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない</u><input type="checkbox"/> (5)(ii)設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、</u><input type="checkbox"/> (5)(ii)(a)常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。  &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類  &lt;中略&gt;  b. 重大事故等対処施設の設備分類  <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。</u></p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備  <u>重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</u></p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (5)(ii)は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (5)(ii)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (5)(ii)(a)は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (5)(ii)(a)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(イ) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>(ロ) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、上記□(5)(ii)(a)(ロ)イ以外のもの。</p>	<p>a. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>イ. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>ロ. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</u> 常設重大事故等対処設備であって、上記□(5)(ii)(a)(ロ)イ以外のもの。</p> <p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界  <span style="margin-left: 20px;">&lt;中略&gt;</span></p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(ハ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系</p>	<p>設工認の□(5)(ii)(a)(ロ)は，事業変更許可申請書(本文)の□(5)(ii)(a)(ロ)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、重大事故等時に生じる荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>1.6.2.4.3 荷重の組合せ &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。 &lt;中略&gt;</p>	<p>から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 &lt;中略&gt;</p> <p>c. 荷重の組合せ &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S<sub>s</sub>による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動S<sub>s</sub>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S<sub>s</sub>又は弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>機器・配管系については、<input type="checkbox"/> (5) (ii) (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重、<u>運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重及び重大事故等時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</u>                      &lt;中略&gt;</p>	<p>施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S s による地震力又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類                      (b) 重大事故等対処施設                      ロ. 機器・配管系                      (イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重                      (ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重                      (ハ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重                      (ニ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重                      (ホ) 地震力                      ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>c. 荷重の組合せ                      (b) 重大事故等対処施設                      ロ. 機器・配管系                      (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<input type="checkbox"/> (5) (ii) (b) 常時作用している荷重、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (5) (ii) (b) は、事業変更許可申請書(本文) の<input type="checkbox"/> (5) (ii) (b) を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，基準地震動 <math>S_s</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力と組み合わせる。</p> <p>(二) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力とを組み合わせる</p> <p>なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項  &lt;中略&gt;</p> <p>へ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。</p> <p>ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には，支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動 <math>S_s</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない□(5)(ii)(c)-①ように設計する。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し適切な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する□(5)(ii)(c)-②ように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。</p>	<p>1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針          &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。          &lt;中略&gt;</p> <p>1.6.2.4.4 許容限界          (1) 建物・構築物          a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、<u>「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。</u>          &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 機器・配管系          a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、<u>「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管系」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針          b. 重大事故等対処施設          &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない□(5)(ii)(c)-①設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する□(5)(ii)(c)-②設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動S<sub>s</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。          &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界          d. 許容限界          (b) 重大事故等対処施設          イ. 建物・構築物          (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物          上記(a)イ.(イ)イ.を適用する。          &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□          (5)(ii)(c)-①は、事業変更許可申請書(本文)の□(5)(ii)(c)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□          (5)(ii)(c)-②は、事業変更許可申請書(本文)の□(5)(ii)(c)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（土木構造物を除く。）  上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力  建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物  上記(a)イ.(ニ) i. 又は(a)イ.(ニ) ii. を適用するほか、土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系  上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。  &lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度 <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-① 分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-② なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</p>	<p>1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>1.6.2.3.2 動的地震力</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度 <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-① に適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-② 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-① は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-① と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-② は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5) (ii) (d)-② と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(5)(ii)(d)-③建物・構築物及び機器・配管系ともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる□(5)(ii)(d)-④ように設計する。</p>	<p>1.6.2.4.4 許容限界</p> <p>(1) 建物・構築物          &lt;中略&gt;</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物」を適用する。          &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 機器・配管系          &lt;中略&gt;</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。          &lt;中略&gt;</p> <p>1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針          &lt;中略&gt;</p> <p>(c) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる□(5)(ii)(d)-④ように設計する。          &lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界          d. 許容限界          (b) 重大事故等対処施設          イ. 建物・構築物          &lt;中略&gt;</p> <p>(ロ) □(5)(ii)(d)-③常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物          上記(a)イ.(ロ)を適用する。          &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系          &lt;中略&gt;</p> <p>(ロ) □(5)(ii)(d)-③常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系          i. 上記(a)ロ.(ロ)を適用する。          ii. 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(イ)を適用する。          &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針          b. 重大事故等対処施設          &lt;中略&gt;</p> <p>(d) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる□(5)(ii)(d)-④設計とする。          &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□(5)(ii)(d)-③は、事業変更許可申請書(本文)の□(5)(ii)(d)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(5)(ii)(d)-④は、事業変更許可申請書(本文)の□(5)(ii)(d)-④と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) <u>重大事故等対処施設に適用する</u> <input type="checkbox"/> (5)(ii)(e) <u>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u></p> <p>(f) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</u> <input type="checkbox"/> (5)(ii)(f) <u>の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u></p>	<p>(e) <u>重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u> &lt;中略&gt;</p> <p>(6) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</u></p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針 b. 重大事故等対処施設 &lt;中略&gt;</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する <input type="checkbox"/> (5)(ii)(e) <u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u> &lt;中略&gt;</p> <p>3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 b. 重大事故等対処施設 &lt;中略&gt;</p> <p>(f) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 <u>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</u> <input type="checkbox"/> (5)(ii)(f) <u>については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</u> なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。 &lt;中略&gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(e) は、事業変更許可申請書(本文)の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(e) を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(f) は、事業変更許可申請書(本文)の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(f) を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがない <input type="checkbox"/> (5)(ii)(g) ように設計する。</p>	<p>(7) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない <input type="checkbox"/> (5)(ii)(g) 設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物</p> <p>主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ、水位検出器等）を設置する。また、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 一関東評価用地震動（鉛直）</p> <p>基準地震動 <math>S_s - C4</math> は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(g) は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (5)(ii)(g) と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>に留まることを確認する。</p> <p>(6) 緊急時対策所  緊急時対策所については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(6) 耐津波構造</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれない□(6)-①ものとする。</p>	<p>1.8 耐津波設計</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないものとする。</p>	<p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、津波によりその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれない□(6)-①よう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については、津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記施設のうち液体廃棄物の廃棄施設の海洋放出管については、津波により損傷した場合の措置として、必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の使用時の据え付け場所に係る設計方針については、第 1 章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」における「9.2.4 環境条件等」に示す。</p>	<p>設工認の□(6)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(6)-①を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50m～約55m及び海岸からの距離約4km～約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置することから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。</u></p> <p>したがって、津波によって、<input type="checkbox"/> (6)-②耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない<input type="checkbox"/> (6)-③ことから、津波防護施設等を設ける必要はない。</p>	<p><u>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4km から約 5km の地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置することから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。</u></p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはないことから、津波防護施設等を新たに設ける必要はない。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p><u>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4km から約 5km の地点に位置しており、事業指定（変更許可）においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</u></p> <p>したがって、津波によって、<input type="checkbox"/> (6)-②安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない<input type="checkbox"/> (6)-③。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (6)-②は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (6)-②と同義であり整合している。津波防護施設等を設けないため設工認の<input type="checkbox"/> (6)-③は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (6)-③と整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(7) その他の主要な構造 再処理施設は、(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造、(2) 放射線の遮蔽に関する構造、(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造、(4) 火災及び爆発の防止に関する構造、(5) 耐震構造及び(6) 耐津波構造に加え以下の基本方針に基づき安全設計を行う。</p>			<p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり詳細は後段に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i) 安全機能を有する施設 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が□(7)(i)-①工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵□(7)(i)-②、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。</p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針 (1) 再処理施設のうち、「再処理施設の安全性を確保するために必要な構築物、系統及び機器」を「安全機能を有する施設」とし、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に適合した設計とする。</p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針 (2) 安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器を、安全上重要な施設とする。</p> <p>1. 安全設計     &lt;中略&gt;</p> <p>1.7 その他の設計方針 1.7.1 崩壊熱除去に関する設計 (1) 再処理施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することとし、構造物の温度を適切に維持すること、また、放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計とする。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が□(7)(i)-①再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.6 崩壊熱除去 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵□(7)(i)-②及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 なお、溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については、第2章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2 冷却水設備」に示す。 また、使用済燃料、製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については、それぞれ第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入れ施設</p>	<p>設工認の□(7)(i)-①は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(i)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)-②は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(i)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>及び貯蔵施設」，「3. 製品貯蔵施設」及び「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。</p> <p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>なお、安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設において再処理を行う使用済燃料は、発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>a. 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下</p> <p>b. 冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量 3,000t・<math>U_{Pr}</math>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・<math>U_{Pr}</math>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：15年以上</p> <p>c. 燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度：55,000 MWd/t・<math>U_{Pr}</math> 1日当たりに処理する使用済燃料の平均</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>再処理施設の <u>□(7)(i)-③</u>安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：<u>1年以上</u></p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：<u>4年以上</u></p>	<p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 3.1 設計基準対象の施設 3.1.1 概要</p> <p>＜中略＞</p> <p>使用済燃料の冷却期間は、旧申請書における設計条件を維持することとし、以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：<u>1年以上</u></p> <p>4.2 せん断処理施設 4.2.1 概要</p> <p>＜中略＞</p> <p>使用済燃料の冷却期間は、旧申請書における設計条件を維持することとし、以下の条件とする。 せん断処理するまでの冷却期間：<u>4年以上</u></p>	<p>燃焼度：45,000 MWd/t・U<sub>Pr</sub> 以下 ここでいう t・U<sub>Pr</sub> は、照射前金属ウラン重量換算である。</p> <p>ただし、再処理施設の <u>□(7)(i)-③</u>安全機能を有する施設の設計については、新規規制基準施行以前の事業指定(変更許可)申請書に示される設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：<u>1年以上</u></p> <p>使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：<u>4年以上</u></p>	<p>設工認の <u>□(7)(i)-③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の <u>□(7)(i)-③</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災<sup>□</sup>(7)(i)(a)-①等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因より設計上考慮する必要はない。</p> <p><sup>□</sup>(7)(i)(a)-②上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮 ＜中略＞</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、第1.7.9-1表に示す風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害といった自然現象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。</p> <p>1.7.9.3 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>＜中略＞</p> <p>また、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「1.7.9.1 外部事象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。</p>	<p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風（台風）、竜巻、凍結、<sup>□</sup>(7)(i)(a)-①高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、その安全機能が損なわれないよう、防護措置、基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>＜中略＞</p> <p><sup>□</sup>(7)(i)(a)-②最新の科学的技術的知見を踏まえ、安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、建屋内に設置される安全上重要な施設は、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象（地震を除く。）による影響を受けない設計とする。</p> <p>屋外に設置される安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した場合でも施設の運転圧力、温度等は変わらないため、設計基準事故時荷重が発生しないことから、自然現象による荷重と重なることはない。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>設工認の<sup>□</sup>(7)(i)(a)-①は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□</sup>(7)(i)(a)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>洪水、地滑り、津波については、事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。設工認の<sup>□</sup>(7)(i)(a)-②は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>□</sup>(7)(i)(a)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(i)(a)-③また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮□(7)(i)(a)-④する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.9.4 人為事象の抽出 ＜中略＞</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、第1.7.9-2表に示す飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいといった事象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 ＜中略＞ □(7)(i)(a)-③安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定され、再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）として、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む）、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮□(7)(i)(a)-④し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）並びに風（台風）及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響（降下火砕物）と組み合わせる場合の積雪深は、降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)-③と同義であり整合している。</p> <p>ダム崩壊及び船舶の衝突については、事業変更許可申請書（本文）で設計上の考慮は不要としている。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)-④を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(7)(i)(a)-⑤</u>ここで、想定される自然現象及び人為事象に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p><u>□(7)(i)(a)-⑥</u>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。</p>		<p>に定められた六ヶ所村の垂直積雪量 150cm とする。 また、組み合わせる風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p> <p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p><u>□(7)(i)(a)-⑤</u>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p><u>□(7)(i)(a)-⑥</u>想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の□ <u>(7)(i)(a)-⑤</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□ <u>(7)(i)(a)-⑤</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□ <u>(7)(i)(a)-⑥</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□ <u>(7)(i)(a)-⑥</u>と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																											
<p>(イ) 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-①竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。</p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-②安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。</p>	<p>1.7.10.3.1 設計竜巻の設定</p> <p>第1.7.10-1表 設計竜巻の特性値</p> <table border="1" data-bbox="926 1134 1380 1249"> <thead> <tr> <th>最大風速 V<sub>0</sub> (m/s)</th> <th>移動速度 V<sub>T</sub> (m/s)</th> <th>最大接線風速 V<sub>max</sub> (m/s)</th> <th>最大接線風速半径 R<sub>0</sub> (m)</th> <th>最大気圧低下率 ΔP<sub>max</sub> (hPa)</th> <th>最大気圧低下率 (dP/dt)<sub>max</sub> (hPa/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>15</td> <td>85</td> <td>30</td> <td>89</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.7.10.3.2 設計飛来物の設定</p> <p>以上のことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。</p> <p>さらに、飛来物防護ネットの形状及び寸法を考慮して、鋼製材より小さく飛来物防護ネットを通過する可能性がある設計飛来物として、竜巻ガイドに例示される鋼製パイプを設定する。</p> <p>第1.7.10-2表に再処理施設における設計飛来物を示す。</p> <p>第1.7.10-2表 再処理施設における設計飛来物</p> <table border="1" data-bbox="926 1627 1498 1816"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製パイプ</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×直径 2.0×0.05</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2× 0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>8.4</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td>49</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	最大風速 V <sub>0</sub> (m/s)	移動速度 V <sub>T</sub> (m/s)	最大接線風速 V <sub>max</sub> (m/s)	最大接線風速半径 R <sub>0</sub> (m)	最大気圧低下率 ΔP <sub>max</sub> (hPa)	最大気圧低下率 (dP/dt) <sub>max</sub> (hPa/s)	100	15	85	30	89	45	飛来物の種類	鋼製パイプ	鋼製材	寸法 (m)	長さ×直径 2.0×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2× 0.3×0.2	質量 (kg)	8.4	135	最大水平速度 (m/s)	49	51	最大鉛直速度 (m/s)	33	34	<p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重の設定</p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-①竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。</p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-②飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(イ)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(イ)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(イ)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(イ)-②を具体的に記載しており整合している。</p>	
最大風速 V <sub>0</sub> (m/s)	移動速度 V <sub>T</sub> (m/s)	最大接線風速 V <sub>max</sub> (m/s)	最大接線風速半径 R <sub>0</sub> (m)	最大気圧低下率 ΔP <sub>max</sub> (hPa)	最大気圧低下率 (dP/dt) <sub>max</sub> (hPa/s)																										
100	15	85	30	89	45																										
飛来物の種類	鋼製パイプ	鋼製材																													
寸法 (m)	長さ×直径 2.0×0.05	長さ×幅×奥行き 4.2× 0.3×0.2																													
質量 (kg)	8.4	135																													
最大水平速度 (m/s)	49	51																													
最大鉛直速度 (m/s)	33	34																													

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(i)(a)(イ)-③飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、<u>固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。</u></p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-④また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、<u>設計飛来物としての考慮の要否を検討する。</u></p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-⑤竜巻に対する防護設計においては、<u>機械的強度を有する建物により保護すること、竜巻防護対策設備を設</u></p>	<p>1.7.10.3.2 設計飛来物の設定  <u>車両については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じて固縛するか又は飛来対策区域外の避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</u></p> <p>飛来距離を考慮すると、ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから、ブレードは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>1.7.10.1 竜巻防護に関する設計方針  <u>設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築</u></p>	<p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>□(7)(i)(a)(イ)-③鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、<u>固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策  c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置  □(7)(i)(a)(イ)-③竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、<u>以下を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと</li> <li>□(7)(i)(a)(イ)-③・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重の設定  □(7)(i)(a)(イ)-④また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、<u>衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針  □(7)(i)(a)(イ)-⑤設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては、<u>安全評価上その機能を期待</u></p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(イ)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(イ)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(イ)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(イ)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(イ)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>置すること等により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>若しくは竜巻による損傷を考慮して、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>物、系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻により冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、<u>竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は、竜巻に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において、<u>竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること、竜巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能</p>	<p>のロ(7) (i) (a) (イ) ⑤を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。</p> <p>開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、竜巻防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の衝突による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 竜巻防護対策設備」に示す。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することに</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>より、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>b. 竜巻随件事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から、竜巻随件事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随件事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随件事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随件事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随件事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随件事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(四) 外部火災</p> <p><u>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>1.7.11 外部火災防護に関する設計 1.7.11.1 外部火災防護に関する設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>安全機能を有する施設は、外部火災の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>3.3.3 外部火災</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針 <u>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保及び建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>その上で、外部火災により発生する火災及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は、外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し、機械的強度を有すること等により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、外部火災により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高压ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に□(7)(i)(a)(v)-①解析によって求めた最大火線強度(9,128kW/m)から算出される防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるも</p>	<p>ここでの外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日原規技発第13061912号 原子力規制委員会決定)(以下「外部火災ガイド」という。)を参考として、森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.11.3 森林火災の想定 &lt;中略&gt;</p> <p>1.7.11.3.7 防火帯幅の設定 F.A.R.S.I.T.Eによる影響評価により算出される最大火線強度(9,128kW/m(発火点2))に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。設置する防火帯の位置を第1.7.11-1図に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.11.10 手順等 &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合に</p>	<p>(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高压ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。 また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。  さらに、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。  これら火災の二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。</p> <p>(3) 外部火災に対する防護対策 a. 外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a) 森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、□(7)(i)(a)(v)-①再処理施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し、森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m)から算出される、事業指定(変更許可)を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物とな</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(v)-①は、変更許可申請書(本文)の□(7)(i)(a)(v)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>のは設置しない。  <u>防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を□(7)(i)(a)(ロ)-②実施する。</u>...</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保□(7)(i)(a)(ロ)-③等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>は、<u>延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。</u>...</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>るものは設置しない設計とする。          ただし、<u>防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を□(7)(i)(a)(ロ)-②実施設計とする。</u>...</p> <p>また、<u>森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保□(7)(i)(a)(ロ)-③及び建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>建屋内の外部火災防護対象施設は、外部火災に対して損傷の防止が図られた建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋は、防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である、非常用ディーゼル発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は、輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため、「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。</p> <p>安全冷却水系の冷却塔等の屋外に設置する外部火災防護対象施設(以下「屋外の外部火災防護対象施設」という。)は、防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、安全機能を損なわない設計とする。施設の温度が、冷却水出口温度の最大運転温度等の安全機能を維持するために必要な温度域の上限(以下「屋外の外部火災防護対象施設の許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離</p>	<p>□(7)(i)(a)(ロ)-②は、変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ロ)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(ロ)-③は、変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ロ)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発，<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-④敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については，</p> <p>離隔距離の確保<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-⑤等により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1. 7. 11. 4 近隣の産業施設の火災及び爆発 1. 7. 11. 4. 1 概要</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については，外部火災ガイドを参考として，敷地周辺 10 k m 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し，石油備蓄基地（敷地西方向約 0. 9 k m）の火災，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，防火帯の外縁（火炎側）から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-④として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，</p> <p>離隔距離の確保<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-⑤及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。</p> <p>また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。</p> <p>イ. 石油備蓄基地火災に対する防護対策 石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，火災源か</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-④は，変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-⑤は，変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (v)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>ら危険距離を上回る離隔距離を確保することで、建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、安全機能を損なわない設計とする。外気取入口から流入する空気の温度が、非常用ディーゼル発電機の設計上の最高使用温度となる離隔距離を危険距離とする。</p> <p>屋外の外部火災防護対象施設は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>ロ. 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する防護対策</p> <p>石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して、外部火災防護対象施設を収納する建屋は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の外部火災防護対象施設は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とし、安全機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>ハ. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては、敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量及び配置状況並びに外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設への距離を考慮し、外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災において、外部火災防護対象施設を収納する建屋は、それぞれの敷地内の危険物貯蔵施設に対し危険距離を上回る離隔距離を確保することで、輻射強度に基づき算出した建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の外部火災防護対象施設は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>再処理施設の危険物貯蔵施設等は、建屋内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>航空機墜落による火災については、対象航空機が□(7)(i)(a)(ロ)-⑥安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、</p> <p>□(7)(i)(a)(ロ)-⑦火炎からの輻射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、</p>	<p>1.7.11.5.4 航空機墜落地点の設定</p> <p>再処理施設は敷地内に放射性物質を取り扱う建屋が多く、面的に広く分布していることを踏まえ、離隔距離を想定しない航空機墜落による火災としてとらえ、航空機墜落地点は、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>屋外に設置する設計対処施設については、外部火災防護対象施設を収納する建屋への評価と同様に、設計対処施設の外殻となる竜巻防護対策設備の至近で航空機墜落による火災が発生することを想定し、設計対処施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>その上で、敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>また、敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は、爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし、コンクリートの構造強度を確保することで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策</p> <p>航空機墜落による火災について、□(7)(i)(a)(ロ)-⑥外部火災防護対象施設を収納する建屋は、対象航空機が直近に墜落する火災を想定し、建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□(7)(i)(a)(ロ)-⑦航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリートの許容温度を超えることが想定されるため、輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋は、外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の外部火災防護対象施設は、施設の温度上昇を考慮した場合においても、屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで、安全機能を損なわない設計と</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(ロ)-⑥は、変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ロ)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(ロ)-⑦は、変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ロ)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>する。</p> <p>外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、支持構造物である架構等の必要な部材に、耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じることで、構造が維持できる温度以下とし、外部火災防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻防護対策設備の鋼板の飛来物防護板等(以下「飛来物防護板等」という。)を設置する建屋内の外部火災防護対象施設については、火炎からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し、この熱影響に基づき求めた施設の温度を、外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は外壁の温度を算出し、建屋の構造強度を維持することで使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>航空機墜落火災の熱影響により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆による対策を講じ、耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対しては、遮熱板による対策を講ずることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>耐火被覆(主材)は、建築基準法における耐火性能に関する技術的基準のうち、1時間耐火性能を満足し、国土交通大臣の認定を取得した塗料を用い、必要厚さ以上を施工する設計とする。</p> <p>耐火被覆の施工にあたっては、主材に対し、主材の剥がれを防止するため、上記認定を受けた下塗りを施工し、劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。</p> <p>耐火被覆に係る塗装は、周辺施設を含め、航空機墜落火災の想定位置を考慮し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なう</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>若しくは<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑧その火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、熱影響により<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑨安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>おそれがある部材を抽出し、火災の直近となる部材は全てを、その他の部材は離隔距離が確保できない部材を対象とし、輻射を遮るように施工する設計とする。</p> <p>遮熱板は、防護する部材への輻射を遮るように囲み、鋼板の受熱面側に耐火被覆に係る塗装を施工する設計とする。また、防護する部材及び遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針 &lt;中略&gt;</p> <p>外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること、若しくは<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑧外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策 &lt;中略&gt;</p> <p>また、熱影響により<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑨外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策 &lt;中略&gt;</p> <p>航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳としては、航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設等が受ける輻射強度は、建屋等の直近における航空機墜落によ</p>	<p>設工認の<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑧は、変更許可申請書（本文）の<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑧と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑨は、変更許可申請書（本文）の<math>\square</math>(7)(i)(a)(<math>\mu</math>)-⑨を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>る火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから、航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>また、敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は、爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし、コンクリートの構造強度を確保することで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定し、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。再処理施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度が許容温度となる離隔距離を危険距離とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を算出し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により、再処理施設の危険物貯蔵施設等が、外部火災防護対象施設等へ影響を与えない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで、(7)(i)(a)(v)-⑩安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.11.7 二次的影響評価 1.7.11.7.1 概要 ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として第1.7.11-8表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため、適切な対策を講ずることで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>b. 外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a) ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで、(7)(i)(a)(v)-⑩外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>イ. 換気空調系統 外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系は、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口にフィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。</p> <p>連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、運転員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計とする。</p> <p>連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ. ディーゼル発電機 外部火災防護対象施設の非常用ディーゼル発電機については、ばい煙の侵入に対して、フィルタ又はワイヤーネットを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙に</p>	<p>設工認の□ (7)(i)(a)(v)-⑩は、変更許可申請書（本文）の□ (7)(i)(a)(v)-⑩と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、有毒ガスによる影響については、運転員の作業環境を確保するため、<u>(7) (i) (a) (v)-⑩</u>制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし、居住性に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>1.7.11.7.3 有毒ガスの影響            制御建屋の中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、有毒ガスの侵入を防止できるよう、<u>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。</u>再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても、再循環する措置を講ずることで制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>	<p>より閉塞しない設計とする。</p> <p>ハ. 安全空気圧縮機系の圧縮空気            外部火災防護対象施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機の吸気側については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。            また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。</p> <p>二. ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管            ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管については、外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが、流路の閉塞を防止する構造とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 有毒ガスの影響に対する防護対策            有毒ガスによる影響については、運転員の作業環境を確保するため、<u>(7) (i) (a) (v)-⑩</u>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。</p> <p>連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、運転員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計とする。</p> <p>連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置            外部火災に関する設計条件等に係る新知</p>	<p>設工認の<u>□</u>  <u>(7) (i) (a) (v)-⑩</u>は、変更許可申請書（本文）の<u>□</u>  <u>(7) (i) (a) (v)-⑩</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部火災の評価の条件及び新知見について、定期的に確認を行い、評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと</li> <li>・延焼防止機能を損なわないために、防火帯の維持管理を行うとともに、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず、可燃物を含む機器等を設置する場合には、必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと</li> <li>・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう、燃料補充時は監視人が立会を実施すること</li> <li>・耐火被覆及び遮熱板の定期的な保守管理を行うこと</li> <li>・航空機墜落火災が発生した場合、再処理施設の耐火被覆及び遮熱板の点検並びに工程停止等の措置を講ずること</li> <li>・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、中央制御室の運転員への影響を防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気の再循環を行い、再循環時においては、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること</li> <li>・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること</li> </ul>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり、南方向約10kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し、仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は、航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等、安全確保上支障がないように設計する。</p>	<p>1.7.3 航空機に対する防護設計 1.7.3.1 防護設計の基本方針 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は、航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等、安全確保上支障がないように設計する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1.7.3.3 防護設計条件の設定</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>3.3.5 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり、南方向約10kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し、仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は、航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等、安全確保上支障がないように設計する。</p> <p>安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし、安全上重要な施設のうち、航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は、防護対象外とする。 防護方法としては、建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし、放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は、建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより、施設の安全性を確保する設計とする。 また、放射性物質を内蔵しておらず、かつ、多重化が要求される場合は、同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより、施設の安全性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>なお、定期的に航空路の変更等の状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1) 防護設計条件</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(i)(a)(ハ)-①建物・構築物の防護設計においては、<u>余裕を考慮し、航空機総重量 20 t、速度 150m/s から求まる衝撃荷重を用いる。</u></p> <p>□(7)(i)(a)(ハ)-②上記の防護設計を踏まえ、「<u>実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について</u>」等に基づき、<u>再処理施設への航空機落下確率を評価した結果、防護設計の要否判断基準を超えないことから、追加の防護設計は必要ない。</u></p>	<p>さらに、<u>建物・構築物の防護設計においては、余裕を考慮し、航空機の質量 20 t、速度 150m/s から求まる衝撃荷重を用いる。</u></p> <p>また、<u>貫通限界厚さの算定についても同様に、余裕を考慮し、エンジンの質量 1.9 t、エンジン吸気口部直径 0.98m、エンジンの衝突速度 150m/s とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.3 航空機に対する防護設計 1.7.3.1 防護設計の基本方針 上記の防護設計を踏まえ、<u>再処理施設への航空機落下確率を評価し、追加の防護設計の要否を確認する。</u></p>	<p>□(7)(i)(a)(ハ)-①建物・構築物の防護設計においては、<u>三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち、F-16 と F-4EJ 改を包絡する条件として、航空機総重量 20t、速度 150m/s とした F-16 相当の航空機による衝撃荷重を設定する。</u></p> <p>この衝撃荷重はすべての方向の壁及び天井に対して直角に作用するものとする。</p> <p>貫通限界厚さの算定についても同様に、<u>F-16 相当の航空機に余裕を考慮し、エンジン重量 1.9t、エンジン吸気口部直径 0.98m、エンジンの衝突速度 150m/s とする。</u></p> <p>また、F-4EJ 改を考慮し、2 基のエンジン（重量 1.745t/基、吸気口部直径 0.992m）と等価な重量、断面積を有するエンジンとして、エンジンの重量 3.49t、エンジン吸気口部直径 1.403m 及びエンジンの衝突速度 155m/s も貫通限界厚さの算定に用いる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.5 航空機落下</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□(7)(i)(a)(ハ)-②上記の防護設計を踏まえ、<u>再処理施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業指定（変更許可）を受けている。</u></p> <p>□(7)(i)(a)(ハ)-②設工認申請時に、<u>事業指定（変更許可）申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(ハ)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ハ)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(ハ)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ハ)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(2) 防護設計</p> <p>航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては、比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局所的な破壊と、機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。</p> <p>防護設計を行う建物・構築物は、エンジンの衝突による貫通を防止でき、航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。</p> <p>外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは、迷路構造(建屋内壁による防護等)により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。</p> <p>なお、航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して、十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により、防護対象とする施設を防護する設計とする。航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については、「3.3.3 外部火災 (3)a.(c)航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 落雷</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また、<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-①落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-②再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されており、かつ、建屋間には、配管、ケーブルを収納する洞道が設置され、各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえ、直撃雷による再処理施設への影響及び間接雷による雷サージによる影響のそれぞれを考慮して耐雷設計を行う。</p> <p>耐雷設計においては、再処理施設が立地する地域の気候、再処理事業所及びその周辺<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-③で過去に観測された落雷データを踏まえ、想定する落雷の規模を 270 k A とする。</p>		<p>3.3.6 落雷</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。また、<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-①直撃雷による再処理施設への影響及び間接雷による雷サージによる影響のそれぞれを考慮するとともに、再処理施設の建物及び構築物は広範囲に分散して設置されていること、それらの中には雷撃を受けやすい高い構築物があること、建屋間には、配管、ケーブルを収納する洞道が設置され、各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえて耐雷設計を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-②落雷から防護する施設（以下、「落雷防護対象施設」という。）としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設には、建屋内に設置されるもの、屋外に設置されるもの及び屋外に設置され金属製の構築物で覆われるものがある。したがって、落雷防護対象施設、落雷防護対象施設を収納する建屋及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物（以下、「落雷防護対象施設等」という。）は、落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下、「落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 想定する落雷の規模及び荷重の組合せ</p> <p>耐雷設計においては、再処理施設が立地する地域の気候、再処理事業所及びその周辺<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-③の過去の観測値に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を、事業指定（変更許可）を受けた 270kA とする。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-①は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-②は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-③は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (二)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>落雷と同時に発生する□(7)(i)(a)(=)-④ことが想定される自然現象については、その衝撃の組合せを適切に考慮する。</p> <p>□(7)(i)(a)(=)-⑤直撃雷に対する耐雷設計として、安全機能を有する施設には、原子力発電所の耐雷指針（JEAG 4608）、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置するとともに、避雷設備を構内接地系と接続することで、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る。</p>	<p>1.7.12.3.2 異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ</p> <p>落雷と同時に発生することが想定される自然現象については、その衝撃の組合せを適切に考慮する。また、設計基準事故については、落雷の影響との因果関係及び時間的变化を考慮した上で、その応力を適切に組み合わせる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>落雷と同時に発生する□(7)(i)(a)(=)-④可能性のある竜巻、積雪、降雹及び降水については、これらが落雷防護対象施設等に及ぼす影響を考慮したうえで、落雷との組合せを適切に考慮する。</p> <p>(3) 落雷に対する防護対策</p> <p>一般的に落雷は高い建物及び構築物に対して発生しやすいという特徴があり、再処理施設では最も高い構築物である主排気筒に落雷が発生しやすいことから、雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると、想定する雷撃電流 270kA の落雷は主排気筒にて捕捉される。したがって、主排気筒を想定する雷撃電流 270kA の落雷の雷撃点として防護設計を行う。</p> <p>また、落雷の特徴を踏まえると、落雷は主排気筒等の高い構築物にて捕捉されやすいため、雷撃電流と雷撃距離の関係を考慮すると、雷撃電流 150kA 以上の落雷は主排気筒等の高い構築物で捕捉される。したがって、主排気筒を除く落雷防護対象施設等は、雷撃電流 150kA の落雷を考慮して防護設計を行う。主排気筒以外の高い構築物は、150kA を超え、かつ、主排気筒に捕捉されない落雷を捕捉することを考慮した設計とする。</p> <p>a. 直撃雷に対する防護設計</p> <p>□(7)(i)(a)(=)-⑤落雷防護対象施設等は、直撃雷に対して避雷設備を設置すること等により、落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、屋外の落雷防護対象施設のうち主排気筒は、雷撃電流 270kA の直撃雷の影響を考慮して、「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608）及び建築基準法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷防護対象施設を収容する建屋、主排気筒を除く屋外の落雷防護対象施設及び落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物は、</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(=)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(=)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(=)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(=)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(i)(a)(=)-⑥また、間接雷による雷サージを抑制する設計については、270 kAの雷撃電流の落雷に対して、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること。若しくは</p>		<p>雷撃電流150kAの直撃雷の影響を考慮して、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608)の建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより、建屋内の落雷防護対象施設、主排気筒を除く屋外の落雷防護対象施設及び金属製の構築物に覆われる落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。落雷防護対象施設を覆う金属製の構築物は、日本産業規格に準拠した金属製の構造体利用の避雷設備とするよう設計する。</p> <p>また、主排気筒を除く高い構築物は、雷撃電流150kAを超え、かつ、主排気筒に捕捉されない直撃雷を捕捉するため、主排気筒と同等の避雷設備を設ける設計とする。避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>上記以外の施設のうち、建築基準法又は消防法の適用を受ける建物・構築物（使用済燃料収納キャスクを収納する建屋を含む）については、落雷防護対象施設等と同様の設計とする。</p> <p>また、落雷防護対象施設等は、落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の直撃雷による機械的影響を考慮した設計とする。</p> <p>b. 間接雷に対する防護設計 □(7)(i)(a)(=)-⑥落雷防護対象施設は、間接雷に対して雷サージの影響阻止設計等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>再処理施設の建物・構築物は広範囲に分散して設置されており、かつ、再処理施設の建屋間には配管、ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置されている。再処理施設では、洞道内に設置されるケーブルを介して、各施設の監視及び制御が制御建屋で集中的に実施されること並びに高圧系統及び低圧系統への給電が行われるという特徴がある。このため、間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し、建屋間で取り合う計測制御系統施設、放射線監視設備及び電</p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(=)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(=)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>気設備（以下、「計測制御系統施設等」という。）を対象として間接雷に対する防護設計を行う。また、間接雷による雷サージの影響は、雷撃電流の大きさ及び雷撃点周辺の落雷防護対象施設の設置状況によることから、最も厳しい条件を設定して間接雷に対する防護設計を行う。</p> <p>具体的には、落雷防護対象施設の間接雷に対する防護設計としては、想定する雷撃電流 270kA の落雷が主排気筒に捕捉され、雷撃電流が拡散及び分流する過程で生じる雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し、接地設計による間接雷の影響の抑制及び雷サージの影響阻止設計により、落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>接地設計としては、避雷設備と接続する各接地系を接続することにより構内接地系の電位分布の平坦化を図り、日本産業規格による標準設計値を十分下回り、間接雷の影響を抑制する設計とする。</p> <p>雷サージの影響阻止設計としては、計測制御系の信号方式等に応じた設計を行うこととし、アナログ信号式の計測制御系統施設は、信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に保安器を設置し、想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。また、各建屋から制御建屋への信号出力ラインにアイソレータを設置し、落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶことのない設計とする。</p> <p>デジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は、シールドケーブルの両端接地又は光伝送ケーブルの使用により、想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>電気設備は、雷インパルス絶縁耐力を有することにより、想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、落雷防護対象施設は、落雷防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の間接雷による機能的影響を考慮し、電氣的・物理的な独立性を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>落雷による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>		<p>3.3.6 落雷</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針          落雷防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、落雷の影響に対して機能を維持すること、落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>3.3.6 落雷</p> <p>(3) 落雷に対する防護対策</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集、落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に落雷の規模、発生頻度、落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと</li> <li>・落雷により、落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には、当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止する措置を取ること</li> </ul>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として<math>\square</math></p> <p><math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)-①設定した層厚55cm、密度<math>1.3\text{g}/\text{cm}^3</math>（湿潤状態）降下火砕物に対し、<math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)-②以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.13.1 火山事象に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中に想定される火山事象である降下火砕物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.13.3 設計条件 1.7.13.3.1 降下火砕物の設計条件及び特徴</p>	<p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、<math>\square</math></p> <p><math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)-②事業指定(変更許可)を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p><math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)-②降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、降下火砕物により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び</p>	<p>設工認の<math>\square</math></p> <p><math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)②は、事業変更許可申請書（本文）の<math>\square</math></p> <p><math>\square</math>(7)(i)(a)(ホ)②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>1) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-③</u> 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p>	<p>(1) 降下火砕物の設計条件 再処理施設における降下火砕物の諸元については、給源を特定できる降下火砕物のうち、敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果を踏まえ、敷地での層厚は55cmとする。 また、甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ、<u>湿潤状態の密度を1.3g/cm<sup>3</sup></u>とする。</p> <p>1.7.13.5.1 直接的影響に対する設計方針 (1) 構造物への静的負荷</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は、当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し、設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わず、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>荷重の設定 <u>□(7)(i)(a)(ホ)-①</u>設計に用いる降下火砕物は、<u>事業指定(変更許可)を受けた層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)と設定する。</u> また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、常時作用する荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。 <u>□(7)(i)(a)(ホ)-③</u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、<u>設計荷重(火山)に対して、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u> 安全冷却水系の冷却塔等の屋外の降下火砕物防護対象施設(以下「屋外の降下火砕物防護対象施設」という。)は、<u>降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u> なお、屋外の降下火砕物防護対象施設で</p>	<p>設工認の□ <u>(7)(i)(a)(ホ)-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の□ <u>(7)(i)(a)(ホ)-①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□ <u>(7)(i)(a)(ホ)-③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の□ <u>(7)(i)(a)(ホ)-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-④</u> 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p> <p>3) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑤</u> 構造物、換気系、電</p>	<p>(2) 構造物への粒子の衝突  <u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u>                      &lt;中略&gt;</p> <p>(3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）  <u>屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のう</u></p>	<p>ある安全冷却水系の冷却塔は、冷却ファンを作動し上方に空気を流すことにより降下火砕物が堆積し難い構造とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p> <p>(b) 構造物への粒子の衝突  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-④</u> 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、<u>構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>屋外の降下火砕物防護対象施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>なお、粒子の衝突の影響は、竜巻で設定する飛来物の影響に包絡されるため、「3.3.2(3)a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>(c) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響(閉塞)  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑤</u> 建屋内の降下火砕物</p>	<p>設工認の□  <u>(7)(i)(a)(ホ)-④</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□  <u>(7)(i)(a)(ホ)-④</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p>	<p><u>主排気筒は、降下火砕物の侵入による閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p><u>ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については、冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p><u>第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>(4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）</p>	<p>防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>また、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し、設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>さらに、非常用ディーゼル発電機の給気系等は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路は、貯蔵ピットの下部に空間を設けることにより冷却空気流路が閉塞し難い構造とする。</p> <p>また、点検用の開口部より吸引による除灰が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>屋外の降下火砕物防護対象施設である主排気筒は、降下火砕物の侵入による閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒は、排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。また、降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも、異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることにより閉塞し難い構造とする。</p> <p>(d) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）</p>	<p>(7) (i) (a) (ホ)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□□</p> <p>(7) (i) (a) (ホ)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>4) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑥</u> 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</p>	<p><u>建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設のうち、制御建屋中央制御室換気設備、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象施設のうち安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）</p>	<p><u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑥</u> 建屋内の降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置される降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計及び磨耗し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>また、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し、設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>さらに、非常用ディーゼル発電機の給気系等は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。</p> <p>屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔の冷却ファンの回転軸部は、冷却空気を上方に流すこと等により降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>なお、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外の降下火砕物防護対象施設は、摺動部に降下火砕物が侵入したとしても、降下火砕物に対して磨耗し難い材料を使用することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p>	<p>設工認の□<u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑥</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑥</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>5) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑦</u> 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</p>	<p><u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑦</u> 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□<u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑦</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑦</u>を具体的に記載しており</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>屋外の降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の降下火砕物防護対象施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	整合している。	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>6) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑧敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること。</u></p>	<p>(6) 中央制御室の大気汚染 &lt;中略&gt;</p> <p><u>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止する。</u></p> <p>また、敷地周辺で大気汚染が発生した場合は、<u>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。</u> &lt;中略&gt;</p>	<p>ロ. 換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑦建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</u> 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し、設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、塗装、腐食し難い金属の使用又は防食処理により、短期での腐食が発生しない設計とする。 また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 敷地周辺の大気汚染 中央制御室は、降下火砕物による大気汚染により、中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑧制御建屋中央制御室換気設備を収納する制御建屋等は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u> <u>制御建屋中央制御室換気設備の給気系等にフィルタを設置し、制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</u> <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑧制御建屋中央制御室換気設備は、外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。</u> 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて、管理す</p>	<p>設工認の□ <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑧</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□ <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑧</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>7) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑨</u>電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p> <p>8) <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p>	<p>(7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下  <u>電気系及び計測制御系のうち、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p>	<p>る。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、運転員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、運転員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計とする。</p> <p>連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(g) 電気系及び計測制御系の絶縁低下  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑨</u>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p><u>降下火砕物の影響を受ける可能性がある。降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である計測制御設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の給気系の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、中央制御室内</li> </ul>	<p>設工認の□  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑨</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑨</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□  <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>さらに、<u>降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>1.7.13.5.2 間接的影響に対する設計方針</p> <p>(1) 外部電源喪失 再処理事業所外で生じる送電網への降下火砕物の影響による長時間の外部電源喪失に対し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を各々2系統設置する設計とし、外部電源喪失により安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、外部からの支援を期待できない場合においても、電力の供給を可能とするため、再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け、重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにA重油を貯蔵する設計とし、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) アクセス制限 敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが、再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料貯蔵設備を設け、重油タンク及び燃料油貯蔵タンクにA重油を貯蔵する設計とし、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><u>の空気の再循環を行い、再循環時には、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 間接的影響に対する防護対策</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるように、非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備は降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>また、安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること &lt;中略&gt; ・降灰時には、冷却塔に降下火砕物が堆積</p>	<p>設工認の□ <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□ <u>□(7)(i)(a)(ホ)-⑩</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>しないよう、冷却塔のルーバが開状態の場合は、冷却ファンを作動させる措置を講ずること</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう必要に応じて貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと</li> <li>・降灰時には、非常用ディーゼル発電機の給気系等に対するフィルタの追加設置等を行うこと</li> <li>・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気の再循環を行い、再循環時には、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること</li> <li>・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること</li> </ul>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 竜巻，落雷，森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>1) 風（台風）</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-①安全機能を有する施設は，風（台風）に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>2) 凍 結</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-②安全機能を有する施設は，凍結に対し，安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>1.7.9.2 竜巻，落雷，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）の設計に当たっては，この観測値を基準とし，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 凍結</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては，敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため，六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし，屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより，設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3.1 竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 自然現象に対する防護対策</p> <p>(a) 風(台風)</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-①外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することにより，安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(b) 凍結</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-②外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内への収納，給気加熱，保温等の凍結防止措置を講ずることにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ハ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ハ)-①，②，③，④，⑤，⑥，⑦と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ハ)-①は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ハ)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ハ)-②は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(ハ)-②を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>3) 高 温</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-③安全機能を有する施設は、高温に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(3) 高温</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、むつ特別地域気象観測所の夏季（6月～9月）の外気温度の観測データから算出する超過確率1％に相当する29℃を設計外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(c) 高温</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-③外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して、高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ハ)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□ □(7)(i)(a)(ハ)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>4) 降 水</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-④安全機能を有する施設は、降水による浸水に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(4) 降水</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.0mmを想定して設計した排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、「溢水による損傷の防止に関する設計」と同様に、建屋貫通部の止水処理すること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(d) 降水</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ハ)-④外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して、降水量を設定し、降水による影響に対し、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること、保護構造を有すること等により、雨水が当該建屋又は機器に浸入することを防止することで、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ハ)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□ □(7)(i)(a)(ハ)-④を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>5) 積 雪</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-⑤安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(5) 積雪</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(e) 積雪</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-⑤外部事象防護対象施設は、敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し、機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>また、外部事象防護対象施設は、雪の取り込みによる閉塞に対し、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系で給気を加熱することにより、雪の取り込みによる閉塞を防止し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ト)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□ □(7)(i)(a)(ト)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>6) 生物学的事象</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-⑥安全機能を有する施設は、生物学的事象として敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物</u></p>	<p>(6) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象としては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類、昆虫類、小動物、魚類、底生生物及び藻類を生物学的事象で考慮する対象生物（以下「対象生物」とい</p>	<p>(f) 生物学的事象</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-⑥外部事象防護対象施設は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため、外部事象防護対象施</u></p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ト)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>物、魚類、底生生物及び藻類の再処理施設への侵入を防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>7) 塩 害  <input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (ハ)-⑦ 一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から 200m 付近までは多く、数百m の付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約 5 km 離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、換気設備の給気系への粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理、屋外施設の塗装等による腐食防止対策及び受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>う。) に選定し、これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>換気設備の外気取入口、ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト、屋外に設置する電気設備並びに給水処理設備に受け入れる水の取水口には、対象生物の侵入を防止又は抑制するための措置を施し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、換気設備の外気取入口並びにガラス固化体貯蔵設備の冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにはバードスクリーン又はフィルタを設置することにより、鳥類及び昆虫類の侵入を防止又は抑制する設計とする。</p> <p>屋外に設置する電気設備は、密封構造、メッシュ構造、シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。</p> <p>二又川から給水処理設備に水を受け入れる取水口にはスクリーンを設置することにより、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みを防止又は抑制する設計とする。</p> <p>(7) 塩 害  一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から 200m 付近までは多く、数百m の付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約 5 km 離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、安全機能を有する施設を設置する建屋の換気設備の給気系には粒子フィルタ等を設置し、屋内の施設への塩害の影響を防止する設計とする。また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。屋外の施設にあつては、塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより腐食を防止するとともに、受電開閉設備については碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。</p> <p>以上のことから、塩害により安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入による影響を受けるおそれがある機器が保護構造を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(g) 塩害  <input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (ハ)-⑦ 外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備等の給気系にフィルタを設置すること、塗装等による腐食防止対策により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は、防食処理を施す設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>受電開閉設備は、碍子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (ト)-⑥ を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (ト)-⑦ は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (7) (i) (a) (ト)-⑦ を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ト) 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-①再処理施設の設計において考慮する自然現象については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定し、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-②また、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>1.7.9.3 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象（11 事象）に地震を加えた計 12 事象について、各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを網羅的に検討する。</p> <p>この組合せが再処理施設に与える影響について、竜巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、火山の影響（堆積荷重）と落雷（電気的影響）など再処理施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び竜巻と風（台風）など一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除外し、いずれにも該当しないものを再処理施設の設計において想定する組合せとする。その結果、設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風（台風）、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響（降灰）、積雪及び地震、風（台風）及び火山の影響（降灰）並びに風（台風）及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>また、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は「1.7.9.1 外部事象の抽出」で抽出した自然現象に含まれる。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止（つづき）</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-①自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</u></p> <p><u>組み合わせる積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量 190cm とし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は、降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量 150cm とする。</u></p> <p><u>また、組み合わせる風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</u></p> <p><u>□(7)(i)(a)(ト)-②最新の科学的技術的知見を踏まえ、安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>具体的には、建屋内に設置される安全上重要な施設は、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象（地震を除く。）による影響を受けない設計とする。</p> <p>屋外に設置される安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した場合でも施設の運転圧力、温度等は変わらないため設計基準事故時荷重が発生しないことから自然現象による荷重と重なることはない。</p>	<p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ト)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□ □(7)(i)(a)(ト)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□ □(7)(i)(a)(ト)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□ □(7)(i)(a)(ト)-②と同義であり、整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象</p> <p>1) 有毒ガス</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-①安全機能を有する施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス（化学薬品の漏えいに伴うものを含む）に対して安全機能を損なわない設計とする。再処理施設は，想定される有毒ガスの発生に対し，制御建屋中央制御室換気設備により，中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</u></p> <p>2) 電磁的障害</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-②計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-③安全上重要な施設以外の計測制御設備については，その機能の喪失</u></p>	<p>1.7.9.4 航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針</p> <p>(1) 有毒ガス</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については，化学物質が漏えいし難い設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は，近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と同様に，外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。再循環運転については，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより，再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても，再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 電磁的障害</p> <p>計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。</p> <p>b. 人為事象に対する防護対策</p> <p>(a) 有毒ガス</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-①外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス（化学薬品の漏えいに伴うものを含む）に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋は，想定される有毒ガスの発生に対し，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等の措置を講ずることにより，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 電磁的障害</p> <p>外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。□(7)(i)(a)(f)-②外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.1 竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-③外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然</u></p>	<p>設工認の□(7)(i)(a)(f)-①は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(f)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(f)-②は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(f)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(f)-③は，</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、代替設備による機能の確保ができない場合は当該機能を必要とする運転を停止すること、安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-④安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-⑤安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(3) 敷地内における化学物質の漏えい ＜中略＞</p> <p>一方、人体への影響の観点から、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。</p> <p>再循環運転については、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合においても、再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。</p>	<p>現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-④外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>これらの化学物質の漏えいによる影響としては、外部事象防護対象施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる制御室の運転員、敷地内の作業員等への影響が考えられる。</u></p> <p>外部事象防護対象施設の安全機能への影響については、「7.8 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針」に示す。</p> <p><u>□(7)(i)(a)(f)-⑤また、制御室の運転員、敷地内の作業員等への影響については、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋が想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気及び緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと、防護具を着用すること等の措置を講ずることにより、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の居住性を損なわない設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(f)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(f)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(f)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(a)(f)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(a)(f)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入<sup>ロ(b)-①</sup>等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を<sup>ロ(b)-②</sup>核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び<sup>ロ(b)-③</sup>施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を<sup>ロ(b)-④</sup>効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また、再処理施設<sup>ロ(b)-⑤</sup>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を<sup>ロ(b)-②</sup>核物質防護対策として防止するため、<sup>ロ(b)-⑥</sup>持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を<sup>ロ(b)-②</sup>核物質防護対策として防止するため、<sup>ロ(b)-⑦</sup>再処理施設及</p>	<p>1. 安全設計 1.7 その他の設計方針 1.7.14 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計 ＜中略＞</p> <p>1.7.14.1 安全設計 (1) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針 再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のた</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 10. その他 10.2 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入<sup>ロ(b)-①</sup>...核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を<sup>ロ(b)-④</sup>効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。<sup>ロ(b)-③</sup>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また、再処理施設<sup>ロ(b)-⑤</sup>への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、<sup>ロ(b)-⑥</sup>持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、<sup>ロ(b)-⑦</sup>情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス</p>	<p>設工認の<sup>ロ(b)-①</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ(b)-①</sup>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ(b)-③</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ(b)-③</sup>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ(b)-④</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ(b)-④</sup>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ(b)-⑤</sup>及び<sup>ロ(b)-⑥</sup>は、変更許可申請書（本文）の<sup>ロ(b)-⑤</sup>及び<sup>ロ(b)-⑥</sup>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ(b)-⑦</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ロ(b)-⑦</sup>と</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</u></p> <p><u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>めに必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.14 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計 再処理施設への人の不法な侵入を防止するため、以下の設計とする。 また、<u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	<p><u>行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</u></p> <p><u>ロ(b)-②これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	<p>同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ(b)-②は、事業変更許可申請書（本文）のロ(b)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 溢水による損傷の防止  <u>安全機能を有する施設は、再処理施設</u>  <u>ロ. (7) (i) (c)-①が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。</u></p> <p><u>ここで、安全機能を有する施設のうち、</u>  <u>ロ. (7) (i) (c)-②再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</u></p> <p><u>ロ. (7) (i) (c)-③そのために、溢水評価する。</u></p>	<p>1. 7. 15 溢水防護に関する設計            1. 7. 15. 1 溢水防護に関する設計方針</p> <p><u>事業指定基準規則の要求事項を踏まえ、安全機能を有する施設は、再処理施設が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、溢水に対して安全機能を損なわない方針とする。</u></p> <p><u>そのために、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下「内部溢水ガイド」という。)を参考に、溢水防護対象設備として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(基本設計方針)            第1章 共通項目</p> <p>6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止            6. 1 溢水から防護する設備及び設計方針</p> <p><u>安全機能を有する施設は、再処理施設</u><u>ロ. (7) (i) (c)-①内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講じることにより、溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>ここで、安全機能を有する施設のうち、</u><u>ロ. (7) (i) (c)-②安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)</u><u>とし、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。</u></p> <p>溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は、溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>ロ. (7) (i) (c)-③溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために、再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。</u></p> <p>また、溢水評価に当たっては、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (c)-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (7) (i) (c)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (c)-②</u>は、事業変更許可申請書(本文)の「<u>ロ. (7) (i) (c)-②</u>」と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (c)-③</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (7) (i) (c)-③</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を <u>ロ. (7) (i) (c)-④</u> 主として想定する。</p> <p><u>ロ. (7) (i) (c)-⑤</u> また、溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し、</p> <p>溢水評価 <u>ロ. (7) (i) (c)-⑥</u> がより厳しい結果を与えるように溢水経路を設定する。</p> <p>1) <u>溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水</u></p>	<p>1. 7. 15. 3 考慮すべき溢水事象  <u>溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価することとし、評価の条件については内部溢水ガイドを参考とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1. 7. 15. 5 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針            (1) 溢水防護区画の設定  <u>溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として、以下のとおり設定する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 溢水経路の設定  <u>溢水影響評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレンの接続状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1. 7. 15. 3 考慮すべき溢水事象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) <u>溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等溢水により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）</u></p>	<p>収束できる設計とする。            なお、溢水評価の条件に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6. 2 考慮すべき溢水事象  <u>溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を <u>ロ. (7) (i) (c)-④</u> 想定する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6. 4 溢水防護区画及び溢水経路の設定  <u>ロ. (7) (i) (c)-⑤</u> 溢水評価に当たっては、溢水防護区画を以下のとおり設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6. 4 溢水防護区画及び溢水経路の設定  <u>溢水評価 <u>ロ. (7) (i) (c)-⑥</u> に当たっては、溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6. 2 考慮すべき溢水事象</p> <p>(1) <u>溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。)</u></p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (c)-④</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ロ. (7) (i) (c)-④</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑤</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑤</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑥</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑥</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) <u>再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水</u></p> <p>3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる溢水</u> <u>ロ. (7) (i) (c)-⑦</u>（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱いピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）のスロッシングにより発生する溢水を含む。）</p>	<p>(2) <u>再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水等の放水による溢水」という。）</u></p> <p>(3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。）</u></p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>(2) <u>再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水等の放水による溢水」という。）</u></p> <p>(3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる溢水</u> <u>ロ. (7) (i) (c)-⑦</u>（燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。）</p> <p>(4) その他の要因（地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）</p> <p>溢水源となり得る機器は，流体を内包する配管及び容器（塔，槽類を含む。）とし，設計図書（施工図面等）及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお，「7.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針」の「7.3.1 漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」に示す化学薬品についても，機器等に内包される液体であることを踏まえ，ここで溢水源として想定する。</p> <p>6.3 溢水源及び溢水量の設定 6.3.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。</p> <p>また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギーに応じて，高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギー配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギー配管は，原則「配管内径の1/2の長さと同径の1/2の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」を想定する。 ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑦</u> は，事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (c)-⑦</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。</p> <p>高エネルギー配管については、ターミナルエンド部を除き、発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」、0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は 想定しない。</p> <p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し、想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。</p> <p>なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.3.2 消火水等の放水による溢水</p> <p>消火水等の放水による溢水は、溢水防護対象設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において、水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として設定する。その他、消火設備ではないが、消火活動に供する設備として、水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火水等の放水による溢水量については、消火設備及び消火活動に供する設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>6.3.3 地震起因による溢水</p> <p>(1) 再処理施設内に設置された機器の破損による溢水                      地震起因による溢水については、耐震Sクラス機器は基準地震動S<sub>s</sub>による地震力によって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B、Cクラスに属する系統を溢水源として設定する。                      ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として設定しない。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、溢水が生じるとした機器について、溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。                      溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で、流体を内包する機器のうち、基準地震動S<sub>s</sub>によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。この場合において、溢水源となる配管は、破損形状を完全全周破断とし、溢水源となる容器は、全保有水量を溢水量として設定する。</p> <p>(2) 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水                      燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。                      また、燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外への漏えい量から設定する。</p> <p>6.3.4 その他の溢水                      その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>溢水評価に当たっては、<u>ロ. (7) (i) (c)-⑧</u>溢水防護対象設備の機能喪失高さ（溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ. (7) (i) (c)-⑨</u>評価の条件を設定する。</p>	<p>1.7.15.5 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針                      &lt;中略&gt;                      (2) 溢水経路の設定                      溢水影響評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画（溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路）との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレンの接続状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、<u>溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>具体的には、地下水の流入、降水のような再処理施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷（配管以外）、人的過誤及び誤作動を想定し、各事象において溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定                      溢水評価に当たっては、溢水防護区画を以下のとおり設定する。                      (1) 溢水防護対象設備が設置されている区画                      (2) 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室                      (3) 運転員が、溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部                      溢水防護区画は、壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>溢水評価に当たっては、<u>ロ. (7) (i) (c)-⑧</u>溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ. (7) (i) (c)-⑨</u>溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</p> <p>また、消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は、開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。                      防水扉及び水密扉については、扉の閉止運用を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.5 溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針                      6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針                      想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</p>	<p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (c)-⑧</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (c)-⑧</u>と同義であり整合している。                      設工認の<u>ロ. (7) (i) (c)-⑨</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (c)-⑨</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>また、壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等の設置による溢水防護区画外で発生した溢水の流入を防止する対策並びに緊急遮断弁の設置及び漏えい検知器の設置による溢水量を低減する対策により、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉、緊急遮断弁等の溢水防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.5 溢水防護設備」に示す。</p> <p>6.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し、影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、被水の影響を受けないよう保護構造を有する設計、壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等の設置による溢水防護区画外で発生した溢水の流入を防止する対策及び溢水防護板の設置による発生した溢水の溢水防護対象設備への被水を防止する対策により、溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉、溢水防護板等の溢水防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.5 溢水防護設備」に示す。</p> <p>消火水等の放水による溢水に対しては、溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水を用いない消火手段を採用することにより、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>なお、水を用いる消火活動を行う場合には、水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため、溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて、管理する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>6.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針            想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために、空調条件や解析区画を設定して実施した解析結果を踏まえ、蒸気曝露試験又は机上評価により溢水防護対象設備の健全性を確認することで、蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、壁、扉等の設置による溢水防護区画外からの漏えい蒸気の流入を防止する対策、自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置及びターミナルエンド防護カバーの設置による漏えい蒸気量を低減する対策並びに蒸気防護板による漏えい蒸気の溢水防護対象設備への曝露を防止する対策により、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>自動検知・遠隔隔離システム、蒸気防護板等の溢水防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.5 溢水防護設備」に示す。</p> <p>6.5.4 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針            基準地震動 <math>S_s</math> による地震力によって生じるスロッシングにより、燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を三次元流動解析により評価する。</p> <p>その際、燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することにより溢水量を低減する設計とする。</p> <p>算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても、燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し、それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>6.6 屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>6.6.1 溢水防護建屋に対する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>屋外で発生を想定する溢水が、溢水防護区画に流入しないことを評価する。</p> <p>また、屋外で発生を想定する溢水に対しては、屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等により防止する設計とすることにより、建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等の溢水防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.5 溢水防護設備」に示す。</p> <p>6.6.2 屋外の溢水防護対象設備に対する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>屋外で発生を想定する溢水により、屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、屋外の溢水防護対象設備のうち、溢水の影響を受けるおそれのある部位に対して、溢水水位を上回る機能喪失高さを確保すること、保護構造を有すること及び机上評価にて健全性を確認することにより、屋外の溢水防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.5 溢水防護設備</p> <p>溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても、溢水防護設備により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>溢水防護設備は、壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰, 床ドレン逆止弁, 溢水防護板, 自動検知・遠隔隔離システム, ターミナルエンド防護カバー, 蒸気防護板, 地震計, 緊急遮断弁, 漏えい検知器, 液位計, 止水板及び蓋で構成し, 以下の設計とすることにより, 溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁は, 壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより, 溢水防護区画外の溢水に対して, 流入を防止する設計とする。</p> <p>また, 溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに, 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(2) 溢水防護板は、発生した溢水の溢水防護対象設備への被水を防止する設計とし、溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。</p> <p>溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は、主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。</p> <p>(3) 自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気影響を緩和するため、蒸気の漏えいを検知し、自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。</p> <p>溢水源となる一般蒸気等に設置する蒸気遮断弁は、隔離信号発信後10秒以内に自動隔離する設計とする。</p> <p>また、自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には、破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。</p> <p>(4) 蒸気防護板は、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないよう、溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。</p> <p>蒸気防護板は、実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。</p> <p>蒸気防護板は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して耐震性を有する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(5) 溢水防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は、制御建屋に設置する地震計からの信号で作動する又は弁の感震機構で作動することにより、他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし、溢水防護建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (7) (i) (c) - ⑩ 溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の溢水防護設備については、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>		<p>地震計及び緊急遮断弁は、基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力に対して耐震性を有する設計とする。</p> <p>(6) 漏えい検知器及び液位計は、溢水の発生を検知し、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。</p> <p>(7) 止水板及び蓋は、燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に設置することによりスロッシング水量を低減し、燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し、それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。</p> <p>止水板及び蓋は、地震、火災荷重及び環境条件に対して、スロッシング水量を低減する性能が損なわれない設計とする。</p> <p>溢水防護設備については、保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ. (7) (i) (c) - ⑩ 溢水防護設備については、保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）ロ. (7) (i) (c) - ⑩ は保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設内 <u>ロ. (7) (i) (d)-①</u>が化学薬品の漏えいの影響（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。）を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ. (7) (i) (d)-②</u>再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p>	<p>1. 7. 16 化学薬品の漏えい防護に関する設計 1. 7. 16. 1 化学薬品の漏えい防護に関する設計方針</p> <p>事業指定基準規則の要求事項を踏まえ、安全機能を有する施設は、再処理施設が化学薬品の漏えいの影響（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。）を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>そのために、内部溢水ガイドを参考に、化学薬品防護対象設備として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、内部溢水ガイドに示す没水、被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 7. 1 化学薬品の漏えいから防護する設備及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設内 <u>ロ. (7) (i) (d)-①</u>における化学薬品の漏えいの発生（漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講じることにより、化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ. (7) (i) (d)-②</u>安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を化学薬品の漏えいから防護する設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）とし、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は、化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては、漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋に到達するおそれがある場合には、運転員並びに設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止するため、必要に応じて外気との連絡口の遮断、中央制御室内及び緊急時対策建屋内の空気の再循環運転、防護</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (d)-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (d)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (d)-②</u>は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (d)-②</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (7) (i) (d)-③ <u>そのために、化学薬品の漏えい防護に係る設計時に再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響評価（以下「化学薬品の漏えい評価」という。）を実施する。</u></p>		<p>具の着用等の措置を講じることにより、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>有毒ガスが発生した場合に再処理施設の安全性を確保するために必要な措置をとるための設計方針については、第2章 個別項目の「4.3 制御室」及び「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.9 緊急時対策所」に示す。</p> <p>ロ. (7) (i) (d)-③ <u>化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計であることを確認するために、再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価（以下「化学薬品の漏えい評価」という。）する。</u></p> <p>また、化学薬品の漏えい評価に当たっては、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故（以下「事故等」という。）に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。</p> <p>なお、化学薬品の漏えい評価の条件に見直しがある場合は、化学薬品の漏えい評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>7.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針</p> <p>再処理施設において使用する化学薬品のうち、プロセス工程において大量に取り扱う硝酸、水酸化ナトリウム、リン酸トリブチル、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン及び炭酸ナトリウムは、試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し、必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。</p> <p>化学薬品の取扱いの基本方針として、化学薬品を内包する設備及び化学薬品を内包又は化学薬品が通過する継ぎ手部に対する適切な材料選定、当該継ぎ手部への飛散防止措置並びに漏えいが生じるおそれのある区画、伝播経路及びそれらに設置する機器に対する腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計により、再処理施設及び従事者の安全性を確保する。</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (d)-③は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (d)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>1.7.16.3 化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針</p> <p>1.7.16.3.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>また、化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員、敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として、作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応及び必要な資機材を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>さらに、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガスによる影響を防止するための再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る対応として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学薬品から発生する有毒ガスの影響を考慮し、敷地内で保有する化学薬品の種類、量、濃度等に制限を設けること</li> <li>・敷地内への化学薬品の受入れに当たっては、敷地内の運搬ルート及び運搬先を含めた運搬計画を定めること</li> <li>・敷地内への化学薬品の受入れ時は、敷地内で複数の輸送容器による運搬を同時に行わないこと</li> <li>・敷地内への化学薬品の受入れ時に立会人を設け、漏えい又は異臭等の異常を確認した場合には通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること及び敷地外の化学薬品の漏えいに対し、公的機関から情報を入手した者等が通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡すること</li> </ul> <p>7.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針</p> <p>化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために、化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。</p> <p>また、有毒ガスの発生の観点では、有毒ガスの発生要因（揮発、分解、接触、燃焼等）を踏まえ、急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品（構成部材と反応する場合を含む。）を抽出する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (7) (i) (d)-④また、これらの設計に当たり、化学薬品防護対象設備の安全機能を短時間で損なうおそれのある化学薬品を設定する。</p> <p>化学薬品の漏えい評価では、化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいをロ. (7) (i) (d)-⑤主として想定する。</p>	<p>1.7.16.3.2.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定</p> <p>検討対象とする化学薬品と構成部材を組み合わせることで生じる腐食等により、化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき対象として設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象</p> <p>化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量としては、発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定して評価することとし、評価の条件については内部溢水ガイドを参考とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>7.3.1 漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出</p> <p>再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から、化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため、文献調査等により、漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。</p> <p>7.3.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定</p> <p>検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から、ロ. (7) (i) (d)-④化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき化学薬品として設定する。</p> <p>なお、ここでいう短時間とは、事故等の対処期間として見込んでおり、漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる7日間とする。</p> <p>7.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象</p> <p>化学薬品の漏えい評価では、化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいをロ. (7) (i) (d)-⑤想定する。</p> <p>(1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。)</p> <p>(2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。)</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (d)-④は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (d)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (d)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (d)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。)</p> <p>(4) その他の要因(地震以外の自然現象, 誤操作等)により生じる化学薬品の漏えい(以下「その他の化学薬品の漏えい」という。)</p> <p>化学薬品の漏えい源となり得る機器は, 化学薬品を内包する配管及び容器(塔, 槽類を含む。)とし, 設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ, 耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。なお, 液体状の化学薬品については, 「6.2 考慮すべき溢水事象」で溢水源として想定する。</p> <p>7.5 化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の設定</p> <p>7.5.1 想定破損による化学薬品の漏えい</p> <p>想定破損による化学薬品の漏えいは, 1系統における単一の機器の破損を想定し, 化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし, 配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。</p> <p>また, 破損を想定する配管は, 内包する流体のエネルギーに応じて, 高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <p>配管の破損形状の想定に当たっては, 高エネルギー配管は, 原則「完全全周破断」, 低エネルギー配管は, 原則「配管内径の1/2の長さで配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。</p> <p>ただし, 配管破損の想定に当たって, 詳細な応力評価を実施する場合は, 発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。</p> <p>高エネルギー配管については, ターミナルエンド部を除き, 発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」, 0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し, 0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし、化学薬品の漏えい量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し、想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。</p> <p>なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>7.5.2 消火剤の放出による化学薬品の漏えい  消火設備については、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを第2章 個別項目の「7.3.3 火災防護設備」に示していることから、消火剤の放出による化学薬品の漏えいは、化学薬品の漏えい源として設定しない。</p> <p>7.5.3 地震起因による化学薬品の漏えい  地震起因による化学薬品の漏えいについては、耐震Sクラス機器は基準地震動S<sub>s</sub>による地震力によって破損は生じないことから、設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B、Cクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。</p> <p>ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、化学薬品の</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (7) (i) (d)-⑥また、化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護対象設備を設置する区画（以下「化学薬品防護区画」という。）を設定し、</p>	<p>1.7.16.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針 (1) 化学薬品防護区画の設定</p> <p>化学薬品の漏えい防護に対する評価対象区画を化学薬品防護区画として、以下のとおり設定する。</p>	<p>漏えい源として設定しない。 化学薬品の漏えい量の算出に当たっては、化学薬品の漏えいが生じるとした機器について、化学薬品防護対象設備への漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。 化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で、設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち、基準地震動S<sub>s</sub>によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。この場合において、化学薬品の漏えい源となる配管は、破損形状を完全全周破断とし、化学薬品の漏えい源となる容器は、全保有量を漏えい量として設定する。</p> <p>7.5.4 その他の化学薬品の漏えい その他の化学薬品の漏えいについては、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、化学薬品防護対象設備を設置する区画（以下「化学薬品防護区画」という。）内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には、飛来物等による屋外タンクの破損、化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷（配管以外）、人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し、各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。</p> <p>7.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定</p> <p>ロ. (7) (i) (d)-⑥化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (d)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (d)-⑥と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>化学薬品の漏えい評価 <u>ロ. (7) (i) (d)-⑦</u> がより厳しい結果を与えるように化学薬品の漏えい経路を設定する。</p>		<p>7.5.4 その他の化学薬品の漏えい</p> <p>その他の化学薬品の漏えいについては、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、<u>化学薬品防護対象設備を設置する区画（以下「化学薬品防護区画」という。）</u>内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>7.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定</p> <p>化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画</li> <li>(2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</li> <li>(3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定するためにアクセスする通路部又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部</li> </ol> <p>化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>化学薬品の漏えい評価 <u>ロ. (7) (i) (d)-⑦</u> に当たっては、<u>化学薬品の漏えいの影響を受けて、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）</u>及び化学薬品防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。</u></p> <p>防水扉及び水密扉については、扉の閉止運用を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (d)-⑦</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (d)-⑦</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>1) <u>化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい</u></p> <p>2) <u>再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい</u></p> <p>3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい</u></p> <p>化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護対象設備の機能喪失高さ（化学薬品の漏えいの影響を受けて、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び化学薬品防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ. (7) (i) (d)-⑧</u>評価の条件を設定する。</p>	<p>1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) <u>化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。）</u></p> <p>(2) <u>再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい（以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。）</u></p> <p>(3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。）</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.7.16.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針</p> <p>(2) 化学薬品の漏えい経路の設定</p> <p>化学薬品の漏えい経路の設定の考え方は、<u>「1.7.15.5 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針」の「(2) 溢水経路の設定」と同様である。その上で、漏えい経路上の防水扉、堰等の流入防止機能に期待する場合は、漏えいした化学薬品の影響を考慮しても、当該機能を維持できるものとする。</u></p>	<p>7.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) <u>化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。)</u></p> <p>(2) <u>再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。)</u></p> <p>(3) <u>地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。)</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>7.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品の漏えいの影響を受けて、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)及び化学薬品防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、<u>ロ. (7) (i) (d)-⑧</u>化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>7.7 化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針</p> <p>化学薬品防護対象設備が設置されている建屋(以下「化学薬品防護建屋」という。)内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して、没液、被液及び腐食性ガスの影響評価を行い、必要に応じて防護対策を講じることにより、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (d)-⑧</u>は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ロ. (7) (i) (d)-⑧</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>7.7.1 没液の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量，化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉等の設置による化学薬品防護区画外で漏えいした化学薬品の流入を防止する対策及び緊急遮断弁等の設置による漏えい量を低減する対策により，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，緊急遮断弁等の化学薬品防護設備の設計方針については，第2章 個別項目の「7.3.6 化学薬品防護設備」に示す。</p> <p>7.7.2 被液の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉等の設置による化学薬品防護区画外で漏えいした化学薬品の流入を防止する対策，機器収納ボックス及び二重管の設置による化学薬品の漏えいを防止する対策並びに薬品防護板の設置等による漏えいした化学薬品の化学薬品防護対象設備への被液を防止する対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉、薬品防護板等の化学薬品防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.6 化学薬品防護設備」に示す。</p> <p>7.7.3 腐食性ガスの影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために、漏えいが発生した区画から、天井面の開口部、壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし、化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され、腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、機器収納ボックス及び二重管の設置等による化学薬品の漏えいを防止する対策並びに化学薬品防護対象設備の設置区画への腐食性ガスの移行を防止する対策により、化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>機器収納ボックス、二重管の化学薬品防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.6 化学薬品防護設備」に示す。</p> <p>7.8 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針</p> <p>7.8.1 化学薬品防護建屋に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針</p> <p>屋外で漏えいした化学薬品が、化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。</p> <p>また、屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては、壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより、建屋内の化学</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>壁（貫通部止水処置を含む。）、防水扉等の化学薬品防護設備の設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.6 化学薬品防護設備」に示す。</p> <p>7.8.2 屋外の化学薬品防護対象設備に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針</p> <p>屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対し、屋外の化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えい影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては、想定する漏えい源からの距離を確保する設計とすることにより、屋外の化学薬品防護対象設備が没液、被液及び腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>第2章 個別項目            7. その他再処理設備の附属施設            7.3 その他の主要な事項            7.3.6 化学薬品防護設備</p> <p>化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合（漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む）においても、安全機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>1.7.16.1 化学薬品の漏えい防護に関する設計方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>さらに、再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る手順を定める。以下に化学薬品の安全管理に対する必要な手順等を示す。</p>	<p>そのために、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても、化学薬品防護設備により、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学薬品防護設備は、壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰、床ドレン逆止弁、薬品防護板、地震計、緊急遮断弁、機器収納ボックス、二重管、漏えい検知器及び液位計で構成し、以下の設計とすることにより、化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰及び床ドレン逆止弁は、壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、流入を防止する設計とする。</p> <p>また、化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は、化学薬品防護対象設備が没液しないよう設置する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰及び床ドレン逆止弁並びに化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は、発生した化学薬品の漏えいによる液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、基準地震動<math>S_s</math>による地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(2) 薬品防護板は、漏えいした化学薬品の化学薬品防護対象設備への被液を防止する設計とし、化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (7) (i) (d)-⑨化学薬品の漏えい評価において、化学薬品の漏えいの影響を軽減するための壁、扉、堰等の化学薬品防護設備については、化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>		<p>化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板は、主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。とともに、機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(3) 化学薬品防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は、制御建屋に設置する地震計からの信号で作動することにより、他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし、化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。</p> <p>地震計及び緊急遮断弁は、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。</p> <p>(4) 機器収納ボックス及び二重管は、破損を想定する配管に設置することにより、化学薬品が区画内に漏えいすることを防止し、化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。</p> <p>(5) 漏えい検知器及び液位計は、化学薬品の漏えいの発生を検知し、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (d)-⑨化学薬品防護設備については、化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに、保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない溢水防護設備については、化学薬品防護設備として兼用する。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (d)-⑨は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る <u>ロ. (7) (i) (d)-⑩</u> 手順を整備する。</p>		<p>第1章 共通項目                      7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止                      7.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>さらに、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガスによる影響を防止するための再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る <u>ロ. (7) (i) (d)-⑩</u> 対応として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (d)-⑩</u> は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) 誤操作の防止  <u>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、<input type="checkbox"/> (7) (e)-① 弁等に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理<input type="checkbox"/> (7) (e)-② を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置<input type="checkbox"/> (7) (e)-③、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。</u></p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針  <u>(16) 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>1.9.13 誤操作の防止          適合のための設計方針          第1項について  <u>安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。</u>  <u>運転員の誤操作を防止するため、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意するとともに、計器表示、警報表示により再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる設計とする。</u>  <u>また、保守点検において誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</u>  <u>安全機能を有する施設の制御盤は、設備の監視及び制御が可能となるように、計器表示、警報表示及び操作器具を配置するとともに、計器表示、警報表示は、運転員の誤判断を防止し、再処理施設の状態を正確、かつ、迅速に把握で</u></p>	<p>(基本設計方針)          第1章 共通項目          9. 設備に対する要求          9.1 安全機能を有する施設          9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針          (3) 操作性の考慮  <u>安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても従事者による操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。</u>  <u>また、従事者が必要な操作及び措置を行えるように換気設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、<input type="checkbox"/> (7) (e)-① 配管、弁及び盤に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理<input type="checkbox"/> (7) (e)-② 等を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置<input type="checkbox"/> (7) (e)-③ を行うとともに、計器表示、警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</u></p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (e)-① は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (7) (e)-① を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (e)-② は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (7) (e)-② と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (e)-③ は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (7) (e)-③ と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、<u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</u></p> <p>また、<u>安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、<input type="checkbox"/> (7) (e) -④ 弁等に対して、誤操作を防止するための措置を<input type="checkbox"/> (7) (e) -⑤講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</u></p>	<p><u>きるよう、色分けや銘板により容易に識別できる設計とする。操作器具は、系統ごとにグループ化した配列にするとともに、色、形状等の視覚的要素により容易に識別できる設計とする。</u></p> <p><u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう、時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により、異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。</u></p> <p><u>さらに、安全機能を有する施設の機器、弁等は、系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行うとともに、施錠管理により誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</u></p> <p>第2項について  <u>安全上重要な施設は、容易に操作することができる設計とする。</u></p> <p><u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）にあっても、誤操作を防止するための措置を講じた中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、弁等により、簡単な手順によって必要な操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤は、操作器具、警報表示等の盤面器具を系統ごとにグループ化して集約し、操作器具の統一化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別）、並びに、操作器具の操作方法に統一性を持たせることで、通常運転、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作することができる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室以外における操作が必要な安全上重要な施設の機器、弁等に対して、系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行い、運転員が容易に操作することができる設計とする。</u></p>	<p>また、<u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保されるよう、時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により、異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。</u></p> <p>安全上重要な施設は、<u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、<input type="checkbox"/> (7) (e) -④配管、弁及び盤に対して、誤操作を防止するための措置を<input type="checkbox"/> (7) (e) -⑤講じ、また、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</u></p> <p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故時における誤操作防止に係る設備の設計方針については、第2章 個別項目の「4. 計測制御系統施設」の「4.2 安全保護回路」、「4.3 制御室」に示す。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (e) -④は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (7) (e) -④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7) (e) -⑤は、事業変更許可申請書(本文)の<input type="checkbox"/> (7) (e) -⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. 再処理施設の一般構造 （f）安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を□(f)-①設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置□(f)-②し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>1.9.14 安全避難通路等</p> <p>適合のための設計方針 第1項第一号について 再処理施設の建屋内及びその他の人が立ち入る区域には、安全避難通路を設ける設計とする。また、安全避難通路には、必要に応じて、単純、明確及び永続性のある標識並びに誘導灯及び非常灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第二号について 再処理施設には、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として、誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、事業所内のディーゼル発電機、灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第三号について 再処理施設には、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。</p> <p>再処理施設としては、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とし、必要な監視、操作等が確実に行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように6.9kV非常用主母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>（基本設計方針） 第1章 共通項目 10. その他 10.3 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明□(f)-①として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置□(f)-②する設計とする。</p> <p>運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p>	<p>設工認の□(f)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(f)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(f)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(f)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(f)-③</u>また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、<u>□(f)-④</u>設備等への措置を含める。</p>	<p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように6.9kV非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</u></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収システムのライン形成を行う場合など、<u>仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する当直（運転員）が滞在している中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備する可搬型照明を活用する設計とする。</u></p> <p>これらの作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。</p>	<p><u>□(f)-③</u>現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設<u>□(f)-④</u>への措置を含める。</p> <p>第2章 個別項目 7. その他再処理の附属施設 7.1.1 電気設備 7.1.1.8 照明設備 照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□(f)-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(f)-③</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>□(f)-④</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(f)-④</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(g) 安全機能を有する施設 (イ) 安全機能を有する施設の設計方針 <u>再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</u></p> <p><u>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する</u> <u>□(7)(g)-①工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</u></p> <p><u>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能</u><u>□(7)(g)-②</u><u>が確保されたものとする。とともに、以下の設計を満足するものとする。</u></p> <p>1) <u>安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</u> <u>ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</u></p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針 (1) <u>再処理施設のうち、「再処理施設の安全性を確保するために必要な構築物、系統及び機器」を「安全機能を有する施設」とし、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に適合した設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針 (2) <u>安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器を、安全上重要な施設とする。</u></p> <p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針 (3) <u>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するものとする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針 (4) <u>安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能が失われることのない設計とする。</u></p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) <u>安全機能を有する施設の基本的な設計再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</u></p> <p><u>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する</u> <u>□(7)(g)-①敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</u></p> <p><u>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能</u><u>□(7)(g)-②</u><u>を確保する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>9.1.2 多重性又は多様性 <u>安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</u> <u>ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</u></p>	<p>設工認の□(7)(g)-①は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(g)-②は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2) 安全機能を有する施設は、<u>□(7)(g)-③</u>設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針            (5) 安全機能を有する施設は、<u>設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針            (5) 安全機能を有する施設は、<u>設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</u></p>	<p>9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針            (2) 環境条件の考慮  <u>安全機能を有する施設は、□(7)(g)-③その安全機能の重要度に応じて、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</u></p> <p>a. 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重            安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>b. 電磁波による影響            電磁的障害に対しては、安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 周辺機器等からの悪影響            安全機能を有する施設は、地震、火災、溢水、化学薬品の漏えい及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p>	<p>設工認の□(7)(g)-③は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>3) <u>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</u></p> <p>4) <u>□(7)(g)-④安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</u></p> <p>5) <u>安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわない設計とする。</u>  <u>□(7)(g)-⑤内部発生飛散物とは、ガス爆発、重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。</u></p> <p><u>なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の損傷、機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。</u></p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針  (6) <u>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針  (6) <u>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</u>なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。</p> <p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針  (7) <u>安全機能を有する施設は、安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針  (7) <u>安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</u>なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。</p> <p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針  (8) <u>安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水又は化学薬品の漏えい及びポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針  (8) <u>安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>1.7.7.4 内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針  <u>安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内</u></p>	<p>9.1.3 検査・試験等  <u>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</u>□(7)(g)-④と<u>ともに、安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とし、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。</u></p> <p>9.1.4 内部発生飛散物に対する考慮  <u>安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物□(7)(g)-⑤(以下「内部発生飛散物」という。)によって、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の損傷、機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。</u></p>	<p>設工認の□(7)(g)-④は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(g)-⑤は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を□(7)(g)-⑥抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(g)-⑦その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>部発生飛散物」という。)の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物から防護する施設（以下「内部発生飛散物防護対象設備」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>〈中略〉</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を□(7)(g)-⑥対象とする。安全上重要な構築物、系統及び機器は、内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(g)-⑦上記に含まれない安全機能を有する施設は、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>内部発生飛散物の発生要因として、重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮し、発生要因に対してつりワイヤ等を二重化、逸走を防止するための機構の設置、誘導電動機又は调速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>なお、上記に示す内部発生飛散物の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物による二次的影響はない。</p>	<p>設工認の□(7)(g)-⑥は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-⑥と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(g)-⑦は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(g)-⑦と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>6) <u>安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設□(7)(g)-⑧等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</u></p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針            (9) <u>安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針            (9) <u>安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	<p>9.1.5 共用に対する考慮  <u>安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設□(7)(g)-⑧又は使用施設と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</u></p>	<p>設工認の□(7)(g)-⑧            事業変更許可申請書            (本文)の□(7)(g)-⑧            を具体的に記載しており            整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(h) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止  <u>□(7)(h)-①安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を選定し、解析及び評価を実施することにより、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>1.9.16 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止            適合のための設計方針            &lt;中略&gt;</p> <p>事故等の拡大の防止の観点から、安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たす設計とする。</p> <p>(1) <u>運転時の異常な過渡変化時において、パラメータ（温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項）を安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>設計基準事故時において、安全上重要な施設の機能により、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。</u></p>	<p>(基本設計方針)            第1章 共通項目            9. 設備に対する要求            9.1 安全機能を有する施設            9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針            (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計            &lt;中略&gt;</p> <p><u>□(7)(h)-①安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時において、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に係る設備の設計方針については、第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」、「2.1 せん断処理施設」、「2.2 溶解施設」、「2.3 分離施設」、「2.4 精製施設」、「2.5 脱硝施設」、「2.6 酸及び溶媒の回収施設」、「3. 製品貯蔵施設」、「4.1 計測制御設備」、「4.2 安全保護回路」、「4.3 制御室」、「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」、「5.2 液体廃棄物の廃棄施設」、「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」、「6. 放射線管理施設」、「7.1.1 電気設備」、「7.1.2 圧縮空気設備」、「7.2.2 冷却水設備」、「7.2.3 蒸気供給設備」、「7.3.1 分析設備」、「7.3.9 緊急時対策所」、「7.3.10 通信連絡設備」に示す。</p>	<p>設工認の□(7)(h)-①は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(h)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i) 使用済燃料の貯蔵施設等</p> <p><u>□(7)(i)(i)-①使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p>また、使用済燃料の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p><u>□(7)(i)(i)-②ウラン酸化物貯蔵建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に収納される製品貯蔵施設は、製品を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p>また、製品の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。 各施設に対する冷却に係る設計方針については、以下のとおりである。</p>	<p>1.9.17 使用済燃料の貯蔵施設等 適合のための設計方針 第1項について</p> <p><u>使用済燃料の貯蔵容量は、最大再処理能力<math>800\text{ t} \cdot U_{Pr}/y</math>での再処理に対して受け入れた使用済燃料を3年間以上貯蔵できる<math>3,000\text{ t} \cdot U_{Pr}</math>とし、燃料貯蔵プール・ピット等では、使用済燃料の崩壊熱による過度な温度上昇を防ぐため、1系統で必要な崩壊熱除去機能を有するプール水冷却系を2系統設ける設計とする。</u></p> <p>第2項について</p> <p><u><math>UO_3</math>の貯蔵容量は、<math>4,000\text{ t} \cdot U</math>（ここでいう<math>t \cdot U</math>は金属ウラン質量換算である。）の<math>UO_3</math>を貯蔵できる容量を有する設計とする。なお、<math>UO_3</math>については、崩壊熱量が少ないため常時冷却の必要はない。</u></p> <p><u>MOXの貯蔵容量は、<math>60\text{ t} \cdot (U + Pu)</math>（ここでいう<math>t \cdot (U + Pu)</math>は金属ウラン及び金属プルトニウム質量換算である。）のMOXを貯蔵できる容量とし、混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱による過度な温度上昇を防ぐため、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の多重化した排風機により崩壊熱を除去する設計とする。</u></p>	<p>（基本設計方針） 第2章 個別項目</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ＜中略＞</p> <p><u>□(7)(i)(i)-①使用済燃料の受入れ施設は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃料取出し装置を用いて1日最大BWR燃料<math>15.2\text{ t} \cdot U_{Pr}/d</math>、PWR燃料<math>12.9\text{ t} \cdot U_{Pr}/d</math>の使用済燃料集合体を受け入れることができ、年間の最大受入れ量は、<math>1,000\text{ t} \cdot U_{Pr}</math>とする設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(i)-①使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プールは、最大再処理能力<math>800\text{ t} \cdot U_{Pr}/y</math>での再処理に対して受け入れた燃料を3年間以上貯蔵することができる設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>（基本設計方針） 第2章 個別項目</p> <p>3. 製品貯蔵施設 ＜中略＞</p> <p><u>□(7)(i)(i)-②製品貯蔵施設は、製品を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>設工認の□(7)(i)(i)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(i)-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり詳細は後段に示す。</p> <p>設工認の□(7)(i)(i)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(i)-②と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり詳細は後段に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(7)(i)(i)-③使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち、燃料貯蔵プール・ピット等については、1系統で必要な崩壊熱除去機能を有する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系（以下「プール水冷却系」という。）を2系統設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(i)-④また、使用済燃料を取り出すまでの間、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下「キャスク」という。）を保管する使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、構造物の健全性を維持できる設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(i)(i)-⑤製品貯蔵施設のうち、ウラン酸化物貯蔵設備は、崩壊熱除去のための常時冷却は不要であり、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、多重化された排風機で強制冷却することにより、必要な崩壊熱除去を行う設計とする。</u></p>	<p>1.9.17 使用済燃料の貯蔵施設等 適合のための設計方針 第1項について 使用済燃料の貯蔵容量は、最大再処理能力800 t・U<sub>Pr</sub>/yでの再処理に対して受け入れた使用済燃料を3年間以上貯蔵できる3,000 t・U<sub>Pr</sub>とし、燃料貯蔵プール・ピット等では、使用済燃料の崩壊熱による過度な温度上昇を防ぐため、1系統で必要な崩壊熱除去機能を有するプール水冷却系を2系統設ける設計とする。</p> <p>また、使用済燃料を取り出すまでの間、キャスクを保管する使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、構造物の健全性を維持できる設計とする。</p> <p>第2項について UO<sub>3</sub>の貯蔵容量は、4,000 t・U（ここでいうt・Uは金属ウラン質量換算である。）のUO<sub>3</sub>を貯蔵できる容量を有する設計とする。なお、UO<sub>3</sub>については、崩壊熱量が少ないため常時冷却の必要はない。</p> <p>MOXの貯蔵容量は、60 t・(U+Pu)（ここでいうt・(U+Pu)は金属ウラン及び金属プルトニウム質量換算である。）のMOXを貯蔵できる容量とし、混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱による過度な温度上昇を防ぐため、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の多重化した排風機により崩壊熱を除去する設計とする。</p>	<p>（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 ＜中略＞ <u>□(7)(i)(i)-③使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）については、プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより、1系統で□(7)(i)(i)-③使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、燃料貯蔵プール・ピット等の構造物の健全性を維持できるプール水冷却系を2系統設ける設計とする。</u> 使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>（基本設計方針） 第2章 個別項目 3. 製品貯蔵施設 ＜中略＞ <u>□(7)(i)(i)-⑤ウラン酸化物貯蔵設備は、崩壊熱除去のための常時冷却は不要であり、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、多重化された排風機で強制冷却することにより、必要な崩壊熱除去を行う設計とする。</u> なお、崩壊熱除去に必要な排風機を設置する系統に関する設計方針については、第2章 個別項目の「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4 換気設備」に示す。 ＜中略＞</p>	<p>設工認の□(7)(i)(i)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(i)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(i)-④は事業変更許可申請書（本文）ハに示す。</p> <p>設工認の□(7)(i)(i)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(i)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(j) 計測制御系統施設 再処理施設には、安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを制御、監視及び記録するために、計測制御系統施設を設ける設計とする。</p> <p>計測制御系統施設は、再処理施設の運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時において、安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを想定される範囲内に制御できるとともに、想定される範囲内で監視できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できる設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (j)-①設計基準事故時に状況を把握し、対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存される設計とする。</p> <p>(k) 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動で開始させる設計とする。</p> <p>計測制御系統施設のロ. (7) (i) (k)-①一部を安全保護回路と共用する場合であって、単一故障が生じた場合においても、当該安全保護回路の安全保護機能が失われない設計とする。</p>	<p>6.1.3.2 設計方針 (1) 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動で開始させる設計とする。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 計測制御系統施設 再処理施設には、安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを制御、監視及び記録するために、計測制御系統施設を設ける設計とする。</p> <p>計測制御系統施設は、再処理施設の運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時において、安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを想定される範囲内に制御できるとともに、想定される範囲内で監視できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できる設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (j)-①また、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存される設計とする。</p> <p>4.2 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動で開始させる設計とする。</p> <p>計測制御系統施設のロ. (7) (i) (k)-①計測制御設備を安全保護回路と共用する場合には、単一故障が生じた場合においても、その安全保護機能を失わないよう、計測制御設備から機能的に分離した設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (j)-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (7) (i) (j)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (k)-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (7) (i) (k)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(1) 制御室等</p> <p><u>□(7)(i)(1)-①再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</u></p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p><u>□(7)(i)(1)-②再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ□(7)(i)(1)-②、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</u></p>		<p>第2章 個別項目 4. 計測制御系統施設 4.3 制御室</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という）の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「5. 火災等による損傷の防止」、「8 遮蔽」、「9.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設」、「10.2 安全避難通路等」に基づくものとする。</p> <p>制御室は以下の機能を有する。</p> <p><u>□(7)(i)(1)-①再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける設計とする。</u>また、制御室は、基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>制御建屋は、地上3階、地下2階の建物とする設計とする。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>a. 再処理施設の外の状況を把握するための設備 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有し、制御室にて遠隔操作できる監視カメラ□(7)(i)(1)-②、風向、風速その他の気象条件を測定する気象観測設備及び公的機関から□(7)(i)(1)-②地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる□(7)(i)(1)-②電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコンを設置し、昼夜にわたり制御室において□(7)(i)(1)-②再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>設工認の□(7)(i)(1)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(1)-①の内容と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(1)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(1)-②の内容を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</u></p> <p><u>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまることができるよう、気体状の放射性物質、火災又は爆発により発生する有毒ガス及び化学物質により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。□(7)(i)(1)-③</u>そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする発生源を特定する。また、有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。</p> <p><u>上記評価を踏まえた対策等により、運転員を防護できる設計とする。</u></p>		<p><u>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</u></p> <p>c. 居住性の確保  <u>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</u></p> <p><u>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまることができるよう、気体状の放射性物質、火災又は爆発により発生する有毒ガス及び化学物質により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p>	<p>変更許可申請書（本文）の□(7)(i)(1)-③は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。</u></p> <p><u>制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</u></p> <p><u>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合においても、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる実施組織要員が制御室にとどまるために必要な重大事故等対処施設を設ける設計とする。</u></p> <p><u>各重大事故が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。</u></p> <p><u>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</u></p> <p><u>制御室は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する設計とする。</u></p> <p><u>なお、制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</u></p> <p><u>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. 再処理施設の一般構造            (7) その他の主要な構造            (m) 廃棄施設</p> <p><u>周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。</u></p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p><u>各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう、放射性物質の性状、濃度等に応じて、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等で洗浄、ろ過等の処理をした後、十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。</u></p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p><u>周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう、廃液の放射性物質の性状、濃度等に応じてろ過、脱塩、蒸発処理を行い、放射性物質の量及び濃度を確認した上で、十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。</u></p>		<p>(基本設計方針)            第1章 共通項目            10. その他            10.1 廃棄施設</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できる設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物の廃棄施設は、各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう、放射性物質の性状、濃度に応じて、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等で洗浄、ろ過等の処理をした後、十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄施設は、周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう、廃液の放射性物質の性状、濃度に応じてろ過、脱塩、蒸発処理を行い、放射性物質の量及び濃度を確認した上で、十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。</u></p>	<p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>放射性廃棄物の廃棄施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。</p> <p>さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備においては、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置する設計とし、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、排気筒以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、フィルタを設置する設計とするとともに、差圧を測定し、適切にフィルタの交換を行う設計とする。また、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守性を考慮した構造とすることにより、取替えが容易な設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(n) 保管廃棄施設 保管廃棄施設の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。</p> <p><u>ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u> <u>また、ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。</u></p>		<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.3 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設のうち、<u>ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</u> <u>また、ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(o) 放射線管理施設</p> <p><u>ロ. (7) (i) (o)-1</u>再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う</p> <p><u>ロ. (7) (i) (o)-2</u>放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p>	<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 設計基準対象の施設</p> <p>8.1.1 概要</p> <p>放射線管理施設は、放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するとともに、周辺環境における線量当量等を監視するためのもので、<u>出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備、環境管理設備、個人管理用設備及びその他の設備で構成する。</u></p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p> <p><u>ロ. (7) (i) (o)-1</u>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための<u>ロ. (7) (i) (o)-2</u>放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (o)-1</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (o)-1</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (o)-2</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (o)-2</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室 <u>ロ. (7) (i) (o)-3</u> 及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする <u>ロ. (7) (i) (o)-4</u>。</p> <p>(p) 監視設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視、測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。） <u>ロ. (7) (i) (p)-1</u> を設ける設計とする。</p>		<p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室 <u>ロ. (7) (i) (o)-3</u> その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする <u>ロ. (7) (i) (o)-4</u> とともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。） <u>ロ. (7) (i) (p)-1</u> として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (o)-3</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (o)-3</u> と同義であり整合している。</p> <p>変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (o)-4</u> は保安規定に定めて管理することを記載しており整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (p)-1</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (p)-1</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、<u>ロ. (7) (i) (p)-2</u> 電源を受電できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に<u>ロ. (7) (i) (p)-3</u> 電源を受電できる設計とする。</p> <p><u>ロ. (7) (i) (p)-4</u> また、モニタリングポスト及びダストモニタから<u>ロ. (7) (i) (p)-5</u> 測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。</p>	<p>8.1.4.3 放射線監視設備</p> <p>(2) 屋外モニタリング設備</p> <p>c. 環境モニタリング設備</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。</u></p> <p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</u></p> <p>1.9.24 監視設備</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(2) 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率等の監視及び測定</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送は、<u>有線及び無線により、多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>6.1 放射線監視設備</p> <p>6.1.2 屋外モニタリング設備</p> <p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、<u>ロ. (7) (i) (p)-2</u> 非常用所内電源系統から受電できる設計とする。</u></p> <p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に<u>ロ. (7) (i) (p)-3</u> 無停電電源装置から受電できる設計とする。</u></p> <p><u>ロ. (7) (i) (p)-4</u> モニタリングポスト及びダストモニタから<u>ロ. (7) (i) (p)-5</u> 中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、<u>有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (p)-2</u> は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (p)-2</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (p)-3</u> は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (p)-3</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (p)-4</u> は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (p)-4</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (7) (i) (p)-5</u> は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ. (7) (i) (p)-5</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>ロ. (7) (i) (p)-6</u> その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、<u>緊急時対策所において指示する。</u></p> <p>8.1.4.3 放射線監視設備  (2) 屋外モニタリング設備  c. 環境モニタリング設備</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、<u>空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。</u></p>	<p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、<u>ロ. (7) (i) (p)-6 放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</u></p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p>	<p>る。</p> <p>設工認の <u>ロ. (7) (i) (p)-6</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ. (7) (i) (p)-6</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を□. (7) (i) (p)-7 □. (7) (i) (p)-8 設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を□. (7) (i) (p)-9 設置及び保管する。</p>	<p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>6. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を□. (7) (i) (p)-7 設ける設計とする。</p> <p>6.2 代替モニタリング設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備□. (7) (i) (p)-8 として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を□. (7) (i) (p)-9 設ける設計とする。</p>	<p>設工認の□. (7) (i) (p)-7 は、事業変更許可申請書（本文）の□. (7) (i) (p)-6 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (7) (i) (p)-8 は、事業変更許可申請書（本文）の□. (7) (i) (p)-8 を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□. (7) (i) (p)-9 は、事業変更許可申請書（本文）の□. (7) (i) (p)-9 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付資料六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源からロ. (7) (i) (p)-10 給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p>	<p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源からロ. (7) (i) (p)-10 電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (p)-10 は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (p)-10 と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(q) 保安電源設備</p> <p><u>再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。</u></p> <p><u>また、再処理施設には、非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□. (q)①再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を感じた場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u></p> <p><u>また、外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。</u></p>	<p>9.2 電気設備 9.2.1 設計基準対象の施設 9.2.1.1 概要</p> <p><u>再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、154 k V送電線2回線で電力系統に連系した設計とする。</u></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設並びに非常用電源建屋に非常用ディーゼル発電機を設けるとともに、安全上重要な施設を有する建屋に非常用蓄電池を設ける設計とする。</p> <p>保安電源設備は、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止できるように、遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において3相のうち1相の電路の開放が発生した場合、系統の電圧低下の警報により使用している受電変圧器が自動で切り替わる設計とする。また、受電変圧器が自動で切り替わらない場合には手動にて受電変圧器の切替えを実施する設計とする。なお、受電変圧器の切替えが実施できない場合には、手動にて1相開放故障が発生した受電変圧器を切り離すことにより、ディーゼル発電機を起動させ、安全機能を有する施設に電力を供給し、再処理施設の非常用所内電源系統を安定状態に移行させる設計とする。</p>	<p>7. その他再処理設備の附属施設 7.1 動力装置及び非常用動力装置 7.1.1 電気設備</p> <p><u>再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。</u></p> <p><u>再処理施設には、非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。</u></p> <p>再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を設ける設計とする。</p> <p><u>□. (q)①再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、送電線、変圧器、母線、発電機に保護継電器を設置し、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流、過電圧を感じた場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置、パワセンタ及びモータコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u></p> <p><u>また、外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□. (q)①は、事業変更許可申請書（本文）の□. (q)①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>ロ. (q)②再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を2つ以上設ける設計とすることにより、再処理施設において受電可能な設計とし、かつ、それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. (q)③再処理施設の非常用電源設備及びその附設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機、非常用蓄電池、燃料貯蔵設備等）及び安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置、ケーブル等））は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため、7日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とする。</u></p>	<p><u>電線路のうち少なくとも2回線は、電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を2つ以上設ける設計とすることにより、当該再処理施設において受電可能な設計とし、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系する設計とする。</u></p> <p><u>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保する設計とする。具体的には、独立した2箇所に非常用電源設備及びその附属設備を設置し、それぞれ必要な容量を有する非常用ディーゼル発電機に接続する設計とするとともに、非常用の直流電源設備を独立した2箇所に設置する設計とする。</u></p> <p><u>非常用所内電源系統は、安全上重要な負荷等への電源として、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通原因により機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保できる設計とする。非常用所内電源系統のみの運転下又は外部電源系統のみの運転下で、単一故障を仮定しても、安全上重要な施設の安全機能を失うことのない設計とする。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機は、7日間の外部電源喪失を仮定しても電力を供給できるよう、7日間以上連続運転できる燃料貯蔵設備を敷地内に設け、非常用ディーゼル発電機の燃料油系により、運転時に連続して燃料を供給できる設計とする。</u></p>	<p>安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定、非常用ディーゼル発電機の停止により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。</p> <p><u>ロ. (q)②再処理施設に接続する再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）のうち少なくとも2回線は、電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を2つ以上設ける設計とすることにより、再処理施設において受電可能な設計とし、かつ、それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. (q)③再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機、非常用蓄電池、燃料貯蔵設備等）及び安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置、非常用パワーセンタ、非常用コントロールセンタ、ケーブル））は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため、7日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画のロ. (q)②は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (q)②と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のロ. (q)③は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (q)③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(r) 緊急時対策所  <u>緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p>そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p>	<p>9.16 緊急時対策所            9.16.1 設計基準対象の施設            9.16.1.1 概要  <u>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</u></p> <p>9.16.1.4 主要設備            (1) 緊急時対策所                &lt;中略&gt;  <u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p>そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p>	<p>(基本設計方針)            第2章 個別項目            7. その他再処理設備の附属施設            7.3 その他の主要な事項            7.3.9 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p> <p><u>緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設置する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は緊急時対策建屋に収納する設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p>	<p>評価に係る条件であることから、添付書類「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に記載している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする発生源を特定する。</p> <p>また、有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。</p> <p><u>上記評価を踏まえた対策等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な</u>□(7)(i)(r)-1<u>措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。</u></p> <p><u>また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>□(7)(i)(r)-2</u>重大事故等が発生した場合において、<u>マスクの着用、□(7)(i)(r)-3</u>交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、<u>緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。</p> <p>9.16.2 重大事故等対処設備</p> <p>9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び、換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。</u></p> <p><u>また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</u></p> <p>9.16.2.2 設計方針</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>緊急時対策所は、<u>緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>上記評価を踏まえた対策等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な</u>□(7)(i)(r)-1<u>遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>□(7)(i)(r)-2</u>冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、<u>多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制</u>□(7)(i)(r)-3<u>及び安定ヨウ素剤の服用による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策</u></p>	<p>評価に係る条件であることから、添付書類「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に記載している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(r)-1は、変更許可本文の□(7)(i)(r)-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(r)-2は、変更許可本文の□(7)(i)(r)-2を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(i)(r)-3は、変更許可本文の□(7)(i)(r)-3を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>建屋の気密性の機能とあいまって、<u>緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(s) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を□. (7) (i) (s)-①設ける設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる□. (7) (i) (s)-②設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる□. (7) (i) (s)-③設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p>	<p>1.9.27 通信連絡設備 適合のための設計方針 第1項について 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>第2項について 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他主要な事項 7.3.10.1 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。</p> <p>7.3.10.1.1 通信連絡設備（事業所内） 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を□. (7) (i) (s)-①設置する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる□. (7) (i) (s)-②所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する設計とする。</p> <p>7.3.10.1.2 通信連絡設備（事業所外） 再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる□. (7) (i) (s)-③所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設置する設計とする。</p>	<p>設工認の□. (7) (i) (s)-①は、事業変更許可申請書(本文)の□. (7) (i) (s)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (7) (i) (s)-②は、事業変更許可申請書(本文)の□. (7) (i) (s)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□. (7) (i) (s)-③は、事業変更許可申請書(本文)の□. (7) (i) (s)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるロ. (7) (i) (s)-④設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (s)-⑤これらの通信連絡設備については、ロ. (7) (i) (s)-⑥非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p>	<p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.9.47 通信連絡を行うために必要な設備（通信連絡を行うために必要な設備）適合のための設計方針 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p>	<p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるロ. (7) (i) (s)-④所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (s)-⑤所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、ロ. (7) (i) (s)-⑥無停電電源に接続することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (s)-④は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (s)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (s)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (s)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (s)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (s)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止，安全避難通路等，制御室，監視測定設備，緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載）</p> <p>□(7)(ii)-①重大事故等対処については放射エネルギー、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を概ね12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年とし、設計する。これにより、使用済燃料の放射エネルギー及び崩壊熱密度が低減する。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、□(7)(ii)-②必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を</p>	<p>(ii) 重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止，安全避難通路等，制御室，監視測定設備，緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載）</p> <p>重大事故等対処については放射エネルギー、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を概ね12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年とし、設計する。これにより、使用済燃料の放射エネルギー及び崩壊熱密度が低減する。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</p> <p>(a) 重大事故等の拡大の防止等 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設の設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な方針 &lt;中略&gt; □(7)(ii)-①b. 冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：4年以上  ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000t・U<sub>Pr</sub>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U<sub>Pr</sub>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。  使用済燃料集合体取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：15年以上 &lt;中略&gt;  9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、□(7)(ii)-④重大事故等対処設備を設けるとともに、□(7)(ii)-②必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。  重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。□(7)(ii)-⑤また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。  重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を</p>	<p>設工認の□(7)(ii)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)-②、④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)-②、④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)-⑤と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>及ぼさない場合には共用できる設計とする。  <u>重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備」という。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</u></p> <p><u>□(7)(ii)-③</u>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第7図に示す。</p> <p>(a) 重大事故等の拡大の防止等  <u>□(7)(ii)-④</u>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、当該重大事故の拡大を防止し、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。</p> <p><u>□(7)(ii)-⑤</u>これらの設備については、当該設備が機能を発揮するために必要な系統を含む。</p>	<p>を及ぼさない場合には共用できる設計とする。  <u>重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備」という。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</u></p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第7図に示す。</p> <p>(a) 重大事故等の拡大の防止等  <u>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、当該重大事故の拡大を防止し、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。</u></p> <p><u>これらの設備については、当該設備が機能を発揮するために必要な系統を含む</u></p>	<p>影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。  <u>重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備」という。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</u></p> <p>なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)については、再処理施設に</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)-③については添付書類で示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所（再処理事業所）外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>9.2.2 多様性、位置的分散、悪影響防止等            (1) 多様性、位置的分散            重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業指定（変更許可）を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備  常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は，「2. 地盤」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「3.1 地震による損傷の防止」，「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また，溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図るか又は溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については，「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とす</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>る。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備            可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、転倒しないことを確認するとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内の事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は，「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>接続口は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX 燃料加工施設及び MOX 燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>む。), 内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し, 他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について, 重大事故等対処設備は, 弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること, 重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること, 他の設備から独立して単独で使用可能なこと, 安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放水砲については, 前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により, 当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については, 回転機器の破損を想定し, 回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については, 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする, 又は, 風荷重を考慮し, 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する MOX 燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, 再処理施設及び MOX 燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>9.2.3 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX 燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ボンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</p> <p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</p> <p>ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>施設における重大事故等の対処に必要なとなる個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>9.2.4 環境条件等            (1) 環境条件            重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。</p> <p>また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のある MOX 燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及び有機溶媒等による火災又は爆発する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は，「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また，事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>さらに，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して，機能を損なわない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のう</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>ち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流動力電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換，清掃及び除灰については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある MOX 燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるように，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるように，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある MOX 燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>9.2.5 操作性及び試験・検査性            (1) 操作性の確保            重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>a. 操作の確実性            重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。            操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。            現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「3.1 地震</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため，障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは，必要数として3台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台，合計7台を保有数とし，分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは，「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。</p> <p>不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは，「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾駈沼取水場所A、尾駈沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローダにより復旧すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。</li> <li>・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。</li> <li>・屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。</li> <li>・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。</li> </ul> <p>(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 事業指定（変更許可）における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備（以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。）は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>崩壊熱等の除去機能，核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は，基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても，起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備（以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。）は，基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，崩壊熱除去，水素掃気，放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備は，基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響を考慮し，地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は，基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても，対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備（以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。）は，各保管場所における基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，崩壊熱除去，水素掃気，放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震を要因として発生する重大</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、「第 1 章 3. 自然現象等」における「3. 1. 1(3)b. (a) 入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動 <math>S_s</math> の加速度を 1.2 倍した地震動により算定した地震力を適用する。</p> <p>(3) 荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制、操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。</p> <p>建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>可搬型設備に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時の状態 当該設備を保管している状態。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 再処理施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>雪，風）。</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物            第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし，その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に，「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。なお，対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系            第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし，その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に，「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時に作用している荷重            通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり，自重及び積載荷重とする。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重            対処する可搬型重大事故等対処設備は，保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。</p> <p>ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力，積雪荷重及び風荷重            対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。屋外に保管する設備については，積雪荷重及び風荷重も考慮する。</p> <p>c. 荷重の組合せ            基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力と他の荷重との組合せは以下によるものとする。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方について、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力と常時作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 許容限界</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 起因に対し発生防止を期待する設備  放射線物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしない設計とする。核的制限値（寸法）を維持する設備の機能の確保に対しては、地震による変形等により臨界に至らない設計とする。落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しない設計とする。</p> <p>上記の各機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(b) 対処する常設重大事故等対処設備  対処する常設重大事故等対処設備の崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は、各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>除去，水素掃気，放出経路の維持，放出抑制等の維持が必要な設備については，その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備          対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は，保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。          取付ボルト等の構造強度は，基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。          上記構造強度の許容限界のほか，崩壊熱除去，水素掃気，放出経路の維持，放出抑制等の維持が必要な設備については，その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物          起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は，基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても，地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の機能が維持できる設計とする。その上で，耐震評価においては，地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の必要な機能が発揮できることを確認するため，機能維持に必要なとなる施設の部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することを確認する。          なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>再処理施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5.火災等による損傷の防止」に示すとおりであり、これを踏まえた、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類八）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
(b) 重大事故等対処設備	1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>9. 設備に対する要求</p> <p>9.2 重大事故等対処設備</p> <p>9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)については、再処理施設において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所（再処理事業所）外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 多様性，位置的分散，悪影響防止等 1) 多様性，位置的分散 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び□(7)(ii)(b)-1「八、ハ、(3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），□(7)(ii)(b)-2積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>(1) 多様性，位置的分散，悪影響防止等 a. 多様性，位置的分散 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び「添付書類八 6. 6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象については，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象については，国内外の文献等から抽出し，さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下），有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダム の崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及</p>	<p>9. 2. 2 多様性，位置的分散，悪影響防止等 (1) 多様性，位置的分散 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び□(7)(ii)(b)-1事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），□(7)(ii)(b)-2竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-1は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-1同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-2は，事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-2を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>共通要因のうち「<u>ロ(7)(ii)(b)-3</u>」[八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定]に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、<u>外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。</u></p> <p>i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、<u>ロ(7)(ii)(b)-4</u>設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p><u>び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</u></p> <p>共通要因のうち<u>周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</u></p> <p>共通要因のうち「添付書類八 6.6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、<u>外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として動的機器の多重故障、多重誤作動、多重誤操作（以下「動的機器の多重故障」という。）、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。</u></p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</u></p>	<p>共通要因のうち「<u>ロ(7)(ii)(b)-3</u>」<u>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。</u></p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、<u>ロ(7)(ii)(b)-4</u>共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p><u>ロ(7)(ii)(b)-5</u>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とすること、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ(7)(ii)(b)-3</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(7)(ii)(b)-3</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(7)(ii)(b)-4</u>は、業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(7)(ii)(b)-4</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(7)(ii)(b)-5</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ(7)(ii)(b)-5</u>を集約し、保安規定に定めて管理することを明確化記載であり、同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 「イ. (1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、<input type="checkbox"/> (6) 耐津波構造」及び「ロ. (4)(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-7 「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-5 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「添付書類四 4.4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。地震、津波及び火災に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。また、溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び配管の全周破断に対する常設重大事故等対処設備の健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢</p>	<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-7 「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-7 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-7 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>ロ(7)(ii)(b)-5ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと</u>関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで、<u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>ロ(7)(ii)(b)-5ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>ロ(7)(ii)(b)-5森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、<u>可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する。</u></p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛</p>	<p>水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u></p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>竜巻、落雷、火山の影響及び航空機落下による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する。</u></u></p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対しては、<u>回転羽の損壊により飛散物を発生</u></p>	<p>破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、<u>回転羽の損壊により飛散物</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-5ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-8設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p>	<p>させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と、同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して常設重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を</p>	<p>を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>9.2.4 環境条件等            (1) 環境条件            b. 可搬型重大事故等対処設備            □(7)(ii)(b)-8事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-8は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-8と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-9 設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	<p>行う。内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。内部発生飛散物に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線、荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。</p>	<p>環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-9 共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-9 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-9 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「□(7)(ii)(b)-10」イ.(1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-11</u> 転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、<u>「□.(5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</u></p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-12</u> 「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-13</u> 「□.(6) 耐津波構造」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「添付書類四 4.4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</u>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</u>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</u>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>「1.8 耐津波設計」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</u>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>「(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</u>地震、津波、火災、溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対する健全性については、<u>「(3) 環境条件等」に記載する。</u>溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。</u></p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-10</u> 「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-11</u> 「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、<u>転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</u></p> <p>また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-12</u> 「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、<u>□(7)(ii)(b)-13</u> 「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、<u>津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の□<u>(7)(ii)(b)-10</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>(7)(ii)(b)-10</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□<u>(7)(ii)(b)-11</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>(7)(ii)(b)-11</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□<u>(7)(ii)(b)-12</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>(7)(ii)(b)-12</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□<u>(7)(ii)(b)-13</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□<u>(7)(ii)(b)-13</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-14</u>「<u>（ハ）可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</u>」に基づく火災防護を行う。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距</p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>□(7)(ii)(b)-14</u>「<u>5. 火災等による損傷の防止</u>」に基づく設計とするとともに、「<u>9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</u>」に基づく火災防護を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□(7)(ii)(b)-14</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(7)(ii)(b)-14</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-15ただし、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対しては、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p> <p>iii) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	<p>離を確保する。可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、「(3)環境条件等」に記載する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して可搬型重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	<p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>9.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備 □(7)(ii)(b)-15事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	<p>□(7)(ii)(b)-15は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-15と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>接続口は、<u>重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する。</u></p> <p>また、<u>重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>□(7)(ii)(b)-16 接続口は、「イ. (1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、地震、津波及び火災に対して、「ロ. (5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (6) 耐津波構造」及び「ロ. (4)(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</u></p> <p>接続口は、□(7)(ii)(b)-17 自然現象及び人為事象に対して、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>接続口は、<u>複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</u></p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、<u>地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故</u></p>	<p>重大事故等における条件に対して接続口は、<u>想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。</u></p> <p>接続口は、「添付書類四 4.4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、<u>地震、津波及び火災に対しては、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。地震、津波及び火災に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</u></u></p> <p>接続口は、<u>自然現象及び人為事象に対して、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。接続口は、<u>複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</u></u></p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して接続口は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。地震に対する健全</p>	<p>接続口は、<u>重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>□(7)(ii)(b)-16 地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</u></p> <p>接続口は、□(7)(ii)(b)-17 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>接続口は、<u>複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。</u></p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、<u>地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故</u></p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-16は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-16と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-17は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-17と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>等時に機能を期待する接続口は、<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-18 「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-19 また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）</p>	<p>健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と、同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、配管の全周破断に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して常設重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>b. 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>等時に機能を期待する接続口は、<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-18 「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>9.2.3 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-19 一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-18 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-18 と同義であり整合している。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-19 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-19 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、<u>ロ(7)(ii)(b)-21</u>風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、<u>高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></u></p> <p><u>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u><u>ロ(7)(ii)(b)-20</u>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、<u>回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></u></p> <p><u>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、<u>ロ(7)(ii)(b)-21</u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ</u> <u>(7)(ii)(b)-20</u>は、事業変更許可申請書（本文）の内部発生飛散物に対する設計を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ</u> <u>(7)(ii)(b)-21</u>は、事業変更許可申請書（本文）の竜巻に対する設計を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 個数及び容量</p> <p>1) 常設重大事故等対処設備  <u>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。</u>  <u>重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u>  <u>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</u>  <u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工</u></p>	<p><u>風（台風）及び竜巻に対する健全性について、</u>  <u>「(3) 環境条件等」に記載する。</u></p> <p>(2) 個数及び容量</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備  <u>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u></p> <p><u>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</u>  <u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事</u></p>	<p><u>る。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>ロ(7)(ii)(b)-22</u>重大事故等対処設備は、<u>共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</u></p> <p>9.2.3 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備  <u>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u>  <u>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</u>  <u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処</u></p>	<p>設工認の<u>ロ</u>  <u>(7)(ii)(b)-22</u>は、事業変更許可申請書（本文）の「(ロ) 個数及び容量」におけるMOXとの供用する設備の悪影響に対する設計を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>2) 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u>  <u>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</u>  <u>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</u>  <u>□(7)(ii)(b)-24可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失</u></p>	<p>故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u>  <u>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解によ</u></p>	<p>設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-23一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</u>  <u>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</u>  <u>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。</u>  <u>□(7)(ii)(b)-24可搬型重大事故等対</u></p>	<p>設工認の□          (7)(ii)(b)-23については事業変更許可申請書（本文）の「(イ)1多様性、位置的分散」で示しており整合している。</p> <p>設工認の□          (7)(ii)(b)-24は、事業変更許可申請書</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>による蒸発乾固，放射線分解により発生する水素による爆発，有機溶媒等による火災又は爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>(ハ) 環境条件等 1) 環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，<u>□(7)(ii)(b)-25</u>同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等とし</p>	<p>り発生する水素による爆発，有機溶媒等による火災又は爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。ただし，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>(3) 環境条件等 a. 環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，同時に発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生す</p>	<p>処設備のうち，臨界事故，冷却機能の喪失による蒸発乾固，放射線分解により発生する水素による爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</p> <p>ただし，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>9.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，<u>□(7)(ii)(b)-25</u>同一建</p>	<p>(本文)の<u>□(7)(ii)-24</u>を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>□(7)(ii)(b)-25</u>は，事業変更許可申請書(本文)の<u>□(7)(ii)-25</u>を詳細に記載して</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-26 積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、<input type="checkbox"/> (7)(ii)-27 電磁的障害を選定する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-28 「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。</p> <p>また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、</p>	<p>る水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。なお、再処理施設において、重大事故等が連鎖して発生することはない。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準 規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム の崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類八 6. 6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部</p>	<p>屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-26 竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-27 敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-28 事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。</p> <p>また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p>	<p>おり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-26 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)-26 を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-27 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-27 を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-28 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-28 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災、溢水及び化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。 〔7〕(ii)(b)-29放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度〔7〕(ii)(b)-30を考慮した設計とする。</p> <p>〔7〕(ii)(b)-31同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p>	<p>発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p>	<p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。 〔7〕(ii)(b)-29常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及び有機溶媒等による火災又は爆発の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、〔7〕(ii)(b)-30環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 〔7〕(ii)(b)-31同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設</p>	<p>設工認の〔7〕(ii)(b)-29は、事業変更許可申請書（本文）の〔7〕(ii)(b)-29と同義であり整合している。</p> <p>設工認の〔7〕(ii)(b)-30は、事業変更許可申請書（本文）の〔7〕(ii)(b)-30を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の〔7〕(ii)(b)-31は、同時又は連鎖して発生する重大事故等の影響を考慮するものは同一建屋内であることを具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(ii)(b)-3 2地震に対して常設重大事故等対処設備は、□(5)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-3 3また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、□(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とする。</p> <p>また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、□(7)(ii)(b)-3 4「□(4)</p>	<p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、□1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、□(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>自然現象及び人事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、□1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計に基づく設計とす</p>	<p>計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-3 2地震に対して常設重大事故等対処設備は、□3.1 地震による損傷の防止に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-3 3また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、□9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とする。</p> <p>さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-3 2は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-3 2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-3 3は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-3 3と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-3 4は、事業変更許可申請書（本文）の□</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-35 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-36 「<input type="checkbox"/> (6) 耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-37 重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重事1 重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故</p>	<p>る。</p> <p>ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して、これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> 1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-34 「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-35 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-36 「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-37 重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重事1 重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故</p>	<p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-34 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-35 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-35 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-36 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-36 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-37 は事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-37 は同義であり整合している。</p> <p>以下同じものは重事1 と示し、省略する。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-37ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</p> <p>落雷に対して□(7)(ii)(b)-38全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、<b>重事1</b>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、<b>重事1</b>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-39ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</p>	<p>自然現象及び人事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</p> <p>自然現象及び人事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できな</p>	<p>等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-37ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>落雷に対して□(7)(ii)(b)-38外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流動力電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-39ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること</p>	<p>設工認の□ □(7)(ii)(b)-37は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-37の考慮事象を明確化し、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり、同義であり整合している。</p> <p>設工認の□ □(7)(ii)(b)-38は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-38と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□ □(7)(ii)(b)-39は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-39と同義であり、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、<b>重事1</b>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、<b>重事1</b>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>い場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、再処理事業所の敷地が海岸から約4 km離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいことから、設計上の考慮は不要とする。</p> <p>化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>とにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により<u>重事1</u>機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより<u>重事1</u>機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶</p>	<p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>ロ(7)(ii)(b)-40</u>ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>ロ(7)(ii)(b)-41</u>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及</p>	<p>設工認の<u>ロ(7)(ii)(b)-40</u>は、内部発生飛散物に対する機能喪失時の対応の記載位置の修正、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ(7)(ii)(b)-41</u>については事業変更許可申請書（本文）の「(イ)1多様性、位置的分散」で示した内容の詳細を示し、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>液、有機溶媒等）により<u>重事1</u>機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</u>  <u>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の<u>□(7)(ii)(b)-4 3</u>環境温度、環境湿度を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</u></p>	<p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</u>  <u>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</u></p>	<p>びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(b)-4 2</u>重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備  <u>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</u>  <u>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の<u>□(7)(ii)(b)-4 3</u>環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</u>  <u>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>□</u>  <u>(7)(ii)(b)-4 2</u>については環境条件を考慮する範囲を明確化した記載であり整合している。</p> <p>設工認の<u>□</u>  <u>(7)(ii)(b)-4 3</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>(7)(ii)-4 3</u>を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>□</u></p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(ii)(b)-4 4地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、□(7)(ii)(b)-4 5「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-4 6また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、□(7)(ii)(b)-4 7「(へ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、<b>重事1</b>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-4 8津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「□(6) 耐津波設計」に基づく設計とする。</p>	<p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。化学薬品漏えいに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。</p>	<p>□(7)(ii)(b)-4 4地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、□(7)(ii)(b)-4 5「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-4 6さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては□(7)(ii)(b)-4 7「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、<b>重事1</b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-4 8津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とす</p>	<p>□(7)(ii)(b)-4 4は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-4 4と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-4 5は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-4 5と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-4 6は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-4 6と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-4 7は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-4 7と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-4 8は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-4 8を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、<u>重事1</u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(b)-49</u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、<u>重事1</u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</p>	<p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を整備する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</p>	<p>る。</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(b)-49</u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(b)-50</u>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計と</p>	<p>設工認の<u>□(7)(ii)(b)-49</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(7)(ii)-49</u>を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>□(7)(ii)(b)-50</u>については事業変更許可申請書（本文）の「(イ)1多様性、位置的分散」で示しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(ii)(b)-5 1 生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、<u>重事1</u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、<u>重事1</u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>重事1</u>機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等</u>時においても電磁波により<u>重事1</u>機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-5 2 設計基準より厳し</p>	<p>生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等</u>時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の</p>	<p>する。</p> <p>□(7)(ii)(b)-5 1 生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等</u>時においても電磁波により<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより<u>重大事故等</u>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-5 1は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)-5 1を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>い条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により<u>重事1</u>機能を損なわない場所に保管する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないよう</p>	<p>外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内へ配備する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない場所に保管する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くな</p>	<p>ロ(7)(ii)(b)-5 2 事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により<u>重事1</u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設</p>	<p>設工認のロ(7)(ii)(b)-5 2は、事業変更許可申請書（本文）の(7)(ii)-5 2を詳細に記載しており、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>に、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(二) 操作性及び試験・検査性 1) 操作性の確保</p> <p>i) 操作の確実性 <u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</u> <u>□(7)(ii)(b)-53</u>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト（以下「可搬型照明」という。）等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留め</p>	<p><u>るおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u></p> <p>(4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保</p> <p>(a) 操作の確実性 <u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</u> <u>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</u>  <u>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウト</u></p>	<p><u>置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u></p> <p>9.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>a. 操作の確実性 <u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</u> <u>□(7)(ii)(b)-53</u>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設</p>	<p>設工認の□ <u>(7)(ii)(b)-53</u>は、事業変更許可申請書（本文）の□ <u>(7)(ii)(b)-53</u>と同義であり、かつ、保安規定に定めて管理することを明確化した記載であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>による固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>ii) 系統の切替性  <u>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</u></p> <p>iii) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性  <u>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</u>  <u>また、同一ポンプを接続する口</u></p>	<p>リガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(b) 系統の切替性  <u>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</u></p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性  <u>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</u>  <u>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応</u></p>	<p>置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性  <u>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</u></p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性  <u>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</u></p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(7)(ii)(b)-5 4配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p> <p>iv) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保            想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして□            (7)(ii)(b)-5 5以下の設計により確保する。..</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故</p>	<p>じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p> <p>(d) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保            想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。..</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。..</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度</p>	<p>また、同一ポンプを接続する□            (7)(ii)(b)-5 4ホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保            想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして□            (7)(ii)(b)-5 5確保できるよう、以下の設計とする。..</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。..</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火</p>	<p>設工認の□            (7)(ii)(b)-5 4は、事業変更許可申請書（本文）の□            (7)(ii)(b)-5 4と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□            (7)(ii)(b)-5 5は、事業変更許可申請書（本文）の□            (7)(ii)(b)-5 5と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-56 「<input type="checkbox"/> (5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-57 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時</p>	<p>や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退</p>	<p>災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-56 「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-57 ・尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-56 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-56 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-57 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-57 と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。</p> <p>□(7)(ii)(b)-58 屋外のアクセスルートは、「□(5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。</p> <p>□(7)(ii)(b)-59 また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードにより復旧する。</p> <p>□(7)(ii)(b)-60 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-61 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>□(7)(ii)(b)-62 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。</p>	<p>避する手順を整備する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードにより復旧する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類八 5.1.1 (2) アクセスルートの確保」に示す。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。</p>	<p>津波警報の解除後に対応を開始すること。また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。</p> <p>□(7)(ii)(b)-58 屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-59 不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。</p> <p>・屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールロードにより復旧すること。</p> <p>□(7)(ii)(b)-60 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。</p> <p>□(7)(ii)(b)-61 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</p> <p>□(7)(ii)(b)-62 ・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-58は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-58と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-59は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-59と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-60は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-60と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-61は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-61と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-62は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-62と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内のアクセスルートは、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 3 「<u>ロ、(5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 4 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>2) 試験・検査性</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 5 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 6 試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検</p>	<p>屋内のアクセスルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>b. 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能</p>	<p>屋内のアクセスルートは、<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 3 「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 4 ・屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。</p> <p>・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 5 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p><input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 6 試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検</p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 3 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 3 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 4 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 4 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 5 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 5 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-6 6 は、</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-67 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>□(7)(ii)(b)-68 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>□(7)(ii)(b)-69 i) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。</p>	<p>な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>(a) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。</p>	<p>査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-67 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>□(7)(ii)(b)-68 基準地震動 <math>S_s</math> を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動 <math>S_s</math> の1.2倍の地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>□(7)(ii)(b)-69 a. 事業指定(変更許可)における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 <math>S_s</math> の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-66と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-67は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-67を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-68は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-68と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(b)-69は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-69を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□(7)(ii)(b)-70 ii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>(b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>止を期待する設備」という。)は、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、崩壊熱量の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(b)-70 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。)は、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-70は、事業変更許可申請書(本文)の□(7)(ii)(b)-70を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。</p> <p>(a) 動的地震力 地震を要因とする重大事故等に対する施設は、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を1.2倍した地震力を適用する。</p> <p>c. 荷重の組合せと許容限界 荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p>	<p>設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、「第1章 3.自然現象等」における「3.1.1(3)b. (a)入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動 <math>S_s</math> の加速度を1.2倍した地震動により算定した地震力を適用する。</p> <p>(3) 荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制、操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。</p> <p>建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(a) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>i. 建物・構築物</p> <p>1) 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。</p> <p>2) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>3) 設計用自然条件 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>1) 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。</p> <p>2) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>3) 設計基準事故時の状態</p>	<p>機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等については、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>可搬型設備に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備 イ. 通常時の状態 当該設備を保管している状態。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>4) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(b) 荷重の種類 i. 建物・構築物 1) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 2) 運転時の状態で施設に作用する荷重 3) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 4) 積雪荷重及び風荷重 ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ii. 機器・配管系 1) 運転時の状態で施設に作用する荷重 2) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 3) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 4) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p>	<p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 再処理施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風）。</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備 イ. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(c) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>i. 建物・構築物</p> <p>1) 選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>3) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間について</p>	<p>対処する可搬型重大事故等対処設備は、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。</p> <p>ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力、積雪荷重及び風荷重 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。屋外に保管する設備については、積雪荷重及び風荷重も考慮する。</p> <p>c. 荷重の組合せ 基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と他の荷重との組合せは以下によるものとする。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>は対策の成立性も考慮した上で設定する。            なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>1) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>3) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。            なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>iii. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>1) ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>2) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重及び</p>	<p>性も考慮した上で設定し、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S<sub>s</sub>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方について、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>その他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>3) 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>4) 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>5) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重との組み合わせについては、「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。</p> <p>(d) 許容限界 地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>i. 選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと。 核的制限値（寸法）を維持する設備の機能の確保に対しては、地震による変形等により臨界に至らないこと。 落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと。 ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないこと。 上記の各機能について、基準地震動の 1.2</p>	<p>に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力と常時作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 許容限界 基準地震動 S s を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 起因に対し発生防止を期待する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしない設計とする。核的制限値（寸法）を維持する設備の機能の確保に対しては、地震による変形等により臨界に至らない設計とする。落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しない設計とする。 上記の各機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 S s の</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>倍の地震力に対して、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。</p> <p>地震に対して各設備が保持する安全機能を第1.7.18-3表に示す。</p> <p>ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備</p> <p>地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、</p> <p>「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は、設備のき裂や破損等により水及び空気の供給や放出経路の維持等、重大事故等の対処に必要な機能が維持できること。</p> <p>対象設備は、第1.7.18-1表に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る常設重大事故等対処設備に示す。</p> <p>iii. i 及び ii に示す設備を設置する建物・構築物</p> <p>i 及び ii に示す設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対する建物・構築物全体としての変形能力について、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。</p> <p>d. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。</p> <p>対象設備は、第1.7.18-1表に示す重大事故等</p>	<p>1.2倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(b) 対処する常設重大事故等対処設備</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備の崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動S<sub>s</sub>の1.2倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は、各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。</p> <p>取付ボルト等の構造強度は、基準地震動S<sub>s</sub>の1.2倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針  <u>ロ(7)(ii)(b)-7 1</u>可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。  <u>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備</u></p>	<p>の要因事象のうち、外的事象に係る可搬型重大事故等対処設備に示す。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針  <u>可搬型重大事故等対処設備は、事業指定基準規則の第33条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。</u>  <u>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</u></p>	<p>制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。          上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物          起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の機能が維持できる設計とする。その上で、耐震評価においては、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の必要な機能が発揮できることを確認するため、機能維持に必要なとなる施設の部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することを確認する。          なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針  <u>ロ(7)(ii)(b)-7 1</u>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。  <u>再処理施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5.火災等による損傷の防止」に示すとおりであ</u></p>	<p>設工認の <u>ロ(7)(ii)(b)-7 1</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>ロ(7)(ii)(b)-7 1</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</u></p> <p>1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止  <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-72 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。            重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p> <p>2) 不燃性又は難燃性材料の使用            可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止            敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。            風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処する</p>	<p>a. 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止  <u>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</u>  <u>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</u></p> <p>b. 不燃性又は難燃性材料の使用  <u>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止  <u>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</u>  <u>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な</u></p>	<p><u>り、これを踏まえた、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。</u></p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止  <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-72 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用  <u>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止  <u>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</u>  <u>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するた</u></p>	<p>設工認の<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-72 は、事業変更許可申請書（本文）の<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> (7)(ii)(b)-72 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>ために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</u></p> <p><u>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(b)-73したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>4) 早期の火災感知及び消火</p> <p><u>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</u></p> <p><u>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</u></p> <p><u>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備の保管場所の</u></p>	<p><u>機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</u></p> <p><u>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</u></p> <p><u>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>d. 早期の火災感知及び消火</p> <p><u>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</u></p> <p><u>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</u></p> <p><u>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、</u></p>	<p><u>めに必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</u></p> <p><u>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(b)-73したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p><u>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</u></p> <p><u>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</u></p> <p><u>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備の保管場所の</u></p>	<p>設工認の□(7)(ii)(b)-73は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(b)-73を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>うち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(b)-74 屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</u></p> <p>5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p><u>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</u></p> <p>e. 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p><u>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</u></p>	<p><u>うち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(b)-74 消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。</u></p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p><u>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</u></p>	<p>設工認の□  (7)(ii)(b)-74は、  事業変更許可申請書  （本文）の□  (7)(ii)(b)-74と同  義であり整合してい  る。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p><u>セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (ii) (c)-1 臨界事故の発生を仮定する機器には、重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設のうち、臨界事故の発生を仮定する機器には、未臨界に移行し、及び未臨界を維持するとともに、臨界事故が発生した機器に接続する配管の流路を遮断し、換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備をp. (7) (ii) (c)-2 設置及び保管する...</u></p> <p><u>臨界事故の拡大を防止するための設備は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、廃ガス貯留設備及び臨界事故時水素掃気系で構成する。</u></p>	<p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.34 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>適合のための設計方針</p> <p><u>セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第一号について</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p><u>臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事</u></p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>1. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>1.2 臨界事故の拡大防止に関する設計</p> <p><u>セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (c)-1 「臨界事故」の発生を仮定する機器には、重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設のうち、「臨界事故」の発生を仮定する機器には、未臨界に移行し、及び未臨界を維持するとともに、臨界事故が発生した機器に接続する配管の流路を遮断し、換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする...</u></p> <p><u>臨界事故の拡大を防止するための設備は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、廃ガス貯留設備及び臨界事故時水素掃気系で構成する。</u></p> <p><u>「臨界事故」の発生を仮定する機器において、臨</u></p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号ロ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している</p> <p>設工認の p. (7) (ii) (c)-1 は、事業変更許可申請書（本文）の p. (7) (ii) (c)-1 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の p. (7) (ii) (c)-2 は、事業変更許可申請書（本文）の p. (7) (ii) (c)-2 と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>故が発生した場合、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子級取材を供給し、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として代替可溶性中性子吸収材緊急供給系及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系を設ける設計とする。</p> <p>□. (7) (ii) (c)-2 また、緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備として、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路を設ける設計とする。</p> <p>第二号について</p> <p>＜中略＞</p> <p>□. (7) (ii) (c)-4 臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備として廃ガス貯留設備を設ける設計とする。</p> <p>第三号について</p> <p>＜中略＞</p> <p>□. (7) (ii) (c)-5 臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備として廃ガス貯留設備を設ける設計とする。廃ガス貯留設備は第二号に掲げる設備と兼用する。</p> <p>また、臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え、可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器等に供給し、水素掃気を実施することにより、機器の気相部における水素濃度をドライ換算 8 v o 1 %未満に維持し、ドライ換算 4 v o 1 %未満に移行するために必要な重大事故等対処設備として臨界事故時水素</p>	<p>界事故が発生した場合、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として代替可溶性中性子吸収材緊急供給系及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系を設ける設計とする。</p> <p>□. (7) (ii) (c)-2 緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備として、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路を設ける設計とする。</p> <p>□. (7) (ii) (c)-4 「臨界事故」の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備として廃ガス貯留設備を設ける設計とする。</p> <p>「臨界事故」の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え、可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器等に供給し、水素掃気を実施することにより、機器の気相部における水素濃度をドライ換算 8 v o 1 %未満に維持し、ドライ換算 4 v o 1 %未満に移行するために必要な重大事故等対処設備として</p>	<p>設工認の □. (7) (ii) (c)-3 は、事業変更許可申請書（本文）の □. (7) (ii) (c)-3 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の □. (7) (ii) (c)-4 は、事業変更許可申請書（添付書類 六）の □. (7) (ii) (c)-4、□. (7) (ii) (c)-5 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p><u>掃気系を設ける設計とする。</u></p>	<p><u>臨界事故時水素掃気系を設ける設計とする。</u></p> <p>なお、臨界事故の拡大を防止するために使用する代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の設計については、第2章 個別項目の「2.2.1 溶解設備」の「2.2.1.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の設計については、第2章 個別項目の「2.2.1 溶解設備」の「2.2.1.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」及び「2.4.3 精製建屋一時貯留処理設備」の「2.4.3.1 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の設計については、第2章 個別項目の「4.2 安全保護回路」の「4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路」に、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の設計については、第2章 個別項目の「4.2 安全保護回路」の「4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に、廃ガス貯留設備の設計については、第2章 個別項目の「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」の「5.1.7 廃ガス貯留設備」に、臨界事故時水素掃気系の設計については、第2章 個別項目の「7.1.2 圧縮空気設備」の「7.1.2.4 臨界事故時水素掃気系」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設のうち、冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、蒸発乾固の発生を未然に防止するとともに、蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を防止し、蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する <input type="checkbox"/> (7) (ii) (d) - 1。</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備は、代替安全冷却水系及び代替換気設備で構成する。</p>	<p>1. 9. 35 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 (冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)</p> <p>第三十五条 セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>適合のための設計方針 セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第二条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>第一号について 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p>その他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）の内部ループに流通することで「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に内包する溶液を冷却するための水供給に必要な重大事故等対処設備として、代替安全冷却水系を設ける設計とする。</p> <p>第二号について 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p>その他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）の内部ループに流通することで「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に内包する溶液を冷却するための水供給に必要な重大事故等対処設備</p>	<p>4. 閉じ込め機能 4.3 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設のうち、冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、蒸発乾固の発生を未然に防止するとともに、蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を防止し、蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を <input type="checkbox"/> (7) (ii) (d) - 1 設ける設計とする。</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備は、代替安全冷却水系及び代替換気設備で構成する。</p> <p>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却機能が喪失した場合にその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）の内部ループに流通することで「冷却機能の喪失による蒸発乾</p>	<p>設工認の <input type="checkbox"/> (7) (ii) (d) - 1 は、事業変更許可申請書（本文）の <input type="checkbox"/> (7) (ii) (d) - 1 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p><u>備として、代替安全冷却水系を設ける設計とする。</u></p> <p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に内包する溶液が沸騰に至った場合に「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に注水すること及びその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで蒸発乾固の進行を防止するための水供給に必要な重大事故等対処設備として、代替安全冷却水系を設ける設計とする。</u></p> <p><u>第三号について</u> 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に内包する溶液の沸騰により気相中に移行する放射性物質を、これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで、</u> <u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器からの蒸気を凝縮し、排気をセルに導出するために必要な重大事故等対処設備として代替安全冷却水系及び代替換気設備のセル導出設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>第四号について</u> 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p>	<p><u>固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却するための水供給に必要な重大事故等対処設備として、代替安全冷却水系を設ける設計とする。</u></p> <p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至った場合に「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に注水すること及びその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで蒸発乾固の進行を防止するための水供給に必要な重大事故等対処設備として、代替安全冷却水系を設ける設計とする。</u></p> <p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至った場合に「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器に内包する溶液の沸騰により気相中に移行する放射性物質を、これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで、</u> <u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器からの蒸気を凝縮し、排気をセルに導出するために必要な重大事故等対処設備として代替安全冷却水系及びセルへの導出経路を構築するための代替換気設備を設ける設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する対象機器からセルに導出された放射性エアロゾルを除去し、主排気筒を介して大気中に管理しながら放出するために必要な重大事故等対処設備として代替換気設備の代替セル排気系を設ける設計とする。</u></p>	<p><u>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至った場合に「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器からセルに導出された放射性エアロゾルを除去し、主排気筒を介して大気中に管理しながら放出するために必要な重大事故等対処設備として導出先セルから主排気筒までの放出経路を構築するための代替換気設備を設ける設計とする。</u></p> <p>上記の代替冷却水系及び代替換気設備は、第1章 共通項目の「5.5 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」に示す状態と重畳した場合においても必要な機能を発揮する設計とする。</p> <p>なお、冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生又は拡大を防止するために使用する代替安全冷却水系の設計については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、代替換気設備の設計については、第2章 個別項目の「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」の「5.1.6 代替換気設備」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) <u>放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</u></p> <p><u>セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設のうち、重大事故のp. (7) (e)-1 水素爆発の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備をp. (7) (e)-2 設置及び保管する。</u></p>	<p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.36 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>適合のための設計方針</p> <p><u>セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設において、水素爆発について評価する機器は、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第一号について</p> <p><u>水素爆発の発生を未然に防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</u></p> <p><u>安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、水素爆発の発生を仮定する対象機器に圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第二号について</p> <p><u>水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</u></p> <p><u>安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、水素爆発の発生を仮定する対象機器に圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な重大事故等対処設備として、代替安全圧縮空気系の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第三号について</p> <p><u>水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管す</u></p>	<p>5.5 <u>放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</u></p> <p><u>セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設のうち、重大事故のp. (7) (e)-1 「放射線分解により発生する水素による爆発（以下、5.5 では「水素爆発」という。）の発生を仮定する機器には、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、水素爆発の発生を未然に防止するとともに、水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持し、水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備をp. (7) (e)-2 設ける設計とする。</u></p>	<p>設工認のp. (7) (e)-1 は、事業変更許可申請書（本文）のp. (7) (e)-1 と同義であり整合している。</p> <p>設工認のp. (7) (e)-2 は、事業変更許可申請書（本文）のp. (7) (e)-2 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>水素爆発に対処するための設備は、代替安全圧縮空気系及び代替換気設備で構成する。</p>	<p>る設計とする。</p> <p>水素爆発の発生により気相中に移行する放射性物質を、これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで、水素爆発の発生を仮定する対象機器からの排気をセルに導出するために必要な重大事故等対処設備として、代替換気設備のセル導出設備を設ける設計とする。</p> <p>第四号について</p> <p>水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p>水素爆発の発生を仮定する対象機器からセルに導出された放射性エアロゾルを除去し、主排気筒を介して大気中に管理しながら放出するために必要な重大事故等対処設備として、代替換気設備の代替セル排気系を設ける設計とする。</p>	<p>水素爆発に対処するための設備は、代替安全圧縮空気系及び代替換気設備で構成する。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p><u>セル内においてTBP, nドデカン等（以下「有機溶媒等」という。）が火災又は爆発に至ることを防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (ii) (f)-1「有機溶媒等による火災又は爆発の発生を仮定する機器には、重大事故等の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において有機溶媒等が火災又は爆発に至ること防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (ii) (f)-2「有機溶媒等による火災又は爆発の発生を仮定する機器は、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止し、その状態を維持するとともに、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した機器に接続する配管の流路を遮断し、換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p><u>有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備は、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備、重大事故時供給停止回路及び廃ガス貯留設備で構成する。</u></p>	<p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.37 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設において、有機溶媒等による火災又は爆発について評価する機器は、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.6 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p><u>セル内においてTBP, nドデカン等（以下「有機溶媒等」という。）が火災又は爆発に至ることを防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (ii) (f)-1「有機溶媒等による火災又は爆発」の発生を仮定する機器には、重大事故等の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>セル内において有機溶媒等が火災又は爆発に至ること防止するための機能を有する施設のうち、p. (7) (ii) (f)-2「有機溶媒等による火災又は爆発」の発生を仮定する機器は、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止し、その状態を維持するとともに、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した機器に接続する配管の流路を遮断し、換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにし、放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備は、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止系、重大事故時供給停止回路及び廃ガス貯留設備で構成する。</u></p>	<p>設工認のp. (7) (ii) (f)-1は、事業変更許可申請書（本文）のp. (7) (ii) (f)-1と同義であり整合している。</p> <p>設工認のp. (7) (ii) (f)-2は、事業変更許可申請書（本文）のp. (7) (ii) (f)-2と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>第一号について 有機溶媒等による火災又は爆発は、リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応に相当するTBP等の錯体の急激な分解反応を対象とするため、第一号に該当する設備はない。</p> <p>第二号について  &lt;中略&gt;</p> <p><u>プルトニウム濃縮缶においてTBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、重大事故時供給停止回路によりTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するとともにプルトニウム濃縮缶の加熱を停止する設計とする。重大事故時供給停止回路によりTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合は、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を自動及び手動で停止する設計とする。</u> <u>p. (7) (ii) (f)-3</u>また、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備により、プルトニウム濃縮缶の加熱を停止する設計とする。</p> <p>第三号について  &lt;中略&gt;</p> <p><u>TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備として廃ガス貯留設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第四号について  &lt;中略&gt;</p> <p><u>p. (7) (ii) (f)-4</u>プルトニウム濃縮缶において、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p>	<p><u>プルトニウム濃縮缶においてTBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、重大事故時供給停止回路によりTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するとともにプルトニウム濃縮缶の加熱を停止する設計とする。</u> <u>重大事故時供給停止回路によりTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合は、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を自動及び手動で停止する設計とする。</u> <u>p. (7) (ii) (f)-3</u>重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止系により、プルトニウム濃縮缶の加熱を停止する設計とする。</p> <p><u>p. (7) (ii) (f)-4</u>TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備として廃ガス貯留設備を設ける設計とする。</p>	<p>設工認の <u>p. (7) (ii) (f)-3</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>p. (7) (ii) (f)-3</u> と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の第三号と第四号は同じ設備を表しており、第三号と第四号をまとめた設工認の <u>p. (7) (ii) (f)-4</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>p. (7) (ii) (f)-4</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>なお、有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止系の設計については、第2章 個別項目の「2.4.2 プルトニウム精製設備」の「2.4.2.1 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止系」に、重大事故時供給停止回路の設計については、第2章 個別項目の「4.2 安全保護回路」の「4.2.4 重大事故時供給停止回路」に、廃ガス貯留設備の設計については、第2章 個別項目の「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」の「5.1.7 廃ガス貯留設備」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(g) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p><u>□(7)(ii)(g)-①使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(g)-②使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は</u></p>	<p>1.9.38 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 &lt;中略&gt;</p> <p>第1項について <u>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設け及び保管する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第2項について <u>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を</u></p>	<p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>1.2 使用済燃料の貯蔵施設</p> <p>1.2.1 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>1.2.1.6 代替注水設備</p> <p><u>□(7)(ii)(g)-①プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料取出し設備の燃料仮置きピット、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送し設備の燃料送しピット（以下「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備として代替注水設備を設ける設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.8 漏えい抑制設備 <u>□(7)(ii)(g)-①燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備として漏えい抑制設備を設ける設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.9 臨界防止設備 <u>□(7)(ii)(g)-①燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として臨界防止設備を設ける設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.7 スプレイ設備 <u>□(7)(ii)(g)-②燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又</u></p>	<p>設工認の□(7)(ii)(g)-①は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-①は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-①は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-②は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-②と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(g)-③使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール等」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。</p>	<p>は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備としてスプレイ設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.9 臨界防止設備 &lt;中略&gt; □(7)(ii)(g)-②また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として臨界防止設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.6 代替注水設備 □(7)(ii)(g)-③プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料取出し設備の燃料仮置きピット、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出し設備の燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備として代替注水設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.8 漏えい抑制設備 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、□(7)(ii)(g)-③燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備として漏えい抑制設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.9 臨界防止設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止</p>	<p>設工認の□(7)(ii)(g)-②は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-③は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-③は事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(g)-③を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(g)-</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備(7)(ii)(g)-④を設置及び保管する。</p> <p>(7)(ii)(g)-⑤燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備は、代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備で構成する。</p>		<p>するために必要な重大事故等対処設備(7)(ii)(g)-③として臨界防止設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.7 スプレイ設備 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備(7)(ii)(g)-④としてスプレイ設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.9 臨界防止設備 &lt;中略&gt; また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備(7)(ii)(g)-④として臨界防止設備を設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1 使用済燃料貯蔵設備 (7)(ii)(g)-⑤使用済燃料貯蔵設備は、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、プール水浄化・冷却設備、補給水設備、代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備で構成する。</p>	<p>③は事業変更許可申請書（本文）の(7)(ii)(g)-③を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の(7)(ii)(g)-④は事業変更許可申請書（本文）の(7)(ii)(g)-④を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の(7)(ii)(g)-④は事業変更許可申請書（本文）の(7)(ii)(g)-④を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の(7)(ii)(g)-⑤は事業変更許可申請書（本文）の(7)(ii)(g)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(h) 放射性物質の漏えいに対処するための設備</p> <p><u>ロ(7)(ii)(h)-1「八、ハ、(3)(i)(a)(v)6 放射性物質の漏えい」に示すとおり、液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は不要である。</u></p>	<p>1.9.39 放射性物質の漏えいに対処するための設備（放射性物質の漏えいに対処するための設備）</p> <p>適合のための設計方針 放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備に対する設計方針は不要である。</p>	<p>第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.4 放射性物質の漏えいに対処するための設備 <u>ロ(7)(ii)(h)-1液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は不要である。</u></p>	<p>設工認のロ(7)(ii)(h)-1は、事業変更許可申請書（本文）のロ(7)(ii)(h)-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p><u>ロ. (7)(ii)(i)-①再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において，工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p><u>工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備は，放水設備，注水設備及び抑制設備で構成する。</u></p>		<p>(基本設計方針)</p> <p>7.3.7 放出抑制設備</p> <p>放出抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p><u>ロ. (7)(ii)(i)-①再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において，工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備，注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。</u></p>	<p>設工認のロ. (7)(ii)(i)-①は，事業変更許可申請書（本文）のロ. (7)(ii)(i)-①と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(j) 重大事故等への対処に必要な水の供給設備</p> <p><u>重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備</u>ロ. (7)(ii)(j)-①を<u>設置及び保管する。</u></p> <p><u>重大事故等への対処に必要な水の供給設備は、水供給設備で構成する。</u></p>	<p>9.4.2.1 水供給設備</p> <p>9.4.2.1.1 概要</p> <p><u>水供給設備は、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>7.3.8 水供給設備</p> <p>水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、<u>重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備</u>ロ. (7)(ii)(j)-①として、<u>水供給設備を設ける設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>設工認のロ. (7)(ii)(j)-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (7)(ii)(j)-①と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(k) 電源設備</p> <p><u>□(7)(ii)(k)-①設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-②重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は、「代替電源設備」及び「代替所内電気設備」で構成する設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-③また、必要な電力を供給するために「補機駆動用燃料補給設備」を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-④代替電源設備は、非常用所内電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とし、必要な期間にわたり重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑤代替所内電気設備は、設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑥また、代替所内電気設備及び設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</u></p>	<p>1.9.42 電源設備 <u>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置及び保管する設計とする。</u></p> <p>9.2 電気設備 <u>代替電源設備及び代替所内電気設備は、重大事故等の対処に必要な電力を確保できる設計とする。</u></p> <p>9.14 補機駆動用燃料補給設備 <u>重大事故等時の対処に用いる可搬型発電機へ燃料を補給するために使用する補機駆動用燃料補給設備として、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを配備する。</u></p> <p>1.9.42 電源設備 <u>代替電源設備は、非常用電源建屋から離れた場所に保管することで、非常用電源建屋内の非常用ディーゼル発電機に対して、独立性を有し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とし、重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。</u></p> <p>1.9.42 電源設備 <u>代替所内電気設備は、設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>1.9.42 電源設備 <u>また、代替所内電気設備及び設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</u></p>	<p>7.1.1 電気設備</p> <p><u>□(7)(ii)(k)-①設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-②重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は、代替電源設備及び代替所内電気設備で構成し、電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-③重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備として、補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-④代替電源設備は、非常用ディーゼル発電機に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とし、必要な期間にわたり重大事故等への対処に必要な十分な容量を確保する設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑤代替所内電気設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑥重大事故対処用母線は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</u> <u>所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。</u> <u>所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供</u></p>	<p>設工認の□(7)(ii)(k)-①は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-①を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(k)-②は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(k)-③は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(k)-④は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(k)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-⑤と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□(7)(ii)(k)-⑥は、事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-⑥と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(7)(ii)(k)-⑦</u>重大事故等発生前（平常運転時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処に用いる設備に電力を供給する電気設備については、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け、電力を確保する設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑧</u>補機駆動用燃料補給設備は、非常用所内電源設備の燃料貯蔵設備から離れた屋外に分散して保管することで、</p>	<p>9.2 電気設備</p> <p>全交流動力電源喪失を要因とせず外部電源が健全な環境条件において、動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>1.9.42 電源設備</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯</p>	<p>給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。</p> <p>直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。</p> <p>計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は、2系統を設け、電氣的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで、独立性を有する設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑦</u>重大事故等発生前（通常時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、重大事故時供給停止回路、計測制御装置、制御室換気設備、廃ガス貯留設備、放射線監視設備、試料分析関係設備、環境管理設備、臨界事故時水素掃気系及び通信連絡設備を使用するため、設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備、受電変圧器、6.9kV非常用主母線、6.9kV運転予備用主母線、6.9kV常用主母線、6.9kV非常用母線、6.9kV運転予備用母線、6.9kV常用母線、460V非常用母線、460V運転予備用母線、非常用直流電源設備、直流電源設備、非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け、必要な電力を確保できる設計とする。</p> <p><u>□(7)(ii)(k)-⑧</u>補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の</p>	<p>設工認の<u>□(7)(ii)(k)-⑦</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>□(7)(ii)(k)-⑦</u>を具体的に示しており整合している。</p> <p>設工認の<u>□(7)(ii)(k)-⑧</u>は、事業変更許可申</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、想定する重大事故等への対処に必要なとなる十分な容量を確保する設計とする。</p> <p>□(7)(ii)(k)-⑨重大事故等の発生から、可搬型の計測設備に可搬型発電機を接続し、給電開始できるまでの間は、電源を必要としない計測機器での計測又は電源を必要とする計測機器については、乾電池及び充電池を用いて電力を供給し計測することが可能であることから、事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計とする。</p>	<p>蔵タンクから離れた屋外に分散して保管することで、独立性を有し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とし、想定する重大事故等への対処に必要なとなる十分な容量を確保する設計とする。</p> <p>1.9.42 電源設備 重大事故等が発生し、計測機器の直流電源の喪失、その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においては、可搬型の計測設備により重大事故等の対処に有効なパラメータを計測できる設計としている。可搬型の計測設備を可搬型発電機に接続し給電開始できるまでの間は、電源を必要としない計測機器又は乾電池、充電池を用いた計測設備で重大事故等に対処するために有効なパラメータを計測できる設計とすることから、事業所内恒設蓄電式直流電源設備は設けない設計とする。なお、充電池を用いる計測機器について、充電が枯渇した場合には計測機器に付属する充電器により充電を行うことから、整流器等の充電設備は不要とする設計とする。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部保管エリアの地下に設置することにより、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。軽油貯槽は、想定する重大事故等への対処に必要なとなる十分な容量を確保する設計とする。補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、共通要因によって第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>請書（本文）の□(7)(ii)(k)-⑧を具体的に示しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の□(7)(ii)(k)-⑨は、事業所内恒設蓄電式直流電源設備を設けない設計とする方針のため、設工認に記載しない。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(1) 計装設備</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-①計装設備は、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測できる設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-②計装設備は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-③計装設備は、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握ロ. (7) (i) (1)-④できる設計とする。ロ. (7) (i) (1)-⑤また、当該設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p>	<p>6.2 重大事故等対処設備</p> <p>6.2.1 計装設備</p> <p>6.2.1.1 概要</p> <p>計装設備は、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測できる設計とする。</p> <p>計装設備は、重大事故等が発生した場合において、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点から、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設計とする。</p> <p>6.2.1.2 設計方針</p> <p>(3) 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備の設計方針</p> <p>再処理施設は、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握するために、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備は、共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握し記録する機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 計測制御系統施設</p> <p>4.1 計測制御設備</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-①計測制御設備は、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測できる設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-②計測制御設備は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点から、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設計とする。</p> <p>4.1.3 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備の設計方針</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-③再処理施設は、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握するために、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握ロ. (7) (i) (1)-④し記録する設備を設置する設計とする。</p> <p>ロ. (7) (i) (1)-⑤重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備は、共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握し記録する機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (7) (i) (1)-①は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (1)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (1)-②は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (1)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (1)-③は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (1)-③と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (1)-④は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (1)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (7) (i) (1)-⑤は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (7) (i) (1)-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) その他                      (a) <u>ロ(iii)-①再処理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性の高いものとする。</u></p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針                      (19) <u>再処理施設は、設計、材料の選定、製作、建設、試験及び検査を通じ、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準により、信頼性の高いものとする。ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにするものとする。</u></p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</u></p>	<p>(基本設計方針)                      第1章 共通項目                      9. 設備に対する要求                      9.1 安全機能を有する施設                      9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針                      (4) 規格及び基準に基づく設計  <u>ロ(iii)-①安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作、建設、試験及び検査に当たっては、これを信頼性の高いものとするために、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準に準拠するか、又は規格及び基準で一般的でないものを、適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにしたうえで適用する。</u></p> <p>(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては、保安規定に基づき、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。</p> <p>なお、安全機能を有する施設を構成する部品のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の<u>ロ(iii)-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ(iii)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>			<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用の設計については、手続きを完了し、使用を開始していることから、本設工認対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ハ．使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</u></p> <p>(i) 設計基準対象の施設</p> <p><u>ハ(1)(i)-①使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成し、使用済燃料の受入れ施設は、使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納し、使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納する。</u></p>	<p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>3.1 設計基準対象の施設</p> <p>3.1.1 概要</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</u></p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設は、使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納し、使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納する設計とする。</u></p>	<p>事業変更許可申請書（本文）第四号ハ項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i) ①は事業変更許可申請書（本文）ロ(7)(i)(i)に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																
<p>使用済燃料輸送容器管理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上1階（一部地上3階、地下1階）ハ(1)(i)-②、建築面積約7,100m<sup>2</sup>の建物である。</p>		<p>使用済燃料輸送容器管理建屋は、地上1階（一部地上3階、地下1階）の建物とする設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 388 2145 766"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーヤエリア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類*2</td> <td></td> <td>鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td></td> <td></td> <td>ハ(1)(i)-②</td> </tr> <tr> <td>たて×横*3</td> <td>m</td> <td>23.00*1×38.00*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高さ</td> <td>m</td> <td>地上 18.15*1 地下 1.70*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東壁 m</td> <td>0.50~0.85*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西壁 m</td> <td>0.50~0.85*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南壁 m</td> <td>0.50~0.85*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北壁 m</td> <td>0.50~0.85*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁厚さ</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類*2</td> <td>—</td> <td>直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>m</td> <td>23.00*1×38.00*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>2.0*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の標高</td> <td>—</td> <td>T.M.S.L. 53.0m*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1537 808 2145 1207"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類*2</td> <td></td> <td>鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td></td> <td></td> <td>ハ(1)(i)-②</td> </tr> <tr> <td>たて×横*3</td> <td>m</td> <td>31.00*1×95.93*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高さ</td> <td>m</td> <td>地上 26.0*1 地下 4.0*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東壁 m</td> <td>1.35~1.50*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西壁 m</td> <td>0.85*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南壁 m</td> <td>1.35~1.70*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北壁 m</td> <td>1.35~1.70*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁厚さ</td> <td></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材*6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類*2</td> <td>—</td> <td>直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>m</td> <td>31.00*1×95.93*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>2.0*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の標高</td> <td>—</td> <td>T.M.S.L. 51.0m*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。  *2：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「基礎及び構造の種類」と記載。  *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「南北方向、東西方向」と記載。  *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋コンクリート造（べた基礎）」と記載。  *5：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *6：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345 鋼材：JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に定めるSS400及びJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)に定めるSM400A, SM490A コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度29.4N/mm<sup>2</sup>*8」と記載。  *7：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345 鋼材：JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に定めるSS400及びJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)に定めるSM400A, SM490A コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度23.5N/mm<sup>2</sup>*8」と記載。  *8：S I 単位に換算したもの。</p>			変更前	変更後	名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーヤエリア)		種類*2		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		主要寸法			ハ(1)(i)-②	たて×横*3	m	23.00*1×38.00*1		高さ	m	地上 18.15*1 地下 1.70*5		東壁 m	0.50~0.85*1		西壁 m	0.50~0.85*1		南壁 m	0.50~0.85*1		北壁 m	0.50~0.85*1		壁厚さ			変更なし	主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*7		個数	—	1		基礎				種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4		たて×横	m	23.00*1×38.00*1		高さ	m	2.0*1		主要材料	—	鉄筋コンクリート		底面の標高	—	T.M.S.L. 53.0m*1				変更前	変更後	名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)		種類*2		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		主要寸法			ハ(1)(i)-②	たて×横*3	m	31.00*1×95.93*1		高さ	m	地上 26.0*1 地下 4.0*5		東壁 m	1.35~1.50*1		西壁 m	0.85*5		南壁 m	1.35~1.70*1		北壁 m	1.35~1.70*1		壁厚さ			変更なし	主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*6		個数	—	1		基礎				種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4		たて×横	m	31.00*1×95.93*1		高さ	m	2.0*1		主要材料	—	鉄筋コンクリート		底面の標高	—	T.M.S.L. 51.0m*1		<p>設工認のハ(1)(i)②は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)-②の範囲内であり、整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																																																																																																	
名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーヤエリア)																																																																																																																																																		
種類*2		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）																																																																																																																																																		
主要寸法			ハ(1)(i)-②																																																																																																																																																	
たて×横*3	m	23.00*1×38.00*1																																																																																																																																																		
高さ	m	地上 18.15*1 地下 1.70*5																																																																																																																																																		
	東壁 m	0.50~0.85*1																																																																																																																																																		
	西壁 m	0.50~0.85*1																																																																																																																																																		
	南壁 m	0.50~0.85*1																																																																																																																																																		
	北壁 m	0.50~0.85*1																																																																																																																																																		
壁厚さ			変更なし																																																																																																																																																	
主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*7																																																																																																																																																		
個数	—	1																																																																																																																																																		
基礎																																																																																																																																																				
種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4																																																																																																																																																		
たて×横	m	23.00*1×38.00*1																																																																																																																																																		
高さ	m	2.0*1																																																																																																																																																		
主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																		
底面の標高	—	T.M.S.L. 53.0m*1																																																																																																																																																		
		変更前	変更後																																																																																																																																																	
名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)																																																																																																																																																		
種類*2		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）																																																																																																																																																		
主要寸法			ハ(1)(i)-②																																																																																																																																																	
たて×横*3	m	31.00*1×95.93*1																																																																																																																																																		
高さ	m	地上 26.0*1 地下 4.0*5																																																																																																																																																		
	東壁 m	1.35~1.50*1																																																																																																																																																		
	西壁 m	0.85*5																																																																																																																																																		
	南壁 m	1.35~1.70*1																																																																																																																																																		
	北壁 m	1.35~1.70*1																																																																																																																																																		
壁厚さ			変更なし																																																																																																																																																	
主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*6																																																																																																																																																		
個数	—	1																																																																																																																																																		
基礎																																																																																																																																																				
種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4																																																																																																																																																		
たて×横	m	31.00*1×95.93*1																																																																																																																																																		
高さ	m	2.0*1																																																																																																																																																		
主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																																																																																																																		
底面の標高	—	T.M.S.L. 51.0m*1																																																																																																																																																		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																								
<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上3階、地下3階ハ(1)(i)-③、建築面積約9,400m<sup>2</sup>の建物である。</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図を第47図から第51図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図を第52図から第58図に示す。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設系統概要図を第8図に示す。</p>		<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は、地上3階、地下3階の建物とする設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 388 2131 735"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類*2</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて×横*3</td> <td>m</td> <td>121.50*1×79.75*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td rowspan="2">高さ</td> <td>地上</td> <td>20.90*1</td> </tr> <tr> <td>地下</td> <td>17.00*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁厚さ</td> <td>東壁</td> <td>1.2～1.35*1</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>1.2～1.35*1</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>0.9～1.5*1</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>1.2～1.35*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート及び鋼材*5</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基礎</td> <td>種類*2</td> <td>—</td> <td>直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4</td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td>m</td> <td>121.05*1×79.75*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>2.5*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>底面の標高</td> <td>—</td> <td>T.M.S.L. 38.0m*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。  *2：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「基礎及び構造の種類」と記載。  *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「南北方向、東西方向」と記載。  *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋コンクリート造（べた基礎）」と記載。  *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD345 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM400A、SM490A コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度29.5N/mm<sup>2</sup>」と記載。</p>			変更前	変更後	名称	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋		種類*2	—	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		たて×横*3	m	121.50*1×79.75*1		主要寸法	高さ	地上	20.90*1	地下	17.00*1	壁厚さ	東壁	1.2～1.35*1	西壁	1.2～1.35*1	南壁	0.9～1.5*1	北壁	1.2～1.35*1	主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*5	変更なし	個数	—	1		基礎	種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4	たて×横	m	121.05*1×79.75*1	高さ	m	2.5*1	主要材料	—	鉄筋コンクリート	底面の標高	—	T.M.S.L. 38.0m*1		<p>設工認のハ(1)(i)-③は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)-③と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図」、 「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図」及び「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設系統概要図」は、本設工認の対象外である。</p>	
		変更前	変更後																																																									
名称	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																																																										
種類*2	—	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）																																																										
たて×横*3	m	121.50*1×79.75*1																																																										
主要寸法	高さ	地上	20.90*1																																																									
		地下	17.00*1																																																									
	壁厚さ	東壁	1.2～1.35*1																																																									
		西壁	1.2～1.35*1																																																									
		南壁	0.9～1.5*1																																																									
北壁	1.2～1.35*1																																																											
主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材*5	変更なし																																																									
個数	—	1																																																										
基礎	種類*2	—	直接基礎（鉄筋コンクリート造）*4																																																									
	たて×横	m	121.05*1×79.75*1																																																									
	高さ	m	2.5*1																																																									
	主要材料	—	鉄筋コンクリート																																																									
底面の標高	—	T.M.S.L. 38.0m*1																																																										

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 使用済燃料の受入れ施設  <u>使用済燃料の受入れ施設は、ハ(1)(i) (a)-①キャスクに収納され再処理施設に輸送された使用済燃料集合体を受け入れる使用済燃料受入れ設備 2 系列（一部 1 系列）で構成する。</u></p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-②使用済燃料集合体を取り扱う燃料取出しピット及び燃料仮置きピットはライニング構造とし、</u></p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-③使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、</u></p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-④プール水は補給水設備から適切に供給できる設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料受入れ設備の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする。</u></p>	<p>3.1.4 系統構成及び主要設備            3.1.4.1 使用済燃料受入れ設備            (2) 主要設備            d. 燃料取出しピット及び燃料仮置きピット  <u>ピット内面は、漏水を防止するためステンレス鋼を内張りし、</u></p> <p>3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備            (2) 主要設備            g. プール水浄化・冷却設備  <u>プール水は、その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系からプール水冷却系に供給する冷却水と熱交換器を介して熱交換し、冷却される。</u>  <u>プール水冷却系は、通常は 2 系列を運転するが、1 系列の運転でも年間 1,000 t・U<sub>PF</sub> の使用済燃料集合体（冷却期間：1 年、燃焼度：平均 45,000MW d / t・U<sub>PF</sub>）を受け入れ、燃料貯蔵プールに 3,000 t・U<sub>PF</sub> が貯蔵された場合の崩壊熱を除去し、燃料貯蔵プール水温を 65℃以下に保ち、燃料貯蔵プール・ピット等の構造物の健全性を維持できる設計とする。2 系列運転の場合は、燃料貯蔵プールの水温を 50℃以下に維持する。</u></p>	<p>1.1 使用済燃料の受入れ施設  <u>使用済燃料の受入れ施設は、使用済燃料受入れ設備 2 系列（一部 1 系列）で構成する。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-②燃料貯蔵プール・ピット等の内面は、漏水を防止するためステンレス鋼を内張りしたライニング構造とし、</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-③使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブル ポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）については、プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより、1 系統で使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、燃料貯蔵プール・ピット等の構造物の健全性を維持できるプール水冷却系を 2 系統設ける設計とする。</u>            &lt;中略&gt;            &lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(i)(a)-④使用済燃料の貯蔵施設の補給水設備は、プール水を適切に供給できる設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i) (a)-①は事業変更許可申請書（本文）ロ (7) (i) (i) に示す。</p> <p>設工認のハ(1)(i) (a)-②は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(a)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(i) (a)-③は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(a)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(i) (a)-④は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(a)-④と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 使用済燃料の貯蔵施設  <u>使用済燃料の貯蔵施設は、ハ(1)(i)(b)①使用済燃料集合体を貯蔵し、せん断処理施設へ移送する使用済燃料貯蔵設備 1 系列（一部 2 系列）で構成する。</u></p> <p><u>ハ(1)(i)(b)-②その主要な設備である燃料貯蔵プールはライニング構造とし、</u></p> <p><u>使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、</u></p> <p><u>ハ(1)(i)(b)-③プール水は補給水設備から適切に供給できる設計とする。</u></p>	<p>3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備            (2) 主要設備            a. 燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット  <u>燃料貯蔵プール及びこれに隣接するピット等の内面は、漏水を防止するためステンレス鋼を内張りし、</u></p> <p>3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備            (2) 主要設備            g. プール水浄化・冷却設備            プール水は、その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系からプール水冷却系に供給する冷却水と熱交換器を介して熱交換し、冷却される。            プール水冷却系は、通常は 2 系列を運転するが、1 系列の運転でも年間 1,000 t・U<sub>Pr</sub> の使用済燃料集合体（冷却期間：1 年、燃焼度：平均 45,000MW d / t・U<sub>Pr</sub>）を受け入れ、燃料貯蔵プールに 3,000 t・U<sub>Pr</sub> が貯蔵された場合の崩壊熱を除去し、燃料貯蔵プール水温を 65℃以下に保ち、燃料貯蔵プール・ピット等の構造物の健全性を維持できる設計とする。            2 系列運転の場合は、燃料貯蔵プールの水温を 50℃以下に維持する。</p>	<p>1.2 使用済燃料の貯蔵施設  <u>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵設備 1 系列（一部 2 系列）で構成する。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(i)(b)-②燃料貯蔵プール・ピット等の内面は、漏水を防止するためステンレス鋼を内張りしたライニング構造とし、</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）については、プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより、1 系統で<u>使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、燃料貯蔵プール・ピット等の構造物の健全性を維持できるプール水冷却系を 2 系統設ける設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(i)(b)-③使用済燃料の貯蔵施設の補給水設備は、プール水を適切に供給できる設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(b)-①は事業変更許可申請書（本文）ロ(7)(i)(i)に示す。</p> <p>設工認のハ(1)(i)(b)-②は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(b)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(i)(b)-③は、事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(i)(b)-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 重大事故等対処設備</p> <p>(a) 代替注水設備</p> <p><u>プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(a)-①を設置及び保管する。</u></p> <p>代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。</p> <p>水供給設備のハ(1)(ii)(a)-②の一部である第1貯水槽並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>ハ(1)(ii)(a)-③代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。</p>	<p>3.2.1 代替注水設備</p> <p>3.2.1.1 概要</p> <p><u>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.2.1.2 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>1.2.1.6 代替注水設備</p> <p><u>プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料取出し設備の燃料仮置きピット、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出し設備の燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(a)-①として代替注水設備を設ける設計とする。</u></p> <p>代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ハ(1)(ii)(a)-②燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の重大事故等対処設備として、代替注水設備の他、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料供給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型代替注水設備流量計を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.6 代替注水設備</p> <p>ハ(1)(ii)(a)-③また、設計基準対象の施設と兼用する燃料取出し設備の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット、燃料移送設備の燃料移送水路、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット並びに燃料送出し設備の燃料送出しピットを常設重大事故等対処設備として位置付け、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等</p>	<p>設工認のハ(1)(ii)(a)-①は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(a)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(a)-②は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(a)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(a)-③は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(a)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>代替安全冷却水系の詳細については、<u>ハ(1)(ii)(a)-④</u>リ. (2)(i)(b)(p)2 代替安全冷却水系」に、水供給設備の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(p)1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ. (4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「ヘ. (3)(ii)(a) 計装設備」に示す。</p> <p>代替注水設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑤</u>補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替注水設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑥</u>補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管す</p>	<p>代替安全冷却水系の詳細については、<u>「9.5.2.1 代替安全冷却水系」</u>に、水供給設備の詳細については、「<u>9.4.2.1 水供給設備</u>」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「<u>9.14 補機駆動用燃料補給設備</u>」に、計装設備の詳細については、「<u>6.2.1 計装設備</u>」に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.2.1.1 概要 &lt;中略&gt;</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水を供給するための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ注水しプール水位を維持する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.2.1.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 &lt;中略&gt;</p> <p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ハ(1)(ii)(a)-④</u>なお、計測制御設備の詳細については、第2章 個別項目の「<u>4.1 計測制御設備</u>」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、第2章 個別項目の「<u>7.1.1 電気設備</u>」の「<u>7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備</u>」に、代替安全冷却水系の詳細については、第2章 個別項目の「<u>7.2.2 冷却水設備</u>」の「<u>7.2.2.3 代替安全冷却水系</u>」に、水供給設備の詳細については、第2章 個別項目の「<u>7.3 その他主要な事項</u>」の「<u>7.3.8 水供給設備</u>」に示す。</p> <p>代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを接続し、水供給設備の第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水を供給するための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ注水しプール水位を維持できる設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑤</u>共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型重大事故等対処設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑥</u>共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外</p>	<p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-④</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-④</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑤</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑤</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑥</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑥</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>ることで位置的分散を図る。</u></p> <p>代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数ハ(1)(ii)(a)-⑦として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>	<p>(2) 悪影響防止 ＜中略＞</p> <p>代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3) 個数及び容量 ＜中略＞</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>(4) 環境条件等 ＜中略＞</p>	<p><u>部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数ハ(1)(ii)(a)-⑦並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>代替注水設備の可搬型重大事故等対処設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</p> <p>代替注水設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のハ(1)(ii)(a)-⑦は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(a)-⑦と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>代替注水設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑧耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、<u>「ハ(1)(ii)(a)-⑨ロ、(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替注水設備は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の接続口は、<u>速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑩再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。</u></p>	<p>代替注水設備は、<u>耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、<u>「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替注水設備は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(5) 操作性の確保  <span style="display: block; text-align: center;">＜中略＞</span> </p> <p>代替注水設備の接続口は、<u>速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p>3.2.1.5 試験・検査  <span style="display: block; text-align: center;">＜中略＞</span> </p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。</u></p>	<p>代替注水設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑧使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑨第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の可搬型重大事故等対処設備は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の接続口は、<u>速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>ハ(1)(ii)(a)-⑩通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取</p>	<p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑧</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑧</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑨</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑨</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑩</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(a)-⑩</u>を具体的に記載しており整合し</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) スプレイ設備</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(b)-①を設置及び保管する。</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成ハ(1)(ii)(b)-②する。</p> <p>水供給設備のハ(1)(ii)(b)-③一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、注水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型スプレイ設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、ハ(1)(ii)(b)-④燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(b)-①としてスプレイ設備を設ける設計とする。</p>	<p>3.2.2 スプレイ設備</p> <p>3.2.2.1 概要</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>3.2.2.2 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、注水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型スプレイ設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>1.2.1.7 スプレイ設備</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(b)-①としてスプレイ設備を設ける設計とする。</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成ハ(1)(ii)(b)-②し、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット内の使用済燃料へ水をスプレイすることにより、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。</p> <p>ハ(1)(ii)(b)-③燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、スプレイ設備の他、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、注水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型スプレイ設備流量計を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.2.1.7 スプレイ設備</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成し、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、ハ(1)(ii)(b)-④燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出し</p>	<p>ている。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-①は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(b)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-②は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(b)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-③は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(b)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-④は事業変更許可申請</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。</p> <p>代替安全冷却水系の詳細については、「ハ(1)(ii)(b)-⑤」リ。(2)(i)(b)(p)2) 代替安全冷却水系」に、注水設備の詳細については、「リ。(4)(viii)(b) 注水設備」に、水供給設備の詳細については、「リ。(2)(i)(b)(p)1) 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ。(4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「ヘ。(3)(ii)(a) 計装設備」に示す。</p> <p>スプレイ設備は、ハ(1)(ii)(b)-⑥補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>スプレイ設備は、他の設備から独立して単</p>	<p>代替安全冷却水系の詳細については、「9.5.2.1 代替安全冷却水系」に、注水設備の詳細については、「9.15.2 注水設備」に、水供給設備の詳細については、「9.4.2.1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「6.2.1 計装設備」に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.2.2.1 概要</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.2.2.3 設計方針</p> <p>(1) 多様性、位置的分散</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>スプレイ設備は、他の設備から独立して単</p>	<p>ピット内の使用済燃料へ水をスプレイすることにより、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ハ(1)(ii)(b)-⑤なお、計測制御設備の詳細については、第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、代替安全冷却水系の詳細については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、注水設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.3.7 放出抑制設備」の「7.3.7.2 注水設備」に、水供給設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.3 その他主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に示す。</p> <p>スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、注水設備の大型移送ポンプ車、注水設備の可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドを接続し、水供給設備の第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための経路を構築することで、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット内の使用済燃料へ水をスプレイできる設計とする。</p> <p>スプレイ設備は、ハ(1)(ii)(b)-⑥共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>スプレイ設備は、他の設備から独立して単</p>	<p>書（本文）のハ(1)(ii)(b)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(b)-⑤と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(b)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(b)-⑥と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑦</u>燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数<u>ハ(1)(ii)(b)-⑧</u>として12基、予備として故障時のバックアップを12基の合計24基以上を確保する。</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>スプレイ設備は、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑨</u>耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、汽水の影響に対して<u>ハ(1)(ii)(b)-⑩</u>アルミニウム合金を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑪</u> Ⅰ. (7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事</p>	<p>使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3) 個数及び容量          &lt;中略&gt;          スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として12基、予備として故障時のバックアップを12基の合計24基以上を確保する。</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>(4) 環境条件等          &lt;中略&gt;          スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく</p>	<p>独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑦</u>燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット内の使用済燃料へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数<u>ハ(1)(ii)(b)-⑧</u>及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</p> <p>スプレイ設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度<u>ハ(1)(ii)(b)-⑨</u>、環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、汽水の影響を考慮して<u>ハ(1)(ii)(b)-⑩</u>耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑪</u>第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」</p>	<p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑦</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑦</u>を具体的に記載しており整合している。          設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑧</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑦</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑨</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑨</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑩</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑩</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑪</u></p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑫</u>再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>(c) 漏えい抑制設備</p> <p><u>燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(c)-①</u>を設置する。</u></p> <p>漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカ<u>ハ</u></p>	<p><u>設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。</u></p> <p>(5) 操作性の確保</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>スプレイ設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p>3.2.2.5 試験・検査</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>3.2.3 漏えい抑制設備</p> <p>3.2.3.1 概要</p> <p><u>燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</u></p> <p>3.2.3.2 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカで構成</p>	<p><u>の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。</u></p> <p><u>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、<u>ハ(1)(ii)(b)-⑫</u>通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>1.2.1.8 漏えい抑制設備</p> <p><u>燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(c)-①</u>として、漏えい抑制設備を設ける設計とする。</u></p> <p>漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカ<u>ハ</u></p>	<p><u>⑫</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ</u> <u>(1)(ii)(b)-⑫</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(b)-⑫</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ</u> <u>(1)(ii)(b)-⑫</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(c)-①</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ</u> <u>(1)(ii)(c)-①</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>(1)(ii)(c)-②</u>で構成する。 また、<u>設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>ハ(1)(ii)(c)-③重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。</u></p>	<p>する。 また、<u>設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</u></p> <p>(2) 主要設備 <u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p>3.2.3.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 ＜中略＞ <u>重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>(2) 悪影響防止 ＜中略＞ <u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(3) 個数及び容量 ＜中略＞ <u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。</u></p> <p>(3) 環境条件等 ＜中略＞</p>	<p><u>(1)(ii)(c)-②並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成し、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因による水位の低下を抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(c)-②</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(c)-②</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>漏えい抑制設備は、<u>ハ(1)(ii)(c)-④耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、<u>「ハ(1)(ii)(c)-⑤ロ、(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>漏えい抑制設備は、<u>ハ(1)(ii)(c)-⑥再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>(d) 臨界防止設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(d)-①</u>を設置する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(d)-②</u>を設置する。</p>	<p>漏えい抑制設備は、<u>耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、<u>「1.7.18.(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.2.3.5 試験・検査          &lt;中略&gt;</p> <p>漏えい抑制設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>3.2.4 臨界防止設備          3.2.4.1 概要          燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>3.2.4.2 系統構成及び主要設備</p>	<p>漏えい抑制設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度<u>ハ(1)(ii)(c)-③</u>、<u>ハ(1)(ii)(c)-①</u>、環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、<u>ハ(1)(ii)(c)-⑤</u>第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>漏えい抑制設備は、<u>ハ(1)(ii)(c)-⑥</u>通常時において、<u>重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。</u></p> <p>1.2.1.9 臨界防止設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(d)-①</u>として臨界防止設備を設ける設計とする。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備<u>ハ(1)(ii)(d)-②</u>として臨界防止設備を設ける設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(c)-③</u> <u>ハ(1)(ii)(c)-④</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(c)-③</u> <u>ハ(1)(ii)(c)-④</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(c)-⑤</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(c)-⑤</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(c)-⑥</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(c)-⑥</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(d)-①</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>ハ(1)(ii)(d)-①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ハ(1)(ii)(d)-②</u>は事業変更許可申請</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>設計基準対象の施設と兼用するハ            (1)(ii)(d)-③燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。</p> <p>ハ(1)(ii)(d)-④重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、ハ(1)(ii)(d)-⑤耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(1) 系統構成            &lt;中略&gt;            設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>3.2.4.3 設計方針            (1) 多様性、位置的分散            &lt;中略&gt;            重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止            &lt;中略&gt;            臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3) 個数及び容量            &lt;中略&gt;            臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。</p> <p>(4) 環境条件等            &lt;中略&gt;            臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>ハ(1)(ii)(d)-③臨界防止設備は、設計基準対象の施設と兼用する燃料取出し設備の燃焼度計測前燃料仮置きラック及び燃焼度計測後燃料仮置きラック、燃料貯蔵設備の高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック、高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック、低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック及び低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備の BWR 燃料用バスケット、PWR 燃料用バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）で構成し、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度ハ(1)(ii)(d)-④ハ(1)(ii)(d)-⑤、環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>書（本文）のハ(1)(ii)(d)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(d)-③は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(d)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(d)-④ハ(1)(ii)(d)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(d)-④ハ</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、「ハ(1)(ii)(d)-⑥」ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、ハ(1)(ii)(d)-⑦再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</p> <p>(e) 監視設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(e)-①を設置及び保管する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(e)-②を設置及び保管する。</p> <p>監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ</p>	<p>臨界防止設備は、「1.7.18.(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.2.4.5 試験・検査          &lt;中略&gt;          臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。</p> <p>3.2.5 監視設備          3.2.5.1 概要          燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>3.2.5.2 系統構成及び主要設備          (1) 系統構成          &lt;中略&gt;          監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プ</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、ハ(1)(ii)(d)-⑥第1章 共通項目の「9.2. 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>臨界防止設備は、ハ(1)(ii)(d)-⑦通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>1.2.1.10 監視設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(e)-①として監視設備を設ける設計とする。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備ハ(1)(ii)(e)-②として監視設備を設ける設計とする。</p> <p>監視設備は、計測制御設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エア</p>	<p>(1)(ii)(d)-⑤と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(d)-⑥事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(d)-⑥と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(d)-⑦は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(d)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(e)-①は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-①と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(e)-②は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-②と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機ハ(1)(ii)(e)-③、ハ(1)(ii)(e)-④及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリで構成する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備のハ(1)(ii)(e)-⑤の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>ール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリで構成する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機、可搬型空冷ユニット用ホース及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>ページ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機ハ(1)(ii)(e)-③で構成し、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定し、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。</p> <p>ハ(1)(ii)(e)-④、ハ(1)(ii)(e)-⑤燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、代替安全冷却水系の運搬車、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計測制御設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>設工認のハ(1)(ii)(e)-③は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(e)-④は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(1)(ii)(e)-⑤は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-⑤と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに、監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受</u></p>	<p>(2) 主要設備</p> <p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに、監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。</u></p>	<p><u>ん引車を使用する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに、監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。</u></p> <p><u>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>電できる設計とする。</p> <p>代替安全冷却水系の詳細については、「ハ(1)(ii)(e)-⑥」リ. (2)(i)(b)(v)2 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ. (4)(vii)補機駆動用燃料補給設備」に、代替電源設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(v)1 代替電源設備」に、代替所内電気設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(v)2 代替所内電気設備」に、計装設備の詳細については、「ヘ. (3)(ii)(a) 計装設備」に、電気設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(v)3 受電開閉設備」から「リ. (1)(i)(b)(v)7 計測制御用交流電源設備」に示す。</p>	<p>3.2.5.3 設計方針 監視設備の主要な設備の設計方針については、「6.2.1.2 設計方針」に示す。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>3.2.5.5 試験・検査 監視設備の主要な設備の試験・検査については、「6.2.1.5 試験・検査」に示す。</p>	<p>電できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>1.2.1.10 監視設備 ハ(1)(ii)(e)-⑥なお、計測制御設備の詳細については、第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替電源設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.9 代替電源設備」に、代替所内電気設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 代替所内電気設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、代替安全冷却水系の詳細については、第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。</p>	<p>設工認のハ(1)(ii)(e)-⑥は事業変更許可申請書（本文）のハ(1)(ii)(e)-⑥と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																
<p>(2) 主要な設備及び機器の種類                      (i) 設計基準対象の施設                      (a) 使用済燃料受入れ設備                      使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備</p> <p><u>使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫</u>                      保管容量 30 基</p>	<p>第3-1表 使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備*                      a. 使用済燃料輸送容器保管庫                      (a) <u>使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫</u></p> <p>種類 自然空冷式                      容量 30 基</p>	<table border="1" data-bbox="1537 352 2145 510"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>保管容量</td> <td>基</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドラフト高さ</td> <td>m</td> <td>14.85*1**2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。                      *2：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前	変更後	名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	変更なし	保管容量	基	30		ドラフト高さ	m	14.85*1**2			
		変更前	変更後																	
名称	—	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	変更なし																	
保管容量	基	30																		
ドラフト高さ	m	14.85*1**2																		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>空使用済燃料輸送容器保管庫 保管容量 32基（うち1基分通路と兼用）</p>	<p>(b) 空使用済燃料輸送容器保管庫 容 量 32基（うち1基分通路と兼用）</p>		<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「空使用済燃料輸送容器保管庫」は、本設工認では仕様表対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 1台</p>	<p>b. 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 種 類 天井走行形 台 数 1 容 量 約 150t</p>		<p>事業変更許可申請書 （本文）において許可 を受けた「使用済燃料 輸送容器管理建屋天井 クレーン」は、本設工 認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>使用済燃料輸送容器移送台車__1式</p>	<p>c. 使用済燃料輸送容器移送台車  種__類 床面軌道走行形  台__数 1  容__量 約150t</p>		<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン」は、本設工認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																
<p>燃料取出し設備                      使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン                      2台（1台/系列）ハ(2)(i)(a)-①</p>	<p>(2) 燃料取出し設備＊                      a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン                      種類 天井走行形                      台数 2（1台/系列×2系列）                      容量 約150t/台</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン (7112A, B-M10) *2*6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主巻</td> <td>150t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補巻</td> <td>10t</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>17900 *1*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード距離</td> <td>8400 *1*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2635 *1*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード幅</td> <td>1800 *1*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>クレーン本体ガード高さ</td> <td>2500 *1*5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガード</td> <td>SS400 *5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>FA-Y0401</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>T. M. S. L. 63800mm *5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-*4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。                      *2：記載の適正化を行う。既設工認申請書では「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン A, B (7112A, B-M10)」と記載。                      *3：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *4：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *5：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。                      *6：逸走防止のインターロックを設ける。</p>	名称		変更前	変更後	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン (7112A, B-M10) *2*6				容量	主巻	150t		補巻	10t		主要寸法	走行レール間距離	17900 *1*5		クレーン本体ガード距離	8400 *1*5		高さ	2635 *1*5		クレーン本体ガード幅	1800 *1*5		主要材料	クレーン本体ガード高さ	2500 *1*5		ガード	SS400 *5		取付箇所	個数	2		系統名(ライン名)			設置床	FA-Y0401		溢水防護上の区画番号	T. M. S. L. 63800mm *5			溢水防護上の区画番号	-*3			溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*3			化学薬品防護上の区画番号	-*4			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*4		<p>設工認のハ(2)(i)                      (a)-①は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(a)-①と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン (7112A, B-M10) *2*6																																																																				
容量	主巻	150t																																																																		
	補巻	10t																																																																		
主要寸法	走行レール間距離	17900 *1*5																																																																		
	クレーン本体ガード距離	8400 *1*5																																																																		
	高さ	2635 *1*5																																																																		
	クレーン本体ガード幅	1800 *1*5																																																																		
主要材料	クレーン本体ガード高さ	2500 *1*5																																																																		
	ガード	SS400 *5																																																																		
取付箇所	個数	2																																																																		
	系統名(ライン名)																																																																			
	設置床	FA-Y0401																																																																		
	溢水防護上の区画番号	T. M. S. L. 63800mm *5																																																																		
	溢水防護上の区画番号	-*3																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*3																																																																		
	化学薬品防護上の区画番号	-*4																																																																		
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*4																																																																		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
防染バケツ 2基（1基/系列）	f. 防染バケツ 種類 たて置円筒形 台数 2（1台/系列×2系列） 主要材料 ステンレス鋼		事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「防染バケツ」は、本設工認では仕様表対象外である。	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																				
<p>燃料取出しピット  <u>2基 (1基/系列)</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-②</span></p>	<p>b. 燃料取出しピット            種類 水プール式            基数 <u>2 (1基/系列×2系列)</u>            ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>燃料取出しピット (7112A, B-V901)</th> <th>燃料取出しピット (7112A, B-V901)</th> <th>燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3</th> <th>燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>水プール式</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>4.40*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>9.40*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>13.45*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>4.0 (一部 6.0, 20.0) *2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) *4</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>燃料取出し設備 *7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料取出しピット A, B (7112A, B-V901)」と記載。            *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。            *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前		変更後		燃料取出しピット (7112A, B-V901)	燃料取出しピット (7112A, B-V901)	燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3	燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3	種類	—	水プール式	—	—	主要寸法	たて	m	4.40*2	—	横	m	9.40*2	—	深さ	m	13.45*2	—	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部 6.0, 20.0) *2	—	主要材料 (ライニング) *4	—	SUS304	—	—	個数	—	2	—	—	系統名 (ライン名)	—	燃料取出し設備 *7	—	—	設置床	—	—	—	—	付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—*5	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*5	—	化学薬品防護上の区画番号	—	—*6	—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	—	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(a)-②</span>は事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-②</span>と同義であり整合している。</p>	
名称	変更前			変更後																																																																				
	燃料取出しピット (7112A, B-V901)	燃料取出しピット (7112A, B-V901)	燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3	燃料取出しピット (7112A, B-V901) *1*3																																																																				
種類	—	水プール式	—	—																																																																				
主要寸法	たて	m	4.40*2	—																																																																				
	横	m	9.40*2	—																																																																				
	深さ	m	13.45*2	—																																																																				
	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部 6.0, 20.0) *2	—																																																																				
主要材料 (ライニング) *4	—	SUS304	—	—																																																																				
個数	—	2	—	—																																																																				
系統名 (ライン名)	—	燃料取出し設備 *7	—	—																																																																				
設置床	—	—	—	—																																																																				
付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—*5	—																																																																				
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*5	—																																																																				
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*6	—																																																																				
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	—																																																																				

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																									
<p>燃料仮置きピット  <u>2基(1基/系列)</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-③</span></p>	<p>c. 燃料仮置きピット            種類 水プール式            基数 <u>2(1基/系列×2系列)</u>            ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">燃料仮置きピット (7112A, B-V902)</th> <th colspan="2">燃料仮置きピット (7112A, B-V902) *1*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">主要寸法</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>水プール式</td> <td colspan="2" rowspan="5" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>m</td> <td>6.00*2</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>7.00*2</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>11.85*2</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>4.0 (一部6.0)<sub>#2</sub></td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料 (ライニング) *4</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>2</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>燃料取出し設備*7</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*5</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*5</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*6</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*6</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料仮置きピット A, B (7112A, B-V902)」と記載。            *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。            *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前		変更後		燃料仮置きピット (7112A, B-V902)		燃料仮置きピット (7112A, B-V902) *1*2		主要寸法	種類	—	水プール式	変更なし		たて	m	6.00*2	横	m	7.00*2	深さ	m	11.85*2	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部6.0) <sub>#2</sub>	主要材料 (ライニング) *4		—	SUS304			個数		—	2			系統名 (ライン名)		—	燃料取出し設備*7			取付箇所	設置床	—	—			溢水防護上の区画番号	—	*5			溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*5			化学薬品防護上の区画番号	—	*6			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	*6			<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(a)-③</span>は事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-③</span>と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前			変更後																																																																								
		燃料仮置きピット (7112A, B-V902)		燃料仮置きピット (7112A, B-V902) *1*2																																																																									
主要寸法	種類	—	水プール式	変更なし																																																																									
	たて	m	6.00*2																																																																										
	横	m	7.00*2																																																																										
	深さ	m	11.85*2																																																																										
	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部6.0) <sub>#2</sub>																																																																										
主要材料 (ライニング) *4		—	SUS304																																																																										
個数		—	2																																																																										
系統名 (ライン名)		—	燃料取出し設備*7																																																																										
取付箇所	設置床	—	—																																																																										
	溢水防護上の区画番号	—	*5																																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*5																																																																										
	化学薬品防護上の区画番号	—	*6																																																																										
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	*6																																																																										

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																					
<p>燃料仮置きラック                      燃焼度計測前燃料仮置きラック                      2基(1基/系列)                      容量 BWR使用済燃料集合体49体及びPWR使用済燃料集合体19体/基                      ハ(2)(i)(a)-④</p>	<p>d. 燃料仮置きラック                      (a) 燃焼度計測前燃料仮置きラック                      種類 たて置ラック式                      基数 2(1基/系列×2系列)                      ラック格子の中心間距離                      約21.5cm (BWR燃料収納部)                      約47.0cm (PWR燃料収納部)                      容量                      BWR使用済燃料集合体49体及びPWR使用済燃料集合体19体/基                      主要材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)</th> <th>燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨 界 管 理 *4</td> <td rowspan="2">種類</td> <td>BWR用たて置ラック式</td> <td>PWR用たて置ラック式</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料最高濃縮度</td> <td>wt%</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>202.0</td> <td>465.0</td> </tr> <tr> <td>隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> <td>ハ(2)(i)(a)-④</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取 付 箇 所</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>49</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>215*2</td> <td>470*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4500*2</td> <td>4360*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0以上*2*5</td> <td>6.0以上*2*5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料*5</td> <td colspan="2">SUS304</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td colspan="2">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td colspan="2">FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-*6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-*6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-*7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃焼度計測前燃料仮置きラック A, B (7112A, B-M30)」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前		変更後	燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3	臨 界 管 理 *4	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式	変更なし	使用済燃料最高濃縮度	wt%	5.0	ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0	465.0	隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300	ハ(2)(i)(a)-④	取 付 箇 所	容量	体/個	49	19	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2	内のり	mm	152×152*2	228×228*2	高さ	mm	4500*2	4360*2	厚さ	mm	6.0以上*2*5	6.0以上*2*5	主要材料*5		SUS304			個数		2			系統名(ライン名)		-			設置床		FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8			溢水防護上の区画番号		-*6			溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6			化学薬品防護上の区画番号		-*7			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7			<p>設工認のハ(2)(i)                      (a)-④は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(a)-④と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前			変更後																																																																																				
		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3																																																																																					
臨 界 管 理 *4	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式	変更なし																																																																																					
		使用済燃料最高濃縮度	wt%		5.0																																																																																				
	ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0		465.0																																																																																				
	隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300		ハ(2)(i)(a)-④																																																																																				
取 付 箇 所	容量	体/個	49	19																																																																																					
	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2																																																																																					
	内のり	mm	152×152*2	228×228*2																																																																																					
	高さ	mm	4500*2	4360*2																																																																																					
	厚さ	mm	6.0以上*2*5	6.0以上*2*5																																																																																					
主要材料*5		SUS304																																																																																							
個数		2																																																																																							
系統名(ライン名)		-																																																																																							
設置床		FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																							
溢水防護上の区画番号		-*6																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6																																																																																							
化学薬品防護上の区画番号		-*7																																																																																							
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7																																																																																							

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																		
<p>燃焼度計測後燃料仮置きラック  <u>2基(1基/系列)</u>            容量 BWR使用済燃料集合体49体(うち高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用1体)及びPWR使用済燃料集合体19体(うち高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用1体) / 基            ハ(2)(i)(a)-⑤</p>	<p>(b) 燃焼度計測後燃料仮置きラック            種類 たて置ラック式            基数 <u>2(1基/系列×2系列)</u>            ラック格子の中心間距離            約21.5cm(BWR燃料収納部)            約47.0cm(PWR燃料収納部)            容量  <u>BWR使用済燃料集合体49体(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)及びPWR使用済燃料集合体19体(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用) / 基</u>            主要材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31)</th> <th>燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨界管理*4</td> <td rowspan="4">核的制限値</td> <td>種類</td> <td>BWR用たて置ラック式</td> <td>PWR用たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>198.5</td> <td>347.5</td> </tr> <tr> <td>隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> <td>ハ(2)(i)(a)-⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>体/個</td> <td>49(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)</td> <td>19(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>215*2</td> <td>470*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4500*1</td> <td>4360*1</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0以上*2*3</td> <td>6.0以上*2*3</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td>SUS304</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>個数</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td>FA-Y0401</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td>T. M. S. L. 55300mm*8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>-*6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td>-*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>-*7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃焼度計測後燃料仮置きラック A.B(7112A, B-M31)」と記載。            *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。            *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。            *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。            *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。            *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前		変更後	名称		燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31)		燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31) *1*3	臨界管理*4	核的制限値	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5		ラック格子の中心間最小距離	mm	198.5	347.5	隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300	ハ(2)(i)(a)-⑤	容量		体/個	49(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)	19(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)	主要寸法	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2	内のり	mm	152×152*2	228×228*2	高さ	mm	4500*1	4360*1	厚さ	mm	6.0以上*2*3	6.0以上*2*3	主要材料*5		SUS304		取付箇所	個数		2		系統名(ライン名)				設置床		FA-Y0401		溢水防護上の区画番号		T. M. S. L. 55300mm*8		溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6		化学薬品防護上の区画番号		-*7		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7		<p>設工認のハ(2)(i)(a)-⑤は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(a)-⑤と同義であり整合している。</p>	
		変更前		変更後																																																																																		
名称		燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31)		燃焼度計測後燃料仮置きラック(7112A, B-M31) *1*3																																																																																		
臨界管理*4	核的制限値	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式																																																																																		
		使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																		
		ラック格子の中心間最小距離	mm	198.5	347.5																																																																																	
		隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300	ハ(2)(i)(a)-⑤																																																																																	
容量		体/個	49(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)	19(うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)																																																																																		
主要寸法	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2																																																																																		
	内のり	mm	152×152*2	228×228*2																																																																																		
	高さ	mm	4500*1	4360*1																																																																																		
	厚さ	mm	6.0以上*2*3	6.0以上*2*3																																																																																		
	主要材料*5		SUS304																																																																																			
取付箇所	個数		2																																																																																			
	系統名(ライン名)																																																																																					
	設置床		FA-Y0401																																																																																			
	溢水防護上の区画番号		T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6																																																																																			
	化学薬品防護上の区画番号		-*7																																																																																			
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7																																																																																				

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																					
<p>燃料取出し装置 2台（1台/系列）<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-⑥</span></p>	<p>e. 燃料取出し装置</p> <p>種類 床面走行橋形 台数 2（1台/系列×2系列） 容量 燃料集合体1体/台</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>燃料取出し装置 (7112A, B-M20) *2**3**11*12</td> <td>床面走行橋形</td> </tr> <tr> <td>臨界管理*3</td> <td>核的制限値</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> <td>燃料集合体1体/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主ホイスト</td> <td>750kg*4</td> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>補助ホイスト</td> <td>2t*5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>クレーンフレーム距離</td> <td>5070*1*8</td> </tr> <tr> <td>走行レール間距離</td> <td>12300*1*8</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>10500*1*8</td> </tr> <tr> <td>ガード幅</td> <td>350*1*8</td> </tr> <tr> <td>ガード高さ</td> <td>900*1*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ガード</td> <td>SS400*8</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>FA-Y0401</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>T.M.S.L. 55300mm*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-*9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-*7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料取出し装置 A, B(7112A, B-M20)」と記載。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイスト 燃料集合体1体/ホイスト (750kg)」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイスト 2t/ホイスト」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *9：使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。 *10：逸走防止のインターロックを設ける。 *11：主ホイストには、使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重以上時につり上げを防止するインターロックを設ける。 *12：使用済燃料集合体の同時取扱いを防止するインターロックを設ける。</p>	名称		変更前	変更後	種類		燃料取出し装置 (7112A, B-M20) *2**3**11*12	床面走行橋形	臨界管理*3	核的制限値	核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個	容量	主ホイスト	750kg*4	変更なし	補助ホイスト	2t*5	主要寸法	クレーンフレーム距離	5070*1*8	走行レール間距離	12300*1*8	高さ	10500*1*8	ガード幅	350*1*8	ガード高さ	900*1*8	主要材料	ガード	SS400*8	個数	2	系統名(ライン名)		FA-Y0401	設置床		T.M.S.L. 55300mm*8	取付箇所	溢水防護上の区画番号	-*9	-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*6	-	化学薬品防護上の区画番号	-*7	-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*7	-	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(a)-⑥</span>は事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(a)-⑥</span>と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																						
種類		燃料取出し装置 (7112A, B-M20) *2**3**11*12	床面走行橋形																																																						
臨界管理*3	核的制限値	核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個																																																						
容量	主ホイスト	750kg*4	変更なし																																																						
	補助ホイスト	2t*5																																																							
主要寸法	クレーンフレーム距離	5070*1*8																																																							
	走行レール間距離	12300*1*8																																																							
	高さ	10500*1*8																																																							
	ガード幅	350*1*8																																																							
	ガード高さ	900*1*8																																																							
主要材料	ガード	SS400*8																																																							
	個数	2																																																							
系統名(ライン名)		FA-Y0401																																																							
設置床		T.M.S.L. 55300mm*8																																																							
取付箇所	溢水防護上の区画番号	-*9		-																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*6	-																																																						
	化学薬品防護上の区画番号	-*7	-																																																						
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*7	-																																																						

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>使用済燃料輸送容器保守設備 保守室天井クレーン 1台</p>	<p>(3) 使用済燃料輸送容器保守設備* a. 保守室天井クレーン 種 類 天井走行形 台 数 1 容 量 約 125t</p>		<p>事業変更許可申請書 （本文）において許可 を受けた「空使用済燃 料輸送容器保管庫」 は、本設工認では仕様 表対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>除染移送台車 1台</p>	<p>b. 除染移送台車 種類 床面軌道走行形 台数 1 容 量 約110t</p>		<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「空使用済燃料輸送容器保管庫」は、本設工認では仕様表対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>除染室天井クレーン 1台</p>	<p>c. 除染室天井クレーン            種 類 天井走行形            台 数 1            容 量 約10t</p> <p>注) *印の設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p>		<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「空使用済燃料輸送容器保管庫」は、本設工認では仕様表対象外である。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																									
<p>(b) 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵プール 3基 (BWR燃料用1基, PWR燃料用1基, BWR燃料及びPWR燃料用1基) ハ(2)(i)(b)-①</p>	<p>第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様 (1) 燃料貯蔵設備* a. 燃料貯蔵プール 種類 水プール式 基数 3 (BWR燃料用1基, PWR燃料用1基, BWR燃料及びPWR燃料用1基) 容量 3,000 t・UPr / 3基 ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903)</td> <td>燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903) *1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>水プール式</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td></td> <td>3000t・U<sub>Pr</sub>/3個 BWR使用済燃料集合体 1500t・U<sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 11.8 t・U<sub>Pr</sub>) PWR使用済燃料集合体 1500t・U<sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 27.6 t・U<sub>Pr</sub>)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>26.50 *2</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>11.30 *2</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>11.85 *2</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>4.0 (一部6.0) *2</td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) *4</td> <td></td> <td></td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>個数</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td></td> <td>燃料貯蔵設備*1</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td>- *5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配管が必要な高さ</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td>- *6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配管が必要な高さ</td> <td></td> <td>- *6</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901) (PWR燃料用) (7114B-V902) (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903)」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。 *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前	変更後	名称		燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903)	燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903) *1	種類		水プール式	変更なし	容量		3000t・U <sub>Pr</sub> /3個 BWR使用済燃料集合体 1500t・U <sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 11.8 t・U <sub>Pr</sub> ) PWR使用済燃料集合体 1500t・U <sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 27.6 t・U <sub>Pr</sub> )	変更なし	主要寸法	たて	m	26.50 *2	横	m	11.30 *2	深さ	m	11.85 *2	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部6.0) *2	主要材料 (ライニング) *4			SUS304	取付箇所	個数		3	系統名 (ライン名)		燃料貯蔵設備*1	設置床		-	溢水防護上の区画番号		- *5	溢水防護上の配管が必要な高さ		-	化学薬品防護上の区画番号		- *6	-	化学薬品防護上の配管が必要な高さ		- *6	-	<p>設工認のハ(2)(i) (b)-①は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-①と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																										
名称		燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903)	燃料貯蔵プール (BWR燃料用) (7114A-V901), 燃料貯蔵プール (PWR燃料用) (7114B-V902), 燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-V903) *1																																																										
種類		水プール式	変更なし																																																										
容量		3000t・U <sub>Pr</sub> /3個 BWR使用済燃料集合体 1500t・U <sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 11.8 t・U <sub>Pr</sub> ) PWR使用済燃料集合体 1500t・U <sub>Pr</sub> (うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの 27.6 t・U <sub>Pr</sub> )	変更なし																																																										
主要寸法	たて	m	26.50 *2																																																										
	横	m	11.30 *2																																																										
	深さ	m	11.85 *2																																																										
	ライニング板厚さ	mm	4.0 (一部6.0) *2																																																										
主要材料 (ライニング) *4			SUS304																																																										
取付箇所	個数		3																																																										
	系統名 (ライン名)		燃料貯蔵設備*1																																																										
	設置床		-																																																										
	溢水防護上の区画番号		- *5																																																										
	溢水防護上の配管が必要な高さ		-																																																										
化学薬品防護上の区画番号		- *6	-																																																										
化学薬品防護上の配管が必要な高さ		- *6	-																																																										

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																																				
<p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット                      3基 (チャンネルボックス用1基、バーナブルポイズン用1基、チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用1基)                      ハ(2)(i)(b)-②</p>	<p>b. チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット                      種類 水プール式                      基数 3 (CB用1基、BP用1基、CB及びBP用1基)                      ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<p>ハ(2)(i)(b)-②</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *</th> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>水プール式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>m 11.30<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m 3.0<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m 11.85<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup></td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>燃料貯蔵設備<sup>**</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。                      *4: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *6: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>ハ(2)(i)(b)-②</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *</th> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>水プール式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>m 11.30<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m 3.0<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m 11.85<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup></td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>燃料貯蔵設備<sup>**</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。                      *4: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *6: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>ハ(2)(i)(b)-②</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *</th> <th colspan="2">チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>水プール式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>m 11.30<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m 3.0<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m 11.85<sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup></td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>燃料貯蔵設備<sup>**</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。                      *4: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *6: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	変更前		変更後		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *		種類	水プール式			たて	m 11.30 <sup>*2</sup>			横	m 3.0 <sup>*2</sup>			深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>			ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>			主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304			個数	1			系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>			設置床	—			溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—	変更前		変更後		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *		種類	水プール式			たて	m 11.30 <sup>*2</sup>			横	m 3.0 <sup>*2</sup>			深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>			ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>			主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304			個数	1			系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>			設置床	—			溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—	変更前		変更後		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *		種類	水プール式			たて	m 11.30 <sup>*2</sup>			横	m 3.0 <sup>*2</sup>			深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>			ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>			主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304			個数	1			系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>			設置床	—			溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—	<p>設工認のハ(2)(i)(b)-②は事業変更許可申請書 (本文) のハ(2)(i)(b)-②と同義であり整合している。</p>	
変更前		変更後																																																																																																																																																																																						
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス用) (7114A-V904) *																																																																																																																																																																																						
種類	水プール式																																																																																																																																																																																							
たて	m 11.30 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
横	m 3.0 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304																																																																																																																																																																																							
個数	1																																																																																																																																																																																							
系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>																																																																																																																																																																																							
設置床	—																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					
変更前		変更後																																																																																																																																																																																						
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (バーナブルポイズン用) (7114B-V905) *																																																																																																																																																																																						
種類	水プール式																																																																																																																																																																																							
たて	m 11.30 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
横	m 3.0 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304																																																																																																																																																																																							
個数	1																																																																																																																																																																																							
系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>																																																																																																																																																																																							
設置床	—																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					
変更前		変更後																																																																																																																																																																																						
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット (チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用) (7114C-V906) *																																																																																																																																																																																						
種類	水プール式																																																																																																																																																																																							
たて	m 11.30 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
横	m 3.0 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
深さ	m 11.85 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																																							
主要材料 (ライニング) <sup>*3</sup>	SUS304																																																																																																																																																																																							
個数	1																																																																																																																																																																																							
系統名 (ライン名)	燃料貯蔵設備 <sup>**</sup>																																																																																																																																																																																							
設置床	—																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	—																																																																																																																																																																																					

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																											
<p>燃料貯蔵ラック                      高残留濃縮度燃料貯蔵ラック 1式                      ハ(2)(i)(b)-③                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下)                      ハ(2)(i)(b)-④</p>	<p>d. 燃料貯蔵ラック</p> <table border="1" data-bbox="893 348 1501 621"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> <th>高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>60</td> <td>63</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間距離</td> <td>約18.8cm</td> <td>約31.0cm</td> <td>約35.0cm</td> <td>約47.5cm</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>143体/基</td> <td>56体/基</td> <td>30体/基</td> <td>20体/基</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table>	名称	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	項目					種類	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	基数	60	63	2	3	ラック格子の中心間距離	約18.8cm	約31.0cm	約35.0cm	約47.5cm	容量	143体/基	56体/基	30体/基	20体/基	主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	<table border="1" data-bbox="1537 317 2145 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ハ(2)(i)(b)-④</td> <td>高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)</td> <td>高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) *1</td> </tr> <tr> <td>臨界的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>347.0</td> </tr> <tr> <td>異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>350*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>300×300*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>3300*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>47 (50*2)</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td>SUS304*2*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>FA-T.M.S.*8</td> <td>ハ(2)(i)(b)-③</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1045 2145 1549"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ハ(2)(i)(b)-④</td> <td>高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)</td> <td>高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403) *1</td> </tr> <tr> <td>臨界的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>471.0</td> </tr> <tr> <td>異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>475*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>400×400*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>3300*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>71 (75*2*3)</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>FA-Y040 T.M.S.L.55300mm*8</td> <td>ハ(2)(i)(b)-③</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前	変更後	ハ(2)(i)(b)-④		高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) *1	臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	核的制限値	ラック格子の中心間最小距離	mm	347.0	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	容量	体/個	30	主要寸法	格子の中心間距離	mm	350*2	内のり	mm	300×300*2	高さ*4	mm	3300*2	厚さ	mm	47 (50*2)	主要材料*5		SUS304*2*3	取付箇所	系統名(ライン名)		2	設置床	FA-T.M.S.*8	ハ(2)(i)(b)-③	溢水防護上の区画番号			溢水防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ						名称		変更前	変更後	ハ(2)(i)(b)-④		高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403) *1	臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	核的制限値	ラック格子の中心間最小距離	mm	471.0	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	容量	体/個	20	主要寸法	格子の中心間距離	mm	475*2	内のり	mm	400×400*2	高さ*4	mm	3300*2	厚さ	mm	71 (75*2*3)	主要材料*5		SUS304	取付箇所	系統名(ライン名)		3	設置床	FA-Y040 T.M.S.L.55300mm*8	ハ(2)(i)(b)-③	溢水防護上の区画番号			溢水防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ						<p>設工認のハ(2)(i)(b)-③は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(2)(i)(b)-④は、事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-④と同義であり整合している。</p>	
名称	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック																																																																																																																																																											
項目																																																																																																																																																															
種類	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式																																																																																																																																																											
基数	60	63	2	3																																																																																																																																																											
ラック格子の中心間距離	約18.8cm	約31.0cm	約35.0cm	約47.5cm																																																																																																																																																											
容量	143体/基	56体/基	30体/基	20体/基																																																																																																																																																											
主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼																																																																																																																																																											
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																												
ハ(2)(i)(b)-④		高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) *1																																																																																																																																																												
臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																																												
核的制限値	ラック格子の中心間最小距離	mm	347.0																																																																																																																																																												
	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																																												
	容量	体/個	30																																																																																																																																																												
主要寸法	格子の中心間距離	mm	350*2																																																																																																																																																												
	内のり	mm	300×300*2																																																																																																																																																												
	高さ*4	mm	3300*2																																																																																																																																																												
	厚さ	mm	47 (50*2)																																																																																																																																																												
	主要材料*5		SUS304*2*3																																																																																																																																																												
取付箇所	系統名(ライン名)		2																																																																																																																																																												
	設置床	FA-T.M.S.*8	ハ(2)(i)(b)-③																																																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																												
ハ(2)(i)(b)-④		高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403) *1																																																																																																																																																												
臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																																												
核的制限値	ラック格子の中心間最小距離	mm	471.0																																																																																																																																																												
	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																																												
	容量	体/個	20																																																																																																																																																												
主要寸法	格子の中心間距離	mm	475*2																																																																																																																																																												
	内のり	mm	400×400*2																																																																																																																																																												
	高さ*4	mm	3300*2																																																																																																																																																												
	厚さ	mm	71 (75*2*3)																																																																																																																																																												
	主要材料*5		SUS304																																																																																																																																																												
取付箇所	系統名(ライン名)		3																																																																																																																																																												
	設置床	FA-Y040 T.M.S.L.55300mm*8	ハ(2)(i)(b)-③																																																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																																																																																														
<p>低残留濃縮度燃料貯蔵ラック 1式                      ハ(2)(i)(b)-⑤                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 2.0wt%以下)                      ハ(2)(i)(b)-⑥</p>	<p>d. 燃料貯蔵ラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> <th>高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> <td>たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>60</td> <td>63</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間距離</td> <td>約18.8cm</td> <td>約31.0cm</td> <td>約35.0cm</td> <td>約47.5cm</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>143体/基</td> <td>56体/基</td> <td>30体/基</td> <td>20体/基</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table>	名称	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	種類	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	基数	60	63	2	3	ラック格子の中心間距離	約18.8cm	約31.0cm	約35.0cm	約47.5cm	容量	143体/基	56体/基	30体/基	20体/基	主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハ(2)(i)(b)-⑥</td> <td>(7114A~M0101~M0143)</td> <td>(7114C~M0101~M0117)</td> <td>(7114A~M0101~M0143) *1*</td> <td>(7114C~M0101~M0117) *1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="4">たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td colspan="4">wt% 2.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td colspan="4">mm 186.0</td> </tr> <tr> <td>隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値</td> <td colspan="2">mm --**</td> <td colspan="2">307.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td colspan="2">mm --**</td> <td colspan="2">300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td colspan="4">体/個 143</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td colspan="4">mm 188*2</td> </tr> <tr> <td>内り</td> <td colspan="4">mm 152×152*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td colspan="4">mm 4300*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td colspan="4">mm 5.6(6.0*2)*3</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td colspan="4">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>制数</td> <td colspan="4">43   17</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="4">FA-Y0403</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="4">T.M.S.L.55300mm*9</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="4">--*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">--*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="4">--*8</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">--*8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 隣接する異なる種類の燃料貯蔵ラックがないため「-」とする。                      *7: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック</th> <th>低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハ(2)(i)(b)-⑥</td> <td>(7114B~M0201~M0243)</td> <td>(7114C~M0201~M0220)</td> <td>(7114B~M0201~M0243) *1</td> <td>(7114C~M0201~M0220) *1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="4">たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td colspan="4">wt% 2.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td colspan="4">mm 307.5</td> </tr> <tr> <td>隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値</td> <td colspan="2">mm --**</td> <td colspan="2">307.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td colspan="2">mm --**</td> <td colspan="2">300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td colspan="4">体/個 56</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td colspan="4">mm 310*2</td> </tr> <tr> <td>内り</td> <td colspan="4">mm 228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td colspan="4">mm 4410*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td colspan="4">mm 5.6(6.0*2)*3</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td colspan="4">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>制数</td> <td colspan="4">43   20</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="4">FA-Y0403</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="4">T.M.S.L.55300mm*9</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="4">--*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">--*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="4">--*8</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">--*8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 隣接する異なる種類の燃料貯蔵ラックがないため「-」とする。                      *7: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前		変更後		低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	ハ(2)(i)(b)-⑥	(7114A~M0101~M0143)	(7114C~M0101~M0117)	(7114A~M0101~M0143) *1*	(7114C~M0101~M0117) *1	種類	たて置ラック式				使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 2.0				ラック格子の中心間最小距離	mm 186.0				隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm --**		307.5		上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm --**		300		容量	体/個 143				格子の中心間距離	mm 188*2				内り	mm 152×152*2				高さ*4	mm 4300*2				厚さ	mm 5.6(6.0*2)*3				主要材料*5	SUS304TKA				制数	43   17				系統名(ライン名)	FA-Y0403				設置床	T.M.S.L.55300mm*9				溢水防護上の区画番号	--*7				溢水防護上の配慮が必要な高さ	--*7				化学薬品防護上の区画番号	--*8				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	--*8				名称	変更前		変更後		低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	ハ(2)(i)(b)-⑥	(7114B~M0201~M0243)	(7114C~M0201~M0220)	(7114B~M0201~M0243) *1	(7114C~M0201~M0220) *1	種類	たて置ラック式				使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 2.0				ラック格子の中心間最小距離	mm 307.5				隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm --**		307.5		上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm --**		300		容量	体/個 56				格子の中心間距離	mm 310*2				内り	mm 228×228*2				高さ*4	mm 4410*2				厚さ	mm 5.6(6.0*2)*3				主要材料*5	SUS304TKA				制数	43   20				系統名(ライン名)	FA-Y0403				設置床	T.M.S.L.55300mm*9				溢水防護上の区画番号	--*7				溢水防護上の配慮が必要な高さ	--*7				化学薬品防護上の区画番号	--*8				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	--*8				<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑤は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑥は、事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-⑥と同義であり整合している。</p>	
名称	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	高残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック																																																																																																																																																																																																																																														
種類	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式	たて置ラック式																																																																																																																																																																																																																																														
基数	60	63	2	3																																																																																																																																																																																																																																														
ラック格子の中心間距離	約18.8cm	約31.0cm	約35.0cm	約47.5cm																																																																																																																																																																																																																																														
容量	143体/基	56体/基	30体/基	20体/基																																																																																																																																																																																																																																														
主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼	ステンレス鋼																																																																																																																																																																																																																																														
名称	変更前		変更後																																																																																																																																																																																																																																															
	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック																																																																																																																																																																																																																																														
ハ(2)(i)(b)-⑥	(7114A~M0101~M0143)	(7114C~M0101~M0117)	(7114A~M0101~M0143) *1*	(7114C~M0101~M0117) *1																																																																																																																																																																																																																																														
種類	たて置ラック式																																																																																																																																																																																																																																																	
使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 2.0																																																																																																																																																																																																																																																	
ラック格子の中心間最小距離	mm 186.0																																																																																																																																																																																																																																																	
隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm --**		307.5																																																																																																																																																																																																																																															
上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm --**		300																																																																																																																																																																																																																																															
容量	体/個 143																																																																																																																																																																																																																																																	
格子の中心間距離	mm 188*2																																																																																																																																																																																																																																																	
内り	mm 152×152*2																																																																																																																																																																																																																																																	
高さ*4	mm 4300*2																																																																																																																																																																																																																																																	
厚さ	mm 5.6(6.0*2)*3																																																																																																																																																																																																																																																	
主要材料*5	SUS304TKA																																																																																																																																																																																																																																																	
制数	43   17																																																																																																																																																																																																																																																	
系統名(ライン名)	FA-Y0403																																																																																																																																																																																																																																																	
設置床	T.M.S.L.55300mm*9																																																																																																																																																																																																																																																	
溢水防護上の区画番号	--*7																																																																																																																																																																																																																																																	
溢水防護上の配慮が必要な高さ	--*7																																																																																																																																																																																																																																																	
化学薬品防護上の区画番号	--*8																																																																																																																																																																																																																																																	
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	--*8																																																																																																																																																																																																																																																	
名称	変更前		変更後																																																																																																																																																																																																																																															
	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラック	低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラック																																																																																																																																																																																																																																														
ハ(2)(i)(b)-⑥	(7114B~M0201~M0243)	(7114C~M0201~M0220)	(7114B~M0201~M0243) *1	(7114C~M0201~M0220) *1																																																																																																																																																																																																																																														
種類	たて置ラック式																																																																																																																																																																																																																																																	
使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 2.0																																																																																																																																																																																																																																																	
ラック格子の中心間最小距離	mm 307.5																																																																																																																																																																																																																																																	
隣接する低残留濃縮度 BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm --**		307.5																																																																																																																																																																																																																																															
上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm --**		300																																																																																																																																																																																																																																															
容量	体/個 56																																																																																																																																																																																																																																																	
格子の中心間距離	mm 310*2																																																																																																																																																																																																																																																	
内り	mm 228×228*2																																																																																																																																																																																																																																																	
高さ*4	mm 4410*2																																																																																																																																																																																																																																																	
厚さ	mm 5.6(6.0*2)*3																																																																																																																																																																																																																																																	
主要材料*5	SUS304TKA																																																																																																																																																																																																																																																	
制数	43   20																																																																																																																																																																																																																																																	
系統名(ライン名)	FA-Y0403																																																																																																																																																																																																																																																	
設置床	T.M.S.L.55300mm*9																																																																																																																																																																																																																																																	
溢水防護上の区画番号	--*7																																																																																																																																																																																																																																																	
溢水防護上の配慮が必要な高さ	--*7																																																																																																																																																																																																																																																	
化学薬品防護上の区画番号	--*8																																																																																																																																																																																																																																																	
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	--*8																																																																																																																																																																																																																																																	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																									
<p>燃料移送水中台車 <span style="float: right;">2台</span></p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑦</p>	<p>(2) 燃料移送設備*</p> <p>a. 燃料移送水中台車</p> <p>種類 軌道走行形</p> <p>台数 2 (1台/系列×2系列)</p> <p>主要材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>燃料移送水中台車 (7113-M01, M02)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>軌道走行形</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>BWR 燃料用バスケット1基 (BWR 燃料集合体9体含む) 又は、PWR 燃料用バスケット1基 (PWR 燃料集合体4体含む) (5t)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>mm 1500<sup>*1*</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>台車本体幅 (東西方向)</td> <td>mm 2000<sup>*1*</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>台車本体幅 (南北方向)</td> <td>mm 3200<sup>*1*</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm 3312<sup>*1*</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料</td> <td>燃料移送台車 (本体)</td> <td>SUS304<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td colspan="2">設置床</td> <td>FA-V0401 T. M. S. L. 55300mm<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>-<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。                  *2: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                  *3: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                  *4: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。                  *5: 逸走防止のインターロックを設ける。</p>			変更前	変更後	名称		燃料移送水中台車 (7113-M01, M02)		種類		軌道走行形		容量		BWR 燃料用バスケット1基 (BWR 燃料集合体9体含む) 又は、PWR 燃料用バスケット1基 (PWR 燃料集合体4体含む) (5t)	変更なし	主要寸法	走行レール間距離	mm 1500 <sup>*1*</sup>		台車本体幅 (東西方向)	mm 2000 <sup>*1*</sup>		台車本体幅 (南北方向)	mm 3200 <sup>*1*</sup>		高さ	mm 3312 <sup>*1*</sup>		主要材料		燃料移送台車 (本体)	SUS304 <sup>*4</sup>			個数	2			系統名(ライン名)		取付箇所	設置床		FA-V0401 T. M. S. L. 55300mm <sup>*4</sup>	溢水防護上の区画番号		- <sup>*2</sup>	溢水防護上の配慮が必要な高さ		- <sup>*2</sup>	化学薬品防護上の区画番号		- <sup>*3</sup>	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		- <sup>*3</sup>	<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑦は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-⑦と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																										
名称		燃料移送水中台車 (7113-M01, M02)																																																											
種類		軌道走行形																																																											
容量		BWR 燃料用バスケット1基 (BWR 燃料集合体9体含む) 又は、PWR 燃料用バスケット1基 (PWR 燃料集合体4体含む) (5t)	変更なし																																																										
主要寸法	走行レール間距離	mm 1500 <sup>*1*</sup>																																																											
	台車本体幅 (東西方向)	mm 2000 <sup>*1*</sup>																																																											
	台車本体幅 (南北方向)	mm 3200 <sup>*1*</sup>																																																											
	高さ	mm 3312 <sup>*1*</sup>																																																											
主要材料		燃料移送台車 (本体)	SUS304 <sup>*4</sup>																																																										
		個数	2																																																										
		系統名(ライン名)																																																											
取付箇所	設置床		FA-V0401 T. M. S. L. 55300mm <sup>*4</sup>																																																										
	溢水防護上の区画番号		- <sup>*2</sup>																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		- <sup>*2</sup>																																																										
	化学薬品防護上の区画番号		- <sup>*3</sup>																																																										
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		- <sup>*3</sup>																																																										

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																					
<p>燃料移送水路</p> <p>1基</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑧</p>	<p>b. 燃料移送水路</p> <p>種類 水プール式</p> <p>基数 1</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料移送水路 (7113-V901)</th> <th>燃料移送水路 (7113-V901) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要 寸法</td> <td>種類</td> <td>水プール式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>m 100.10<sup>*2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m 5.0<sup>*2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m 12.65<sup>*2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm 4.0 (一部 6.0) *2</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料 (ライニング) *3</td> <td>SUS304</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>燃料移送設備 *5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>- *4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>- *4</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>- *5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>- *5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料（ライニング）」と記載。 *4：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *5：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *6：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前	変更後	名称		燃料移送水路 (7113-V901)	燃料移送水路 (7113-V901) *1	主要 寸法	種類	水プール式		たて	m 100.10 <sup>*2</sup>		横	m 5.0 <sup>*2</sup>		深さ	m 12.65 <sup>*2</sup>		ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) *2	変更なし	主要材料 (ライニング) *3		SUS304		個数		1		系統名 (ライン名)		燃料移送設備 *5		設置床				取 付 箇 所	溢水防護上の区画番号	-	- *4	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	- *4	化学薬品防護上の区画番号	-	- *5	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	- *5	<p>設工認のハ(2)(i) ハ(2)(i)(b)-⑧は事業変更許可 申請書（本文）のハ ハ(2)(i)(b)-⑧と同義 であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																						
名称		燃料移送水路 (7113-V901)	燃料移送水路 (7113-V901) *1																																																						
主要 寸法	種類	水プール式																																																							
	たて	m 100.10 <sup>*2</sup>																																																							
	横	m 5.0 <sup>*2</sup>																																																							
	深さ	m 12.65 <sup>*2</sup>																																																							
	ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) *2	変更なし																																																						
主要材料 (ライニング) *3		SUS304																																																							
個数		1																																																							
系統名 (ライン名)		燃料移送設備 *5																																																							
設置床																																																									
取 付 箇 所	溢水防護上の区画番号	-	- *4																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	- *4																																																						
	化学薬品防護上の区画番号	-	- *5																																																						
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	- *5																																																						



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																								
<p>燃料取扱装置 3台</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑨</p>	<p>c. 燃料取扱装置</p> <p>種類 床面走行橋形</p> <p>台数 3 (BWR燃料用1台, PWR燃料用1台, BWR燃料及びPWR燃料用1台)</p> <p>容量 燃料集合体1体/台</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">燃料取扱装置 (BWR燃料用) (7114A-M11) **</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>床面走行橋形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理**</td> <td>核的制限値 核燃料物質の最大質量</td> <td>燃料集合体1体/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主ホイス</td> <td>450kg**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助ホイス</td> <td>1.5t**</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>12460**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 幅</td> <td>3270**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>4950**</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 高さ</td> <td>900**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブリッジ</td> <td>SS400, SM490A**</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>FA-Y0403</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>T.M.S.L.55300mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイス 燃料集合体1体/ホイス(450kg)」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイス 1.5t/ホイス」と記載。  *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。  *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。  *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *8: 使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。  *9: 逸走防止のインターロックを設ける。  *10: 使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重以上時につり上げを防止するインターロックを設ける。  *11: 主ホイスと補助ホイスの同時取り扱いを防止するインターロックを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">燃料取扱装置 (PWR燃料用) (7114B-M12) **</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>床面走行橋形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理**</td> <td>核的制限値 核燃料物質の最大質量</td> <td>燃料集合体1体/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主ホイス</td> <td>1000kg**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助ホイス</td> <td>1t**</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>12460**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 幅</td> <td>3270**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>4950**</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 高さ</td> <td>900**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブリッジ</td> <td>SS400, SM490A**</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>FA-Y0403</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>T.M.S.L.55300mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイス 燃料集合体1体/ホイス(1000kg)」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイス 1t/ホイス」と記載。  *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。  *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。  *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *8: 使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。  *9: 逸走防止のインターロックを設ける。  *10: 使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重以上時につり上げを防止するインターロックを設ける。  *11: 主ホイスと補助ホイスの同時取り扱いを防止するインターロックを設ける。</p>	名称		変更前	変更後	燃料取扱装置 (BWR燃料用) (7114A-M11) **				種類	床面走行橋形			臨界管理**	核的制限値 核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個		容量	主ホイス	450kg**		補助ホイス	1.5t**		主要寸法	走行レール間距離	12460**		構造物フレーム (ブリッジ) 幅	3270**		高さ	4950**		主要材料	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	900**		ブリッジ	SS400, SM490A**		個数		1		系統名(ライン名)		FA-Y0403		取付箇所	設置床	T.M.S.L.55300mm			溢水防護上の区画番号	-**			溢水防護上の配慮が必要な高さ	-**			化学薬品防護上の区画番号	-**			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-**		名称		変更前	変更後	燃料取扱装置 (PWR燃料用) (7114B-M12) **				種類	床面走行橋形			臨界管理**	核的制限値 核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個		容量	主ホイス	1000kg**		補助ホイス	1t**		主要寸法	走行レール間距離	12460**		構造物フレーム (ブリッジ) 幅	3270**		高さ	4950**		主要材料	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	900**		ブリッジ	SS400, SM490A**		個数		1		系統名(ライン名)		FA-Y0403		取付箇所	設置床	T.M.S.L.55300mm			溢水防護上の区画番号	-**			溢水防護上の配慮が必要な高さ	-**			化学薬品防護上の区画番号	-**			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-**		<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑨は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-⑨と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																																																																									
燃料取扱装置 (BWR燃料用) (7114A-M11) **																																																																																																																																												
種類	床面走行橋形																																																																																																																																											
臨界管理**	核的制限値 核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個																																																																																																																																										
容量	主ホイス	450kg**																																																																																																																																										
	補助ホイス	1.5t**																																																																																																																																										
主要寸法	走行レール間距離	12460**																																																																																																																																										
	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	3270**																																																																																																																																										
	高さ	4950**																																																																																																																																										
主要材料	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	900**																																																																																																																																										
	ブリッジ	SS400, SM490A**																																																																																																																																										
個数		1																																																																																																																																										
系統名(ライン名)		FA-Y0403																																																																																																																																										
取付箇所	設置床	T.M.S.L.55300mm																																																																																																																																										
	溢水防護上の区画番号	-**																																																																																																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-**																																																																																																																																										
	化学薬品防護上の区画番号	-**																																																																																																																																										
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-**																																																																																																																																										
名称		変更前	変更後																																																																																																																																									
燃料取扱装置 (PWR燃料用) (7114B-M12) **																																																																																																																																												
種類	床面走行橋形																																																																																																																																											
臨界管理**	核的制限値 核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個																																																																																																																																										
容量	主ホイス	1000kg**																																																																																																																																										
	補助ホイス	1t**																																																																																																																																										
主要寸法	走行レール間距離	12460**																																																																																																																																										
	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	3270**																																																																																																																																										
	高さ	4950**																																																																																																																																										
主要材料	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	900**																																																																																																																																										
	ブリッジ	SS400, SM490A**																																																																																																																																										
個数		1																																																																																																																																										
系統名(ライン名)		FA-Y0403																																																																																																																																										
取付箇所	設置床	T.M.S.L.55300mm																																																																																																																																										
	溢水防護上の区画番号	-**																																																																																																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-**																																																																																																																																										
	化学薬品防護上の区画番号	-**																																																																																																																																										
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-**																																																																																																																																										

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																														
<p>燃料取扱装置 <span style="float: right;">3台</span></p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑨</p>	<p>c. 燃料取扱装置</p> <p>種類 床面走行橋形</p> <p>台数 3 (BWR燃料用1台, PWR燃料用1台, BWR燃料及びPWR燃料用1台)</p> <p>容量 燃料集合体1体/台</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>燃料取扱装置 (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-M13) **</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>床面走行橋形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理**</td> <td>核的制限値</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> <td>燃料集合体1体/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主ホイス</td> <td>BWR燃料集合体1体/ホイス (450kg) PWR燃料集合体1体/ホイス (1000kg) *3</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>補助ホイス</td> <td>2t/ホイス *4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>mm</td> <td>12460 *1*7</td> </tr> <tr> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 幅</td> <td>mm</td> <td>3270 *1*7</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4950 *1*7</td> </tr> <tr> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 高さ</td> <td>mm</td> <td>900 *1*7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ブリッジ</td> <td>SS400, SM490A *7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm *7</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>— *5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>— *5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>— *6</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>— *6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイス BWR燃料集合体1体/ホイス (450kg) PWR燃料集合体1体/ホイス (1000kg)」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイス 2t/ホイス」と記載。  *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *8: 使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。  *9: 逸走防止のインターロックを設ける。  *10: 使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重異常時につり上げを防止するインターロックを設ける。  *11: 主ホイスと補助ホイスにおける使用済燃料集合体の同時取り扱いを防止するインターロックを設ける。  *12: 主ホイスにおける BWR燃料集合体と PWR燃料集合体の同時取り扱いを防止するインターロックを設ける。  *13: 主ホイスで高速運転する場合にも、選択された燃料種別 (高残留濃縮度, 低残留濃縮度) 毎に許された場所以外への装荷を防止するインターロックを設ける。</p>			変更前	変更後	名称		燃料取扱装置 (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-M13) **		種類		床面走行橋形		臨界管理**	核的制限値	核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個	容量	主ホイス	BWR燃料集合体1体/ホイス (450kg) PWR燃料集合体1体/ホイス (1000kg) *3	変更なし	補助ホイス	2t/ホイス *4	主要寸法	走行レール間距離	mm	12460 *1*7	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	mm	3270 *1*7	高さ	mm	4950 *1*7	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	mm	900 *1*7	主要材料	ブリッジ	SS400, SM490A *7		個数		1	取付箇所		設置床	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm *7			溢水防護上の区画番号	— *5			溢水防護上の配慮が必要な高さ	— *5			化学薬品防護上の区画番号	— *6			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	— *6	<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑨は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-⑨と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																															
名称		燃料取扱装置 (BWR燃料及びPWR燃料用) (7114C-M13) **																																																																
種類		床面走行橋形																																																																
臨界管理**	核的制限値	核燃料物質の最大質量	燃料集合体1体/個																																																															
容量	主ホイス	BWR燃料集合体1体/ホイス (450kg) PWR燃料集合体1体/ホイス (1000kg) *3	変更なし																																																															
	補助ホイス	2t/ホイス *4																																																																
主要寸法	走行レール間距離	mm	12460 *1*7																																																															
	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	mm	3270 *1*7																																																															
	高さ	mm	4950 *1*7																																																															
	構造物フレーム (ブリッジ) 高さ	mm	900 *1*7																																																															
主要材料	ブリッジ	SS400, SM490A *7																																																																
	個数		1																																																															
取付箇所		設置床	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm *7																																																															
		溢水防護上の区画番号	— *5																																																															
		溢水防護上の配慮が必要な高さ	— *5																																																															
		化学薬品防護上の区画番号	— *6																																																															
		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	— *6																																																															



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																															
<p>燃料送出しピット ハ(2)(i)(b)-⑩</p> <p>1基</p>	<p>(3) 燃料送出し設備 a. 燃料送出しピット*</p> <p>種類 水プール式 基数 1 ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料送出しピット (7116-V901)</th> <th>燃料送出しピット (7116-V901) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">主要 寸法</td> <td>種類</td> <td>水プール式</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>20.40<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>13.80<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>11.85<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>4.0<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) *3</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>燃料送出し設備*</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>— *4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>— *4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>— *5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>— *5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。 *4：溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *5：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *6：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前	変更後	名称		燃料送出しピット (7116-V901)	燃料送出しピット (7116-V901) *1	主要 寸法	種類	水プール式	変更なし	たて	20.40 <sup>*2</sup>	横	13.80 <sup>*2</sup>	深さ	11.85 <sup>*2</sup>	ライニング板厚さ	4.0 <sup>*2</sup>	主要材料 (ライニング) *3	SUS304		個数	1			系統名 (ライン名)	燃料送出し設備*		取 付 箇 所	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	— *4	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	— *4	—	化学薬品防護上の区画番号	— *5	—		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	— *5	—	<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑩は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-⑩と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																
名称		燃料送出しピット (7116-V901)	燃料送出しピット (7116-V901) *1																																																
主要 寸法	種類	水プール式	変更なし																																																
	たて	20.40 <sup>*2</sup>																																																	
	横	13.80 <sup>*2</sup>																																																	
	深さ	11.85 <sup>*2</sup>																																																	
	ライニング板厚さ	4.0 <sup>*2</sup>																																																	
	主要材料 (ライニング) *3	SUS304																																																	
	個数	1																																																	
	系統名 (ライン名)	燃料送出し設備*																																																	
取 付 箇 所	設置床	—	—																																																
	溢水防護上の区画番号	— *4	—																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	— *4	—																																																
	化学薬品防護上の区画番号	— *5	—																																																
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	— *5	—																																																

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																										
<p>バスケット ハ(2)(i)(b)-⑪</p> <p>1式</p>	<p>c. バスケット**</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>BWR燃料用バスケット</th> <th>PWR燃料用バスケット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td>たて置バスケット式</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間距離</td> <td>約21.3cm</td> <td>約35.0cm</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>9体/基</td> <td>4体/基</td> </tr> <tr> <td>主 要 材 料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ(2)(i)(b)-⑪</p>	名称	BWR燃料用バスケット	PWR燃料用バスケット	種 類	たて置バスケット式	たて置バスケット式	基 数	15	15	バスケット格子の中心間距離	約21.3cm	約35.0cm	容 量	9体/基	4体/基	主 要 材 料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)</th> <th>BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">臨界管理*3</td> <td>種類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt% 3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm 198.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個 9</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm 213*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm 152×152*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm 4800*5</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm 5.6(6.0*2)*8</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>2</td> <td rowspan="8">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="2">*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)</th> <th>PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">臨界管理*3</td> <td>種類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt% 3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm 347.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個 4</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm 350*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm 228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm 4800*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm 5.6(6.0*2)*8</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>2</td> <td rowspan="8">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="2">*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</td> </tr> </tbody> </table>	名称		変更前	変更後			BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)	BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1	臨界管理*3	種類	たて置バスケット式	変更なし	核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm 198.5	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	主要寸法	容量	体/個 9	変更なし	格子の中心間距離	mm 213*2	内のり	mm 152×152*2	高さ*4	mm 4800*5	厚さ	mm 5.6(6.0*2)*8	主要材料*5	SUS304TKA	取付箇所	個数	2	変更なし	系統名(ライン名)	-	設置床	-	溢水防護上の区画番号	-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	化学薬品防護上の区画番号	-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	注記	*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		名称		変更前	変更後			PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)	PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1	臨界管理*3	種類	たて置バスケット式	変更なし	核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm 347.5	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	主要寸法	容量	体/個 4	変更なし	格子の中心間距離	mm 350*2	内のり	mm 228×228*2	高さ*4	mm 4800*2	厚さ	mm 5.6(6.0*2)*8	主要材料*5	SUS304TKA	取付箇所	個数	2	変更なし	系統名(ライン名)	-	設置床	-	溢水防護上の区画番号	-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	化学薬品防護上の区画番号	-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	注記	*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑪は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-⑪を具体的に記載しており整合している。</p>	
名称	BWR燃料用バスケット	PWR燃料用バスケット																																																																																																																												
種 類	たて置バスケット式	たて置バスケット式																																																																																																																												
基 数	15	15																																																																																																																												
バスケット格子の中心間距離	約21.3cm	約35.0cm																																																																																																																												
容 量	9体/基	4体/基																																																																																																																												
主 要 材 料	ステンレス鋼	ステンレス鋼																																																																																																																												
名称		変更前	変更後																																																																																																																											
		BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)	BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1																																																																																																																											
臨界管理*3	種類	たて置バスケット式	変更なし																																																																																																																											
	核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値		wt% 3.5																																																																																																																										
		バスケット格子の中心間最小距離		mm 198.5																																																																																																																										
上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値		mm 300																																																																																																																												
主要寸法	容量	体/個 9	変更なし																																																																																																																											
	格子の中心間距離	mm 213*2																																																																																																																												
	内のり	mm 152×152*2																																																																																																																												
	高さ*4	mm 4800*5																																																																																																																												
	厚さ	mm 5.6(6.0*2)*8																																																																																																																												
	主要材料*5	SUS304TKA																																																																																																																												
取付箇所	個数	2	変更なし																																																																																																																											
	系統名(ライン名)	-																																																																																																																												
	設置床	-																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	-																																																																																																																												
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																												
	化学薬品防護上の区画番号	-																																																																																																																												
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																												
	注記	*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。																																																																																																																												
名称		変更前	変更後																																																																																																																											
		PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)	PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1																																																																																																																											
臨界管理*3	種類	たて置バスケット式	変更なし																																																																																																																											
	核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値		wt% 3.5																																																																																																																										
		バスケット格子の中心間最小距離		mm 347.5																																																																																																																										
上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値		mm 300																																																																																																																												
主要寸法	容量	体/個 4	変更なし																																																																																																																											
	格子の中心間距離	mm 350*2																																																																																																																												
	内のり	mm 228×228*2																																																																																																																												
	高さ*4	mm 4800*2																																																																																																																												
	厚さ	mm 5.6(6.0*2)*8																																																																																																																												
	主要材料*5	SUS304TKA																																																																																																																												
取付箇所	個数	2	変更なし																																																																																																																											
	系統名(ライン名)	-																																																																																																																												
	設置床	-																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	-																																																																																																																												
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																												
	化学薬品防護上の区画番号	-																																																																																																																												
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																																																												
	注記	*1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。																																																																																																																												

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																											
<p>バスケット ハ(2)(i)(b)-⑪</p> <p>1式</p>	<p>c. バスケット**</p> <table border="1" data-bbox="890 346 1498 630"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>BWR燃料用バスケット</th> <th>PWR燃料用バスケット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td>たて置バスケット式</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間距離</td> <td>約21.3cm</td> <td>約35.0cm</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>9体/基</td> <td>4体/基</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table>	名称	BWR燃料用バスケット	PWR燃料用バスケット	項目			種類	たて置バスケット式	たて置バスケット式	基数	15	15	バスケット格子の中心間距離	約21.3cm	約35.0cm	容量	9体/基	4体/基	主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼	<table border="1" data-bbox="1558 283 2107 840"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">BWR燃料用バスケット (7116-M0105/M0115) *1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理 核的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>198.5*2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>9</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>213*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>4800*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>5.6(6.0*2)**</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td>SUS304TKA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料の貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備のうち臨界防止設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備のため「-」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備のため「-」とする。 *8: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1071 2107 1627"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">PWR燃料用バスケット (7116-M0203/M0215) *1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>たて置バスケット式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理 核的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>347.5*2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>4</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>350*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>4800*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>5.6(6.0*2)**</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td>SUS304TKA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料の貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備のうち臨界防止設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備のため「-」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備のため「-」とする。 *8: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前	変更後	BWR燃料用バスケット (7116-M0105/M0115) *1				種類	たて置バスケット式			臨界管理 核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5*2	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	容量	体/個	9	変更なし	主要寸法	格子の中心間距離	mm	213*2	内のり	mm	152×152*2	高さ*4	mm	4800*2	厚さ	mm	5.6(6.0*2)**	主要材料*5		SUS304TKA		個数		13		系統名(ライン名)				取付箇所	設置床			溢水防護上の区画番号			溢水防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ			名称		変更前	変更後	PWR燃料用バスケット (7116-M0203/M0215) *1				種類	たて置バスケット式			臨界管理 核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm	347.5*2	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	容量	体/個	4	変更なし	主要寸法	格子の中心間距離	mm	350*2	内のり	mm	228×228*2	高さ*4	mm	4800*2	厚さ	mm	5.6(6.0*2)**	主要材料*5		SUS304TKA		個数		13		系統名(ライン名)				取付箇所	設置床			溢水防護上の区画番号			溢水防護上の配慮が必要な高さ			化学薬品防護上の区画番号			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ			<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑪は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-⑪を具体的に記載しており整合している。</p>	
名称	BWR燃料用バスケット	PWR燃料用バスケット																																																																																																																																																													
項目																																																																																																																																																															
種類	たて置バスケット式	たて置バスケット式																																																																																																																																																													
基数	15	15																																																																																																																																																													
バスケット格子の中心間距離	約21.3cm	約35.0cm																																																																																																																																																													
容量	9体/基	4体/基																																																																																																																																																													
主要材料	ステンレス鋼	ステンレス鋼																																																																																																																																																													
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																												
BWR燃料用バスケット (7116-M0105/M0115) *1																																																																																																																																																															
種類	たて置バスケット式																																																																																																																																																														
臨界管理 核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																																												
	バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5*2																																																																																																																																																												
	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																																												
容量	体/個	9	変更なし																																																																																																																																																												
主要寸法	格子の中心間距離	mm	213*2																																																																																																																																																												
	内のり	mm	152×152*2																																																																																																																																																												
	高さ*4	mm	4800*2																																																																																																																																																												
	厚さ	mm	5.6(6.0*2)**																																																																																																																																																												
主要材料*5		SUS304TKA																																																																																																																																																													
個数		13																																																																																																																																																													
系統名(ライン名)																																																																																																																																																															
取付箇所	設置床																																																																																																																																																														
	溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																												
PWR燃料用バスケット (7116-M0203/M0215) *1																																																																																																																																																															
種類	たて置バスケット式																																																																																																																																																														
臨界管理 核的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																																												
	バスケット格子の中心間最小距離	mm	347.5*2																																																																																																																																																												
	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																																												
容量	体/個	4	変更なし																																																																																																																																																												
主要寸法	格子の中心間距離	mm	350*2																																																																																																																																																												
	内のり	mm	228×228*2																																																																																																																																																												
	高さ*4	mm	4800*2																																																																																																																																																												
	厚さ	mm	5.6(6.0*2)**																																																																																																																																																												
主要材料*5		SUS304TKA																																																																																																																																																													
個数		13																																																																																																																																																													
系統名(ライン名)																																																																																																																																																															
取付箇所	設置床																																																																																																																																																														
	溢水防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ																																																																																																																																																														

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																													
<p>バスケット仮置き架台 1式 ハ(2)(i)(b)-⑫</p>	<p>b. バスケット仮置き架台* 種類 水平挿入ラック式 容量 バスケット 34 基 主要材料 ステンレス鋼</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)</th> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)</th> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)</th> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)*1</th> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)*1</th> <th>バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="6">水平挿入ラック式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>5</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>バスケット仮置き架台の中心間距離</td> <td colspan="4">mm 960*2</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ*3</td> <td colspan="4">mm 2950*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料*4</td> <td>個数</td> <td colspan="4">SUS304TKA</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="4">1 2 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td colspan="4">FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)</th> <th>水平挿入ラック式</th> <th>バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)</th> <th>水平挿入ラック式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="4">水平挿入ラック式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>15</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>バスケット仮置き架台の中心間距離</td> <td>mm 960*1*6</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ*2</td> <td>mm 2950*1</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料*3</td> <td>個数</td> <td colspan="3">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="3">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td colspan="3">FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="3">- *4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="3">- *4</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="3">- *5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="3">- *5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *4: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *6: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前			変更後			バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)*1	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)*1	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)*1	種類	水平挿入ラック式						容量	体/個	6	4	5	変更なし		主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	mm 960*2				変更なし	高さ*3	mm 2950*2				主要材料*4	個数	SUS304TKA				変更なし	系統名(ライン名)	1 2 1				取付箇所	設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7				変更なし	溢水防護上の区画番号	- *5				溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *5				化学薬品防護上の区画番号	- *6				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *6				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *6				名称	変更前		変更後		バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)	水平挿入ラック式	バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)	水平挿入ラック式	種類	水平挿入ラック式				容量	体/個	15	変更なし		主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	mm 960*1*6	変更なし		高さ*2	mm 2950*1	変更なし		主要材料*3	個数	SUS304TKA			系統名(ライン名)	1			取付箇所	設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*6			溢水防護上の区画番号	- *4			溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *4			化学薬品防護上の区画番号	- *5			化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *5			<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑫は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-⑫を具体的に記載しており整合している。</p>	
名称	変更前			変更後																																																																																																																																													
	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0302)*1	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0303, M0304)*1	バスケット仮置き架台(実入り用) (7116-M0305)*1																																																																																																																																											
種類	水平挿入ラック式																																																																																																																																																
容量	体/個	6	4	5	変更なし																																																																																																																																												
主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	mm 960*2				変更なし																																																																																																																																											
	高さ*3	mm 2950*2																																																																																																																																															
主要材料*4	個数	SUS304TKA				変更なし																																																																																																																																											
	系統名(ライン名)	1 2 1																																																																																																																																															
取付箇所	設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7				変更なし																																																																																																																																											
	溢水防護上の区画番号	- *5																																																																																																																																															
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *5																																																																																																																																															
	化学薬品防護上の区画番号	- *6																																																																																																																																															
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *6																																																																																																																																															
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *6																																																																																																																																															
名称	変更前		変更後																																																																																																																																														
	バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)	水平挿入ラック式	バスケット仮置き架台(空用) (7116-M0301)	水平挿入ラック式																																																																																																																																													
種類	水平挿入ラック式																																																																																																																																																
容量	体/個	15	変更なし																																																																																																																																														
主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	mm 960*1*6	変更なし																																																																																																																																														
	高さ*2	mm 2950*1	変更なし																																																																																																																																														
主要材料*3	個数	SUS304TKA																																																																																																																																															
	系統名(ライン名)	1																																																																																																																																															
取付箇所	設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*6																																																																																																																																															
	溢水防護上の区画番号	- *4																																																																																																																																															
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *4																																																																																																																																															
	化学薬品防護上の区画番号	- *5																																																																																																																																															
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *5																																																																																																																																															

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																
<p>バスケット取扱装置 1台</p> <p>ハ(2)(i)(b)-13</p>	<p>d. バスケット取扱装置</p> <p>種類 床面走行橋形</p> <p>台数 1</p> <p>容量 バスケット1基</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>バスケット取扱装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>床面走行橋形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主ホイスト</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行レール間距離</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>ブリッジ幅</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン高さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横行レール間距離</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トロリ全長*2</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トロリ高さ*2</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ガード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>燃料送出し設備*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-*4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-*5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-*5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成6年7月22日6案(核規)第220号にて認可された設工認申請書の添付図面「バスケット取扱装置 構造図」による。  *3: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *4: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。  *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。</p>			変更前	変更後	名称		バスケット取扱装置		種類		床面走行橋形		容量	主ホイスト			走行レール間距離	mm		主要寸法	ブリッジ幅	mm		クレーン高さ	mm		横行レール間距離	mm		トロリ全長*2	mm		トロリ高さ*2	mm		主要材料	ガード			個数		1		系統名(ライン名)		燃料送出し設備*3		設置床		FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*3		取付箇所	溢水防護上の区画番号	-*4	-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*4	-	化学薬品防護上の区画番号	-*5	-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*5	-	<p>設工認のハ(2)(i)(b)-13は事業変更許可申請書(本文)のハ(2)(i)(b)-13と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																	
名称		バスケット取扱装置																																																																		
種類		床面走行橋形																																																																		
容量	主ホイスト																																																																			
	走行レール間距離	mm																																																																		
主要寸法	ブリッジ幅	mm																																																																		
	クレーン高さ	mm																																																																		
	横行レール間距離	mm																																																																		
	トロリ全長*2	mm																																																																		
	トロリ高さ*2	mm																																																																		
主要材料	ガード																																																																			
個数		1																																																																		
系統名(ライン名)		燃料送出し設備*3																																																																		
設置床		FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*3																																																																		
取付箇所	溢水防護上の区画番号	-*4	-																																																																	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*4	-																																																																	
	化学薬品防護上の区画番号	-*5	-																																																																	
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*5	-																																																																	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																		
<p>バスケット搬送機 2台 (1台/系列)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(b)-⑭</span></p>	<p>e. バスケット搬送機            種類 軌道走行形            台数 2 (1台/系列×2系列)            容量 バスケット1基/台</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>バスケット搬送機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>軌道走行型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>走行架台高さ</td> <td>mm</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>走行架台奥行き</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>走行レールスパン</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>走行架台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>燃料送出し設備*4</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。            *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「バスケット搬送機 A, B」と記載。            *3: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成6年7月22日6案(核規)第220号にて認可された設工認申請書の添付図面「バスケット搬送機 A, B 構造図」による。            *4: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。            *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p>			変更前	変更後	名称		バスケット搬送機		種類	—	軌道走行型		容量	—			主要寸法	走行架台高さ	mm	変更なし	走行架台奥行き	mm	走行レールスパン	mm	主要材料	走行架台	—		取付箇所	個数	—	2	系統名(ライン名)	—	燃料送出し設備*4	設置床	—	FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*4	溢水防護上の区画番号	—	—*5	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*5	化学薬品防護上の区画番号	—	—*6	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(b)-⑭</span>は事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(i)(b)-⑭</span>と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																			
名称		バスケット搬送機																																																				
種類	—	軌道走行型																																																				
容量	—																																																					
主要寸法	走行架台高さ	mm	変更なし																																																			
	走行架台奥行き	mm																																																				
	走行レールスパン	mm																																																				
主要材料	走行架台	—																																																				
取付箇所	個数	—	2																																																			
	系統名(ライン名)	—	燃料送出し設備*4																																																			
	設置床	—	FA-Y0404 T.M.S.L 55.30*4																																																			
	溢水防護上の区画番号	—	—*5																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*5																																																			
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*6																																																			
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																				

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																				
<p>プール水浄化・冷却設備 1式</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑮</p> <p>熱交換器 3基</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑯</p> <p>容量 約1.8×10<sup>7</sup>kcal/h/基</p>	<p>(4) プール水浄化・冷却設備*</p> <p>a. プール水冷却系</p> <p>(a) 熱交換器</p> <p>種類 たて置U字管式</p> <p>基数 3 (うち1基は予備)</p> <p>容量 約1.8×10<sup>7</sup>kcal/h/基</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>プール水冷却系熱交換器 (7121, H71, H72, H73) *2</td> <td>たて置U字管式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>設計熱交換量*3</td> <td>kW/個*8</td> <td>2.09×10<sup>4</sup>以上 (2.09×10<sup>4</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力</td> <td>管側</td> <td>MPa*8</td> <td>1.18</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>MPa*8</td> <td>1.37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用温度</td> <td>管側</td> <td>°C</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>°C</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td>1213以上 (1213*1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td rowspan="7">管側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>2200*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>26.3 (28.0*1)</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>19.5 (25.0*1)</td> </tr> <tr> <td>鏡板長径</td> <td>mm</td> <td>2200*1*7</td> </tr> <tr> <td>鏡板短径の2分の1</td> <td>mm</td> <td>550*1*7</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径</td> <td>mm</td> <td>548.0*1*7</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ</td> <td>mm</td> <td>29.5*1*7</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">胴側</td> <td>出口管台外径</td> <td>mm</td> <td>548.0*1*7</td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ</td> <td>mm</td> <td>29.5*1*7</td> </tr> <tr> <td>フランジ厚さ</td> <td>mm</td> <td>103.5 (110*1)</td> </tr> <tr> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>2200*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>27.0 (28.0*1)</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>23.4 (28.0*1)</td> </tr> <tr> <td>鏡板長径</td> <td>mm</td> <td>2200*1*7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>157.5 (159.0*1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>19.0*1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.7 (1.2*1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ*4</td> <td>mm</td> <td>8254*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要材料</td> <td rowspan="2">管側</td> <td>胴板</td> <td>-</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>-</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">胴側</td> <td>フランジ</td> <td>-</td> <td>SUSF304*7</td> </tr> <tr> <td>胴板</td> <td>-</td> <td>SGV410</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>-</td> <td>SGV410</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板</td> <td>-</td> <td>SF440A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管</td> <td>-</td> <td>SUS304TB</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>-</td> <td>3 (予備1) *5</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更なし</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑮</p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑯</p> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名(ライン名)</th> <th colspan="3">プール水冷却系*7</th> </tr> <tr> <th>A系</th> <th>B系</th> <th>C系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置床</td> <td>FA-R0217</td> <td>FA-R0219</td> <td>FA-R0218</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="3">T.M.S.L. 47.00m*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="3">- *6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>A系 FA-1-23</td> <td>B系 FA-1-25</td> <td>C系 FA-1-24</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="3">T.M.S.L. 42.00m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>*1: 公称値を示す。</p> <p>*2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「プール水冷却系熱交換器 A, B, C (7121-H71, H72, H73)」と記載。</p> <p>*3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「容量 (設計熱交換量)」と記載。</p> <p>*4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。</p> <p>*5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「3 (内1個予備)」と記載。</p> <p>*6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。</p> <p>*7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*8: SI 単位に換算したもの。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	名称		変更前	変更後	種類		プール水冷却系熱交換器 (7121, H71, H72, H73) *2	たて置U字管式	容量	設計熱交換量*3	kW/個*8	2.09×10 <sup>4</sup> 以上 (2.09×10 <sup>4</sup> )	最高使用圧力	管側	MPa*8	1.18	胴側	MPa*8	1.37	最高使用温度	管側	°C	65	胴側	°C	70	伝熱面積		m <sup>2</sup> /個	1213以上 (1213*1)	主要寸法	管側	胴内径	mm	2200*1	胴板厚さ	mm	26.3 (28.0*1)	鏡板厚さ	mm	19.5 (25.0*1)	鏡板長径	mm	2200*1*7	鏡板短径の2分の1	mm	550*1*7	入口管台外径	mm	548.0*1*7	入口管台厚さ	mm	29.5*1*7	胴側	出口管台外径	mm	548.0*1*7	出口管台厚さ	mm	29.5*1*7	フランジ厚さ	mm	103.5 (110*1)	胴内径	mm	2200*1	胴板厚さ	mm	27.0 (28.0*1)	鏡板厚さ	mm	23.4 (28.0*1)	鏡板長径	mm	2200*1*7	管板厚さ		mm	157.5 (159.0*1)	伝熱管外径		mm	19.0*1	伝熱管厚さ		mm	0.7 (1.2*1)	高さ*4		mm	8254*1	主要材料	管側	胴板	-	SUS304	鏡板	-	SUS304	胴側	フランジ	-	SUSF304*7	胴板	-	SGV410	鏡板	-	SGV410	管板		-	SF440A	伝熱管		-	SUS304TB	個数		-	3 (予備1) *5	系統名(ライン名)	プール水冷却系*7			A系	B系	C系	設置床	FA-R0217	FA-R0219	FA-R0218	溢水防護上の区画番号	T.M.S.L. 47.00m*7			溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *6			化学薬品防護上の区画番号	A系 FA-1-23	B系 FA-1-25	C系 FA-1-24	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	T.M.S.L. 42.00m以上			<p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑮は、事業変更許可申請書 (本文) のハ(2)(i)(b)-⑮を具体的に記載しており整合している。</p> <p>1.8×10<sup>7</sup>kcal/h=2.09×10<sup>4</sup>kW</p> <p>設工認のハ(2)(i)(b)-⑯は事業変更許可申請書 (本文) のハ(2)(i)(b)-⑯と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「プール水浄化・冷却設備」のうち、プール水浄化系は、本設工認の対象外である。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																					
種類		プール水冷却系熱交換器 (7121, H71, H72, H73) *2	たて置U字管式																																																																																																																																																					
容量	設計熱交換量*3	kW/個*8	2.09×10 <sup>4</sup> 以上 (2.09×10 <sup>4</sup> )																																																																																																																																																					
最高使用圧力	管側	MPa*8	1.18																																																																																																																																																					
	胴側	MPa*8	1.37																																																																																																																																																					
最高使用温度	管側	°C	65																																																																																																																																																					
	胴側	°C	70																																																																																																																																																					
伝熱面積		m <sup>2</sup> /個	1213以上 (1213*1)																																																																																																																																																					
主要寸法	管側	胴内径	mm	2200*1																																																																																																																																																				
		胴板厚さ	mm	26.3 (28.0*1)																																																																																																																																																				
		鏡板厚さ	mm	19.5 (25.0*1)																																																																																																																																																				
		鏡板長径	mm	2200*1*7																																																																																																																																																				
		鏡板短径の2分の1	mm	550*1*7																																																																																																																																																				
		入口管台外径	mm	548.0*1*7																																																																																																																																																				
		入口管台厚さ	mm	29.5*1*7																																																																																																																																																				
	胴側	出口管台外径	mm	548.0*1*7																																																																																																																																																				
		出口管台厚さ	mm	29.5*1*7																																																																																																																																																				
		フランジ厚さ	mm	103.5 (110*1)																																																																																																																																																				
		胴内径	mm	2200*1																																																																																																																																																				
		胴板厚さ	mm	27.0 (28.0*1)																																																																																																																																																				
		鏡板厚さ	mm	23.4 (28.0*1)																																																																																																																																																				
		鏡板長径	mm	2200*1*7																																																																																																																																																				
管板厚さ		mm	157.5 (159.0*1)																																																																																																																																																					
伝熱管外径		mm	19.0*1																																																																																																																																																					
伝熱管厚さ		mm	0.7 (1.2*1)																																																																																																																																																					
高さ*4		mm	8254*1																																																																																																																																																					
主要材料	管側	胴板	-	SUS304																																																																																																																																																				
		鏡板	-	SUS304																																																																																																																																																				
	胴側	フランジ	-	SUSF304*7																																																																																																																																																				
		胴板	-	SGV410																																																																																																																																																				
		鏡板	-	SGV410																																																																																																																																																				
管板		-	SF440A																																																																																																																																																					
伝熱管		-	SUS304TB																																																																																																																																																					
個数		-	3 (予備1) *5																																																																																																																																																					
系統名(ライン名)	プール水冷却系*7																																																																																																																																																							
	A系	B系	C系																																																																																																																																																					
設置床	FA-R0217	FA-R0219	FA-R0218																																																																																																																																																					
溢水防護上の区画番号	T.M.S.L. 47.00m*7																																																																																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *6																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の区画番号	A系 FA-1-23	B系 FA-1-25	C系 FA-1-24																																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	T.M.S.L. 42.00m以上																																																																																																																																																							

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																	
<p>補給水設備 <span style="float: right;">1式</span></p> <p>ハ(2)(i)(b)-⑱</p>	<p>(5) 補給水設備*</p> <p>a. 補給水槽</p> <p style="margin-left: 20px;">種類           ライニング槽</p> <p style="margin-left: 20px;">基数           1</p> <p style="margin-left: 20px;">容量           約 500m<sup>3</sup></p>  <p>注) *印の設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。            **印の設備のうち一部は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>補給水槽 (7122-701)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>ライニング槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>65**</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>552以上 (552*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>11.9*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>7.6*1</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>7.8*1</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>3.0 (4.0*1)</td> </tr> <tr> <td>主要材料 (ライニング) *2</td> <td></td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>補給水設備*6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>*4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>*4</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>*5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>*5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。            *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。            *3: ライニング構造設備のため「-」とする。            *4: 溢水防護機能を要求されない設備のため「-」とする。            *5: 化学薬品防護機能を要求されない設備のため「-」とする。            *6: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p>			変更前	変更後	名称		補給水槽 (7122-701)		種類		ライニング槽		最高使用圧力		MPa	静水頭	最高使用温度		℃	65**	容量		m <sup>3</sup> /個	552以上 (552*)	主要寸法	たて	m	11.9*1	横	m	7.6*1	深さ	m	7.8*1	ライニング板厚さ	mm	3.0 (4.0*1)	主要材料 (ライニング) *2		SUS304	総数		1		系統名(ライン名)		補給水設備*6		設置床				取付箇所	溢水防護上の区画番号	-	*4	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	*4	化学薬品防護上の区画番号	-	*5	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	*5	<p>設工認のハ(2)(i)(b) ⑱は、事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(i)(b)-⑱を具体的に記載しており整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																		
名称		補給水槽 (7122-701)																																																																			
種類		ライニング槽																																																																			
最高使用圧力		MPa	静水頭																																																																		
最高使用温度		℃	65**																																																																		
容量		m <sup>3</sup> /個	552以上 (552*)																																																																		
主要寸法	たて	m	11.9*1																																																																		
	横	m	7.6*1																																																																		
	深さ	m	7.8*1																																																																		
	ライニング板厚さ	mm	3.0 (4.0*1)																																																																		
	主要材料 (ライニング) *2		SUS304																																																																		
総数		1																																																																			
系統名(ライン名)		補給水設備*6																																																																			
設置床																																																																					
取付箇所	溢水防護上の区画番号	-	*4																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	*4																																																																		
	化学薬品防護上の区画番号	-	*5																																																																		
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	*5																																																																		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																														
<p>(ii) 重大事故等対処設備</p> <p>(a) 代替注水設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型中型移送ポンプ（燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備） <u>3台</u></p> <p><u>（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</u></p> <p>容 量 約 240m<sup>3</sup>/h/台</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(a)-①</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(a)-①</span></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>—</td> <td>可搬型中型移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>うず巻形 160以上(240<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>0.47以上(0.8<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">ボ ン プ 主 要 寸 法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>160<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>160<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>467<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>213<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>195<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>全長</td> <td>mm</td> <td>4750<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>全幅</td> <td>mm</td> <td>2360<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主 要 材 料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td>アルミ青銅合金</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原 動 機</td> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>角形</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃 料 タ ン ク</td> <td>容量</td> <td>L/個</td> <td>100以上(125<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料</td> <td>—</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2）*3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所</td> <td>—</td> <td>保管場所： ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L.約55.00m及びT.M.S.L. 約57.50m(1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(1)(ii)(a)-⑦</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(a)-①</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約48.50m(2台)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所：</td> <td></td> <td>・屋外 第1貯水槽付近 T.M.S.L. 約55.00m(1台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値を示す。 *3：燃料タンクの個数は可搬型中型移送ポンプ1台あたり1個。</p>	名称		変更前	変更後	種類		—	可搬型中型移送ポンプ	容量		m <sup>3</sup> /h/個	うず巻形 160以上(240 <sup>*1</sup> )	吐出圧力		MPa	0.47以上(0.8 <sup>*1</sup> )	最高使用圧力*2		MPa	1.4	最高使用温度*2		℃	40	ボ ン プ 主 要 寸 法	吸込口径	mm	160 <sup>*1</sup>	吐出口径	mm	160 <sup>*1</sup>	たて	mm	467 <sup>*1</sup>	横	mm	213 <sup>*1</sup>	高さ	mm	195 <sup>*1</sup>	全長	mm	4750 <sup>*1</sup>	全幅	mm	2360 <sup>*1</sup>	主 要 材 料	ケーシング	—	アルミ青銅合金	種類	—	ディーゼル機関	原 動 機	出力	kW/個	147	種類	—	角形	燃 料 タ ン ク	容量	L/個	100以上(125 <sup>*1</sup> )	最高使用圧力*2	MPa	静水頭	最高使用温度*2	℃	40	主要材料		—	ステンレス鋼	個数		—	3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2）*3	取付箇所		—	保管場所： ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L.約55.00m及びT.M.S.L. 約57.50m(1台)	名称		変更前	変更後				・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約48.50m(2台)	取付箇所：			・屋外 第1貯水槽付近 T.M.S.L. 約55.00m(1台)	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(a)-①</span>は事業変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(a)-①</span>と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																															
種類		—	可搬型中型移送ポンプ																																																																																															
容量		m <sup>3</sup> /h/個	うず巻形 160以上(240 <sup>*1</sup> )																																																																																															
吐出圧力		MPa	0.47以上(0.8 <sup>*1</sup> )																																																																																															
最高使用圧力*2		MPa	1.4																																																																																															
最高使用温度*2		℃	40																																																																																															
ボ ン プ 主 要 寸 法	吸込口径	mm	160 <sup>*1</sup>																																																																																															
	吐出口径	mm	160 <sup>*1</sup>																																																																																															
	たて	mm	467 <sup>*1</sup>																																																																																															
	横	mm	213 <sup>*1</sup>																																																																																															
	高さ	mm	195 <sup>*1</sup>																																																																																															
	全長	mm	4750 <sup>*1</sup>																																																																																															
	全幅	mm	2360 <sup>*1</sup>																																																																																															
主 要 材 料	ケーシング	—	アルミ青銅合金																																																																																															
	種類	—	ディーゼル機関																																																																																															
原 動 機	出力	kW/個	147																																																																																															
	種類	—	角形																																																																																															
燃 料 タ ン ク	容量	L/個	100以上(125 <sup>*1</sup> )																																																																																															
	最高使用圧力*2	MPa	静水頭																																																																																															
	最高使用温度*2	℃	40																																																																																															
主要材料		—	ステンレス鋼																																																																																															
個数		—	3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2）*3																																																																																															
取付箇所		—	保管場所： ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L.約55.00m及びT.M.S.L. 約57.50m(1台)																																																																																															
名称		変更前	変更後																																																																																															
			・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約48.50m(2台)																																																																																															
取付箇所：			・屋外 第1貯水槽付近 T.M.S.L. 約55.00m(1台)																																																																																															

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																								
<p>可搬型建屋外ホース 1式  <math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-②</math>                      可搬型建屋内ホース 1式  <math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-③</math></p>	<p><b>整合性</b>                      設工認の<math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-②</math>は、事業変更許可申請書（本文）の<math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-②</math>を具体的に記載しており整合している。</p> <p><b>整合性</b>                      設工認の<math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-③</math>は、事業変更許可申請書（本文）の<math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-③</math>を具体的に記載しており整合している。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">変更前</th> <th colspan="7">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> <th>個数</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-②</math></td> <td>1.4<sup>*1</sup></td> <td>40<sup>*1</sup></td> <td>150A<sup>*2</sup></td> <td>—<sup>*3</sup></td> <td>ポリエステル、ポリウレタン</td> <td>660(予備として故障時のバックアップを330)<sup>*4</sup></td> <td>                     保管場所：                      ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m 及び T.M.S.L. 約 57.50m (330本)                      ・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (330本)                      取付箇所：                      ・屋外 可搬型中型移送ポンプ(第1貯水槽付近) T.M.S.L. 約 55.00m ~ 屋外 可搬型建屋内ホース(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側) T.M.S.L. 約 55.00m (330本<sup>*5</sup>)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。                      *2: メーカーにて規定する呼称を示す。                      *3: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。                      *4: 必要本数 330本(3m: 65本, 5m: 47本, 20m: 218本)及びこれらと同数の予備の数量を示す。                      *5: 最長の敷設ルートである「可搬型中型移送ポンプ(第1貯水槽付近)~可搬型建屋内ホース(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側)」に敷設した場合(3m: 65本, 5m: 47本, 20m: 218本)の数量を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">変更前</th> <th colspan="7">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><math>\text{ハ}(2)(ii)(a)-③</math></td> <td>1.4<sup>*1</sup></td> <td>40<sup>*1</sup></td> <td>150A<sup>*2</sup></td> <td>—<sup>*3</sup></td> <td>ポリエステル、ポリウレタン</td> <td>3<sup>*4</sup> 予備として故障時のバックアップを3)</td> <td>                     保管場所：                      ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m (3本)                      ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (3本)                      取付箇所：                      使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側                      可搬型建屋外ホース T.M.S.L. 約 55.00m ~ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L. 55.30m (3本<sup>*5</sup>)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。                      *2: メーカーにて規定する呼び径を示す。                      *3: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。                      *4: 必要本数 3本(20m: 3本)及びこれらと同数の予備の数量を示す。                      *5: 最長のルートである「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側 可搬型建屋外ホース~使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 燃料貯蔵プール等」に敷設した場合(20m: 3本)の数量を示す。</p>	変更前							変更後							名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所								$\text{ハ}(2)(ii)(a)-②$	1.4 <sup>*1</sup>	40 <sup>*1</sup>	150A <sup>*2</sup>	— <sup>*3</sup>	ポリエステル、ポリウレタン	660(予備として故障時のバックアップを330) <sup>*4</sup>	保管場所： ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m 及び T.M.S.L. 約 57.50m (330本) ・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (330本) 取付箇所： ・屋外 可搬型中型移送ポンプ(第1貯水槽付近) T.M.S.L. 約 55.00m ~ 屋外 可搬型建屋内ホース(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側) T.M.S.L. 約 55.00m (330本 <sup>*5</sup> )	変更前							変更後							名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所								$\text{ハ}(2)(ii)(a)-③$	1.4 <sup>*1</sup>	40 <sup>*1</sup>	150A <sup>*2</sup>	— <sup>*3</sup>	ポリエステル、ポリウレタン	3 <sup>*4</sup> 予備として故障時のバックアップを3)	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m (3本) ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (3本) 取付箇所： 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側 可搬型建屋外ホース T.M.S.L. 約 55.00m ~ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L. 55.30m (3本 <sup>*5</sup> )		
変更前							変更後																																																																																					
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所																																																																														
							$\text{ハ}(2)(ii)(a)-②$	1.4 <sup>*1</sup>	40 <sup>*1</sup>	150A <sup>*2</sup>	— <sup>*3</sup>	ポリエステル、ポリウレタン	660(予備として故障時のバックアップを330) <sup>*4</sup>	保管場所： ・外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m 及び T.M.S.L. 約 57.50m (330本) ・外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (330本) 取付箇所： ・屋外 可搬型中型移送ポンプ(第1貯水槽付近) T.M.S.L. 約 55.00m ~ 屋外 可搬型建屋内ホース(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側) T.M.S.L. 約 55.00m (330本 <sup>*5</sup> )																																																																														
変更前							変更後																																																																																					
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所																																																																														
							$\text{ハ}(2)(ii)(a)-③$	1.4 <sup>*1</sup>	40 <sup>*1</sup>	150A <sup>*2</sup>	— <sup>*3</sup>	ポリエステル、ポリウレタン	3 <sup>*4</sup> 予備として故障時のバックアップを3)	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア T.M.S.L. 約 55.00m (3本) ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア T.M.S.L. 約 48.50m (3本) 取付箇所： 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側又は南側 可搬型建屋外ホース T.M.S.L. 約 55.00m ~ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L. 55.30m (3本 <sup>*5</sup> )																																																																														

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																												
<p>(b) スプレイ設備                      [可搬型重大事故等対処設備]                      可搬型建屋内ホース 1式                      ハ(2)(ii)(b)-①                      可搬型スプレイヘッド 24基                      (予備として故障時のバックアップを12基) ハ(2)(ii)(b)-②</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>整合性</b>                              設工認のハ(2)(ii)(b)-①は、事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(b)-①を具体的に記載しており整合している。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>整合性</b>                              設工認のハ(2)(ii)(b)-②は、事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(b)-②と同義であり整合している。</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7">変更前</th> <th colspan="7">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプレイ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>スプレイ用20m可搬型建屋内ホース</td> <td>1.4*</td> <td>40*</td> <td>150A*</td> <td>-*</td> <td>ポリエステル、ポリウレタン</td> <td>14**</td> <td>                     保管場所：                      ・屋外 外部保管エリア1                      屋外エリア (14本) T.M.S.L.約55.00m                      ・屋外 外部保管エリア2                      屋外エリア (14本)                      T.M.S.L.約48.50m                      取付箇所：                      (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m                      (予備として故障時及び機除外時のバックアップを) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m                      (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m                      又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m (14本*)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。                      *2: メーカーにて規定する呼び径を示す。                      *3: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び規準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。                      *4: 必要本数14本(20m:14本)及びこれらと同数の予備の数量を示す。                      *5: 最長のルートである「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側 放水設備の可搬型建屋外ホース→使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A)」に敷設した場合(20m:14本)の数量を示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="7">変更前</th> <th colspan="7">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>主要材料</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプレイ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型スプレイヘッド</td> <td>1.4*</td> <td>40*</td> <td>65A**</td> <td>-*</td> <td>AC4CH</td> <td>12**</td> <td>                     保管場所：                      ・屋外 外部保管エリア1                      屋外エリア (12基)                      T.M.S.L.約55.00m                      ・屋外 外部保管エリア2                      屋外エリア (12基)                      T.M.S.L.約48.50m                      取付箇所：                      (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m                      又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m                      ~                      使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L.55.30m (12基*)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。                      *2: メーカーにて規定する呼び径を示す。                      *3: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び規準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。                      *4: 必要本数12基及びこれらと同数の予備の数量を示す。                      *5: 燃料貯蔵プール等の付近に敷設した場合(燃料仮置きピットA:1基、燃料仮置きピットB:1基、燃料貯蔵プール(BRR燃料用):3基、燃料貯蔵プール(PWR燃料用):3基、燃料貯蔵プール(BRR燃料及びPWR燃料用:3基)、燃料送出しピット:1基)の数量を示す。</p>	変更前							変更後							名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	スプレイ設備								スプレイ用20m可搬型建屋内ホース	1.4*	40*	150A*	-*	ポリエステル、ポリウレタン	14**	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア (14本) T.M.S.L.約55.00m ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア (14本) T.M.S.L.約48.50m 取付箇所： (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m (予備として故障時及び機除外時のバックアップを) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m 又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m (14本*)	変更前							変更後							名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	スプレイ設備								可搬型スプレイヘッド	1.4*	40*	65A**	-*	AC4CH	12**	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア (12基) T.M.S.L.約55.00m ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア (12基) T.M.S.L.約48.50m 取付箇所： (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m 又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m ~ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L.55.30m (12基*)	<p>整合性</p> <p>ハ(1)(ii)(b)-⑧                      ハ(2)(ii)(b)-②</p>	<p>備考</p>
変更前							変更後																																																																																									
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所																																																																																	
スプレイ設備								スプレイ用20m可搬型建屋内ホース	1.4*	40*	150A*	-*	ポリエステル、ポリウレタン	14**	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア (14本) T.M.S.L.約55.00m ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア (14本) T.M.S.L.約48.50m 取付箇所： (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m (予備として故障時及び機除外時のバックアップを) 放水設備の可搬型建屋外ホース T.M.S.L.約55.00m (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m 又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m (14本*)																																																																																	
変更前							変更後																																																																																									
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	個数	取付箇所																																																																																	
スプレイ設備								可搬型スプレイヘッド	1.4*	40*	65A**	-*	AC4CH	12**	保管場所： ・屋外 外部保管エリア1 屋外エリア (12基) T.M.S.L.約55.00m ・屋外 外部保管エリア2 屋外エリア (12基) T.M.S.L.約48.50m 取付箇所： (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋北側) スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m 又は受入れ・貯蔵建屋南側 スプレイ設備の可搬型建屋内ホース(65A) T.M.S.L.55.30m ~ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋燃料貯蔵プール等 T.M.S.L.55.30m (12基*)																																																																																	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>(c) 漏えい抑制設備 [常設重大事故等対処設備] サイフォンブレーカ</p> <p style="text-align: center;">1式 ハ(2)(ii)(c)-①</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><b>整合性</b> 設工認のハ(2)(ii)(c)-①は、事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(c)-①を具体的に記載しており整合している。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">ハ(2)(ii)(c)-①</p>	<p style="text-align: center;">(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力** (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力** (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>89.1</td> <td>4.0</td> <td>SUS304TP</td> <td>弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャンネル ボックス/バーナブルボイ ズン散粒ビット (チャンネルボ イズン用、バーナブルボイ ズン用、バーナブルボイ ズン用並びにチャンネルボ イズン用)</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>318.5</td> <td>10.3</td> <td>SUS304TP</td> <td>燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャン ネルボックス/バーナブルボ イズン散粒ビット (チャン ネルボイズン用、バー ナブルボイズン用、バー ナブルボイズン用並び にチャンネルボイ ズン用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> <td>SUS304TP</td> <td>出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) ～</td> <td>静水頭</td> <td>65</td> <td>216.3 355.6 355.6</td> <td>6.5 9.5 9.5</td> <td>SUS304TP SUS304 SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) **</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール/燃料送出しビ ット出口配管分岐点 ～</td> <td>静水頭</td> <td>65</td> <td>114.3</td> <td>4.0</td> <td>SUS304TP</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点**</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>114.3</td> <td>4.0</td> <td>SUS304TP</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点 ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9017) **</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">変更前</th> <th colspan="5">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力** (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力** (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) ～</td> <td></td> <td></td> <td>508.0 406.4 318.5</td> <td>9.5 9.5 10.3</td> <td>SUS304 SUS304 SUS304TP</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9209/W270/W271) 及び 弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) 入口配管分岐点**S1/S2/S3/S4</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>114.3 89.1 89.1</td> <td>4.0 4.0 4.0</td> <td>SUS304TP SUS304TP SUS304TP</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9209/W270/W271) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>318.5</td> <td>10.3</td> <td>SUS304TP</td> <td>弁 (7121-9209/W270/W271) ～</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) **</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) * **S1/S2/S3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9013) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>508.0</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) 出口配管分岐点**</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9016/9017) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) **</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>457.2</td> <td>9.5</td> <td>SUS304</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9003/9004) **</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁 (7121-9005/9018) ～</td> <td>1.18</td> <td>65</td> <td>165.2</td> <td>5.0</td> <td>SUS304TP</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要弁 (7121-9007) **</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち漏えい抑制設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: S1単位に換算した。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「プール水冷却系ポンプ入口配管 燃料貯蔵プール～プール水冷却系ポンプ」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料送出しビット～プール水冷却系ポンプ入口配管」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「プール水冷却系ポンプ出口配管 燃料貯蔵プール～プール水冷却系熱交換器」と記載。 *7: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管～燃料貯蔵プール」と記載。 *8: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *9: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *10: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *12: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *13: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *14: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *15: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *16: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「名称」に「燃料貯蔵プール出口配管 燃料貯蔵プール～燃料貯蔵プール」と記載。 *17: 既設工認申請書の仕様表に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *18: サイフォンブレーカを施工する配管を示す。サイフォンブレーカの仕様は、規格 JIS B 2201 の規定に準拠し、外径 89.1mm の配管に採用し、厚さ 4.0mm の配管に採用し、とする。</p>	変更前					変更後					名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～	1.18	65	89.1	4.0	SUS304TP	弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～						燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャンネル ボックス/バーナブルボイ ズン散粒ビット (チャンネルボ イズン用、バーナブルボイ ズン用、バーナブルボイ ズン用並びにチャンネルボ イズン用)	1.18	65	318.5	10.3	SUS304TP	燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャン ネルボックス/バーナブルボ イズン散粒ビット (チャン ネルボイズン用、バー ナブルボイズン用、バー ナブルボイズン用並び にチャンネルボイ ズン用)						出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3	1.18	65	60.5	3.9	SUS304TP	出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3						燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) ～	静水頭	65	216.3 355.6 355.6	6.5 9.5 9.5	SUS304TP SUS304 SUS304							プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) **	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							燃料貯蔵プール/燃料送出しビ ット出口配管分岐点 ～	静水頭	65	114.3	4.0	SUS304TP							プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点**	1.18	65	114.3	4.0	SUS304TP							プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点 ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							弁 (7121-9017) **												変更前					変更後					名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) ～			508.0 406.4 318.5	9.5 9.5 10.3	SUS304 SUS304 SUS304TP							弁 (7121-9209/W270/W271) 及び 弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) 入口配管分岐点**S1/S2/S3/S4	1.18	65	114.3 89.1 89.1	4.0 4.0 4.0	SUS304TP SUS304TP SUS304TP							弁 (7121-9209/W270/W271) ～	1.18	65	318.5	10.3	SUS304TP	弁 (7121-9209/W270/W271) ～						燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) **						燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) * **S1/S2/S3						弁 (7121-9013) ～	1.18	65	508.0	9.5	SUS304							プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) 出口配管分岐点**	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							弁 (7121-9016/9017) ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) **	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304							弁 (7121-9003/9004) **												弁 (7121-9005/9018) ～	1.18	65	165.2	5.0	SUS304TP							主要弁 (7121-9007) **													
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～	1.18	65	89.1	4.0	SUS304TP	弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) ～																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャンネル ボックス/バーナブルボイ ズン散粒ビット (チャンネルボ イズン用、バーナブルボイ ズン用、バーナブルボイ ズン用並びにチャンネルボ イズン用)	1.18	65	318.5	10.3	SUS304TP	燃料取出しビット/燃料収置きビ ット/燃料貯蔵プール/チャン ネルボックス/バーナブルボ イズン散粒ビット (チャン ネルボイズン用、バー ナブルボイズン用、バー ナブルボイズン用並び にチャンネルボイ ズン用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3	1.18	65	60.5	3.9	SUS304TP	出しビット (7112A-B /V901/7112A-B/V902/7114A- /V901/7114B-V902/7114C- /V903/7114A-V904/7114B- /V905/7114C-V906/7116-V901) ** **S1/S2/S3																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) ～	静水頭	65	216.3 355.6 355.6	6.5 9.5 9.5	SUS304TP SUS304 SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) **	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
燃料貯蔵プール/燃料送出しビ ット出口配管分岐点 ～	静水頭	65	114.3	4.0	SUS304TP																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点**	1.18	65	114.3	4.0	SUS304TP																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系ポンプ B (7121- P22) 入口配管分岐点 ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弁 (7121-9017) **																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
変更前					変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力** (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) ～			508.0 406.4 318.5	9.5 9.5 10.3	SUS304 SUS304 SUS304TP																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弁 (7121-9209/W270/W271) 及び 弁 (7121- W258/W259/W260/W261/W262/W263 /W264/W265/W266/W267/W268) 入口配管分岐点**S1/S2/S3/S4	1.18	65	114.3 89.1 89.1	4.0 4.0 4.0	SUS304TP SUS304TP SUS304TP																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弁 (7121-9209/W270/W271) ～	1.18	65	318.5	10.3	SUS304TP	弁 (7121-9209/W270/W271) ～																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) **						燃料貯蔵プール (7114A- /V901/7114B-V902/7114C-V903) * **S1/S2/S3																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
弁 (7121-9013) ～	1.18	65	508.0	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系熱交換器 B (7121-972) 出口配管分岐点**	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弁 (7121-9016/9017) ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) **	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
プール水冷却系ポンプ C (7121- P23) ～	1.18	65	457.2	9.5	SUS304																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弁 (7121-9003/9004) **																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
弁 (7121-9005/9018) ～	1.18	65	165.2	5.0	SUS304TP																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主要弁 (7121-9007) **																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																	
<p>止水板及び蓋                      ハ(2)(ii)(c)-②                      (「リ」(4)(v)「溢水防護設備」と兼用)                      ハ(2)(ii)(c)-③</p>	<p>ハ(2)(ii)(c)-③</p> <p>ハ(2)(ii)(c)-③</p>	<table border="1" data-bbox="1528 315 2151 556"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>高さ</th> <th>止水板 (7113-301, 7114B-301, 7114C-301) *1</th> <th>止水板 (7116-301) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>覆</td> <td>覆</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>850以上**</td> <td>900以上**</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>止水板</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm</td> <td>FA-Y0404 T.M.S.L. 55300mm</td> </tr> <tr> <td>取水箇所</td> <td>止水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>止水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の漏えい抑制設備と兼用する。                      *2: 止水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *3: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *4: T.M.S.L. 55350mmからの高さ                      *5: T.M.S.L. 55300mmからの高さ</p> <p>ハ(2)(ii)(c)-②</p> <table border="1" data-bbox="1528 682 2151 924"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後*1</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>たて</th> <th>止水蓋 (7113-301, 302) *1</th> <th>止水蓋 (7113-303) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>止水蓋</td> <td>止水蓋</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>5140*2</td> <td>5140*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>630*2</td> <td>875*2</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>止水蓋</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm</td> <td>FA-Y0401 T.M.S.L. 55350mm</td> </tr> <tr> <td>取水箇所</td> <td>止水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>止水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の漏えい抑制設備と兼用する。                      *2: 公称値を指す。                      *3: 止水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *4: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p>	名称	変更前		変更後		種別	高さ	止水板 (7113-301, 7114B-301, 7114C-301) *1	止水板 (7116-301) *1	種別	—	—	覆	覆	主要寸法	高さ	mm	850以上**	900以上**	主要材料	止水板	—	SUS304	SUS304	系統名(ライン名)	—	—	—	—	設置床	—	—	FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm	FA-Y0404 T.M.S.L. 55300mm	取水箇所	止水防護上の区画番号	—	—	—		止水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—		化学薬品防護上の区画番号	—	—	—		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—	名称	変更前		変更後*1		種別	たて	止水蓋 (7113-301, 302) *1	止水蓋 (7113-303) *1	種別	—	—	止水蓋	止水蓋	主要寸法	たて	mm	5140*2	5140*2		横	mm	630*2	875*2	主要材料	止水蓋	—	SUS304	SUS304	系統名(ライン名)	—	—	—	—	設置床	—	—	FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm	FA-Y0401 T.M.S.L. 55350mm	取水箇所	止水防護上の区画番号	—	—	—		止水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—		化学薬品防護上の区画番号	—	—	—		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—	<p>設工認のハ(2)(ii)(c)②は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(c)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ(2)(ii)(c)③は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(c)-③と同義であり整合している。</p>	
名称	変更前			変更後																																																																																																																	
	種別	高さ	止水板 (7113-301, 7114B-301, 7114C-301) *1	止水板 (7116-301) *1																																																																																																																	
種別	—	—	覆	覆																																																																																																																	
主要寸法	高さ	mm	850以上**	900以上**																																																																																																																	
主要材料	止水板	—	SUS304	SUS304																																																																																																																	
系統名(ライン名)	—	—	—	—																																																																																																																	
設置床	—	—	FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm	FA-Y0404 T.M.S.L. 55300mm																																																																																																																	
取水箇所	止水防護上の区画番号	—	—	—																																																																																																																	
	止水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—																																																																																																																	
	化学薬品防護上の区画番号	—	—	—																																																																																																																	
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—																																																																																																																	
名称	変更前		変更後*1																																																																																																																		
	種別	たて	止水蓋 (7113-301, 302) *1	止水蓋 (7113-303) *1																																																																																																																	
種別	—	—	止水蓋	止水蓋																																																																																																																	
主要寸法	たて	mm	5140*2	5140*2																																																																																																																	
	横	mm	630*2	875*2																																																																																																																	
主要材料	止水蓋	—	SUS304	SUS304																																																																																																																	
系統名(ライン名)	—	—	—	—																																																																																																																	
設置床	—	—	FA-Y0403 T.M.S.L. 55350mm	FA-Y0401 T.M.S.L. 55350mm																																																																																																																	
取水箇所	止水防護上の区画番号	—	—	—																																																																																																																	
	止水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—																																																																																																																	
	化学薬品防護上の区画番号	—	—	—																																																																																																																	
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—																																																																																																																	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																	
<p>(d) 臨界防止設備 [常設重大事故等対処設備] 燃料仮置きラック（「ハ(2)(i)(a) 使用済燃料受入れ設備」と兼用） ハ(2)(ii)(d)-①</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)</th> <th>燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨界管理*4</td> <td>種類</td> <td colspan="3">EWR 用たて置ラック式 PWR 用たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料最高濃縮度</td> <td>wt%</td> <td colspan="2">5.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>202.0</td> <td>465.0</td> </tr> <tr> <td>隣接する EWR 燃料集合体と PWR 燃料集合体の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td colspan="2">300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>49</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>215*2</td> <td>470*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4500*2</td> <td>4360*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0 以上*2*5</td> <td>6.0 以上*2*5</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td></td> <td colspan="2">SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>個数</td> <td></td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td></td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td colspan="2">FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td colspan="2">-*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td colspan="2">-*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td colspan="2">-*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td colspan="2">-*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃焼度計測前燃料仮置きラック A, B (7112A, B-M30)」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *8：既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p>			変更前		変更後	名称		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3	臨界管理*4	種類	EWR 用たて置ラック式 PWR 用たて置ラック式			使用済燃料最高濃縮度	wt%	5.0		ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0	465.0	隣接する EWR 燃料集合体と PWR 燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300		主要寸法	容量	体/個	49	19	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2	内のり	mm	152×152*2	228×228*2	高さ	mm	4500*2	4360*2	厚さ	mm	6.0 以上*2*5	6.0 以上*2*5	主要材料*5		SUS304		取付箇所	個数		2		系統名(ライン名)		-		設置床		FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8		溢水防護上の区画番号		-*6		溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6		化学薬品防護上の区画番号		-*7		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7		<p>設工認のハ(2)(ii)(d) ①は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(d)-①と同義であり整合している。</p>	
		変更前		変更後																																																																																	
名称		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3																																																																																	
臨界管理*4	種類	EWR 用たて置ラック式 PWR 用たて置ラック式																																																																																			
	使用済燃料最高濃縮度	wt%	5.0																																																																																		
	ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0	465.0																																																																																	
	隣接する EWR 燃料集合体と PWR 燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300																																																																																		
主要寸法	容量	体/個	49	19																																																																																	
	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2																																																																																	
	内のり	mm	152×152*2	228×228*2																																																																																	
	高さ	mm	4500*2	4360*2																																																																																	
	厚さ	mm	6.0 以上*2*5	6.0 以上*2*5																																																																																	
	主要材料*5		SUS304																																																																																		
取付箇所	個数		2																																																																																		
	系統名(ライン名)		-																																																																																		
	設置床		FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																		
	溢水防護上の区画番号		-*6																																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-*6																																																																																		
	化学薬品防護上の区画番号		-*7																																																																																		
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-*7																																																																																			

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																												
<p>燃料貯蔵ラック <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-②</span>                      （「ハ(2)(i)(b) 使用済燃料貯蔵設備」と兼用） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-③</span></p>	<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-③</span></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)</td> <td style="text-align: center;">高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) <small>*1</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">臨界的制限値 <small>*3</small></td> <td style="text-align: center;">使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td style="text-align: center;">wt% 3.5</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ラック格子の中心間最小距離</td> <td style="text-align: center;">mm 347.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td style="text-align: center;">mm 300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">体/個 30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">格子の中心間距離</td> <td style="text-align: center;">mm 350<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">主要寸法</td> <td style="text-align: center;">内のり</td> <td style="text-align: center;">mm 300×300<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高さ<sup>*4</sup></td> <td style="text-align: center;">mm 3300<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">厚さ</td> <td style="text-align: center;">mm 47 (50<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">主要材料<sup>*5</sup></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">SUS304<sup>*2*</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">系統名(ライン名)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">取付箇所</td> <td style="text-align: center;">設置床</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm<sup>*8</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溢水防護上の区画番号</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">化学薬品防護上の区画番号</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—<sup>*7</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—<sup>*7</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2：公称値を示す。                      *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p>			変更前	変更後	名称		高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) <small>*1</small>	種類		—	たて置ラック式	臨界的制限値 <small>*3</small>	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	変更なし	ラック格子の中心間最小距離	mm 347.0	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	容量	体/個 30	格子の中心間距離	mm 350 <sup>*2</sup>	主要寸法	内のり	mm 300×300 <sup>*2</sup>	高さ <sup>*4</sup>	mm 3300 <sup>*2</sup>	厚さ	mm 47 (50 <sup>*2</sup> )	主要材料 <sup>*5</sup>		—	SUS304 <sup>*2*</sup>	個数		—	2	系統名(ライン名)		—	—	取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm <sup>*8</sup>	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*7</sup>	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	— <sup>*7</sup>	<p>設工認の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-②</span> は事業変更許可申請書（本文）の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-②</span> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-③</span> は事業変更許可申請書（本文）の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハ(2)(ii)(d)-③</span> と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																													
名称		高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302) <small>*1</small>																																																													
種類		—	たて置ラック式																																																													
臨界的制限値 <small>*3</small>	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	変更なし																																																													
	ラック格子の中心間最小距離	mm 347.0																																																														
	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300																																																														
容量	体/個 30																																																															
格子の中心間距離	mm 350 <sup>*2</sup>																																																															
主要寸法	内のり	mm 300×300 <sup>*2</sup>																																																														
	高さ <sup>*4</sup>	mm 3300 <sup>*2</sup>																																																														
	厚さ	mm 47 (50 <sup>*2</sup> )																																																														
主要材料 <sup>*5</sup>		—	SUS304 <sup>*2*</sup>																																																													
個数		—	2																																																													
系統名(ライン名)		—	—																																																													
取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm <sup>*8</sup>																																																													
	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>																																																													
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>																																																													
	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*7</sup>																																																													
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	— <sup>*7</sup>																																																													



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																				
<p>バスケット <u>ハ(2)(ii)(d)-④</u>  <u>（「ハ(2)(i)(b) 使用済燃料貯蔵設備」</u>  <u>と兼用）</u> <u>ハ(2)(ii)(d)-⑤</u></p>	<p><u>ハ(2)(ii)(d)-⑤</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102)</td> <td>BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102) *1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>—</td> <td>たて置バスケット式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理 *3</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>198.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>体/個</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>213 *2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152 *2</td> </tr> <tr> <td>高さ *4</td> <td>mm</td> <td>4800 *5</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>5.6 (6.0 *2) *8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料 *3</td> <td>—</td> <td>SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。  *2：公称値を示す。  *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。  *5：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。  *6：溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *7：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *8：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>			変更前	変更後	名称		BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102)	BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102) *1	種類		—	たて置バスケット式	臨界管理 *3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	容量		体/個	9	主要寸法	格子の中心間距離	mm	213 *2	内のり	mm	152×152 *2	高さ *4	mm	4800 *5	厚さ	mm	5.6 (6.0 *2) *8	主要材料 *3		—	SUS304TKA	個数		—	2	系統名(ライン名)		—	—	設置床		—	—	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*6	化学薬品防護上の区画番号	—	*7	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	*7	<p>設工認の <u>ハ(2)(ii)(d)-④</u> は事業変更許可申請書（本文）の <u>ハ(2)(ii)(d)-④</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ハ(2)(ii)(d)-⑤</u> は事業変更許可申請書（本文）の <u>ハ(2)(ii)(d)-⑤</u> と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																					
名称		BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102)	BWR 燃料用バスケット (7116-MOTO1, M0102) *1																																																																					
種類		—	たて置バスケット式																																																																					
臨界管理 *3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																					
	バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5																																																																					
	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																					
容量		体/個	9																																																																					
主要寸法	格子の中心間距離	mm	213 *2																																																																					
	内のり	mm	152×152 *2																																																																					
	高さ *4	mm	4800 *5																																																																					
	厚さ	mm	5.6 (6.0 *2) *8																																																																					
主要材料 *3		—	SUS304TKA																																																																					
個数		—	2																																																																					
系統名(ライン名)		—	—																																																																					
設置床		—	—																																																																					
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	*6																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*6																																																																					
	化学薬品防護上の区画番号	—	*7																																																																					
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	*7																																																																					



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																
<p>バスケット仮置き架台（実入り用）                      （「ハ(2)(i)(b) 使用済燃料貯蔵設備」と兼用）                      ハ(2)(ii)(d)-⑥</p>	<p>ハ(2)(ii)(d)-⑥</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)</th> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)</th> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)</th> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)*1</th> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)*1</th> <th>バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="6">水平挿入ラック式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>5</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>バスケット仮置き架台の中心間距離</td> <td colspan="5">960*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*3</td> <td colspan="5">2950*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料*4</td> <td></td> <td colspan="5">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="5">FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="5">-*5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="5">-*5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="5">-*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="5">-*6</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する                      *2：公称値を示す。                      *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *5：溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *6：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *7：既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前			変更後			バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)*1	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)*1	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)*1	種類	水平挿入ラック式						容量	体/個	6	4	5			主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	960*2					高さ*3	2950*2					主要材料*4		SUS304TKA					個数	1	2	1			取付箇所	系統名(ライン名)	-					設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7					溢水防護上の区画番号	-*5					溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*5					化学薬品防護上の区画番号	-*6					化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*6						-					<p>設工認のハ(2)(ii)(d)                      ⑥は事業変更許可申請書（本文）のハ(2)(ii)(d)-⑥と同義であり整合している。</p>	
名称	変更前			変更後																																																																																																
	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0302)*1	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0303, M0304)*1	バスケット仮置き架台（実入り用） (7116-M0305)*1																																																																																														
種類	水平挿入ラック式																																																																																																			
容量	体/個	6	4	5																																																																																																
主要寸法	バスケット仮置き架台の中心間距離	960*2																																																																																																		
	高さ*3	2950*2																																																																																																		
主要材料*4		SUS304TKA																																																																																																		
	個数	1	2	1																																																																																																
取付箇所	系統名(ライン名)	-																																																																																																		
	設置床	FA-Y0404 T. M. S. L. 55300mm*7																																																																																																		
	溢水防護上の区画番号	-*5																																																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-*5																																																																																																		
	化学薬品防護上の区画番号	-*6																																																																																																		
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-*6																																																																																																		
		-																																																																																																		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) 監視設備 「へ. (3)(ii)(a) 計装設備」に示す。</p>			<p>事業変更許可申請書 （本文）へ(3)(ii) (a)に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 受け入れ，又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</p> <p>(i) 受け入れ，又は貯蔵する使用済燃料の種類</p> <p><u>BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。</u></p> <p>(a) <u>濃縮度</u> 照射前燃料最高濃縮度 : 5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>(b) <u>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 4年以上</u> ただし，燃料貯蔵プールの容量 3,000t・U<sub>pr</sub>のうち，冷却期間 4年以上 12年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600t・U<sub>pr</sub> 未満，それ以外は冷却期間 12年以上となるよう受け入れを管理する。</p> <p>(c) <u>使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・U<sub>pr</sub></u></p>	<p>3. 使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>3.1 設計基準対象の施設</p> <p>3.1.1 概要</p> <p><u>使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設で受け入れる使用済燃料は，BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。</u></p> <p><u>照射前燃料最高濃縮度 : 5wt%</u> <u>使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</u></p> <p><u>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの期間 : 4年以上</u> ただし，燃料貯蔵プールの容量 3,000 t・U<sub>pr</sub>のうち，冷却期間 4年以上 12年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・U<sub>pr</sub> 未満，それ以外は冷却期間 12年以上となるよう受け入れを管理する。</p> <p><u>使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・U<sub>pr</sub></u> ここでいう t・U<sub>pr</sub> は，照射前金属ウラン重量換算である。 使用済燃料の冷却期間は，旧申請書における設計条件を維持することとし，以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 1年以上</p>	<p>9. 設備に対する要求</p> <p>9.1 安全機能を有する施設</p> <p>9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の基本的な設計</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。</p> <p>a. <u>濃縮度</u> 照射前燃料最高濃縮度 : 5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>b. <u>冷却期間</u> 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 4年以上 ただし，燃料貯蔵プールの容量 3,000t・U<sub>pr</sub>のうち，冷却期間 4年以上 12年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・U<sub>pr</sub> 未満，それ以外は冷却期間 12年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間 : 15年以上</p> <p>c. <u>燃焼度</u> 使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000 MWd/t・U<sub>pr</sub> 1日当たりに処理する使用済燃料の平均燃焼度 : 45,000 MWd/t・U<sub>pr</sub> 以下 ここでいう t・U<sub>pr</sub> は，照射前金属ウラン重量換算である。</p> <p>ただし，再処理施設の安全機能を有する施設の設計については，新規制基準施行以前の事業指定(変更許可)申請書に示される設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 1年以上 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間 : 4年以上</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																																																																											
<p>(d) 使用済燃料集合体の照射前の構造ハ(3)(i)(d)-①</p> <p style="text-align: center;">BWR燃料集合体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約14mm又は約15mm</td> <td>約13mm</td> <td>約12mm</td> <td>約12mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>7×7型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数</td> <td>49本 約19mm 0本</td> <td>63本 約16mm 1本</td> <td>62本 約16mm 2本</td> <td>60本 約16mm 1本（太径）</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ベルトの初期密度</td> <td>理論密度の約94～95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約97%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">PWR燃料集合体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.0m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約9.5mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.6mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>15×15型集合体 正方形配列</td> <td>17×17型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>204本 約14mm 2本 1本</td> <td>264本 約13mm 2本 1本</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ベルトの初期密度</td> <td>理論密度の 約92%又は 約95%</td> <td>理論密度の 約93%又は 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料集合体と一体となったチャンネルボックス及びバーナブルポイズン（以下「CB・BP」という。）も受け入れる。</p> <p>(ii) 最大受入能力及び最大貯蔵能力 (a) 最大受入能力  <math>15.2t \cdot U_{pr}/d</math> ハ(3)(ii)(a)-① (BWR使用済燃料受入れ時) 又は <math>12.9t \cdot U_{pr}/d</math> ハ(3)(ii)(a)-① (PWR使用済燃料受入れ時)                      年間の最大受入れ量は、<math>1,000t \cdot U_{pr}</math> とする。</p>	項目	①	②	③	④	1. 燃料要素の構造					① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm	③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	2. 燃料集合体の構造					① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数	49本 約19mm 0本	63本 約16mm 1本	62本 約16mm 2本	60本 約16mm 1本（太径）	3. 燃料材の種類					① ベルトの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%	項目	①	②	③	④	⑤	1. 燃料要素の構造						① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm	③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm	2. 燃料集合体の構造						① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列	② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	204本 約14mm 2本 1本	264本 約13mm 2本 1本	3. 燃料材の種類						① ベルトの初期密度	理論密度の 約92%又は 約95%	理論密度の 約93%又は 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	<p>使用済燃料集合体の照射前の構造 BWR燃料集合体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約14mm又は約15mm</td> <td>約13mm</td> <td>約12mm</td> <td>約12mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>7×7型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数</td> <td>49本 約19mm 0本</td> <td>63本 約16mm 1本</td> <td>62本 約16mm 2本</td> <td>60本 約16mm 1本（太径）</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ベルトの初期密度</td> <td>理論密度の約94～95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約97%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">PWR燃料集合体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.0m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約9.5mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.6mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm 又は 約0.7mm</td> <td>約0.6mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>15×15型集合体 正方形配列</td> <td>17×17型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>179本 約14mm 1本 1本</td> <td>204本 約14mm 2本 1本</td> <td>264本 約13mm 2本 1本</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ベルトの初期密度</td> <td>理論密度の 約92%又は 約95%</td> <td>理論密度の 約93%又は 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> <td>理論密度の 約95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料集合体と一体となったチャンネルボックス（以下「CB」という。）及びバーナブルポイズン（以下「BP」という。）も受け入れる。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃料取出し装置を用いて1日最大BWR燃料<math>15.2t \cdot U_{pr}/d</math>、PWR燃料<math>12.9t \cdot U_{pr}/d</math>の使用済燃料集合体を受け入れることができる。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>ハ(3)(ii)(a)-①使用済燃料の受入れ施設は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃料取出し装置を用いて1日最大BWR燃料<math>15.2t \cdot U_{pr}/d</math>ハ(3)(ii)(a)-①、PWR燃料<math>12.9t \cdot U_{pr}/d</math>ハ(3)(ii)(a)-①の使用済燃料集合体を受け入れることができ、年間の最大受入れ量は、<math>1,000t \cdot U_{pr}</math> とする設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	項目	①	②	③	④	1. 燃料要素の構造					① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm	③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	2. 燃料集合体の構造					① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数	49本 約19mm 0本	63本 約16mm 1本	62本 約16mm 2本	60本 約16mm 1本（太径）	3. 燃料材の種類					① ベルトの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%	項目	①	②	③	④	⑤	1. 燃料要素の構造						① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm	③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm	2. 燃料集合体の構造						① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列	② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	204本 約14mm 2本 1本	264本 約13mm 2本 1本	3. 燃料材の種類						① ベルトの初期密度	理論密度の 約92%又は 約95%	理論密度の 約93%又は 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	<p>事業変更許可申請書（本文）のハ(3)(i)(d)-①を基に使用済燃料集合体を取扱う機器を設計しており整合している。</p> <p>設工認のハ(3)(ii)(a)-①は、事業変更許可申請書（本文）のハ(3)(ii)(a)-①と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>
項目	①	②	③	④																																																																																																																																																																																																																											
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																																																																																											
② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm																																																																																																																																																																																																																											
③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm																																																																																																																																																																																																																											
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列																																																																																																																																																																																																																											
② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数	49本 約19mm 0本	63本 約16mm 1本	62本 約16mm 2本	60本 約16mm 1本（太径）																																																																																																																																																																																																																											
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																																																																																															
① ベルトの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%																																																																																																																																																																																																																											
項目	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																										
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																																																																																										
② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm																																																																																																																																																																																																																										
③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm																																																																																																																																																																																																																										
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列																																																																																																																																																																																																																										
② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	204本 約14mm 2本 1本	264本 約13mm 2本 1本																																																																																																																																																																																																																										
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																																																																																															
① ベルトの初期密度	理論密度の 約92%又は 約95%	理論密度の 約93%又は 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%																																																																																																																																																																																																																										
項目	①	②	③	④																																																																																																																																																																																																																											
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																																																																																											
② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm																																																																																																																																																																																																																											
③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm																																																																																																																																																																																																																											
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列																																																																																																																																																																																																																											
② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・クォータ数	49本 約19mm 0本	63本 約16mm 1本	62本 約16mm 2本	60本 約16mm 1本（太径）																																																																																																																																																																																																																											
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																																																																																															
① ベルトの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%																																																																																																																																																																																																																											
項目	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																																																																																										
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																																																																																										
② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm																																																																																																																																																																																																																										
③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm 又は 約0.7mm	約0.6mm																																																																																																																																																																																																																										
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																																																																																															
① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列																																																																																																																																																																																																																										
② 主要仕様 ・燃料棒の本数 ・燃料棒ピッチ ・制御棒案内パイプ数 ・炉内計装用案内パイプ数	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	179本 約14mm 1本 1本	204本 約14mm 2本 1本	264本 約13mm 2本 1本																																																																																																																																																																																																																										
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																																																																																															
① ベルトの初期密度	理論密度の 約92%又は 約95%	理論密度の 約93%又は 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%	理論密度の 約95%																																																																																																																																																																																																																										

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																			
<p>(b) 最大貯蔵能力 <math>\text{ハ}(3)(ii)(b)-①</math>            燃料貯蔵プール：BWR使用済燃料集合体            1,500 t・Upr（うち、使用済燃料集合体平均濃縮            度が 2.0wt%を超えるもの 11.8 t・Upr）PWR            使用済燃料集合体 1,500 t・Upr（うち、使用済燃            料集合体平均濃縮度が 2.0wt%を超えるもの            27.6 t・Upr）</p>		<p>使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プールは、最大再            処理能力 <math>800 \text{ t} \cdot \text{Upr}/\text{y}</math> での再処理に対して受け入れた            燃料を 3 年間以上貯蔵することができる設計とする。  <math>\text{ハ}(3)(ii)(b)-①</math></p> <table border="1" data-bbox="1537 520 2145 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、燃 料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B- V902)、燃料貯蔵プ ール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903)</td> <td>燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、 燃料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B-V902)、 燃料貯蔵プール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903) *1</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>水プール式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td><math>\text{ハ}(3)(ii)(b)-①</math></td> <td>3000t・Upr/3 個 BWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 11.8 t・Upr） PWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 27.6 t・Upr）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要 寸法</td> <td>たて</td> <td>m 26.50 *2</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m 11.30 *2</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m 11.85 *2</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm 4.0 (一部 6.0) *2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料 (ライニング) *4</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>燃料貯蔵設備 *7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*5</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*5</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>*6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>*6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち代替注水設備と兼用する。            *2：公称値を示す。            *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901) (PWR 燃料用) (7114B-V902) (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903)」と記載。            *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料 (ライニング)」と記載。            *5：溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *6：化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *7：既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>		変更前	変更後	名称	燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、燃 料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B- V902)、燃料貯蔵プ ール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903)	燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、 燃料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B-V902)、 燃料貯蔵プール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903) *1	種類	—	水プール式	容量	$\text{ハ}(3)(ii)(b)-①$	3000t・Upr/3 個 BWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 11.8 t・Upr） PWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 27.6 t・Upr）	主要 寸法	たて	m 26.50 *2	変更なし	横	m 11.30 *2	深さ	m 11.85 *2	ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) *2	主要材料 (ライニング) *4		—	SUS304	個数		—	3	系統名 (ライン名)		—	燃料貯蔵設備 *7	取 付 箇 所	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	—	*5	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*5	化学薬品防護上の区画番号	—	*6	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	*6	<p>設工認の <math>\text{ハ}(3)(ii)</math>  <math>(b)-①</math>は、事業変更許            可申請書（本文）の <math>\text{ハ}</math>  <math>(3)(ii)(b)-①</math>と同義            であり整合している。</p>	
	変更前	変更後																																																					
名称	燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、燃 料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B- V902)、燃料貯蔵プ ール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903)	燃料貯蔵プール (BWR 燃料用) (7114A-V901)、 燃料貯蔵プール (PWR 燃料用) (7114B-V902)、 燃料貯蔵プール (BWR 燃料及び PWR 燃料用) (7114C-V903) *1																																																					
種類	—	水プール式																																																					
容量	$\text{ハ}(3)(ii)(b)-①$	3000t・Upr/3 個 BWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 11.8 t・Upr） PWR 使用済燃料集合 体 1500t・Upr（うち、 使用済燃料集合体 平均濃縮度が 2.0wt%を超えるも の 27.6 t・Upr）																																																					
主要 寸法	たて	m 26.50 *2	変更なし																																																				
	横	m 11.30 *2																																																					
	深さ	m 11.85 *2																																																					
	ライニング板厚さ	mm 4.0 (一部 6.0) *2																																																					
主要材料 (ライニング) *4		—	SUS304																																																				
個数		—	3																																																				
系統名 (ライン名)		—	燃料貯蔵設備 *7																																																				
取 付 箇 所	設置床	—	—																																																				
	溢水防護上の区画番号	—	*5																																																				
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	*5																																																				
	化学薬品防護上の区画番号	—	*6																																																				
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	*6																																																				

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																					
<p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>(i) 単一ユニット</p> <p>(a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 使用済燃料集合体を1台当たり一時に1体ずつ取り扱う。ハ(4)(i)(a)-①</p> <p>(ii) 複数ユニット</p> <p>(a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 使用済燃料集合体を1台当たり一時に1体ずつ取り扱うので該当なし。ハ(4)(i)(a)-①</p>	<p>ハ(4)(i)(a)-①</p> <p>ハ(4)(i)(a)-①</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">燃料取出し装置 (7112A, B-M20)</td> <td>燃料取出し装置 (7112A, B-M20)</td> <td>燃料取出し装置 (7112A, B-M20)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>燃料集合体1体/個</td> <td>燃料集合体1体/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界管理<sup>*3</sup></td> <td>核的制限値</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>主ホイス ト 補助ホイス ト</td> <td>750kg<sup>*4</sup> 2t<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td rowspan="2">走行レール間距離</td> <td>クレーンフレーム 距離</td> <td>5070<sup>*1)*3</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>12300<sup>*1)*5</sup> 10500<sup>*1)*5</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造物フレーム (ブリッジ) 幅</td> <td>高さ</td> <td>350<sup>*1)*5</sup> 900<sup>*1)*5</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>900<sup>*1)*5</sup> SS400<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料</td> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>設置床</td> <td>FA-Y0401 T.M.S.L.55300mm<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*7</sup></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*7</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料取出し装置 A, B(7112A, B-M20)」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイス ト 燃料集合体1体/ホイス ト (750kg)」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイス ト 2t/ホイス ト」と記載。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *9: 使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。 *10: 逸走防止のインターロックを設ける。 *11: 主ホイス トには、使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重以上時につり上げを防止するインターロックを設ける。 *12: 使用済燃料集合体の同時取扱いを防止するインターロックを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)</td> <td>燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)</td> <td>燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>燃料集合体1体/個</td> <td>燃料集合体1体/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界管理<sup>*2</sup></td> <td>核的制限値</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>主ホイス ト 補助ホイス ト</td> <td>450kg<sup>*3</sup> 1.5t<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td rowspan="2">走行レール間距離</td> <td>構造物フレーム (ブリッジ) 幅</td> <td>12460<sup>*1)*7</sup> 3270<sup>*1)*7</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>4950<sup>*1)*7</sup> 900<sup>*1)*7</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料</td> <td>ブリッジ</td> <td>SS400, SM490A<sup>*7</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td>設置床</td> <td>FA-Y0403 T.M.S.L.55300mm<sup>*7</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*6</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「主ホイス ト 燃料集合体1体/ホイス ト (450kg)」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「補助ホイス ト 1.5t/ホイス ト」と記載。 *5: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *6: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8: 使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とするインターロックを設ける。 *9: 逸走防止のインターロックを設ける。 *10: 使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重以上時につり上げを防止するインターロックを設ける。 *11: 主ホイス トと補助ホイス トの同時取扱いを防止するインターロックを設ける。</p>	名称		変更前	変更後	燃料取出し装置 (7112A, B-M20)		燃料取出し装置 (7112A, B-M20)	燃料取出し装置 (7112A, B-M20)	種類		燃料集合体1体/個	燃料集合体1体/個	臨界管理 <sup>*3</sup>	核的制限値	核燃料物質の最大質量	核燃料物質の最大質量	容量	主ホイス ト 補助ホイス ト	750kg <sup>*4</sup> 2t <sup>*5</sup>	主要寸法	走行レール間距離	クレーンフレーム 距離	5070 <sup>*1)*3</sup>	高さ	12300 <sup>*1)*5</sup> 10500 <sup>*1)*5</sup>	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	高さ	350 <sup>*1)*5</sup> 900 <sup>*1)*5</sup>	高さ	900 <sup>*1)*5</sup> SS400 <sup>*5</sup>	主要材料		個数	2	系統名(ライン名)		設置床	FA-Y0401 T.M.S.L.55300mm <sup>*6</sup>	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*7</sup>	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*7</sup>	名称		変更前	変更後	燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)		燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)	燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)	種類		燃料集合体1体/個	燃料集合体1体/個	臨界管理 <sup>*2</sup>	核的制限値	核燃料物質の最大質量	核燃料物質の最大質量	容量	主ホイス ト 補助ホイス ト	450kg <sup>*3</sup> 1.5t <sup>*4</sup>	主要寸法	走行レール間距離	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	12460 <sup>*1)*7</sup> 3270 <sup>*1)*7</sup>	高さ	4950 <sup>*1)*7</sup> 900 <sup>*1)*7</sup>	主要材料		ブリッジ	SS400, SM490A <sup>*7</sup>	個数		—	1	系統名(ライン名)		設置床	FA-Y0403 T.M.S.L.55300mm <sup>*7</sup>	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>	<p>設工認のハ(4)(i)(a)-①は、事業変更許可申請書（本文）のハ(4)(i)(a)-①と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																																						
燃料取出し装置 (7112A, B-M20)		燃料取出し装置 (7112A, B-M20)	燃料取出し装置 (7112A, B-M20)																																																																																																						
種類		燃料集合体1体/個	燃料集合体1体/個																																																																																																						
臨界管理 <sup>*3</sup>	核的制限値	核燃料物質の最大質量	核燃料物質の最大質量																																																																																																						
	容量	主ホイス ト 補助ホイス ト	750kg <sup>*4</sup> 2t <sup>*5</sup>																																																																																																						
主要寸法	走行レール間距離	クレーンフレーム 距離	5070 <sup>*1)*3</sup>																																																																																																						
		高さ	12300 <sup>*1)*5</sup> 10500 <sup>*1)*5</sup>																																																																																																						
	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	高さ	350 <sup>*1)*5</sup> 900 <sup>*1)*5</sup>																																																																																																						
		高さ	900 <sup>*1)*5</sup> SS400 <sup>*5</sup>																																																																																																						
主要材料		個数	2																																																																																																						
系統名(ライン名)		設置床	FA-Y0401 T.M.S.L.55300mm <sup>*6</sup>																																																																																																						
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>																																																																																																						
	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*7</sup>																																																																																																						
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*7</sup>																																																																																																						
名称		変更前	変更後																																																																																																						
燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)		燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)	燃料取扱装置 (BWR 燃料用) (7114A-M11)																																																																																																						
種類		燃料集合体1体/個	燃料集合体1体/個																																																																																																						
臨界管理 <sup>*2</sup>	核的制限値	核燃料物質の最大質量	核燃料物質の最大質量																																																																																																						
	容量	主ホイス ト 補助ホイス ト	450kg <sup>*3</sup> 1.5t <sup>*4</sup>																																																																																																						
主要寸法	走行レール間距離	構造物フレーム (ブリッジ) 幅	12460 <sup>*1)*7</sup> 3270 <sup>*1)*7</sup>																																																																																																						
		高さ	4950 <sup>*1)*7</sup> 900 <sup>*1)*7</sup>																																																																																																						
	主要材料		ブリッジ	SS400, SM490A <sup>*7</sup>																																																																																																					
	個数		—	1																																																																																																					
系統名(ライン名)		設置床	FA-Y0403 T.M.S.L.55300mm <sup>*7</sup>																																																																																																						
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*5</sup>																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*5</sup>																																																																																																						
	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*6</sup>																																																																																																						
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	— <sup>*6</sup>																																																																																																						

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																								
<p>(b) 燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離            燃焼度計測前燃料仮置きラック            BWR燃料収納部 20.2cm            ハ(4)(i)(b)-①            (使用済燃料最高濃縮度 5wt%)            PWR燃料収納部 46.5cm            ハ(4)(i)(b)-①            (使用済燃料最高濃縮度 5wt%)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)</th> <th>燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨 界 管 理 *4</td> <td rowspan="2">核 的 制 限 値</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>EWR用たて置ラック式</td> <td>PWR用たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料最高濃縮度</td> <td>wt%</td> <td colspan="2">5.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>202.0</td> <td colspan="2">465.0</td> </tr> <tr> <td>隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td colspan="2">300</td> <td>ハ(4)(i)(b)-①</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主 要 寸 法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>49</td> <td colspan="2">19</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>215*2</td> <td colspan="2">470*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> <td colspan="2">228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4500*2</td> <td colspan="2">4360*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0以上*2*5</td> <td colspan="2">6.0以上*2*5</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取 付 箇 所</td> <td>主要材料*5</td> <td>—</td> <td colspan="2">SUS304</td> <td rowspan="8">変 更 な し</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="2">FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="2">—*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="2">—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="2">—*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="2">—*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃焼度計測前燃料仮置きラック A, B (7112A, B-M30)」と記載。            *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。            *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。            *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *8: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前		変更後	燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3	臨 界 管 理 *4	核 的 制 限 値	種類	—	EWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式	使用済燃料最高濃縮度	wt%	5.0		ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0	465.0		隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300		ハ(4)(i)(b)-①	主 要 寸 法	容量	体/個	49	19		格子の中心間距離	mm	215*2	470*2		内のり	mm	152×152*2	228×228*2		高さ	mm	4500*2	4360*2		厚さ	mm	6.0以上*2*5	6.0以上*2*5		取 付 箇 所	主要材料*5	—	SUS304		変 更 な し	個数	—	2		系統名(ライン名)	—	—		設置床	—	FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8		溢水防護上の区画番号	—	—*6		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6		化学薬品防護上の区画番号	—	—*7		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7		<p>設工認のハ(4)(i)(b) ①は、事業変更許可申請書（本文）のハ(4)(i)(b)-①と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前			変更後																																																																																							
		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30)		燃焼度計測前燃料仮置きラック (7112A, B-M30) *1*3																																																																																								
臨 界 管 理 *4	核 的 制 限 値	種類	—	EWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式																																																																																							
		使用済燃料最高濃縮度	wt%	5.0																																																																																								
	ラック格子の中心間最小距離	mm	202.0	465.0																																																																																								
	隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm	300		ハ(4)(i)(b)-①																																																																																							
主 要 寸 法	容量	体/個	49	19																																																																																								
	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2																																																																																								
	内のり	mm	152×152*2	228×228*2																																																																																								
	高さ	mm	4500*2	4360*2																																																																																								
	厚さ	mm	6.0以上*2*5	6.0以上*2*5																																																																																								
取 付 箇 所	主要材料*5	—	SUS304		変 更 な し																																																																																							
	個数	—	2																																																																																									
	系統名(ライン名)	—	—																																																																																									
	設置床	—	FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	—	—*6																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																																																									
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7																																																																																									
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7																																																																																									



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																			
<p>燃焼度計測後燃料仮置きラック                      BWR燃料収納部 19.85cm                      ハ(4)(i)(b)-②                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下)                      PWR燃料収納部 34.75cm                      ハ(4)(i)(b)-②                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31)</th> <th>燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31) *1*3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨 界 管 理 *4</td> <td rowspan="4">核 的 制 限 値</td> <td>種類</td> <td>BWR用たて置ラック式</td> <td>PWR用たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td colspan="2">wt% 3.5</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm 198.5</td> <td>347.5</td> </tr> <tr> <td>隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値</td> <td colspan="2">mm 300</td> <td>ハ(4)(i)(b)-②</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>体/個</td> <td>49 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)</td> <td>19 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用) 変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>215*2</td> <td>470*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>4500*1</td> <td>4360*1</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6.0以上*2*8</td> <td>6.0以上*2*8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料*5</td> <td colspan="2">SUS304</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td colspan="2">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名(ライン名)</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取 付 箇 所</td> <td>設置床</td> <td colspan="2">FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃焼度計測後燃料仮置きラック A.B (7112A, B-M31)」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前		変更後	名称		燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31)		燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31) *1*3	臨 界 管 理 *4	核 的 制 限 値	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5		ラック格子の中心間最小距離	mm 198.5	347.5	隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm 300		ハ(4)(i)(b)-②	容量		体/個	49 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)	19 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用) 変更なし	主 要 寸 法	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2	内のり	mm	152×152*2	228×228*2	高さ	mm	4500*1	4360*1	厚さ	mm	6.0以上*2*8	6.0以上*2*8	主要材料*5		SUS304			個数		2			系統名(ライン名)		-			取 付 箇 所	設置床	FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8			溢水防護上の区画番号	-		-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		-	化学薬品防護上の区画番号	-		-	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-		-	<p>設工認のハ(4)(i)(b)②は、事業変更許可申請書（本文）のハ(4)(i)(b)-②と同義であり整合している。</p>	
		変更前		変更後																																																																																			
名称		燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31)		燃焼度計測後燃料仮置きラック (7112A, B-M31) *1*3																																																																																			
臨 界 管 理 *4	核 的 制 限 値	種類	BWR用たて置ラック式	PWR用たて置ラック式																																																																																			
		使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5																																																																																				
		ラック格子の中心間最小距離	mm 198.5	347.5																																																																																			
		隣接するBWR燃料集合体とPWR燃料集合体の面間距離の最小値	mm 300		ハ(4)(i)(b)-②																																																																																		
容量		体/個	49 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用)	19 (うち1体は高残留濃縮度燃料貯蔵ラック貯蔵燃料用) 変更なし																																																																																			
主 要 寸 法	格子の中心間距離	mm	215*2	470*2																																																																																			
	内のり	mm	152×152*2	228×228*2																																																																																			
	高さ	mm	4500*1	4360*1																																																																																			
	厚さ	mm	6.0以上*2*8	6.0以上*2*8																																																																																			
主要材料*5		SUS304																																																																																					
個数		2																																																																																					
系統名(ライン名)		-																																																																																					
取 付 箇 所	設置床	FA-Y0401 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	-		-																																																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		-																																																																																			
	化学薬品防護上の区画番号	-		-																																																																																			
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-		-																																																																																			



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																									
<p>(c) 燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離  <u>低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック 18.6 cm</u>                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 2.0wt%以下)                      ハ(4)(i)(b)-③</p> <p><u>低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック 30.75cm</u>                      (使用済燃料集合体平均濃縮度 2.0wt%以下)                      ハ(4)(i)(b)-③</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143)</th> <th>低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117)</th> <th>低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143) *1*</th> <th>低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="4">たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td colspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td colspan="2">186.0</td> </tr> <tr> <td>隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>*6</td> <td>307.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>*6</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td colspan="2">143</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td colspan="2">188*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td colspan="2">152×152*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td colspan="2">4300*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">5.6(6.0*5)*9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>主要材料*5</td> <td colspan="3">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>鋼板</td> <td>43</td> <td colspan="2">17</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="3">FA-V0403</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="3">T.M.S.L.55300mm*9</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *8</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 隣接する異なる種類の燃料貯蔵ラックがないため「-」とする。                      *7: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前		変更後		低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143)	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117)	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143) *1*	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117) *1	種類	たて置ラック式				臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	2.0		ラック格子の中心間最小距離	mm	186.0		隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm	*6	307.5	上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	*6	300	主要寸法	容量	体/個	143		格子の中心間距離	mm	188*2		内のり	mm	152×152*2		高さ*4	mm	4300*2		厚さ	mm	5.6(6.0*5)*9		取付箇所	主要材料*5	SUS304TKA			鋼板	43	17		系統名(ライン名)	FA-V0403			設置床	T.M.S.L.55300mm*9			溢水防護上の区画番号	- *7				溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *7				化学薬品防護上の区画番号	- *8				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *8				<p>設工認のハ(4)(i)(b)-③は、事業変更許可申請書(本文)のハ(4)(i)(b)-③と同義であり整合している。</p>	
名称	変更前			変更後																																																																																									
	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143)	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117)	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114A~M0101~M0143) *1*	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0101~M0117) *1																																																																																									
種類	たて置ラック式																																																																																												
臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	2.0																																																																																										
	ラック格子の中心間最小距離	mm	186.0																																																																																										
	隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm	*6	307.5																																																																																									
	上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	*6	300																																																																																									
主要寸法	容量	体/個	143																																																																																										
	格子の中心間距離	mm	188*2																																																																																										
	内のり	mm	152×152*2																																																																																										
	高さ*4	mm	4300*2																																																																																										
	厚さ	mm	5.6(6.0*5)*9																																																																																										
取付箇所	主要材料*5	SUS304TKA																																																																																											
	鋼板	43	17																																																																																										
	系統名(ライン名)	FA-V0403																																																																																											
	設置床	T.M.S.L.55300mm*9																																																																																											
溢水防護上の区画番号	- *7																																																																																												
溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *7																																																																																												
化学薬品防護上の区画番号	- *8																																																																																												
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *8																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243)</th> <th>低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220)</th> <th>低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243) *1</th> <th>低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="4">たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界的制限値</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td colspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td colspan="2">307.5</td> </tr> <tr> <td>隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>*6</td> <td>307.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>*6</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td colspan="2">56</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td colspan="2">310*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td colspan="2">228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td colspan="2">4410*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td colspan="2">5.6(6.0*5)*9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>主要材料*5</td> <td colspan="3">SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td>鋼板</td> <td>43</td> <td colspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td colspan="3">FA-V0403</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="3">T.M.S.L.55300mm*9</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td colspan="4">- *8</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="4">- *8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。                      *2: 公称値を示す。                      *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。                      *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。                      *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。                      *6: 隣接する異なる種類の燃料貯蔵ラックがないため「-」とする。                      *7: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *8: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。                      *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称	変更前		変更後		低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243)	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220)	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243) *1	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220) *1	種類	たて置ラック式				臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	2.0		ラック格子の中心間最小距離	mm	307.5		隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm	*6	307.5	上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	*6	300	主要寸法	容量	体/個	56		格子の中心間距離	mm	310*2		内のり	mm	228×228*2		高さ*4	mm	4410*2		厚さ	mm	5.6(6.0*5)*9		取付箇所	主要材料*5	SUS304TKA			鋼板	43	20		系統名(ライン名)	FA-V0403			設置床	T.M.S.L.55300mm*9			溢水防護上の区画番号	- *7				溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *7				化学薬品防護上の区画番号	- *8				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *8				<p>ハ(4)(i)(b)-③</p>	
名称	変更前			変更後																																																																																									
	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243)	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220)	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック (7114B~M0201~M0243) *1	低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック (7114C~M0201~M0220) *1																																																																																									
種類	たて置ラック式																																																																																												
臨界的制限値	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	2.0																																																																																										
	ラック格子の中心間最小距離	mm	307.5																																																																																										
	隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラックのラック格子の中心間距離の最小値	mm	*6	307.5																																																																																									
	上記以外の異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	*6	300																																																																																									
主要寸法	容量	体/個	56																																																																																										
	格子の中心間距離	mm	310*2																																																																																										
	内のり	mm	228×228*2																																																																																										
	高さ*4	mm	4410*2																																																																																										
	厚さ	mm	5.6(6.0*5)*9																																																																																										
取付箇所	主要材料*5	SUS304TKA																																																																																											
	鋼板	43	20																																																																																										
	系統名(ライン名)	FA-V0403																																																																																											
	設置床	T.M.S.L.55300mm*9																																																																																											
溢水防護上の区画番号	- *7																																																																																												
溢水防護上の配慮が必要な高さ	- *7																																																																																												
化学薬品防護上の区画番号	- *8																																																																																												
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	- *8																																																																																												

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																				
<p>高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 34.7 cm (使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下) ハ(4)(i)(b)-④</p> <p>高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 47.1 cm (使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下) ハ(4)(i)(b)-④</p>	<p>ハ(4)(i)(b)-④</p> <p>ハ(4)(i)(b)-④</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)</th> <th>高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>—</td> <td>たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界的制限値*3</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt% 3.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm 347.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm 300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個 30</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm 350*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm 300×300*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm 3300*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm 47 (50*2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>—</td> <td>SUS304*2*3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)</th> <th>高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>—</td> <td>たて置ラック式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">臨界的制限値*3</td> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt% 3.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラック格子の中心間最小距離</td> <td>mm 471.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm 300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>体/個 20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm 475*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm 400×400*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm 3300*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm 71 (75*2*3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。 *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>	名称		変更前	変更後			高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)*1	種類		—	たて置ラック式	臨界的制限値*3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	—	ラック格子の中心間最小距離	mm 347.0	—	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	—	容量	体/個 30	—	主要寸法	格子の中心間距離	mm 350*2	—	内のり	mm 300×300*2	—	高さ*4	mm 3300*2	—	厚さ	mm 47 (50*2)	—	主要材料*5	—	SUS304*2*3	—	個数	—	2	—	系統名(ライン名)	—	—	—	取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8	溢水防護上の区画番号	—	—*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7	名称		変更前	変更後			高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)*1	種類		—	たて置ラック式	臨界的制限値*3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	—	ラック格子の中心間最小距離	mm 471.0	—	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	—	容量	体/個 20	—	主要寸法	格子の中心間距離	mm 475*2	—	内のり	mm 400×400*2	—	高さ*4	mm 3300*2	—	厚さ	mm 71 (75*2*3)	—	主要材料*5	—	SUS304	—	個数	—	3	—	系統名(ライン名)	—	—	—	取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8	溢水防護上の区画番号	—	—*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7	<p>設工認のハ(4)(i)(b)-④は、事業変更許可申請書（本文）のハ(4)(i)(b)-④と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																																																																					
		高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0301, M0302)*1																																																																																																																																					
種類		—	たて置ラック式																																																																																																																																					
臨界的制限値*3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	—																																																																																																																																					
	ラック格子の中心間最小距離	mm 347.0	—																																																																																																																																					
	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	—																																																																																																																																					
	容量	体/個 30	—																																																																																																																																					
主要寸法	格子の中心間距離	mm 350*2	—																																																																																																																																					
	内のり	mm 300×300*2	—																																																																																																																																					
	高さ*4	mm 3300*2	—																																																																																																																																					
	厚さ	mm 47 (50*2)	—																																																																																																																																					
主要材料*5	—	SUS304*2*3	—																																																																																																																																					
個数	—	2	—																																																																																																																																					
系統名(ライン名)	—	—	—																																																																																																																																					
取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—	—*6																																																																																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																																																																																																					
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7																																																																																																																																						
名称		変更前	変更後																																																																																																																																					
		高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック (7114C-M0401, M0402, M0403)*1																																																																																																																																					
種類		—	たて置ラック式																																																																																																																																					
臨界的制限値*3	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt% 3.5	—																																																																																																																																					
	ラック格子の中心間最小距離	mm 471.0	—																																																																																																																																					
	異なる種類のラックの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm 300	—																																																																																																																																					
	容量	体/個 20	—																																																																																																																																					
主要寸法	格子の中心間距離	mm 475*2	—																																																																																																																																					
	内のり	mm 400×400*2	—																																																																																																																																					
	高さ*4	mm 3300*2	—																																																																																																																																					
	厚さ	mm 71 (75*2*3)	—																																																																																																																																					
主要材料*5	—	SUS304	—																																																																																																																																					
個数	—	3	—																																																																																																																																					
系統名(ライン名)	—	—	—																																																																																																																																					
取付箇所	設置床	—	FA-Y0403 T. M. S. L. 55300mm*8																																																																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—	—*6																																																																																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																																																																																																					
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7																																																																																																																																					
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7																																																																																																																																						

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																												
<p>(d) <u>バスケットの格子中心間最小距離</u>  <u>BWR燃料用バスケット 19.85cm</u>  <u>(使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下)</u>  <u>ハ(4)(i)(b)-⑤</u>  <u>PWR燃料用バスケット 34.75cm</u>  <u>(使用済燃料集合体平均濃縮度 3.5wt%以下)</u>  <u>ハ(4)(i)(b)-⑤</u></p>	<p>ハ(4)(i)(b)-⑤</p> <p>ハ(4)(i)(b)-⑤</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)</th> <th colspan="2">BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨界管理 *3</td> <td rowspan="4">核的制限値</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>たて置バスケット式</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>198.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>9</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>213*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>152×152*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>4800*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>5.6(6.0*2)*5</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>—</td> <td>SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> <td rowspan="8">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。  *2: 公称値を示す。  *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。  *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。  *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)</th> <th colspan="2">PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">臨界管理 *3</td> <td rowspan="4">核的制限値</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>たて置バスケット式</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値</td> <td>wt%</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>バスケット格子の中心間最小距離</td> <td>mm</td> <td>347.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値</td> <td>mm</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>容量</td> <td>体/個</td> <td>4</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>格子の中心間距離</td> <td>mm</td> <td>350*2</td> </tr> <tr> <td>内のり</td> <td>mm</td> <td>228×228*2</td> </tr> <tr> <td>高さ*4</td> <td>mm</td> <td>4800*2</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>5.6(6.0*2)*5</td> </tr> <tr> <td>主要材料*5</td> <td>—</td> <td>SUS304TKA</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> <td rowspan="8">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のうち臨界防止設備と兼用する。  *2: 公称値を示す。  *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「設計条件」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。  *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「本体材料」と記載。  *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前		変更後		名称		BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)		BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1		臨界管理 *3	核的制限値	種類	—	たて置バスケット式	変更なし	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	主要寸法	容量	体/個	9	変更なし	格子の中心間距離	mm	213*2	内のり	mm	152×152*2	高さ*4	mm	4800*2	厚さ	mm	5.6(6.0*2)*5	主要材料*5	—	SUS304TKA	取付箇所	個数	—	2	変更なし	系統名(ライン名)	—	—	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	—	—*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7			変更前		変更後		名称		PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)		PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1		臨界管理 *3	核的制限値	種類	—	たて置バスケット式	変更なし	使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5	バスケット格子の中心間最小距離	mm	347.5	上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300	主要寸法	容量	体/個	4	変更なし	格子の中心間距離	mm	350*2	内のり	mm	228×228*2	高さ*4	mm	4800*2	厚さ	mm	5.6(6.0*2)*5	主要材料*5	—	SUS304TKA	取付箇所	個数	—	2	変更なし	系統名(ライン名)	—	—	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	—	—*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7	<p>設工認のハ(4)(i)(b)⑤は、事業変更許可申請書(本文)のハ(4)(i)(b)-⑤と同義であり整合している。</p>	
		変更前		変更後																																																																																																																																												
名称		BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102)		BWR燃料用バスケット (7116-M0101, M0102) *1																																																																																																																																												
臨界管理 *3	核的制限値	種類	—	たて置バスケット式	変更なし																																																																																																																																											
		使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																												
		バスケット格子の中心間最小距離	mm	198.5																																																																																																																																												
		上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																												
主要寸法	容量	体/個	9	変更なし																																																																																																																																												
	格子の中心間距離	mm	213*2																																																																																																																																													
	内のり	mm	152×152*2																																																																																																																																													
	高さ*4	mm	4800*2																																																																																																																																													
	厚さ	mm	5.6(6.0*2)*5																																																																																																																																													
	主要材料*5	—	SUS304TKA																																																																																																																																													
取付箇所	個数	—	2	変更なし																																																																																																																																												
	系統名(ライン名)	—	—																																																																																																																																													
	設置床	—	—																																																																																																																																													
	溢水防護上の区画番号	—	—*6																																																																																																																																													
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																																																																																																													
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7																																																																																																																																													
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7																																																																																																																																													
			変更前		変更後																																																																																																																																											
名称		PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202)		PWR燃料用バスケット (7116-M0201, M0202) *1																																																																																																																																												
臨界管理 *3	核的制限値	種類	—	たて置バスケット式	変更なし																																																																																																																																											
		使用済燃料集合体平均濃縮度の最大値	wt%	3.5																																																																																																																																												
		バスケット格子の中心間最小距離	mm	347.5																																																																																																																																												
		上記以外の異なる種類のバスケットの隣接する燃料集合体間の面間距離の最小値	mm	300																																																																																																																																												
主要寸法	容量	体/個	4	変更なし																																																																																																																																												
	格子の中心間距離	mm	350*2																																																																																																																																													
	内のり	mm	228×228*2																																																																																																																																													
	高さ*4	mm	4800*2																																																																																																																																													
	厚さ	mm	5.6(6.0*2)*5																																																																																																																																													
	主要材料*5	—	SUS304TKA																																																																																																																																													
取付箇所	個数	—	2	変更なし																																																																																																																																												
	系統名(ライン名)	—	—																																																																																																																																													
	設置床	—	—																																																																																																																																													
	溢水防護上の区画番号	—	—*6																																																																																																																																													
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—*6																																																																																																																																													
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*7																																																																																																																																													
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—*7																																																																																																																																													

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設                      使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」、 「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>使用済燃料の受入れ施設は、キャスクに収納され再処理施設に輸送された使用済燃料集合体の受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う設計とする。                      使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>プール水の冷却に必要な安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）については、第2章 個別項目の「7.4 冷却水設備」に基づくものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>下部に排水口を設けない構造とするとともに、燃料貯蔵プール・ピット等に接続された配管が破損してもプール水が流出しないように逆止弁を設置する設計とする。                      さらに、燃料貯蔵プール・ピット等のライニングは、万一の使用済燃料集合体の落下時にもプール水の保持機能を失うような著しい損傷を生じないようにする設計とする。                      プール水浄化系は、水の純度及び透明度を維持するため、燃料取出しピット、燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの越流せきから越流するプール水をポンプで昇圧し、ろ過装置及び脱塩装置でろ過及び脱塩した後、燃料取出しピット、燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットへ戻す設計とするとともに、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットから越流するプール水を、ポンプで昇圧し、一部を脱塩装置で脱塩した後、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ戻す設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>なお、万一のプール水の漏えいに対し、燃料貯蔵プール・ピット等には漏えい検知装置を設けて漏えいを検知する設計とし、漏えい水を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。</p> <p>また、燃料貯蔵プールには水位警報装置及び温度警報装置を設け、計測制御系統施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>1.1 使用済燃料の受入れ施設</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>1.1.1 使用済燃料受入れ設備</p> <p>使用済燃料受入れ設備は、使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し準備設備、燃料取出し設備、使用済燃料輸送容器返却準備設備及び使用済燃料輸送容器保守設備で構成する。</p> <p>1.1.1.1 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備</p> <p>使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は、使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、使用済燃料輸送容器移送台車、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及び空使用済燃料輸送容器保管庫で構成する。</p> <p>使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は、トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを一時保管した後、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入する設計とする。</p> <p>使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、使用済燃料を収納したキャスクを保管するとともに、保管を必要とする空のキャスクの基数が空使用済燃料輸送容器保管庫の容量を上回る場合に、その上回った分の空のキャスクを一時保管する設計とする。</p> <p>空使用済燃料輸送容器保管庫は、空のキャスクを保管する設計とする。</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンは、使用済燃料輸送容器管理建屋に設置し、キャスクの落下防止のため、つりワイヤの二重化、フックへの脱落防止金具取付けを施し、逸走防止のインターロックを設けるとともに、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料輸送容器移送台車は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため逸走防止のインターロックを設けるとともに、転倒し難い設計とする。</p> <p>1.1.1.2 燃料取出し準備設備</p> <p>燃料取出し準備設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入したキャスクから緩衝体を取り外し、燃料取</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>出し準備室にキャスクを移送する設計とする。</p> <p>ここで、キャスク内部の浄化のため、キャスクの内部水の入替えを行った後、キャスクを移送し、燃料取出しピットの防染バケツに収納する設計とする。</p> <p>キャスクからの排水は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。</p> <p>1.1.1.3 燃料取出し設備</p> <p>燃料取出し設備は、燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃焼度計測前燃料仮置きラック、燃焼度計測後燃料仮置きラック、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン、防染バケツ、燃料取出し装置で構成する。</p> <p>燃料取出し設備は、防染バケツに収納したキャスクを燃料取出しピット水中につり降ろし、水中でキャスクの蓋を取り外し、使用済燃料集合体を一体ずつキャスクから取り出す設計とする。</p> <p>取り出した使用済燃料集合体は、燃料仮置きピットの燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きし、計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて平均濃縮度を測定し、平均濃縮度が3.5wt%以下であることを確認した後、燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする設計とする。</p> <p>その後、使用済燃料集合体を燃料移送水中台車上のバスケットに収納する設計とする。</p> <p>なお、平均濃縮度が2.0wt%を超える使用済燃料集合体及び著しい漏えいのある破損燃料を取り扱う場合には、燃料収納缶に収納し、燃料取出し装置の補助ホイストで取り扱い、燃料移送水中台車に1体ずつ積載する設計とする。</p> <p>燃料仮置きラックは、適切なラック間隔を取ることで、最大容量まで使用済燃料集合体を収納した場合でも、通常時及び燃料間距離がラック内で最小となるような厳しい状態等、技術的に見て想定されるいかなる場合でも未臨界を保つ設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、キャスクの落下防止のため、つりワイヤの二重化、フックへの脱落防止金具取付けを施し、逸走防止のインターロックを設けるとともに、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、脱輪防止装置を設け、地震時にも落下することのない設計とするとともに、燃料貯蔵プール上及び燃料仮置きピット上を通過しない配置とし、万一のキャスクの落下の場合にも燃料貯蔵プールの機能を喪失しないようにする設計とする。</p> <p>燃料取出し装置は、使用済燃料集合体落下を防止するために、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>機構を施すとともに、電源喪失時又はつかみ具駆動用の空気源喪失時にも使用済燃料集合体が落下することのないフェイルセーフ機構を有する設計とする。</p> <p>また、燃料取出し装置は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6 m以下とし、使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重異常時のつり上げ防止、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。</p> <p>1.1.1.4 使用済燃料輸送容器返却準備設備                      使用済燃料輸送容器返却準備設備は、使用済燃料取出し後の空のキャスクの返却に先立ち、キャスク外面の除染、内部水の排水、キャスク内部の確認、気密漏えい検査及び汚染検査を行う設計とする。</p> <p>また、必要に応じて使用済燃料輸送容器返却準備設備にて保守を行うことができる設計とする。</p> <p>1.1.1.5 使用済燃料輸送容器保守設備                      使用済燃料輸送容器保守設備は、保守室天井クレーン、除染移送台車及び除染室天井クレーンで構成する。</p> <p>使用済燃料輸送容器保守設備では、空使用済燃料輸送容器保管庫又は使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫から使用済燃料輸送容器管理建屋の保守エリアに空のキャスクを搬入し、空のキャスクを保守する設計とする。</p> <p>保守に当たっては、放射線業務従事者の被ばくの低減を考慮し、必要に応じ、使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリアでキャスク内面及び内部構造物の除染を行うことができる設計とする。</p> <p>1.2 使用済燃料の貯蔵施設</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>1.2.1 使用済燃料貯蔵設備                      使用済燃料貯蔵設備は、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送だし設備、プール水浄化・冷却設備、補給水設備、代替注水設備、スプレー設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備で構成する。</p> <p>1.2.1.1 燃料移送設備                      燃料移送設備は、燃料移送水路及び燃料移送水中台車で構成する。</p> <p>燃料移送設備は、バスケットに収納された使用済燃料集合体又は燃料収納缶に収納された使用済燃料集合体の燃料取出し設備、燃料貯蔵設備間の移送及び燃料貯蔵設備、燃料送だし設備間の移送を行う設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>燃料移送水中台車は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため逸走防止のインターロックを設けるとともに、転倒し難い設計とする。</p> <p>1.2.1.2 燃料貯蔵設備</p> <p>燃料貯蔵設備は、燃料貯蔵プール（BWR燃料用、PWR燃料用並びにBWR燃料及びPWR燃料用）、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス（以下「CB」という。）用、バーナブルポイズン（以下「BP」という。）用並びにチャンネルボックス及びバーナブルポイズン（以下「CB・BP」という。）用）、低残留濃縮度燃料貯蔵ラック、高残留濃縮度燃料貯蔵ラック、燃料取扱装置及び燃料収納缶で構成する。</p> <p>燃料貯蔵設備は、燃料取出し設備から移送した使用済燃料集合体を1体ずつ燃料取扱装置を用いてバスケットから取り出す設計とする。</p> <p>平均濃縮度が2.0wt%以下のものは、燃料貯蔵プールの低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する設計とする。</p> <p>平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの及び著しい漏えいのある破損燃料は、燃料収納缶に収納した状態で移送し、燃料貯蔵プールの高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する設計とする。</p> <p>BWR使用済燃料集合体は、せん断前の処理のため1体ずつ燃料取扱装置を用いてチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（CB用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（CB・BP用）へ移送し、CBを取り外した後、燃料貯蔵ラックへ戻す設計とする。</p> <p>PWR使用済燃料集合体のBPは、せん断前の処理のために燃料貯蔵プールで燃料取扱装置を用いて取り外し、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（BP用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（CB・BP用）へ移送する設計とする。</p> <p>取り外したCB・BPは、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおいて固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）を用いて切断、減容した後、容器に詰め、燃料取出しピットへ移送し、運搬容器に収納し、トレーラトラックで低レベル固体廃棄物処理設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋）へ移送する設計とする。</p> <p>燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間隔をとることにより、最大容量まで使用済燃料集合体を収納した場合に、通常時及び燃料間距離がラック内で最小となるような厳しい状態等、技術的に見て想定されるいかなる場合でも未臨界に保つ設計とする。</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>燃料取扱装置は、使用済燃料集合体落下を防止するために、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに、電源喪失時及びつかみ具駆動用の空気源喪失時にも使用済燃料集合体が落下することのないフェイルセーフ機構を有する設計とする。</p> <p>また、燃料取扱装置は遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6 m以下とし、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。</p> <p>1.2.1.3 燃料送出し設備</p> <p>燃料送出し設備は、燃料送出しピット、バスケット（BWR燃料用及びPWR燃料用）、バスケット仮置き架台（実入り用及び空用）、バスケット取扱装置及びバスケット搬送機で構成する。</p> <p>燃料送出し設備は、バスケットに収納され、燃料送出しピットに移送された使用済燃料集合体を、バスケット単位でバスケット仮置き架台に一時仮置きした後、せん断処理施設に送り出す設計とする。</p> <p>バスケット及びバスケット仮置き架台は、適切な燃料間隔をとることにより、最大容量まで使用済燃料集合体を収納した場合に、通常時及び燃料間距離がラック内で最小となるような厳しい状態等、技術的に見て想定されるいかなる場合でも未臨界に保つ設計とする。</p> <p>バスケット取扱装置は、使用済燃料集合体落下を防止するために、つり上げ機構を二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに、電源喪失時又はつかみ具駆動用の空気源喪失時にもバスケットが落下することのないフェイルセーフ機構を有する設計とする。</p> <p>また、バスケット取扱装置は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うためバスケットのつり上げ高さを0.35m以下とし、バスケット落下防止のインターロックを設ける設計とする。</p> <p>バスケット搬送機は、つり上げ機構を二重化し、電源喪失時にもバスケットが下降しない設計とする。</p> <p>また、バスケット搬送機は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため転倒防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。</p> <p>1.2.1.4 プール水浄化・冷却設備</p> <p>プール水浄化・冷却設備は、プール水冷却系及びプール水浄化系で構成する。</p> <p>プール水冷却系は、熱交換器及びポンプで構成する。</p> <p>プール水浄化系は、ろ過装置、脱塩装置及びポンプで構成する。</p> <p>プール水浄化・冷却設備は、使用済燃料から発生す</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>る崩壊熱を熱交換器で除去し、燃料貯蔵プール・ピット等の水を冷却するとともに、ろ過及び脱塩して、水の純度及び透明度を維持する設計とする。</p> <p>1.2.1.5 補給水設備  補給水設備は、補給水槽及びポンプで構成する。  補給水設備は、補給水槽に貯蔵した水を燃料取出し準備設備、プール水浄化系、燃料貯蔵プール・ピット等、燃焼度計測装置、液体廃棄物の廃棄施設（低レベル廃液処理設備の一部）及び固体廃棄物の廃棄施設（廃樹脂貯蔵系の一部）に補給する設計とする。  補給水槽には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で処理した水を回収・貯蔵するとともに、その他再処理設備の附属施設の純水貯槽から純水を必要に応じ補給する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「第 1-1 表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																						
<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>せん断処理施設は、使用済燃料集合体を使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備から受け入れて、せん断処理設備へ供給する燃料供給設備 2 系列及び使用済燃料集合体をせん断処理し、溶解施設の溶解設備に移送するせん断処理設備 2 系列で構成し、前処理建屋に収納する。</p> <p>前処理建屋 二(1)(i)-④ の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上 5 階、地下 4 階、二(1)(i)-④ 建築面積約 6,000m<sup>2</sup> の建物 二(1)(i)-⑤ である。</p>	<p>4.2 せん断処理施設</p> <p>4.2.1 概要</p> <p>せん断処理施設は、燃料供給設備及びせん断処理設備で構成する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>燃料供給設備は、使用済燃料の貯蔵施設の燃料送出し設備のバスケット搬送機から使用済燃料集合体をせん断処理設備へ供給する設備である。</p> <p>せん断処理設備は、使用済燃料集合体をせん断し、溶解施設の溶解設備へ供給する設備である。</p>	<p>（基本設計方針）</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>せん断処理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第 1 章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」、「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>せん断処理施設は、燃料供給設備 2 系列及びせん断処理設備 2 系列で構成し、前処理建屋に収納する設計とする。</p> <p>燃料供給設備は、使用済燃料集合体を使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備から受け入れて、せん断処理設備へ供給する設計とする。</p> <p>せん断処理設備は、使用済燃料集合体をせん断処理し、溶解施設の溶解設備に移送する設計とする。</p> <p>前処理建屋は、地上 5 階、地下 4 階の建物 二(1)(i)-⑤ とする設計とする。</p> <p>【建物】（仕様表）</p> <p>二(1)(i)-④</p> <table border="1" data-bbox="1537 1276 2145 1633"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">前処理建屋</td> </tr> <tr> <td>種類*</td> <td></td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>たて×横*</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">地上 [redacted] 地下 [redacted]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">壁厚さ</td> <td>東壁</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基礎</td> <td>種類*</td> <td colspan="2">直接基礎（鉄筋コンクリート造）**</td> </tr> <tr> <td>たて×横</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td colspan="2">[redacted]</td> </tr> <tr> <td>底面の標高</td> <td colspan="2">T, M, S, L [redacted]**</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「基礎及び構造の種類」と記載。 *3：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「南北方向、東西方向」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既設工認申請書には「鉄筋コンクリート造（べた基礎）」と記載。 *5：[redacted] *6：S I 単位に換算したものを。</p>			変更前	変更後	名称		前処理建屋		種類*		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		主要寸法	たて×横*	[redacted]		高さ	地上 [redacted] 地下 [redacted]		壁厚さ	東壁	[redacted]		西壁	[redacted]		南壁	[redacted]		北壁	[redacted]		主要材料	[redacted]		個数	1		基礎	種類*	直接基礎（鉄筋コンクリート造）**		たて×横	[redacted]		高さ	[redacted]		主要材料	[redacted]		底面の標高	T, M, S, L [redacted]**		<p>設工認の 二(1)(i)-④ は、事業変更許可申請書(本文)の 二(1)(i)-④ を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の 二(1)(i)-⑤ は、事業変更許可申請書(本文)の 二(1)(i)-⑤ と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																							
名称		前処理建屋																																																								
種類*		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）																																																								
主要寸法	たて×横*	[redacted]																																																								
	高さ	地上 [redacted] 地下 [redacted]																																																								
	壁厚さ	東壁	[redacted]																																																							
		西壁	[redacted]																																																							
		南壁	[redacted]																																																							
北壁		[redacted]																																																								
主要材料	[redacted]																																																									
個数	1																																																									
基礎	種類*	直接基礎（鉄筋コンクリート造）**																																																								
	たて×横	[redacted]																																																								
	高さ	[redacted]																																																								
	主要材料	[redacted]																																																								
底面の標高	T, M, S, L [redacted]**																																																									

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																										
<p>前処理建屋機器配置概要図を第65図から第74図に示す。</p> <p>また、せん断処理施設系統概要図を第9図に示す。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 (a) 燃料供給設備 燃料横転クレーン <u>二(1)(ii)(a)-①</u> 2 台 (1 台/系列)</p>	<p>せん断処理施設系統概要図を第4.2-1図に示す。</p> <p>4.2.3 主要設備の仕様 (1) 燃料供給設備 燃料供給設備の主要設備の仕様を第4.2-1表に示す。 第4.2-1表 燃料供給設備の主要設備の仕様 (1) 燃料横転クレーン 種類 横転式 台数 2 (1台/系列×2系列) 容量 使用済燃料集合体1体/台他</p>	<p>【燃料供給設備】（仕様表）</p> <table border="1" data-bbox="1537 730 2145 1423"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>燃料横転クレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td><u>二(1)(ii)(a)-①</u> 横転式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理</td> <td>核的制限値</td> <td>核燃料物質の最大質量</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>主ボイスト</td> <td>-</td> <td>使用済燃料集合体1体/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>走行レール間距離</td> <td>mm</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード幅</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高さ*1</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ガード</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td><u>二(1)(ii)(a)-①</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>燃料供給設備*5</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>T.M.S.L. 5**</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-*6</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-*6</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-*7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「燃料横転クレーン A, B」と記載。 *3: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案(核規)第710号にて認可された設工認申請書の添付図面「燃料横転クレーン A, B 構造図」による。 *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *5: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *6: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *7: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。</p>			変更前	変更後	名称		燃料横転クレーン		種類		<u>二(1)(ii)(a)-①</u> 横転式		臨界管理	核的制限値	核燃料物質の最大質量	-	容量	主ボイスト	-	使用済燃料集合体1体/個	主要寸法	走行レール間距離	mm	変更なし	クレーン本体ガード幅	mm	高さ*1	mm	クレーン本体ガード高さ	mm	主要材料	ガード	-		個数		<u>二(1)(ii)(a)-①</u>	2	取付箇所	系統名(ライン名)	-	燃料供給設備*5	設置床	-	T.M.S.L. 5**	溢水防護上の区画番号	-	-*6	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*6	化学薬品防護上の区画番号	-	-*7		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	*7	<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた「前処理建屋機器配置概要図」及び「せん断処理施設系統概要図」は、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認の <u>二(1)(ii)(a)-①</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>二(1)(ii)(a)-①</u> と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																											
名称		燃料横転クレーン																																																												
種類		<u>二(1)(ii)(a)-①</u> 横転式																																																												
臨界管理	核的制限値	核燃料物質の最大質量	-																																																											
容量	主ボイスト	-	使用済燃料集合体1体/個																																																											
主要寸法	走行レール間距離	mm	変更なし																																																											
	クレーン本体ガード幅	mm																																																												
	高さ*1	mm																																																												
	クレーン本体ガード高さ	mm																																																												
主要材料	ガード	-																																																												
個数		<u>二(1)(ii)(a)-①</u>	2																																																											
取付箇所	系統名(ライン名)	-	燃料供給設備*5																																																											
	設置床	-	T.M.S.L. 5**																																																											
	溢水防護上の区画番号	-	-*6																																																											
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-*6																																																											
	化学薬品防護上の区画番号	-	-*7																																																											
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	*7																																																											

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) せん断処理設備 せん断機 2 台 (1 台/系列) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(ii)(b)-①</span></p> <p>(iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力 (a) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-①</span>せん断処理する使用済燃料の種類 BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であつて、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>(イ) 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度 : 5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>(ロ) 冷却期間 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-②</span> 15年以上</p> <p>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 : <math>55,000 \text{ MW d} / \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}</math> なお、1日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度は、<math>45,000 \text{ MW d} / \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}</math>以下とする。</p>		<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-①</span>再処理施設において再処理を行う使用済燃料は、発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。 )及び軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉(以下「PWR」という。 )の使用済ウラン燃料集合体であつて、以下の仕様を満たすものである。</p> <p>a. 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度 : 5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下</p> <p>b. 冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量 3,000t・UPrのうち、冷却期間 4年以上 12年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・UPr 未満、それ以外は冷却期間 12年以上となるよう受け入れを管理する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-②</span>使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間 : 15年以上</p> <p>c. 燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度 : <math>55,000 \text{ MWd} / \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}</math> 1日当たりに処理する使用済燃料の平均燃焼度 : <math>45,000 \text{ MWd} / \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}</math> 以下 ここでいう t・UPr は、照射前金属ウラン重量換算である。</p> <p>ただし、再処理施設の安全機能を有する施設の設計については、新規制基準施行以前の事業指定(変更許可)申請書に示される設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）において許可を受けた <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(ii)(b)-①</span> は、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-①</span> は、事業変更許可申請書(本文)の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-①</span> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-②</span> は、事業変更許可申請書(本文)の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二(1)(iii)(a)-②</span> を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																					
<p>(二) <u>二(1)(iii)(a)-③</u>使用済燃料集合体の照射前の構造</p> <p>BWR燃料集合体</p> <table border="1" data-bbox="252 592 801 919"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約14mm又は約15mm</td> <td>約13mm</td> <td>約12mm</td> <td>約12mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> <td>約0.9mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>7×7型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> <td>8×8型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料棒の本数</td> <td>49本</td> <td>63本</td> <td>62本</td> <td>60本</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒ピッチ</td> <td>約19mm</td> <td>約16mm</td> <td>約16mm</td> <td>約16mm</td> </tr> <tr> <td>・カナコド数</td> <td>0本</td> <td>1本</td> <td>2本</td> <td>1本(込)</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ヘットの初期密度</td> <td>理論密度の約94～95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>PWR燃料集合体</p> <table border="1" data-bbox="252 997 786 1381"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料要素の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 燃料棒有効長さ</td> <td>約3.0m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> <td>約3.7m</td> </tr> <tr> <td>② 燃料棒外径</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約11mm</td> <td>約9.5mm</td> </tr> <tr> <td>③ 被覆管厚さ</td> <td>約0.6mm</td> <td>約0.6mm又は約0.7mm</td> <td>約0.6mm又は約0.7mm</td> <td>約0.6mm又は約0.7mm</td> <td>約0.6mm</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料集合体の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 構造</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>14×14型集合体 正方形配列</td> <td>15×15型集合体 正方形配列</td> <td>17×17型集合体 正方形配列</td> </tr> <tr> <td>② 主要仕様</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料棒の本数</td> <td>179本</td> <td>179本</td> <td>179本</td> <td>204本</td> <td>264本</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒ピッチ</td> <td>約14mm</td> <td>約14mm</td> <td>約14mm</td> <td>約14mm</td> <td>約13mm</td> </tr> <tr> <td>・制御棒駆動ケーブル数</td> <td>16本</td> <td>16本</td> <td>16本</td> <td>20本</td> <td>24本</td> </tr> <tr> <td>・可変計算用燃料棒数</td> <td>1本</td> <td>1本</td> <td>1本</td> <td>1本</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料材の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① ヘットの初期密度</td> <td>理論密度の約92%又は約95%</td> <td>理論密度の約95%又は約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> <td>理論密度の約95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 最大処理能力</p> <p>(イ) <u>BWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-①</u>処理時  <math>4.2 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列} \times 2 \text{ 系列}</math></p> <p>(ロ) <u>PWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-②</u>処理時  <math>5.25 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列} \times 2 \text{ 系列}</math></p>	項目	①	②	③	④	1. 燃料要素の構造					① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm	③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	2. 燃料集合体の構造					① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	② 主要仕様					・燃料棒の本数	49本	63本	62本	60本	・燃料棒ピッチ	約19mm	約16mm	約16mm	約16mm	・カナコド数	0本	1本	2本	1本(込)	3. 燃料材の種類					① ヘットの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%	項目	①	②	③	④	⑤	1. 燃料要素の構造						① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm	③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm	2. 燃料集合体の構造						① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列	② 主要仕様						・燃料棒の本数	179本	179本	179本	204本	264本	・燃料棒ピッチ	約14mm	約14mm	約14mm	約14mm	約13mm	・制御棒駆動ケーブル数	16本	16本	16本	20本	24本	・可変計算用燃料棒数	1本	1本	1本	1本	1本	3. 燃料材の種類						① ヘットの初期密度	理論密度の約92%又は約95%	理論密度の約95%又は約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	<p>4.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>4.2.4.1 燃料供給設備</p> <p>燃料供給設備の最大処理能力は、<u>BWR使用済燃料集合体を処理する場合は <math>4.2 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列}</math>、PWR使用済燃料集合体を処理する場合は <math>5.25 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列}</math>である。</u></p> <p>4.2.4.2 せん断処理設備</p> <p>せん断処理設備の最大処理能力は、<u>BWR使用済燃料集合体を処理する場合は、1系列当たり <math>4.2 \text{ t} \cdot U_{PR} / d</math>、PWR使用済燃料集合体を処理する場合は、1系列当たり <math>5.25 \text{ t} \cdot U_{PR} / d</math>である。</u></p>	<p>とする。</p> <p>使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上</p> <p>使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>2.1.1 燃料供給設備</p> <p>燃料供給設備は、<u>BWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-①</u>を処理する場合は最大で <math>4.2 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列}</math>、<u>PWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-②</u>を処理する場合は最大で <math>5.25 \text{ t} \cdot U_{PR} / d / \text{系列}</math>で処理できる設計とする。</p> <p>2.1.2 せん断処理設備</p> <p>せん断処理設備は、<u>BWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-①</u>を処理する場合は、1系列当たり最大で <math>4.2 \text{ t} \cdot U_{PR} / d</math>、<u>PWR使用済燃料集合体</u><u>二(1)(iii)(b)-②</u>を処理する場合は、1系列当たり最大で <math>5.25 \text{ t} \cdot U_{PR} / d</math>で処理できる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の<u>二(2)(iii)(a)-③</u>を基に使用済燃料集合体を取扱う機器を設計しており整合している。</p> <p>設工認の<u>二(1)(ii)(a)-①, ②</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>二(1)(ii)(a)-①, ②</u>と同義であり整合している。</p>	
項目	①	②	③	④																																																																																																																																																					
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																									
① 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																					
② 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm																																																																																																																																																					
③ 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm																																																																																																																																																					
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																									
① 構造	7×7型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列	8×8型集合体 正方形配列																																																																																																																																																					
② 主要仕様																																																																																																																																																									
・燃料棒の本数	49本	63本	62本	60本																																																																																																																																																					
・燃料棒ピッチ	約19mm	約16mm	約16mm	約16mm																																																																																																																																																					
・カナコド数	0本	1本	2本	1本(込)																																																																																																																																																					
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																									
① ヘットの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%																																																																																																																																																					
項目	①	②	③	④	⑤																																																																																																																																																				
1. 燃料要素の構造																																																																																																																																																									
① 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m																																																																																																																																																				
② 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm																																																																																																																																																				
③ 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm又は約0.7mm	約0.6mm																																																																																																																																																				
2. 燃料集合体の構造																																																																																																																																																									
① 構造	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	14×14型集合体 正方形配列	15×15型集合体 正方形配列	17×17型集合体 正方形配列																																																																																																																																																				
② 主要仕様																																																																																																																																																									
・燃料棒の本数	179本	179本	179本	204本	264本																																																																																																																																																				
・燃料棒ピッチ	約14mm	約14mm	約14mm	約14mm	約13mm																																																																																																																																																				
・制御棒駆動ケーブル数	16本	16本	16本	20本	24本																																																																																																																																																				
・可変計算用燃料棒数	1本	1本	1本	1本	1本																																																																																																																																																				
3. 燃料材の種類																																																																																																																																																									
① ヘットの初期密度	理論密度の約92%又は約95%	理論密度の約95%又は約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%																																																																																																																																																				

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>2.1.1 燃料供給設備</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機で燃料供給セルの直下へ搬送した使用済燃料集合体を、燃料横転クレーンで1体ずつバスケット搬送機のバスケットから取り出し横転させ、水平にし、せん断機へ供給する。このとき、使用済燃料集合体番号を確認し、光学的読み取り装置による読み取りを行う設計とする。</p> <p>燃料横転クレーンは、使用済燃料集合体を1体ずつしかつり上げられない構造とし、せん断機へ2体以上同時に供給しない設計とする。</p> <p>燃料横転クレーンは、使用済燃料集合体落下を防止するために、使用済燃料集合体の過度のつり上げ防止、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止、逸走防止等のインターロックを設けるとともに、つり上げた後バスケット上部の燃料供給セルのシャッタを閉じる設計とする。また、使用済燃料集合体の取扱い中に電源喪失が発生しても燃料つかみ具が使用済燃料集合体を放さないフェイルセーフ構造とする。</p> <p>2.1.2 せん断処理設備</p> <p>せん断処理設備は、燃料供給設備の燃料横転クレーンでせん断機の燃料供給部（以下「マガジン」という。）に供給した使用済燃料集合体を燃料送り出し装置で断続的にせん断機のせん断部に送り出し、せん断刃によりせん断する設計とする。</p> <p>せん断した燃料集合体端末片（以下「エンドピース」という。）は、ホッパを経て、エンドピース専用の移送管（以下「エンドピース シュート」という。）を用いて重力により、溶解施設のエンドピース酸洗浄槽へ送り、また、燃料せん断片は、ホッパを経て、燃料せん断片専用の移送管（以下「燃料せん断片シュート」という。）を用いて重力により、溶解施設の溶解槽へ送る設計とする。</p> <p>また、せん断中にはせん断機の燃料供給口が閉じて新たな使用済燃料集合体が供給できない構造となる設計とする。</p> <p>せん断機は、溶解設備の溶解槽における臨界を防止するために、燃料せん断片を受け入れる有孔容器</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>（以下「バケット」という。）1個当たりの燃料装荷量が所定量を超えないよう、せん断機の燃料送り出し装置の送り出し長さの異常等により自動的にせん断を停止するせん断停止回路を設ける設計とする。</p> <p>なお、せん断機のせん断刃ホルダは、燃料せん断片の長さが、約 5cm 以下に制限される構造となる設計とする。</p> <p>せん断機は、せん断機内部及びホッパ部に傾斜をつけてせん断粉末が蓄積し難い構造の設計とする。さらに、せん断機のマガジン及びふた部から窒素ガスを吹き込むことによって、せん断粉末の蓄積を防止するとともに、せん断機内部を窒素ガス雰囲気とする設計とする。</p> <p>せん断処理施設の対象となる主要な設備について、「表 1-2-1 せん断処理施設の主要設備リスト」に示す。</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(2) 溶解施設 (i) 構造 (a) 設計基準対象の施設 溶解施設は、溶解設備2系列、清澄・計量設備2系列 <u>ニ(2)(i)(a)-①</u>（一部1系列）で構成し、前処理建屋に収納する。</p> <p>前処理建屋の主要構造は、「ニ. (1) せん断処理施設 (i) 構造」に示す。</p> <p>溶解設備は、せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する <u>ニ(2)(i)(a)-②</u> 設備である。</p> <p>清澄・計量設備は、溶解液から不溶解残渣を除去した後、溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し、必要であれば調整した後、分離施設の分離設備に移送する <u>ニ(2)(i)(a)-③</u> 設備である。</p>	<p>4.3 溶解施設 4.3.1.1 概要 溶解施設は、溶解設備及び清澄・計量設備で構成する。</p> <p>4.3.1.4 系統構成及び主要設備 4.3.1.4.1 溶解設備 溶解設備は、2系列で構成する。</p> <p>4.3.1.4.2 清澄・計量設備 清澄・計量設備は、2系列（計量・調整槽以降は1系列）で構成する。</p> <p>4.3 溶解施設 4.3.1.1 概要 &lt;中略&gt; 溶解設備は、せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽のバケットに装荷して硝酸を用いて燃料部分を溶解し、よう素追出し槽において、溶解液中のよう素を気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設備である。</p> <p>また、溶解槽では、必要に応じて可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて燃料部分を溶解する。清澄・計量設備は、清澄機で不溶解残渣を溶解液から除去し、計量・調整槽で溶解液の計量を行い、必要であれば調整を行った後、分離施設の分離設備へ溶解液を移送する設備である。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 再処理設備本体 2.2 溶解施設 溶解施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」、「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>溶解施設は、溶解設備2系列、清澄・計量設備2系列 <u>ニ(2)(i)(a)-①</u>（計量・調整槽以降は1系列）で構成し、前処理建屋に収納する設計とする。</p> <p>溶解設備は、せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する <u>ニ(2)(i)(a)-②</u> 設計とする。</p> <p>清澄・計量設備は、溶解液から不溶解残渣を除去した後、溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し、必要であれば調整した後、分離施設の分離設備に移送する <u>ニ(2)(i)(a)-③</u> 設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ニ(2)(i)(a)-①</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ニ(2)(i)(a)-①</u> を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)「ニ. (1) せん断処理施設 (i) 構造」に示す。</p> <p>設工認の <u>ニ(2)(i)(a)-②</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ニ(2)(i)(a)-②</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ニ(2)(i)(a)-③</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ニ(2)(i)(a)-③</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ニ(2)(i)(a)-④なお、万一溶解設備の溶解槽で臨界になった場合に対処するために、可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける。</p> <p>溶解施設系統概要図を第10図に示す。</p>	<p>4.3.1.4 系統構成及び主要設備 4.3.1.4.1 溶解設備 (2) 主要設備     &lt;中略&gt;     万一、溶解槽で臨界になった場合に対処するために、可溶性中性子吸収材緊急供給回路の放射線検出器により直ちに臨界を検知し、可溶性中性子吸収材緊急供給槽から可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける。</p> <p>溶解施設系統概要図を第4.3-1図に示す。</p>	<p>ニ(2)(i)(a)-④また、万一、溶解槽で臨界になった場合に対処するために、可溶性中性子吸収材緊急供給回路の放射線検出器により直ちに臨界を検知し、可溶性中性子吸収材緊急供給槽から可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。</p> <p>2.2.1 溶解設備 溶解設備は、BWR使用済燃料集合体については、1系列当たり最大で4.2t・UPr/d、PWR使用済燃料集合体については、1系列当たり最大で5.25t・UPr/dで溶解できる設計とする。</p> <p>溶解設備は、せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽に受け入れ、高温の硝酸で燃料部分を溶解する設計とする。また、必要に応じて、可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて溶解する設計とする。</p> <p>溶解槽からの溶解液については、第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽において溶解液中に残留するよう素を追い出し、中間ポットにおいて溶解液を冷却した後、重力流により清澄・計量設備へ移送する設計とする。</p> <p>溶解後残った燃料被覆管せん断片（以下「ハル」という。）は、ハル洗浄槽において洗浄する設計とする。</p>	<p>設工認のニ(2)(i)(a)-④は、事業変更許可申請書(本文)のニ(2)(i)(a)-④を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「溶解施設系統概要図」は、本設工認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>せん断処理施設のせん断機でせん断したエンドピースは、エンドピース酸洗浄槽及びエンドピース水洗浄槽において洗浄した後、ハルとともにドラム詰めし、専用の運搬容器に収納して低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送する設計とする。</p> <p>溶解槽及びよう素追出し槽からの廃ガスについては、せん断処理施設のせん断機からの廃ガスとともに気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設計とする。</p> <p>溶解設備は、再処理運転中又は工程の停止時に、純水又は硝酸を用いて、洗浄する設計とする。</p> <p>また、工程の停止時に、水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムを用い、溶解槽、第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽を洗浄する設計とする。</p> <p>溶解設備の臨界安全管理を要する機器は、制限濃度安全形状寸法管理、濃度管理、質量管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、単一ユニットとして臨界を防止する設計とする。</p> <p>また、各単一ユニットは、単一ユニット間の中性子相互干渉を無視し得る配置とすることにより、複数ユニットとして臨界を防止する設計とする。</p> <p>溶解設備を収納するセルの床には、配管からのセルへの漏えいの拡大を防止するために、ステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、漏えい検知装置により漏えいを検知する設計とする。漏えいした溶液は、スチームジェットポンプで硝酸調整槽、清澄・計量設備の中継槽等に移送する設計とする。</p> <p>なお、溶解槽セル及び放射性配管分岐第1セルにおいて、万一漏えいが起きた場合は、漏えいした液体状の放射性物質が沸騰するおそれがあるため、漏えい検知装置を多重化するとともに、漏えい液の移送のためのスチームジェットポンプの蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から適切に供給する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>中間ポット等の高濃度の放射性物質を内包する機器は、その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から空気を適切に供給し、溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。また、中間ポット等の主要機器は、接地し、着火源を適切に排除する設計とする。</p> <p>溶解槽は、容器本体及び内部に12個のバケットを有する車輪状のホイールで構成し、ホイールが回転する構造の設計とする。せん断処理施設から燃料せん断片シュートを経てバケット内へ装荷した燃料せん断片は、ホイールが回転し一定時間以上高温の硝酸中に浸すことにより、燃料部分が溶解しハルのみが残る設計とする。また、燃料の溶解中に溶解液からよう素を追い出す設計とする。溶解液については溶解槽から連続的によう素追出し槽へ移送する設計とする。バケットに残ったハルは、ホイールが回転してバケットがハル排出位置に達すると、ハル排出口からハル洗浄槽へ排出する設計とする。</p> <p>溶解槽は、臨界の発生を防止する観点で、十分な溶解条件を維持するために、溶解液温度を監視するとともに、密度計により溶解液中の核燃料物質の濃度を監視し、これらの異常信号により自動的にせん断停止回路によりせん断を停止する設計とする。</p> <p>第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽は、溶解液の加熱を行うことにより、溶解液中のよう素を追い出す設計とする。なお、第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽はNOx、空気の供給ができる設計とする。</p> <p>ハル洗浄槽は、内壁にら旋状の傾斜路を有し、垂直軸を中心に往復回転する構造の設計とする。溶解槽からシュートによりハル洗浄槽の底部へ装荷したハルは、ハル洗浄槽の往復回転及びハル自身の慣性力により傾斜路を上方へ移動し、この間にハル洗浄槽内を満たした水で洗浄する設計とする。洗浄されたハルは、シュートにてドラムへ排出する設計とする。</p> <p>エンドピース酸洗浄槽は、内部にバスケットを有する構造の設計とする。せん断処理施設のせん断機からエンドピースシュートにてバスケット内部へ装荷したエンドピースは、高温の硝酸を用いて洗浄した後、シュートにてエンドピース水洗浄槽へ排出する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>エンドピース水洗浄槽は、エンドピース酸洗浄槽とほぼ同じ構造の設計とする。エンドピース酸洗浄槽から受け入れたエンドピースは、水を用い洗浄した後、シュートにてドラムへ排出する設計とする。</p> <p>水バッファ槽は、ハル洗浄槽でハルを洗浄した後の洗浄水やエンドピース水洗浄槽でエンドピースを洗浄した後の洗浄水等を受け入れた後、硝酸調整槽へ移送する設計とする。</p> <p>硝酸調整槽は、臨界の発生を防止する観点で、十分な溶解条件を維持するために、溶解槽で用いる硝酸の濃度を調整する。また、可溶性中性子吸収材を使用する場合は、可溶性中性子吸収材の濃度を調整する設計とする。調整した硝酸については、硝酸供給槽へ移送する設計とする。</p> <p>硝酸供給槽は、硝酸調整槽で調整した硝酸を溶解槽へ連続的に供給する設計とする。</p> <p>また、臨界の発生を防止する観点で、十分な溶解条件を維持するために、硝酸の濃度及び硝酸の流量を密度計及び流量計により監視するとともに、硝酸の濃度又は硝酸の流量が過度に低下した場合には、せん断停止回路により自動的にせん断を停止する設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材を使用する場合は、可溶性中性子吸収材の濃度を可溶性中性子吸収材濃度監視計により監視する。</p> <p>可溶性中性子吸収材緊急供給系は、可溶性中性子吸収材緊急供給槽、供給弁及び配管で構成し、万一溶解槽で臨界になった場合には供給弁を開けて、溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給する設計とする。</p> <p>可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、万一溶解槽で臨界になった場合に供給するための可溶性中性子吸収材を貯留する設計とする。</p> <p>「臨界事故」の発生を仮定する溶解槽、エンドピース酸洗浄槽及びハル洗浄槽を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、当該貯槽等からの放射性物質の漏えいを防止できる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、当該貯槽等からの放射性物質の漏えいを防止できる設計とする。</p> <p>「臨界事故」の発生を仮定する溶解槽，エンドピース酸洗浄槽及びハル洗浄槽は，臨界事故による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットは，冷却機能の喪失による蒸発乾固による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合においても，常設重大事故等対処設備である「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットは，第1章共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備である「臨界事故」の発生を仮定する溶解槽，エンドピース酸洗浄槽及びハル洗浄槽並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットは，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備である「臨界事故」の発生を仮定する溶解槽，エンドピース酸洗浄槽及びハル洗浄槽並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットは，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備である「臨界事故」の発生を仮定する溶解槽，エンドピース酸洗浄槽及びハル洗浄槽並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する中間ポットは，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>2.2.2 清澄・計量設備                      清澄・計量設備は、清澄設備及び計量設備で構成する。</p> <p>清澄・計量設備は、BWR使用済燃料集合体について最大で4.2t・U<sub>Pr</sub>/d/系列、PWR使用済燃料集合体について最大で5.25t・U<sub>Pr</sub>/d/系列で処理できる設計とする。</p> <p>清澄設備は、溶解設備から不溶解残渣を含む溶解液を中継槽に受け入れた後、清澄機に連続供給し、不溶解残渣を分離除去し、清澄した溶解液を計量設備に送り出す設計とする。</p> <p>清澄機で分離した溶解液中の不溶解残渣は、硝酸を用いて洗浄処理した後、洗浄液をリサイクル槽に回収し中継槽に戻す設計とする。洗浄後の不溶解残渣については、清澄機からサイホンで不溶解残渣回収槽に排出し、さらに、ポンプにより液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。</p> <p>計量設備は、清澄設備で清澄した溶解液を計量前中間貯槽に受け入れた後、計量・調整槽でウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認するとともに計量し、必要であれば調整又は計量補助槽を用いて液量を調節した後、計量後中間貯槽からポンプで分離施設の分離設備へ移送する設計とする。</p> <p>清澄・計量設備の臨界安全管理を要する機器は、濃度管理、同位体組成管理及び可溶性中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより単一ユニットとして臨界を防止する設計とする。</p> <p>また、各単一ユニットは、無限体系の未臨界濃度で管理するため、複数ユニットは考慮しない設計とする。</p> <p>また、清澄・計量設備を収納するセルの床には、配管からのセルへの漏えいの拡大を防止するために、ステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、漏えい検知装置により漏えいを検知する設計とする。漏えいした溶液は、スチームジェットポンプで硝酸調整槽、清澄・計量設備の中継槽等に移送する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>なお、不溶解残渣回収槽、計量・調整槽等の高濃度の放射性物質を内蔵する機器を収納するセルにおいて、万一漏えいが発生した場合は、漏えいした溶液が沸騰するおそれがあるため、漏えい検知装置を多重化するとともに、漏えい液の移送のためのスチームジェットポンプの蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から適切に供給できる設計とする。</p> <p>不溶解残渣回収槽、計量・調整槽等の高濃度の放射性物質を内蔵する機器は、その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から空気を適切に供給し、溶液の放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。また、不溶解残渣回収槽、計量・調整槽等の主要機器は、接地し、着火源を適切に排除する設計とする。</p> <p>清澄機は、高速回転するボウルを内部に有する設計の遠心式の装置の設計とする。</p> <p>清澄機は、中継槽から受け入れた溶解液を、清澄機のボウル内に供給して、溶解液中の不溶解残渣を高速回転で遠心力によりボウル内面に捕集し、清澄後の溶解液を計量前中間貯槽に移送する設計とする。所定量の溶解液を清澄処理後、ボウル内面に捕集した不溶解残渣を低速回転で硝酸を用い洗浄処理し、洗浄液をリサイクル槽に移送した後、不溶解残渣については水を用いて不溶解残渣回収槽に排出する設計とする。</p> <p>これら洗浄用の硝酸及び水が使用不能となった場合に対処するため、予備の硝酸を供給する設計とする。</p> <p>なお、清澄機は、その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から回転軸の軸封用の空気を供給する設計とする。</p> <p>不溶解残渣回収槽は、受入れ用配管を閉塞等の可能性を考慮して二重化する設計とする。また、不溶解残渣を水中に懸濁させるために、パルセータ式かくはん装置（圧縮空気の注入により溶液をかくはんするかくはん器）を設置する設計とする。</p> <p>リサイクル槽は、溶液のかくはんのために、パルセ</p>		



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 重大事故等対処設備 (イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p><u>溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合、溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し、溶解槽を未臨界に移行するために必要な二.(2)(i)(b)(イ)-1重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p><u>二.(2)(i)(b)(イ)-2また、緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、二.(2)(i)(b)(イ)-3代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁で構成する。</u></p> <p><u>安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。</u></p> <p><u>工程計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</u></p>	<p>4.3.2 重大事故等対処設備 4.3.2.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 4.3.2.1.1 概要</p> <p><u>溶解槽において臨界事故が発生した場合、溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し、溶解槽を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p>(1) 系統構成</p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁で構成する。</u></p>	<p>一タ式かくはん装置を設置する設計とする。</p> <p>計量補助槽は、必要に応じて計量・調整槽の液量を調節するために、計量・調整槽から溶解液の一部を受け入れる設計とする。また、受け入れた溶解液については、計量前中間貯槽へ移送する設計とする。</p> <p>溶解施設の対象となる主要な設備について、「表 1-2-2 溶解施設の主要設備リスト」に示す。</p> <p>2.2.1 溶解設備 2.2.1.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p><u>溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合、溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し、溶解槽を未臨界に移行するために必要な二.(2)(i)(b)(イ)-1重大事故等対処設備として代替可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、二.(2)(i)(b)(イ)-3可溶性中性子吸収材の自動供給で使用する主要弁及び主配管等で構成する。</u></p>	<p>設工認の 二.(2)(i)(b)(イ)-1 は、事業変更許可申請書（本文）の 二.(2)(i)(b)(イ)-1 と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の 二.(2)(i)(b)(イ)-2 は、事業変更許可申請書（本文）「へ.(2)主要な安全保護回路の種類)」に示す。</p> <p>設工認の 二.(2)(i)(b)(イ)-3 は、事業変更許可申請書（本文）の 二.(2)(i)(b)(イ)-3 と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）「へ.(2)主要な安全保護回路の種類)」に示す。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）「へ.(3)主要な工程計装設備の種類)」に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である安全圧縮空気系、溶解設備の溶解槽<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-4</sup>及び電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p><sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-5</sup>安全保護回路については「ヘ. (2) 主要な安全保護回路の種類」に、<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-6</sup>工程計装設備については「ヘ. (3) 主要な工程計装設備の種類」に、<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-7</sup>電気設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給する。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である安全圧縮空気系、溶解槽及び電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路については「6.2.2.2 系統構成及び主要設備」に、計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、電気設備については「9.2.2.4 系統構成」に示す。</p> <p>(2) 主要設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給する。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とす</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である安全圧縮空気系及び溶解設備の溶解槽を常設重大事故等対処設備として位置付け、未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる設計とする。</p> <p>臨界事故が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系その他、安全保護回路の代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び計測制御設備の臨界検知用放射線検出器並びにガンマ線用サーベイメータ及び中性子線用サーベイメータを使用する設計とする。なお、<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-5</sup>安全保護回路については「4.2 安全保護回路」の「4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路」に、<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-6</sup>計測制御設備については「4.1 計測制御設備」に示す。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包</p>	<p>事業変更許可申請書（本文）の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-4</sup>は事業変更許可申請書（本文）「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p> <p>設工認の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-5</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-5</sup>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-6</sup>は、事業変更許可申請書（本文）の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-6</sup>と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）の<sup>ニ. (2) (i) (b) (イ)-7</sup>は事業変更許可申請書（本文）「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>吸収材を内包できる設計とする。</u></p> <p><u>二. (2) (i) (b) (イ)-8 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料の選定、耐震性の確保及び誤操作による漏えいを防止する。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、二. (2) (i) (b) (イ)-9 設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸収材緊急供給系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可溶性中性子吸収材緊急供給系と異なる設備とすることで、独立性を有する設計とする。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料の選定、耐震性の確保及び誤操作による漏えいを防止する。</u></p> <p>4.3.2.1.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散</p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸収材緊急供給系と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可溶性中性子吸収材緊急供給系と異なる設備とすることで、独立性を有する設計とする。</u></p>	<p><u>できる設計とする。</u></p> <p><u>二. (2) (i) (b) (イ)-8 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても、確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁は、駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には、フェイルセーフにより弁を開とする設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料を選定し、耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、二. (2) (i) (b) (イ)-9 共通要因によって設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸収材緊急供給系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可溶性中性子吸収材緊急供給系と異なる設備とすることで、独立性を有する設計とする。</u></p>	<p>設工認の <u>二. (2) (i) (b) (イ)-8</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>二. (2) (i) (b) (イ)-8</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>二. (2) (i) (b) (イ)-9</u> は、事業変更許可申請書（本文）の <u>二. (2) (i) (b) (イ)-9</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、可溶性中性子吸収材が確実に迅速に供給できるよう、溶解設備の溶解槽1基当たり1系列で構成する。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に2系列を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>	<p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は、地震等により機能が損なわれる場合、修理等の対応により機能を維持する設計とする。</u></p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(3) 個数及び容量</p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、可溶性中性子吸収材が確実に迅速に供給できるよう、溶解槽1基当たり1系列で構成する。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に2系列を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>	<p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、可溶性中性子吸収材が確実に迅速に供給できるよう、溶解設備の溶解槽1基当たり1系列で構成し、未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる設計とする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に2系列を設置する設計とする。</u></p> <p><u>可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</u></p> <p><u>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>臨界事故の発生を仮定する機器ごとに、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し、風（台風）等により<u>二.(2)(i)(b)(イ)-10機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により二.(2)(i)(b)(イ)-11機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、<u>通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p>	<p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>臨界事故の発生を仮定する機器ごとに、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u></p> <p>(4) 環境条件等</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(5) 操作性の確保</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、<u>通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p>	<p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、「<u>臨界事故</u>」の発生を仮定する機器ごとに、<u>重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し、風（台風）等により<u>二.(2)(i)(b)(イ)-10重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち、安全上重要な施設は、<u>溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護及び被液防護する設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により二.(2)(i)(b)(イ)-10重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は、<u>通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p>	<p>設工認の <u>二.(2)(i)(b)(イ)-10</u> 事業変更許可申請書 (本文)の <u>二.(2)(i)(b)(イ)-10</u> と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>二.(2)(i)(b)(イ)-11</u> 事業変更許可申請書 (本文)の <u>二.(2)(i)(b)(イ)-11</u> と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>二.(2)(i)(b)(イ)-12</u>再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</p> <p>性能確認においては、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路からの信号による代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施する。</p> <p>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-1</u>重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>また、緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-2</u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁で構成する。</p> <p>安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。</p>	<p>4.3.2.1.5 試験・検査</p> <p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</p> <p>性能確認においては、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路からの信号による代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施する。</p> <p>4.3.2.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>4.3.2.2.1 概要</p> <p>臨界事故の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>4.3.2.2.2 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁で構成する。</p>	<p>代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は、<u>二.(2)(i)(b)(イ)-12</u>通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</p> <p>性能確認においては、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路からの信号による代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。</p> <p>2.2.1.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>「臨界事故」の発生を仮定する機器において、臨界事故が発生した場合、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-1</u>重大事故等対処設備として重大事故時可溶性中性子吸収材供給系を設ける設計とする。</p> <p>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-2</u>可溶性中性子吸収材の自動供給で使用する主要弁及び主配管等で構成する。</p>	<p>設工認の <u>二.(2)(i)(b)(イ)-12</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>二.(2)(i)(b)(イ)-11</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の <u>二.(2)(i)(b)(ロ)-1</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-1</u>と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）「へ.(2)主要な安全保護回路の種類」に示す。</p> <p>設工認の <u>二.(2)(i)(b)(ロ)-2</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>二.(2)(i)(b)(ロ)-2</u>と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）「へ.(2)主要な安全保護回路の種</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>工程計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>ニ. (2) (i) (b) (ロ)-3 また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系、臨界事故の発生を仮定する機器（第2表）及び</p> <p>ニ. (2) (i) (b) (ロ)-4 電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>ニ. (2) (i) (b) (ロ)-5 安全保護回路については「ヘ. (2) 主要な安全保護回路の種類」に、ニ. (2) (i) (b) (ロ)-6 工程計装設備については「ヘ. (3) 主要な工程計装設備の種類」に、ニ. (2) (i) (b) (ロ)-7 電気設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系、臨界事故の発生を仮定する機器（第4.3-7表）及び電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路については「6.2.3.2 系統構成及び主要設備」に、計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、電気設備については「9.2.2.4 系統構成」に示す。</p>	<p>ニ. (2) (i) (b) (ロ)-3 また、設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び「臨界事故」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け、未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる設計とする。</p> <p>臨界事故が発生した場合の重大事故等対処設備として、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の他、安全保護回路の重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び計測制御設備の臨界検知用放射線検出器並びにガンマ線用サーベイメータ及び中性子線用サーベイメータを使用する設計とする。なお、ニ. (2) (i) (b) (ロ)-5 安全保護回路については「4.2 安全保護回路」の「4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に、ニ. (2) (i) (b) (ロ)-6 計測制御設備については「4.1 計測制御設備」に示す。</p>	<p>類)」に示す。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）「ヘ. (3) 主要な工程計装設備の種類」に示す。</p> <p>設工認のニ. (2) (i) (b) (ロ)-3 は、事業変更許可申請書（本文）のニ. (2) (i) (b) (ロ)-3 と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）のニ. (2) (i) (b) (ロ)-4 は事業変更許可申請書（本文）「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p> <p>設工認のニ. (2) (i) (b) (ロ)-5 は、事業変更許可申請書（本文）のニ. (2) (i) (b) (ロ)-5 と同義であり整合している。</p> <p>設工認のニ. (2) (i) (b) (ロ)-6 は、事業変更許可申請書（本文）のニ. (2) (i) (b) (ロ)-6 と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）のニ. (2) (i) (b) (ロ)-7 は事業変更許可申請書（本文）「リ. (1) (i)</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給する。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。</u></p> <p><u>二.(2)(i)(b)(ロ)-8重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料の選定、耐震性の確保及び誤操作による漏えいを防止する。</u></p>	<p>(2) 主要設備</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給する。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料の選定、耐震性の確保及び誤操作による漏えいを防止する。</u></p>	<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に、臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には、未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。</u></p> <p><u>二.(2)(i)(b)(ロ)-8重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により、臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し、臨界事故が発生したと判定したことを条件とし、直ちに経路上の弁を開放することにより、自動で臨界事故が発生した機器に、重力流により可溶性中性子吸収材を供給し、10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。また、弁を多重化すること等により、臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに、可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを、中央制御室において確認できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても、確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は、駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には、フェイルセーフにより弁を開とする設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、化学薬品を内包するため、化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし、具体的には適切な材料を選定し、耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。</u></p>	<p>電気設備)」に示す。</p> <p>設工認の 二.(2)(i)(b)(ロ)-8 は、事業変更許可申請書（本文）の 二.(2)(i)(b)(ロ)-8 と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して修理等の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう、臨界事故の発生を仮定する機器1基当たり1系列で構成する。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に4系列を設置する設計とする。</u> また、可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>	<p>4.3.2.2.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、地震等により機能が損なわれる場合、修理等の対応により機能を維持する設計とする。</u></p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(3) 個数及び容量</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう、臨界事故の発生を仮定する機器1基当たり1系列で構成する。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に4系列を設置する設計とする。</u> また、可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応、関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u> 関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう、「臨界事故」の発生を仮定する機器1基当たり1系列で構成し、未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし、前処理建屋に4系列を設置する設計とする。</u> 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし、その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ、約150 g・G d/Lとする。</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故時において、臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</u></p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故の発生を仮定する機器ごとに、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により二.(2)(i)(b)(ロ)-9機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、二.(2)(i)(b)(ロ)-9再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>性能確認においては、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施する。</u></p>	<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、臨界事故の発生を仮定する機器ごとに、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</u></p> <p>(4) 環境条件等</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p>(5) 操作性の確保</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p> <p>4.3.2.2.5 試験・検査</p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>性能確認においては、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施する。</u></p>	<p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、「臨界事故」の発生を仮定する機器ごとに、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、配管の全周破断に対して、適切な材質とすることにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により二.(2)(i)(b)(ロ)-9重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、弁等の操作により、安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は、二.(2)(i)(b)(ロ)-9通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>性能確認においては、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。</u></p>	<p>設工認の 二.(2)(i)(b)(ロ)-9 は、事業変更許可申請書（本文）の 二.(2)(i)(b)(ロ)-9 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																							
<p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 (a) 設計基準対象の施設 (イ) 溶解設備 溶解槽 <u>ニ(2)(ii)(a)-①</u> (連続式) 2基 (1基/系列) 材料 <u>ステンレス鋼 (ふた及びホイール)</u> <u>ジルコニウム (容器本体)</u> 容量 <u>約3m<sup>3</sup>/基</u></p> <div data-bbox="252 640 1261 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>整合性 設工認の <u>ニ(2)(ii)(a)-①</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ニ(2)(ii)(a)-①</u> と同義であり整合している。</p> </div>	<p>第4.3-1表 溶解設備の主要設備の仕様 (1) 溶解槽 種類 <u>回転連続式</u> 基数 <u>2 (1基/系列×2系列)</u> 容量 <u>約3m<sup>3</sup>/基</u> 主要材料 <u>ステンレス鋼 (ふた及びホイール)</u> <u>ジルコニウム (容器本体)</u></p>	<p>【溶解設備】 (仕様表) <u>ニ(2)(ii)(a)-①</u></p> <table border="1" data-bbox="1528 399 1929 966"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">臨界管理</td> <td>種類</td> <td>溶解槽</td> <td>溶解槽</td> </tr> <tr> <td>バケット幅</td> <td>mm</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>スラブタンク幅</td> <td>mm</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>ウラン及びプルトニウム最大濃度</td> <td>g・(U+Pu)/l</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>最大質量</td> <td>kg・(U+Pu)<sub>0</sub></td> <td>215又は145</td> </tr> <tr> <td>可溶性中性子吸収材濃度(ガドリニウム)</td> <td>g・Gd/l</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最高使用圧力</td> <td>消泡ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体</td> <td>℃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最高使用温度</td> <td>消泡ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伝熱面積</td> <td>消泡ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1528 1008 1929 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">製数</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>溶解設備</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水防護上の配達が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配達が必要な高さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 再処理設備本体のうち溶解施設のうち溶解設備のうち代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、放射性廃棄物の廃棄施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち廃材ス貯留設備並びにその他再処理設備の附属施設のうち動力装置及び非常用動力装置のうち圧縮空気設備のうち臨界事故時水素掃気系と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「溶解槽A、B」と記載。 *4: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。 *6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。 *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(続規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-1図 溶解槽の構造図 管台一覧表 P7」を示す。 *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(続規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-1図 溶解槽の構造図 管台一覧表 P32」を示す。 *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(続規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-1図</p> <table border="1" data-bbox="1958 399 2344 934"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要寸法</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体</td> <td>長さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">管台</td> <td>ふた厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消泡ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バケット幅</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主電材料</td> <td>側板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホイール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">管台</td> <td>加熱ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消泡ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消泡ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>溶解槽の構造図 管台一覧表 P1)を示す。 *10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(続規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-1図 溶解槽の構造図 管台一覧表 P3、P4」を示す。 *11: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(続規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-1図 溶解槽の構造図 管台一覧表 P8」を示す。 *12: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。 *13: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。 *14: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。 *15: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>	名称		変更前	変更後	臨界管理	種類	溶解槽	溶解槽	バケット幅	mm	210	スラブタンク幅	mm	366	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・(U+Pu)/l	350	最大質量	kg・(U+Pu) <sub>0</sub>	215又は145	可溶性中性子吸収材濃度(ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7	質量	m <sup>3</sup> /個		本体	MPa		加熱ジャケット部	MPa		冷却ジャケット部	MPa		最高使用圧力	消泡ジャケット部	MPa		本体	℃	変更なし	加熱ジャケット部	℃		冷却ジャケット部	℃		最高使用温度	消泡ジャケット部	℃		加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	変更なし	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		伝熱面積	消泡ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		製数		変更前	変更後	系統名(ライン名)	溶解設備		変更なし	設置床				雨水防護上の区画番号				雨水防護上の配達が必要な高さ				化学薬品防護上の区画番号				化学薬品防護上の配達が必要な高さ				主要寸法		変更前	変更後	本体	長さ	mm		幅	mm		側板厚さ	mm		底板厚さ	mm		管台	ふた厚さ	mm		加熱ジャケット厚さ	mm		冷却ジャケット厚さ	mm		消泡ジャケット厚さ	mm		バケット幅	mm		入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm		主電材料	側板			底板			ふた板			ホイール			管台	加熱ジャケット			冷却ジャケット			消泡ジャケット			消泡ジャケット			<p>変更なし</p>	<p></p>
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																																								
臨界管理	種類	溶解槽	溶解槽																																																																																																																																																																								
	バケット幅	mm	210																																																																																																																																																																								
	スラブタンク幅	mm	366																																																																																																																																																																								
	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・(U+Pu)/l	350																																																																																																																																																																								
	最大質量	kg・(U+Pu) <sub>0</sub>	215又は145																																																																																																																																																																								
	可溶性中性子吸収材濃度(ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7																																																																																																																																																																								
	質量	m <sup>3</sup> /個																																																																																																																																																																									
	本体	MPa																																																																																																																																																																									
	加熱ジャケット部	MPa																																																																																																																																																																									
	冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																																																																									
最高使用圧力	消泡ジャケット部	MPa																																																																																																																																																																									
	本体	℃	変更なし																																																																																																																																																																								
	加熱ジャケット部	℃																																																																																																																																																																									
	冷却ジャケット部	℃																																																																																																																																																																									
最高使用温度	消泡ジャケット部	℃																																																																																																																																																																									
	加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	変更なし																																																																																																																																																																								
	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																																																									
伝熱面積	消泡ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																																																									
	製数		変更前	変更後																																																																																																																																																																							
	系統名(ライン名)	溶解設備		変更なし																																																																																																																																																																							
設置床																																																																																																																																																																											
雨水防護上の区画番号																																																																																																																																																																											
雨水防護上の配達が必要な高さ																																																																																																																																																																											
化学薬品防護上の区画番号																																																																																																																																																																											
化学薬品防護上の配達が必要な高さ																																																																																																																																																																											
主要寸法		変更前	変更後																																																																																																																																																																								
本体	長さ	mm																																																																																																																																																																									
	幅	mm																																																																																																																																																																									
	側板厚さ	mm																																																																																																																																																																									
	底板厚さ	mm																																																																																																																																																																									
管台	ふた厚さ	mm																																																																																																																																																																									
	加熱ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																																																									
	冷却ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																																																									
	消泡ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																																																									
	バケット幅	mm																																																																																																																																																																									
	入口管台外径**	mm																																																																																																																																																																									
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																																									
	入口管台外径**	mm																																																																																																																																																																									
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																																									
	出口管台外径**	mm																																																																																																																																																																									
出口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																																										
主電材料	側板																																																																																																																																																																										
	底板																																																																																																																																																																										
	ふた板																																																																																																																																																																										
	ホイール																																																																																																																																																																										
管台	加熱ジャケット																																																																																																																																																																										
	冷却ジャケット																																																																																																																																																																										
	消泡ジャケット																																																																																																																																																																										
	消泡ジャケット																																																																																																																																																																										

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																											
<p>第1よう素追出し槽(2)(ii)(a)-②)2基(1基/系列)            材料 ジルコニウム            容量 約1.2m<sup>3</sup>/基</p>	<p>(2) 第1よう素追出し槽            種類 たて置板状形            基数 2 (1基/系列×2系列)            容量 約1.2m<sup>3</sup>/基            主要材料 ジルコニウム</p>	<p>ニ(2)(ii)(a)-②</p> <table border="1" data-bbox="1519 331 1929 940"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>第1よう素追出し槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>たて置板状形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理</td> <td>ウラン及びプルトニウム最大濃度</td> <td>g・l(-Pa)</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)</td> <td>g・Gd/l</td> <td>0.7<sup>*10</sup></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最高使用圧力</td> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最高使用温度</td> <td>本体</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伝熱面積</td> <td>加熱ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td>槽長さ</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>槽幅(内側)</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側壁板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ<sup>**</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ<sup>*11</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1519 961 1929 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要材料<sup>*12</sup></td> <td>側壁板</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>溶解設備<sup>*13</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>1.4.3.1.1<sup>*14</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*15</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*15</sup></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—<sup>*16</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>化学薬品防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—<sup>*16</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1: 公称値を示す。</li> <li>*2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「第1よう素追出し槽A、B」と記載。</li> <li>*3: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</li> <li>*4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。</li> <li>*5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。</li> <li>*6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。</li> <li>*7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-2図 第1よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P3」を示す。</li> <li>*8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-2図 第1よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P1」を示す。</li> <li>*9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-2図 第1よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P6」を示す。</li> <li>*10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-2図 第1よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P7、P8」を示す。</li> <li>*11: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。</li> <li>*12: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。</li> <li>*13: 溶解槽に供給した硝酸溶液中の硝酸ガドリニウムの濃度。</li> <li>*14: 上部管台を含んだ高さを示す。</li> <li>*15: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</li> <li>*16: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</li> </ul>			変更前	変更後	名称		第1よう素追出し槽		種類		たて置板状形		臨界管理	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・l(-Pa)	350	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7 <sup>*10</sup>	容量	m <sup>3</sup> /個		最高使用圧力	本体	MPa		加熱ジャケット部	MPa		冷却ジャケット部	MPa		最高使用温度	本体	℃		加熱ジャケット部	℃		冷却ジャケット部	℃		伝熱面積	加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		主要寸法	槽長さ	mm	変更なし	槽幅(内側)	mm		側壁板厚さ	mm		ふた板厚さ	mm		底板厚さ	mm		加熱ジャケット厚さ	mm		冷却ジャケット厚さ	mm		入口管台外径 <sup>**</sup>	mm		入口管台厚さ <sup>**</sup>	mm		出口管台外径 <sup>**</sup>	mm		出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm		出口管台外径 <sup>**</sup>	mm		出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm		出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm		高さ <sup>*11</sup>	mm				変更前	変更後	主要材料 <sup>*12</sup>	側壁板	—		ふた板	—		底板	—		加熱ジャケット	—		冷却ジャケット	—		取付箇所	個数	—	2	系統名(ライン名)	—	溶解設備 <sup>*13</sup>	取付箇所	設置床	—	1.4.3.1.1 <sup>*14</sup>	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*15</sup>	溢水防護上の配管が必要な高さ	—	— <sup>*15</sup>	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*16</sup>	取付箇所	化学薬品防護上の配管が必要な高さ	—	— <sup>*16</sup>	<p>設工認のニ(2)(ii)(a)-②は、事業変更許可申請書(本文)のニ(2)(ii)(a)-②と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																																																																																												
名称		第1よう素追出し槽																																																																																																																																													
種類		たて置板状形																																																																																																																																													
臨界管理	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・l(-Pa)	350																																																																																																																																												
	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7 <sup>*10</sup>																																																																																																																																												
	容量	m <sup>3</sup> /個																																																																																																																																													
最高使用圧力	本体	MPa																																																																																																																																													
	加熱ジャケット部	MPa																																																																																																																																													
	冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																																													
最高使用温度	本体	℃																																																																																																																																													
	加熱ジャケット部	℃																																																																																																																																													
	冷却ジャケット部	℃																																																																																																																																													
伝熱面積	加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																													
	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																													
主要寸法	槽長さ	mm	変更なし																																																																																																																																												
	槽幅(内側)	mm																																																																																																																																													
	側壁板厚さ	mm																																																																																																																																													
	ふた板厚さ	mm																																																																																																																																													
	底板厚さ	mm																																																																																																																																													
	加熱ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																													
	冷却ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																													
	入口管台外径 <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	入口管台厚さ <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	出口管台外径 <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	出口管台外径 <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
	出口管台厚さ <sup>**</sup>	mm																																																																																																																																													
高さ <sup>*11</sup>	mm																																																																																																																																														
		変更前	変更後																																																																																																																																												
主要材料 <sup>*12</sup>	側壁板	—																																																																																																																																													
	ふた板	—																																																																																																																																													
	底板	—																																																																																																																																													
	加熱ジャケット	—																																																																																																																																													
	冷却ジャケット	—																																																																																																																																													
取付箇所	個数	—	2																																																																																																																																												
	系統名(ライン名)	—	溶解設備 <sup>*13</sup>																																																																																																																																												
取付箇所	設置床	—	1.4.3.1.1 <sup>*14</sup>																																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	—	— <sup>*15</sup>																																																																																																																																												
	溢水防護上の配管が必要な高さ	—	— <sup>*15</sup>																																																																																																																																												
	化学薬品防護上の区画番号	—	— <sup>*16</sup>																																																																																																																																												
取付箇所	化学薬品防護上の配管が必要な高さ	—	— <sup>*16</sup>																																																																																																																																												

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																									
<p>第2よう素追出し槽<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>2基 (1基/系列)            材料 ジルコニウム            容量 約 1.2m<sup>3</sup>/基</p>	<p>(3) 第2よう素追出し槽            種類 たて置板状形            基数 2 (1基/系列×2系列)            容量 約 1.2m<sup>3</sup>/基            主要材料 ジルコニウム</p>	<p><math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math></p> <table border="1" data-bbox="1528 336 1944 966"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第2よう素追出し槽</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>たて置板状形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界管理</td> <td>ウラン及びプルトニウム最大濃度</td> <td><math>g \cdot (l+Pa) / l</math></td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>可溶性中性子吸収材濃度 (ゴドリニウム)</td> <td><math>g \cdot Gd / l</math></td> <td>0.7<sup>*11</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最高使用圧力</td> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">最高使用温度</td> <td>本体</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伝熱面積</td> <td>加熱ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td>槽長さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>槽幅(内側)</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側壁板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径<sup>*12</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ<sup>*13</sup></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1528 997 1944 1302"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要材料<sup>*14</sup></td> <td>側壁板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>溶解設備<sup>*15</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—<sup>*16</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—<sup>*16</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—<sup>*16</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。  *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「第2よう素追出し槽A、B」と記載。  *3: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。  *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。  *6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。  *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(林規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-3図 第2よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P3」を示す。  *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(林規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-3図 第2よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P1」を示す。  *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(林規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-3図 第2よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P6」を示す。  *10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(林規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-3図 第2よう素追出し槽の構造図 管台一覧表 P7、P8」を示す。  *11: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。  *12: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。  *13: 溶解槽に供給した硝酸溶液中の硝酸ゴドリニウムの濃度。  *14: 上部管台を含んだ高さを示す。  *15: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。  *16: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p>	名称		変更前	変更後	第2よう素追出し槽				種類		たて置板状形		臨界管理	ウラン及びプルトニウム最大濃度	$g \cdot (l+Pa) / l$	350	可溶性中性子吸収材濃度 (ゴドリニウム)	$g \cdot Gd / l$	0.7 <sup>*11</sup>	最高使用圧力	容量	m <sup>3</sup> /個		本体	MPa		加熱ジャケット部	MPa		冷却ジャケット部	MPa		最高使用温度	本体	℃		加熱ジャケット部	℃		冷却ジャケット部	℃		加熱ジャケット部	℃		伝熱面積	加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個		主要寸法	槽長さ	mm		槽幅(内側)	mm		側壁板厚さ	mm		ふた板厚さ	mm		底板厚さ	mm		加熱ジャケット厚さ	mm		冷却ジャケット厚さ	mm		入口管台外径 <sup>*12</sup>	mm		入口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm		出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm		出口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm		出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm		出口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm		出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm		高さ <sup>*13</sup>	mm		名称		変更前	変更後	主要材料 <sup>*14</sup>	側壁板			ふた板			底板			加熱ジャケット			冷却ジャケット			管台			取付箇所	系統名(ライン名)	溶解設備 <sup>*15</sup>		設置床			溢水防護上の区画番号	— <sup>*16</sup>	—	溢水防護上の配管が必要な高さ	— <sup>*16</sup>	—	化学薬品防護上の区画番号	— <sup>*16</sup>	—	<p>設工認の<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>は、事業変更許可申請書(本文)の<math>\equiv(2)(ii)(a)-③</math>と同義であり整合している。</p>	
名称		変更前	変更後																																																																																																																																										
第2よう素追出し槽																																																																																																																																													
種類		たて置板状形																																																																																																																																											
臨界管理	ウラン及びプルトニウム最大濃度	$g \cdot (l+Pa) / l$	350																																																																																																																																										
	可溶性中性子吸収材濃度 (ゴドリニウム)	$g \cdot Gd / l$	0.7 <sup>*11</sup>																																																																																																																																										
最高使用圧力	容量	m <sup>3</sup> /個																																																																																																																																											
	本体	MPa																																																																																																																																											
	加熱ジャケット部	MPa																																																																																																																																											
	冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																																											
最高使用温度	本体	℃																																																																																																																																											
	加熱ジャケット部	℃																																																																																																																																											
	冷却ジャケット部	℃																																																																																																																																											
	加熱ジャケット部	℃																																																																																																																																											
伝熱面積	加熱ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																											
	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																											
主要寸法	槽長さ	mm																																																																																																																																											
	槽幅(内側)	mm																																																																																																																																											
	側壁板厚さ	mm																																																																																																																																											
	ふた板厚さ	mm																																																																																																																																											
	底板厚さ	mm																																																																																																																																											
	加熱ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																											
	冷却ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																											
	入口管台外径 <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	入口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	出口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	出口管台厚さ <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
	出口管台外径 <sup>*12</sup>	mm																																																																																																																																											
高さ <sup>*13</sup>	mm																																																																																																																																												
名称		変更前	変更後																																																																																																																																										
主要材料 <sup>*14</sup>	側壁板																																																																																																																																												
	ふた板																																																																																																																																												
	底板																																																																																																																																												
	加熱ジャケット																																																																																																																																												
	冷却ジャケット																																																																																																																																												
管台																																																																																																																																													
取付箇所	系統名(ライン名)	溶解設備 <sup>*15</sup>																																																																																																																																											
	設置床																																																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	— <sup>*16</sup>	—																																																																																																																																										
	溢水防護上の配管が必要な高さ	— <sup>*16</sup>	—																																																																																																																																										
	化学薬品防護上の区画番号	— <sup>*16</sup>	—																																																																																																																																										

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																			
<p>中間ポット <u>ニ(2)(ii)(a)-④</u> 2基 (1基/系列)            材料 <u>ジルコニウム</u>            容量 <u>約0.14m<sup>3</sup>/基</u></p>	<p>(4) 中間ポット            種類 <u>たて置円筒形</u>            基数 <u>2 (1基/系列×2系列)</u>            容量 <u>約0.14m<sup>3</sup>/基</u>            主要材料 <u>ジルコニウム</u></p>	<p><u>ニ(2)(ii)(a)-④</u></p> <table border="1" data-bbox="1513 325 1929 955"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中間ポット</td> <td>中間ポット</td> <td>中間ポット</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>ウラン及びプルトニウム最大濃度</td> <td>g・(U+Pu)/l</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界制限値</td> <td>可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)</td> <td>g・Gd/l</td> <td>0.7**</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力</td> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用温度</td> <td>本体</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上部胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上部胴板長径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上部胴板短径の2分の1</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部胴板長径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部胴板短径の2分の1</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット胴内径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>と記載。            *4: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。            *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には [ ] と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。            *6: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P1」を示す。            *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P3」を示す。            *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P4、P6」を示す。            *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P10」を示す。            *10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P5、P17」を示す。            *11: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P7」を示す。            *12: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P9」を示す。            *13: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-4図 中間ポットの構造図 管台一覧表 P11」を示す。            *14: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。            *15: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。            *16: 溶解槽に供給した硝酸溶液中の硝酸ガドリニウムの濃度。            *17: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。            *18: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「-」とする。            *19: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>	名称		変更前	変更後	中間ポット		中間ポット	中間ポット	種別	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・(U+Pu)/l	350	臨界制限値	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7**	容量	m <sup>3</sup> /個		最高使用圧力	本体	MPa		冷却ジャケット部	MPa		最高使用温度	本体	℃		冷却ジャケット部	℃		伝熱面積		m <sup>2</sup> /個		主要寸法	胴内径	mm		胴板厚さ	mm		上部胴板厚さ	mm		上部胴板長径	mm		上部胴板短径の2分の1	mm		下部胴板厚さ	mm		下部胴板長径	mm		下部胴板短径の2分の1	mm		冷却ジャケット胴内径	mm		冷却ジャケット厚さ	mm		入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		<table border="1" data-bbox="1944 325 2359 840"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">主要寸法</td> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料**</td> <td>胴板</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上部胴板</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下部胴板</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>溶解設備**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>1.8.5.1 [ ]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配管が</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要な高さ</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-**</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 放射性廃棄物の廃棄施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち代替換気設備、その他再処理設備の附属施設のうち給水施設及び蒸気供給施設のうち冷却水設備のうち代替安全冷却水系と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「中間ポットA、[ ]」</p>			変更前	変更後	主要寸法	入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm		主要材料**	胴板	-		上部胴板	-		下部胴板	-		冷却ジャケット	-		取付箇所	系統名(ライン名)	溶解設備**		設置床	1.8.5.1 [ ]		溢水防護上の区画番号	-**		溢水防護上の配管が	-**		必要な高さ	-**		化学薬品防護上の区画番号	-**		<p>整合性            設工認の <u>ニ(2)(ii)(a)-④</u> は、事業変更許可申請書(本文)の <u>ニ(2)(ii)(a)-④</u> と同義であり整合している。</p>
名称		変更前	変更後																																																																																																																																																				
中間ポット		中間ポット	中間ポット																																																																																																																																																				
種別	ウラン及びプルトニウム最大濃度	g・(U+Pu)/l	350																																																																																																																																																				
臨界制限値	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g・Gd/l	0.7**																																																																																																																																																				
	容量	m <sup>3</sup> /個																																																																																																																																																					
最高使用圧力	本体	MPa																																																																																																																																																					
	冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																																																					
最高使用温度	本体	℃																																																																																																																																																					
	冷却ジャケット部	℃																																																																																																																																																					
伝熱面積		m <sup>2</sup> /個																																																																																																																																																					
主要寸法	胴内径	mm																																																																																																																																																					
	胴板厚さ	mm																																																																																																																																																					
	上部胴板厚さ	mm																																																																																																																																																					
	上部胴板長径	mm																																																																																																																																																					
	上部胴板短径の2分の1	mm																																																																																																																																																					
	下部胴板厚さ	mm																																																																																																																																																					
	下部胴板長径	mm																																																																																																																																																					
	下部胴板短径の2分の1	mm																																																																																																																																																					
	冷却ジャケット胴内径	mm																																																																																																																																																					
	冷却ジャケット厚さ	mm																																																																																																																																																					
	入口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
	入口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
		変更前	変更後																																																																																																																																																				
主要寸法	入口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台外径**	mm																																																																																																																																																					
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																																																					
主要材料**	胴板	-																																																																																																																																																					
	上部胴板	-																																																																																																																																																					
	下部胴板	-																																																																																																																																																					
	冷却ジャケット	-																																																																																																																																																					
取付箇所	系統名(ライン名)	溶解設備**																																																																																																																																																					
	設置床	1.8.5.1 [ ]																																																																																																																																																					
	溢水防護上の区画番号	-**																																																																																																																																																					
	溢水防護上の配管が	-**																																																																																																																																																					
	必要な高さ	-**																																																																																																																																																					
	化学薬品防護上の区画番号	-**																																																																																																																																																					

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																				
<p>エンドピース酸洗浄槽ニ(2)(ii)(a)-⑤                  2基(1基/系列)                  材料 ステンレス鋼                  容量 約 2m<sup>3</sup>/基</p> <div data-bbox="249 667 1261 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>整合性                      設工認のニ(2)(ii)(a)-⑤は、事業変更許可申請書(本文)のニ(2)(ii)(a)-⑤と同義であり整合している。</p> </div>	<p>&lt;中略&gt;                  (6) エンドピース酸洗浄槽                  種類 たて置角柱形                  基数 2 (1基/系列×2系列)                  容量 約 2m<sup>3</sup>/基                  主要材料 ステンレス鋼</p>	<p>ニ(2)(ii)(a)-⑤</p> <table border="1" data-bbox="1516 325 1932 968"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>エンドピース酸洗浄槽</td> <td>エンドピース酸洗浄槽</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>—</td> <td>たて置角柱形</td> </tr> <tr> <td>臨界 積的積</td> <td>クラン及びプレートニウム最大濃度</td> <td>*・(E+Pa)/I</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最高使用圧力</td> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>加熱・冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最高使用温度</td> <td>本体</td> <td>℃</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>加熱・冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伝熱面積</td> <td>加熱・冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td>本体製内径</td> <td>mm</td> <td rowspan="14">変更なし</td> </tr> <tr> <td>本体製板厚さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>内製内径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>下部製内径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>製板厚さの2分の1</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>下部製板厚さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>下部製下部製板厚さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>加熱・冷却ジャケット部厚さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部厚さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>液位計管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>液位計管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>液位計管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-5図 エンドピース酸洗浄槽A、B」の構造図 管台一覧表 P3)を示す。</p> <p>*7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-5図 エンドピース酸洗浄槽A、B」の構造図 管台一覧表 P4)を示す。</p> <p>*8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-5図 エンドピース酸洗浄槽A、B」の構造図 管台一覧表 C1)を示す。</p> <p>*9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-5図 エンドピース酸洗浄槽A、B」の構造図 管台一覧表 C2)を示す。</p> <p>*10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-5図 エンドピース酸洗浄槽A、B」の構造図 管台一覧表 C3、C4、C5、C6)を示す。</p> <p>*11: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。</p> <p>*12: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。</p> <p>*13: 漏水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p> <p>*14: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p> <p>*15: 平成7年5月22日付け第46回申請にて認可された添付書類V-1別添-5 腐食代に関する設計の基本方針に示すSAR値。</p> <p>*16: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>			変更前	変更後	名称		エンドピース酸洗浄槽	エンドピース酸洗浄槽	種類		—	たて置角柱形	臨界 積的積	クラン及びプレートニウム最大濃度	*・(E+Pa)/I	100	容量		m <sup>3</sup> /個	変更なし	最高使用圧力	本体	MPa	変更なし	加熱・冷却ジャケット部	MPa	冷却ジャケット部	MPa	最高使用温度	本体	℃	変更なし	加熱・冷却ジャケット部	℃	冷却ジャケット部	℃	伝熱面積	加熱・冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	変更なし	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	主要寸法	本体製内径	mm	変更なし	本体製板厚さ	mm	内製内径	mm	下部製内径	mm	製板厚さの2分の1	mm	下部製板厚さ	mm	下部製下部製板厚さ	mm	加熱・冷却ジャケット部厚さ	mm	冷却ジャケット部厚さ	mm	入口管台厚さ**	mm	入口管台厚さ**	mm	出口管台厚さ**	mm	出口管台厚さ**	mm	液位計管台厚さ**	mm	液位計管台厚さ**	mm	液位計管台厚さ**	mm	<table border="1" data-bbox="1952 325 2347 716"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>液位計管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>濃度計管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>濃度計管台厚さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高さ**</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料**</td> <td>本体製板</td> <td>—</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>下部製板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>下部製下部製板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加熱・冷却ジャケット</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td rowspan="6">変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水防護上の区画番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 再処理設備本体のうち溶解設備のうち重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、放射性廃棄物の廃棄施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち廃ガス貯留設備並びにその他再処理設備の耐風施設のうち動力装置及び非常用動力装置のうち圧縮空気設備のうち臨界事故時水素補給系と兼用する。</p> <p>*2: 公称値を示す。</p> <p>*3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「エンドピース酸洗浄槽A、B」と記載。</p> <p>*4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「—」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。</p> <p>*5: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*6: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5</p>			変更前	変更後	主要寸法	液位計管台厚さ**	mm	変更なし	濃度計管台厚さ**	mm	濃度計管台厚さ**	mm	高さ**	mm	主要材料**	本体製板	—	変更なし	下部製板	—	下部製下部製板	—	加熱・冷却ジャケット	—	取付箇所	個数	—	変更なし	系統名(ライン名)	—	設置床	—	漏水防護上の区画番号	—	漏水防護上の配管が必要な高さ	—	化学薬品防護上の区画番号	—	
		変更前	変更後																																																																																																																					
名称		エンドピース酸洗浄槽	エンドピース酸洗浄槽																																																																																																																					
種類		—	たて置角柱形																																																																																																																					
臨界 積的積	クラン及びプレートニウム最大濃度	*・(E+Pa)/I	100																																																																																																																					
容量		m <sup>3</sup> /個	変更なし																																																																																																																					
最高使用圧力	本体	MPa	変更なし																																																																																																																					
	加熱・冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																						
	冷却ジャケット部	MPa																																																																																																																						
最高使用温度	本体	℃	変更なし																																																																																																																					
	加熱・冷却ジャケット部	℃																																																																																																																						
	冷却ジャケット部	℃																																																																																																																						
伝熱面積	加熱・冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個	変更なし																																																																																																																					
	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																						
	冷却ジャケット部	m <sup>2</sup> /個																																																																																																																						
主要寸法	本体製内径	mm	変更なし																																																																																																																					
	本体製板厚さ	mm																																																																																																																						
	内製内径	mm																																																																																																																						
	下部製内径	mm																																																																																																																						
	製板厚さの2分の1	mm																																																																																																																						
	下部製板厚さ	mm																																																																																																																						
	下部製下部製板厚さ	mm																																																																																																																						
	加熱・冷却ジャケット部厚さ	mm																																																																																																																						
	冷却ジャケット部厚さ	mm																																																																																																																						
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	液位計管台厚さ**	mm																																																																																																																						
液位計管台厚さ**	mm																																																																																																																							
液位計管台厚さ**	mm																																																																																																																							
		変更前	変更後																																																																																																																					
主要寸法	液位計管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																					
	濃度計管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	濃度計管台厚さ**	mm																																																																																																																						
	高さ**	mm																																																																																																																						
主要材料**	本体製板	—	変更なし																																																																																																																					
	下部製板	—																																																																																																																						
	下部製下部製板	—																																																																																																																						
	加熱・冷却ジャケット	—																																																																																																																						
取付箇所	個数	—	変更なし																																																																																																																					
	系統名(ライン名)	—																																																																																																																						
	設置床	—																																																																																																																						
	漏水防護上の区画番号	—																																																																																																																						
	漏水防護上の配管が必要な高さ	—																																																																																																																						
	化学薬品防護上の区画番号	—																																																																																																																						



事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類六）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																															
<p>可溶性中性子吸収材緊急供給槽 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ニ(2)(ii)(a)-⑥</span>            2基(1基/系列)            材料 ステンレス鋼            容量 約0.1m<sup>3</sup>/基</p>	<p>&lt;中略&gt;            (11) 可溶性中性子吸収材緊急供給槽            種類 たて置円筒形            基数 2(1基/系列×2系列)            容量 約0.1m<sup>3</sup>/基            主要材料 ステンレス鋼</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ニ(2)(ii)(a)-⑥</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>可溶性中性子吸収材緊急供給槽</td> <td>可溶性中性子吸収材緊急供給槽</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>たて置円筒形</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胴板中央部内半径</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胴板隅の丸み半径</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ**</td> <td>mm</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">**</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>取付</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配達が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配達が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。            *2: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「可溶性中性子吸収材緊急供給槽A、B」と記載。            *3: 既設工認申請書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。            *4: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成9年5月27日9案(核規)第245号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2.1-8回可溶性中性子吸収材緊急供給槽の構造図 管台一覧表 P4」を示す。            *5: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。            *6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。            *7: 上部管台を含めた高さを示す。            *8: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。            *9: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。</p> <p>【清澄・計量設備】（仕様表）</p>			変更前	変更後	名称		可溶性中性子吸収材緊急供給槽	可溶性中性子吸収材緊急供給槽	種類	—	たて置円筒形	—	容量	m <sup>3</sup> /個	—	—	最高使用圧力	MPa	—	—	最高使用温度	℃	—	—	主要寸法	胴内径	mm	—	胴板厚さ	mm	—	胴板厚さ	mm	—	胴板中央部内半径	mm	—	胴板隅の丸み半径	mm	—	出口管台外径**	mm	—	主要材料	出口管台厚さ**	mm	—	高さ**	mm	—	**	胴板	—	—	胴板	—	—	取付箇所	取付	—	—	系統名(ライン名)	—	—	設置床	—	—	溢水防護上の区画番号	—	—	溢水防護上の配達が必要な高さ	—	—	化学薬品防護上の区画番号	—	—	化学薬品防護上の配達が必要な高さ	—	—	<p>設工認の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ニ(2)(ii)(a)-⑥</span>は、事業変更許可申請書(本文)の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ニ(2)(ii)(a)-⑥</span>と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																																
名称		可溶性中性子吸収材緊急供給槽	可溶性中性子吸収材緊急供給槽																																																																																
種類	—	たて置円筒形	—																																																																																
容量	m <sup>3</sup> /個	—	—																																																																																
最高使用圧力	MPa	—	—																																																																																
最高使用温度	℃	—	—																																																																																
主要寸法	胴内径	mm	—																																																																																
	胴板厚さ	mm	—																																																																																
	胴板厚さ	mm	—																																																																																
	胴板中央部内半径	mm	—																																																																																
	胴板隅の丸み半径	mm	—																																																																																
	出口管台外径**	mm	—																																																																																
主要材料	出口管台厚さ**	mm	—																																																																																
	高さ**	mm	—																																																																																
**	胴板	—	—																																																																																
	胴板	—	—																																																																																
取付箇所	取付	—	—																																																																																
	系統名(ライン名)	—	—																																																																																
	設置床	—	—																																																																																
	溢水防護上の区画番号	—	—																																																																																
	溢水防護上の配達が必要な高さ	—	—																																																																																
	化学薬品防護上の区画番号	—	—																																																																																
化学薬品防護上の配達が必要な高さ	—	—																																																																																	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																		
<p>(ロ) 清澄・計量設備  <b>中継槽</b>ニ(2)(ii)(a)-⑦2基(1基/系列)  <b>材料</b> ステンレス鋼  <b>容量</b> 約7m<sup>3</sup>/基</p> <div data-bbox="246 772 1261 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>整合性                      設工認のニ(2)(ii)(a)-⑦は、事業変更許可申請書(本文)のニ(2)(ii)(a)-⑦と同義であり整合している。</p> </div>	<p>第4.3-2表 清澄・計量設備の主要設備の仕様                      (1) <b>中継槽</b>                      種類 たて置円筒形                      基数 2 (1基/系列×2系列)                      容量 約7m<sup>3</sup>/基                      主要材料 ステンレス鋼</p>	<p>ニ(2)(ii)(a)-⑦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>中継槽</td> <td>中継槽</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>たて置円筒形</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界管理</td> <td>結晶制限</td> <td>ウラン及びプルトニウム最大濃度 R*(U+Pu)/l</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)</td> <td>g-Gd/l</td> <td>0.7**</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力</td> <td>本体</td> <td>MPa</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>MPa</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用温度</td> <td>本体</td> <td>℃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット部</td> <td>℃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m<sup>2</sup>/個</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>上部胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>胴板の外径</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>胴板内径の寸法公差</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット胴内径</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット厚さ</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>（つづき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">主要寸法</td> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上部胴板</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>下部胴板</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷却ジャケット</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>清澄・計量設備</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>1, 1, 3, 1, *</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—**</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—**</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 放射性廃棄物の廃棄施設のうち気体廃棄物の廃棄施設のうち代替換気設備、その他再処理設備の附属施設のうち動力装置及び非常用動力装置のうち圧縮空</p> <p>*15: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案(核規)第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-1図 中継槽の構造図 管台一覧表 P18」を示す。                      *16: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案(核規)第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-1図 中継槽の構造図 管台一覧表 P20, P21」を示す。                      *17: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案(核規)第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-1図 中継槽の構造図 管台一覧表 P22」を示す。                      *18: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案(核規)第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-1図 中継槽の構造図 管台一覧表 P24, P27, P29, P35, P37」を示す。                      *19: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。                      *20: 溶解槽に供給した硝酸溶液中の硝酸ガドリニウムの濃度。                      *21: 溢水防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *22: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。                      *23: 重大事故等時における使用時の値を示す。                      *24: 水素による爆発発生時の気相部の瞬間圧力を示す。                      *25: 水素による爆発発生時の液相部の瞬間圧力を示す。</p>			変更前	変更後	名称		中継槽	中継槽	種類		たて置円筒形	変更なし	臨界管理	結晶制限	ウラン及びプルトニウム最大濃度 R*(U+Pu)/l	350	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g-Gd/l	0.7**	容量		m <sup>3</sup> /個	変更なし	最高使用圧力	本体	MPa	変更なし	冷却ジャケット部	MPa	変更なし	最高使用温度	本体	℃	変更なし	冷却ジャケット部	℃	変更なし	伝熱面積		m <sup>2</sup> /個	変更なし	主要寸法	胴内径	mm	変更なし	胴板厚さ	mm	変更なし	上部胴板厚さ	mm	変更なし	胴板の外径	mm	変更なし	胴板内径の寸法公差	mm	変更なし	胴板厚さ	mm	変更なし	冷却ジャケット胴内径	mm	変更なし	冷却ジャケット厚さ	mm	変更なし	高さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし			変更前	変更後	主要寸法	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm	変更なし	入口管台外径**	mm	変更なし	主要材料	胴板	—	—	上部胴板	—	—	下部胴板	—	—	冷却ジャケット	—	—	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	清澄・計量設備	設置床	—	1, 1, 3, 1, *	溢水防護上の区画番号	—	—**	溢水防護上の配管が必要な高さ	—	—		化学薬品防護上の区画番号	—	—**		化学薬品防護上の配管が必要な高さ	—	—		
		変更前	変更後																																																																																																																																																																			
名称		中継槽	中継槽																																																																																																																																																																			
種類		たて置円筒形	変更なし																																																																																																																																																																			
臨界管理	結晶制限	ウラン及びプルトニウム最大濃度 R*(U+Pu)/l	350																																																																																																																																																																			
	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム)	g-Gd/l	0.7**																																																																																																																																																																			
容量		m <sup>3</sup> /個	変更なし																																																																																																																																																																			
最高使用圧力	本体	MPa	変更なし																																																																																																																																																																			
	冷却ジャケット部	MPa	変更なし																																																																																																																																																																			
最高使用温度	本体	℃	変更なし																																																																																																																																																																			
	冷却ジャケット部	℃	変更なし																																																																																																																																																																			
伝熱面積		m <sup>2</sup> /個	変更なし																																																																																																																																																																			
主要寸法	胴内径	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	胴板厚さ	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	上部胴板厚さ	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	胴板の外径	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	胴板内径の寸法公差	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	胴板厚さ	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	冷却ジャケット胴内径	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	冷却ジャケット厚さ	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	高さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																																																																																																			
主要寸法	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台厚さ**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																																																																			
主要材料	胴板	—	—																																																																																																																																																																			
	上部胴板	—	—																																																																																																																																																																			
	下部胴板	—	—																																																																																																																																																																			
	冷却ジャケット	—	—																																																																																																																																																																			
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	清澄・計量設備																																																																																																																																																																			
	設置床	—	1, 1, 3, 1, *																																																																																																																																																																			
	溢水防護上の区画番号	—	—**																																																																																																																																																																			
	溢水防護上の配管が必要な高さ	—	—																																																																																																																																																																			
	化学薬品防護上の区画番号	—	—**																																																																																																																																																																			
	化学薬品防護上の配管が必要な高さ	—	—																																																																																																																																																																			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類六)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																																																																																						
<p>清澄機 (遠心式) ②(2)(ii)(a)-⑧ 2台 (1台/系列)            材料 チタン (ボウル)            ステンレス鋼 (固定部)</p>	<p>(2) 清澄機            種類 遠心式            台数 2 (1台/系列×2系列)            主要材料 チタン (ボウル)            ステンレス鋼 (固定部)            回転数 高速 約 2,000rpm            低速 約 5rpm</p>	<p>②(2)(ii)(a)-⑧</p> <table border="1" data-bbox="1519 325 1935 840"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>清澄機</td> <td>清澄機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>遠心式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転管理</td> <td>ケラシ及びフルトニウム最大濃度 (Pt) / l</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム) (g-Gd/l)</td> <td>0.7*12</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力</td> <td>ケーシング</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイホン部</td> <td>MPa</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">主要寸法</td> <td>ケーシング内径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイホン外径</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイホン厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグ厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台外径**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口管台厚さ**</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1519 861 1935 1260"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイホン部</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボウル</td> <td>—</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">回転数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回転数</td> <td>高速</td> <td>rpm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td>rpm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>清澄・計量設備**</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>1.5.3.1 **</td> </tr> <tr> <td>床面防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> <tr> <td>床面防護下の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護下の配管が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—*11</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: その他地理設備の附属施設のうち給水施設及び蒸気供給施設のうち冷却水設備のうち代替安全冷却水系と兼用する。        *2: 公称値を示す。        *3: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「清澄機A、B」と記載。        *4: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「」と記載。記載内容は、SI単位のみを示す。        *5: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。        *6: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「全高」と記載。        *7: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案 (林規) 第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-3回 清澄機の構造図 管台一覧表 P1」を示す。        *8: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案 (林規) 第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-3回 清澄機の構造図 管台一覧表 P17」を示す。        *9: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案 (林規) 第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-3回 清澄機の構造図 管台一覧表 P2」を示す。        *10: 既設工認申請書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成7年9月26日7案 (林規) 第710号にて認可された設工認の添付図面「第3.2.2-3回 清澄機の構造図 管台一覧表 P3、P4、P5、P6、P7」を示す。        *11: 記載の適正化を行う。既設工認申請書には「材料」と記載。        *12: 溶解槽に供給した硝酸溶液中の硝酸ガドリニウムの濃度。        *13: 単位は MPa。        *14: 床面防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。        *15: 化学薬品防護機能を要求されない設備であるため「—」とする。        *16: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>			変更前	変更後	名称		清澄機	清澄機	種類		遠心式		運転管理	ケラシ及びフルトニウム最大濃度 (Pt) / l	350		可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム) (g-Gd/l)	0.7*12	変更なし	最高使用圧力	ケーシング	MPa		サイホン部	MPa	変更なし	最高使用温度		℃		主要寸法	ケーシング内径	mm		サイホン外径	mm		ケーシング厚さ	mm		サイホン厚さ	mm		プラグ厚さ	mm		高さ**	mm		入口管台外径**	mm	変更なし	入口管台厚さ**	mm		入口管台外径**	mm		入口管台厚さ**	mm		出口管台外径**	mm		出口管台厚さ**	mm				変更前	変更後	主要材料	ケーシング	—		サイホン部	—		プラグ	—		ボウル	—		変更なし	—			回転数				回転数	高速	rpm		低速	rpm		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	清澄・計量設備**	設置床	—	1.5.3.1 **	床面防護上の区画番号	—	—*11	床面防護下の配管が必要な高さ	—	—*11	化学薬品防護上の区画番号	—	—*11	化学薬品防護下の配管が必要な高さ	—	—*11	<p>設工認の②(2)(ii)(a)-⑧は、事業変更許可申請書(本文)の②(2)(ii)(a)-⑧と同義であり整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																																																																																							
名称		清澄機	清澄機																																																																																																																							
種類		遠心式																																																																																																																								
運転管理	ケラシ及びフルトニウム最大濃度 (Pt) / l	350																																																																																																																								
	可溶性中性子吸収材濃度 (ガドリニウム) (g-Gd/l)	0.7*12	変更なし																																																																																																																							
最高使用圧力	ケーシング	MPa																																																																																																																								
	サイホン部	MPa	変更なし																																																																																																																							
最高使用温度		℃																																																																																																																								
主要寸法	ケーシング内径	mm																																																																																																																								
	サイホン外径	mm																																																																																																																								
	ケーシング厚さ	mm																																																																																																																								
	サイホン厚さ	mm																																																																																																																								
	プラグ厚さ	mm																																																																																																																								
	高さ**	mm																																																																																																																								
	入口管台外径**	mm	変更なし																																																																																																																							
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																								
	入口管台外径**	mm																																																																																																																								
	入口管台厚さ**	mm																																																																																																																								
	出口管台外径**	mm																																																																																																																								
	出口管台厚さ**	mm																																																																																																																								
		変更前	変更後																																																																																																																							
主要材料	ケーシング	—																																																																																																																								
	サイホン部	—																																																																																																																								
	プラグ	—																																																																																																																								
ボウル	—		変更なし																																																																																																																							
	—																																																																																																																									
回転数																																																																																																																										
回転数	高速	rpm																																																																																																																								
	低速	rpm																																																																																																																								
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	清澄・計量設備**																																																																																																																							
	設置床	—	1.5.3.1 **																																																																																																																							
	床面防護上の区画番号	—	—*11																																																																																																																							
	床面防護下の配管が必要な高さ	—	—*11																																																																																																																							
	化学薬品防護上の区画番号	—	—*11																																																																																																																							
	化学薬品防護下の配管が必要な高さ	—	—*11																																																																																																																							

